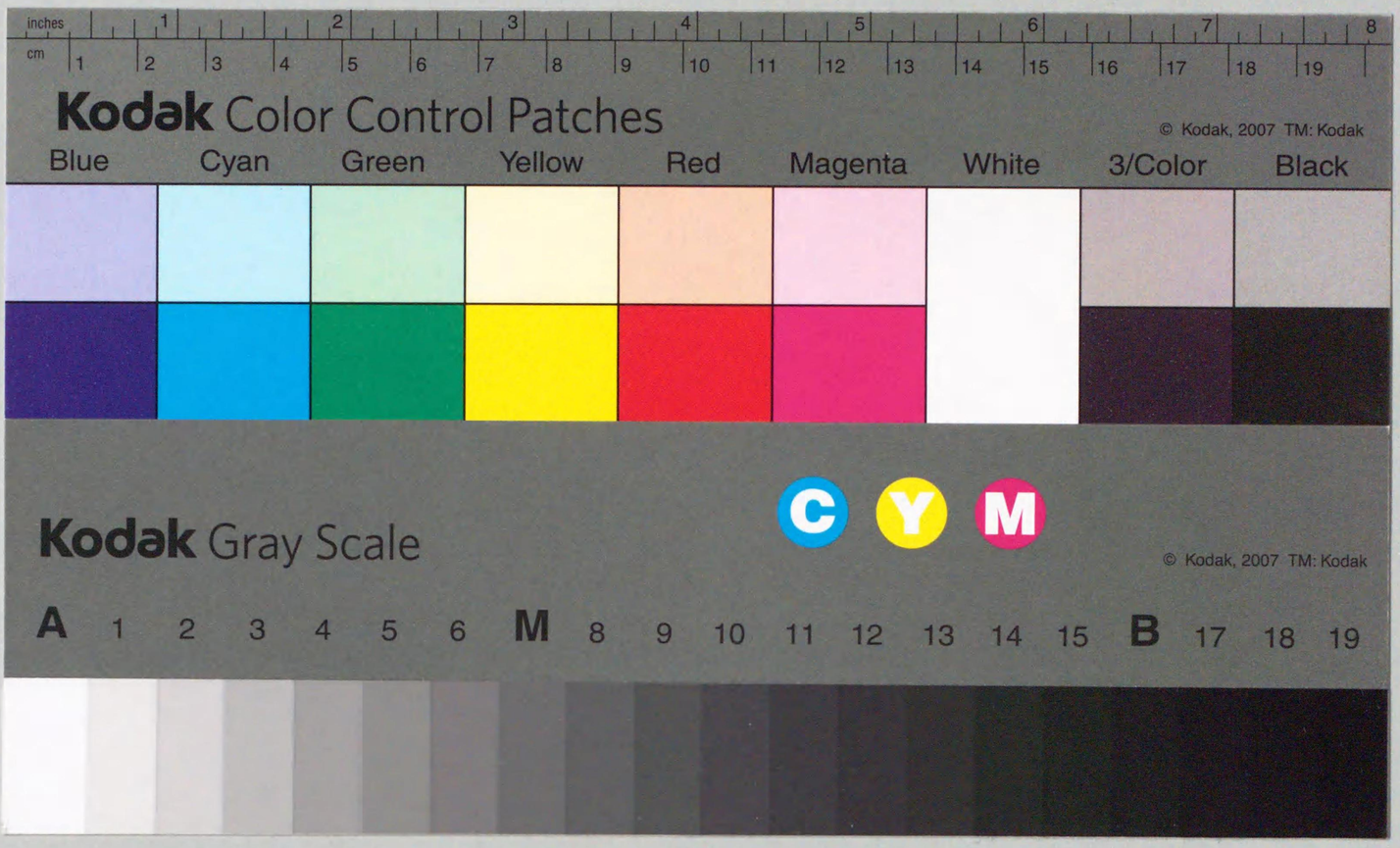
inches
cm
Kodak Color Control Patches
© Kodak, 2007 TM: Kodak
Blue
Cyan
Green
Yellow
Red
Magenta
White
3/Color
Black
Kodak Gray Scale
C
Y
M
© Kodak, 2007 TM: Kodak
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

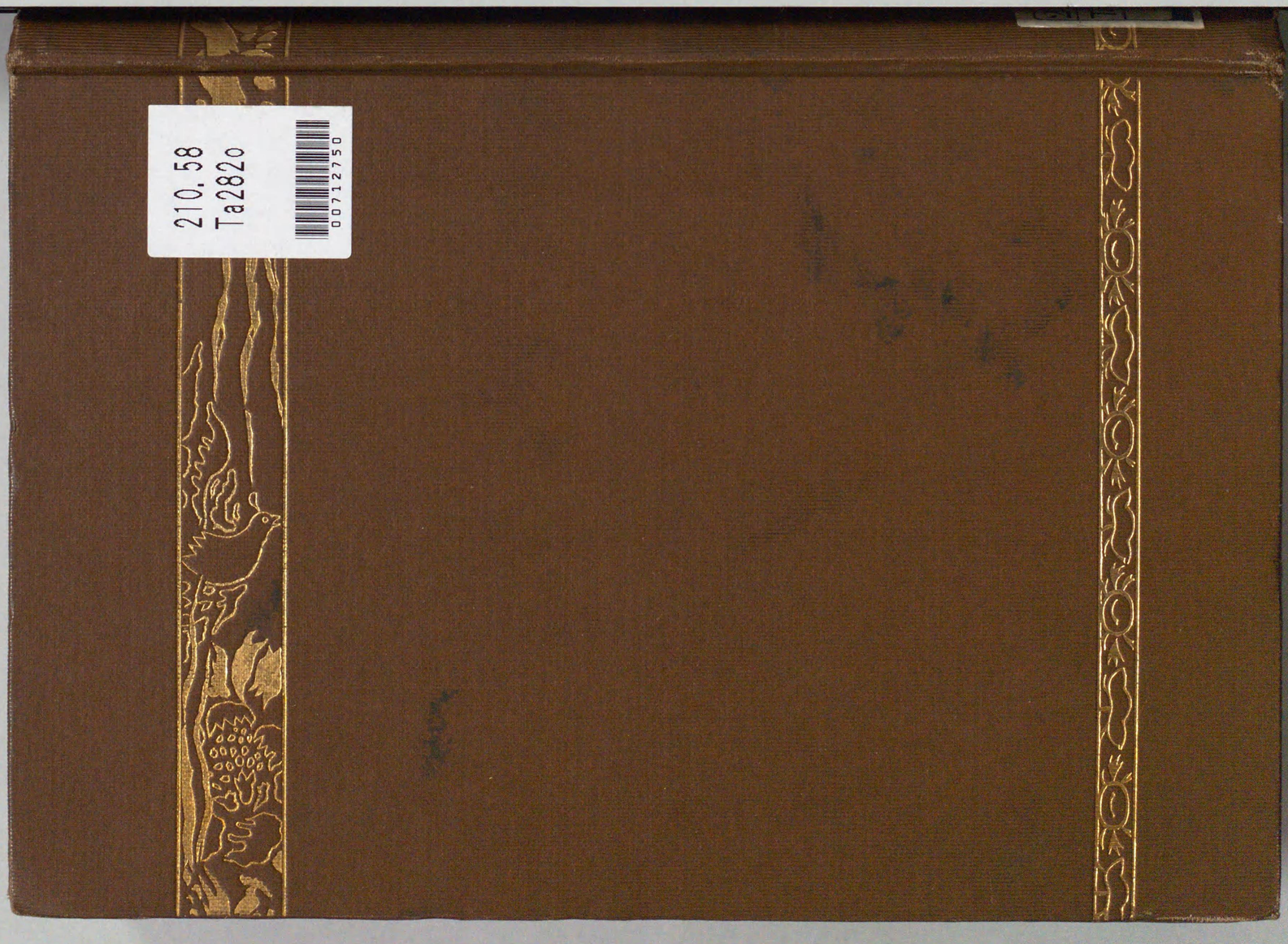
210.58
Ta282o
00712750

ISSEIDO
KANDA TOKYO

遠近橋

全

遠近橋

全

210.58
Ta 2820
II

國會圖書館藏書

國會圖書館
41.11.28

712750

遠路近路波志

緒言

一、遠近橋は、水戸藩士高橋多一郎の編著にして、多一郎が、主君徳川齊昭の爲に、雪冤運動を試みたる顚末を自記せるものなり。

一、弘化元年徳川齊昭が、幕府の忌憚に觸れて、隱居愼を命ぜらるゝや、水戸正義の士は、陸續として江戸に到り、其冤を幕府に訴へ、救解の策を講じたれども、遂に省せられず。高橋多一郎幕府の奥醫師坂幽玄、坂玄益、伊東宗益を介して大奥に入說し、裏面より將軍を動かすと共に、福山藩の儒臣石川和介、關藤陰、土浦藩士大久保要に就きて、老中阿部正弘を語らへり。程經て齊昭が其罪を赦されしは、素より復雜せる幾多の基因を有する事ながら、而も多一郎周旋の力與りて多きに居る。本書はたゞにそれらの事實を細記

せるのみならず、幕府幷に水藩の内情、及幕府と水藩との關係に就きて、未だ世に知られざりし機密を記せる事多し。抑々幕末の歴史は、水藩の勢力を度外して之を語る可からず。就中安政以前に於ける幕府と水藩との關係は、當年政治界の中樞を爲すものなり。本書が史料として多大の價値を有する、また此點にあり。

一、高橋多一郎がその運動に着手するや、自らは多く水戸にあり、而して同志の徒板橋源介江戸に在りて、專ら周旋の任に當れり。德川齊昭これを聞き、歌を詠じて二人に賜ふ。

をちこちに二つの橋をかけ置きて
あやうかるへき世を渡るとは

二つの橋とは高橋と板橋とをいへるなり。本書の題名蓋しこゝに基く。

一、本書は未だ坊間に流布せざる珍籍なり。いま編者の遺族高橋諸

隨氏所藏の原本に據りてこゝに收む。

一、高橋多一郎の自記せる文書を按ずるに、「甲辰國難の節、奸臣共謀計を以て、御父子御間柄御離間申上候一條、御國寃洗雪の爲骨折、自記有志の眞情、天下國家の事情書綴り、遠近橋と名付け申候書冊廿四卷私筐に祕し置、間柄へ差預け置申候」とあり。原本廿四卷あるも、現に高橋家に傳ふるものは十三卷なり。後半或は散逸したる歟。他日若し發見せば、增補として更に刊行せんとす。

一、本書中に現はれたる人名にして略書せるものは、皆一々之を註して、閱讀の便を圖りたり。されど嫌疑を憚りて匿名を用ゐたる所多く、其本姓を知り難きものまた尠なからず。而して之を註するには、諸大名及び幕府の重職は實名を、諸藩士等は通稱を記したれとも、號を以て廣く知られしものは便宜之に從へり。

一、本書所收の文書の內、忌憚に觸るゝ部分は、編者自ら火を以て之

を燒抹せる所あり。いま其字數を推定して一々註を施し、また頭註の文字は、或は本文中に挿入し、或は段落の末に附載し、並にまた其旨を附記して、本文との區別を明らかにせり。

一、高橋多一郎、名は愛諸、柚門と號す。徒目付、奥右筆、寺社役、郡奉行を經て、奥右筆頭取に進み、尋で小姓頭を兼ぬ。安政五年勅諚の水藩に降りし時、幕府之を收奪せんとせしが、多一郎不返論を唱へて同藩激派の牛耳を執り、後ち薩藩士と共に、井伊大老を除きて幕府を改造するの策を決し、遂に櫻田門外の事變を生ずるに至れるは、世人の熟知せる所なるべし。明治に至り正四位を贈らる。

一、終りに臨み、高橋諸隨氏が、此貴重なる原本を本會に貸與し、其傳寫を許されたる好意を深謝す。

大正元年十一月

校訂者識

遠路近路波志

目次

巻之一……一頁
巻之二……四八
巻之三……一〇三
巻之四……一六一
巻之五……二〇八
巻之六……二四三
巻之七……二八一
巻之八……三三三
巻之九……三六四

目次

卷之十……三九六
卷之十一……四五六
卷之十二……五二〇
卷之十三……五七二

目次終

遠路近路波志卷之一

我東藩甲辰(◎弘化元年)之御厄難、實に國家之大班、臣子の公憤に候處、二千の士夫二百年の鴻恩に浴しながら、巨室世家を始、御寃罪を嘆き、力を洗雪に盡候もの寥寥たるのみならす、追々御盛業を破壞し、今公之御美德を累し奉り、今日の姿に至候段、言語を絶候始末、不堪切齒扼腕之至、武吉二子(◎武田彦九郎吉成又衞門)之歎願にて御寃罪天下に暴白し、同年十一月之命も下り候處、御政事向には御携り無之樣被仰出候得は、只御閉門御宥免と申迄にて、御疑念之被爲解候譯には無之候間、有志之士南上訴寃、或は紀藩に奉控訴候者前後數十人に及、乙巳(◎弘化二年)の暮に至り、長倉松平氏(◎松平申之介賴諶)有志一統に代り南上、赤坂邸へ歎願被致候處、翌丙午(◎弘化三年)正月十四日會先生(◎會澤恒藏安)以下九人、右密議に預り候疑心にて、俄に役儀取放滅知にて蟄居に相成、剩雙刀懷中物等迄引上け、仲街官舍へ執拘し、監察先鋒之吏卒晝夜警衞之、長倉氏も程なく致仕閉居に相成、否運之極如何とも可爲樣なき世態に有之、尤乙巳の正月、紀亞相公(◎齊順)幷一位老公(◎治寶)へ歎願仕居候處、公にも精精御周旋被下置、且公は三藩の長者と申、幕府の介弟に被爲在候故、是へ縋り奉り候はゝ、御國寃遂に洗雪仕り、今公繼述之御志も可被成と奉倚賴居候、其砌尼子長三郎私用にて江戸表へ上り居り、二月廿日歸鄉面談致候處、紀公御病氣程御六ヶ敷、當月中旬頃者御近臣幷奥向のもの共、堀之內へ日參も致候由の處、此程は御開きにも相成候趣にて、遠藤(◎勝介)も一と先安心の樣子、其節申聞に、御國御同志の御方々福地(◎政次郎)君抔、又々押込等被仰付候由、扨々殘念なる事に候、此上不殘有志の御方御捕に相成候樣にては、正氣の復候期は有之間敷、弊藩抔にても右之儀返々も御苦勞申候、御下りに相成候はゝ、加治君(◎吉次郎)高橋君(◎多一郎)抔へも右之處宜敷御申通し、唯今捕に就候而は忠義も難盡候間、一と先奸氣を御凌き、時を御待被成候樣に懇切の傳言有之候間、是之方よりも右の挨拶等遣し、尚又御病氣御平愈の爲、有志一統齋戒沐浴、三月三日神職市川右衞門を鹿島神祠へ遣し、祝詞(小川修理草案)を捧け、

紀公御平愈を祈り御祓相請候に付、右へ祝詞相添、遠藤勝介より山中筑州迄呈し度、六日之夜野村◎彝之介宅へ加治◎吉次郎◎武藤◎盈美濃部◎又五郎茅根◎伊豫之介弟鮎澤◎伊大夫相會し候處、いつれも此節他出相成兼候に付、鹿島又四郎を賴俄に南發爲致候、其節遠藤への文通幷に祝詞、及鹿島に祈候同志姓名如左、

謹啓不正の天氣に御座候處、益御清榮被成御座、恭賀之至奉存候、偖は亞相公此間中御不例に被爲入候趣奉承知候處、今程如何樣之御容體に被爲在候や、少も御順快之方に御趣被遊候や、苦心萬重、乍恐御容體相伺度奉存候、御不例御一條奉伺候以來は、同志之者一統實に寢食を不安、乍恐御案申上候、已に苦心之餘り近隣同志之者打寄り、鹿島神宮へ御病氣御平愈の爲、祝詞を捧け祈請奉り、御祓等相受申候處、我々共の身分にて奉呈上候と申も、甚奉恐入候事に御座候、依而御祓幷祈願之者姓名書等先生迄呈置申候間、一と通山中君迄御演述被下候樣偏に奉願上候、同志鹿島又四郎と申者、惣名代に罷出候間、御面談之上當今模樣之儀は御聞可被下候、委曲同人口頭へ相附申候間文略仕候、深夜出立前に差掛り燈下亂筆御推覽可被下候、謹言、

三月六日夜　　加治吉次郎
遠藤先生　　高橋多一郎

祝詞之寫

吾嬬那流常陸國鹿島御縣邇下都盤根邇太宮柱太知立、高天原邇千木高知豆鎭座須掛卷母畏伎霞零鹿島太神止稱奉留建御雷之男神能宇都之太前邇白久、此邇紀伊國所知食須大納言君者、天下乃三家止聞曳給中邇最母長君邇座豆、社稷乃事那母太心乎盡佐世賜任邇吾中納言君能不慮能事在豆、去之辰年止云年能五月從別殿邇隱座豆、國內能政事邇佐倍携所聞食給事無乎深久所歎給比、天下能要登定豆立給布家止之親伎父登子能中邇如此隔給事乃座豆、宇大八洲國內乃大綱乎張給倍伎助登波成給事難止、伊都乃男建乎奮給豆、伊豫々其罪無乎明白爾所開給比豆、再比中納言君能眞情乎遂佐世給牟登那母、眞木柱太心乎竭佐世給比碎給之爾此邇惠夜美乃禍事座豆吾延給奴留由乎、吾中納言君所聞給所驚給比豆、諸社邇廣伎厚伎祈誓給布隨邇、微々廼某杉浦政安小池友克等村肝之情振起志、赤心能朋友止戮力豆齋比淸廻理幣帛乎進利、吾君乃御祈乎助奉留、太神此丹誠乎鑑賜比豆、今獻留宇津之幣帛乎、安幣

帛乃足幣帛登所聞食給比豆、大納言君乃惠夜美給奴留事乎、速邇所解除給比豆、天之禍津日止云神乃言牟禍事邇相廢自許理、相口會給事在乎婆、大直日神直日仁見直聞直給比豆、夜之守日之守邇守幸給倍止、大宮司中臣鹿島連、駒肩邇太禰取掛豆恐美恐美毛白須、

右之通祝詞へは姓名首尾のみ相認、一統の姓名は別紙へ認、

杉浦　政安　三木　玄善　朝倉　政幸　蔭山　廣隆
小原　俊彥　山口　正直　石河　幹忠　村田　正與
國分　胤祿　小野　信慶　武藤　盈謙　深澤　信之
渡井　昌好　高橋　愛諸　加治　秀實　鵜殿　忠愛
橫山　信照　原　雅言　美濃部茂定　野村　鼎實
鹿島　良幹　尼子　久恒　眞木　景嗣　茅根　泰
佐野　光六　下野　遠明　輕部　和邦　佐々　長德
小田部守直　楊　元喜　矢野　長道　井田　好正
淸水　輝忠　田島　庸德　坂場　時中　梶　信基
小池　友順　三輪　信善　鮎澤　國維　井坂　昇
荻　忠厚　石川　義俊　高島　泰進　平山　忠告
村田　敏行　矢島　義容　小林　誠　梅澤　亮
井坂　貞幹　金子　德褒　小池　友克　但閉居の士井以下の有志は除

右之外三十人許靜神社へ祈禱致候者有之候、

右微行の義に付鹿島又四郎忽相應し、獨步にて微行國命を不辱、飛歸り候段感激に不堪候、中街就囚候以來人心恐怖千萬也、已に紀の御祈禱願に靑柳村迄參候さへ難き事に思候位、此時の姦勢、同志の勢もおして知る可し、

入用不足之分は茅根盡力之

○長三郎下向の節申聞に、先達而薄々御咄申候中村平三郎御郡同心にて、讃州侯へ歎願に罷出、御暇に相成候濱田平介事、一件得と相探り候處、売咬にも無之樣子、最初平三郎浪人に罷成り、家內大勢今日に差支候間、娘を六番街之坂玄益と申仁之方へ奉公に差出し候處、親も目見に參り候樣被申候に付、早速に參り申候處、其許何儀に而浪人致し候やと被尋候に付、私義は水戶樣御郡同心に御座候處、御隱居樣◎烈公ヶ樣被仰付候に付、卑賤の身柄恐入候得共、餘り殘念に奉存候間、讃州樣◎松平賴胤御屋敷へ歎願に罷出候得者、早速御召捕にて江水御構御追放に罷成申候云々申候得は、扨々感心なる事也と申、玄益直樣此事を父幽玄へ咄候得は、扨々殊勝なる事也、左樣に義氣のある物好く世話致し度迚、幽玄懇意に致し居

り候内藤主馬と申御旗元へ相頼候處、是も義氣の有る人にて、左樣忠誠之者難澁にも候はゝ、私長屋へ參り居り候樣早速遣され、夫に付牛込御留主居町屋敷へ引移り、煙草切渡世を内職に今日を送り居り申候、坂井内藤へも度々參り、一昨年來の事悲歎致候得は、幽玄も感心不斜、水戸有志の御方は大勢御座候得共、公邊へ突き當り騷々敷有之候而は、公邊の御模樣なを〳〵御六ケ敷勢に相成り可申哉と被申候に付、平三郎申樣に、みな〳〵左樣計にも無御座候、既に高橋某と云人抔は、同し天狗には御座候得共、公邊へ突き當り候而は、御隱居樣◎烈公之尊慮にも不被爲叶との主意にて、江南の論とは持重過て練合不申由、承り候と申候得は、夫は左樣に而可然譯也、乍去此方より口出しは不出來候得共、先方より御頼有之候はゝ、どの道手蔓は取扱可申との由、依而幸に尼子登り居り候に付、平三郎申聞に、是非御同道にて御對談可被成と、深川邊より歸りに斷て頼み候得共、國元の事情等も承知不致に付、別れ歸り候と也、左候内に、南紀公◎齊順御逝去被遊、水府有志之もの一同十方に暮、如何共可致樣無之悲歎に沈み居り候折柄には有之、渡りに舟と心付、直樣急便を以平三郎下り候樣申遣す、

四月五日の夜、平三郎歸着、手續之次第委細相尋候處、坂幽玄樣は四番街御住居に而、大御所樣◎德川家齊御側をも長く御勤被成、唯今も月三度つゝ大奥へ御番に御詰め被成候由、尚又紀水樣へも御出入にて、其外御住居樣向は何れも月々御診に相廻り、大諸侯抔へも心易く御出入、此節別而一般に被用候御方之由、内藤樣は七百石程も御取り、大御番御勤被成候由、併しケ樣なる追笑輕薄之世柄には、好て奉公は致さぬとて、飼鳥抔に心を托し被居申候、扨四番街樣へは度度參上仕り、御噂抔申上候得者、先樣より御頼有之候はゝ、乍不及御忠節之程微力丈は、御通し申度もの也との御咄に御座候間、何卒御書面御遣し被下候樣仕度、私儀も先樣の御深切故、直樣御國元よりも御願之旨申上置候間、是迄及遲緩空啞にても申上候樣に而、先へ對し甚以氣之毒千萬に奉存候との趣、依而苦心之餘り一存に而一書相認、平三郎冠り笠之輪之中へ仕込、同八日發足爲致申候事、

書翰之扣

呈上一書仕候、追日向曙◎暑カに相成候處、益々御勇

健に被成御座奉敬賀候、扨未た不得拜眉、卒然不敬の至には御座候得共、過日中村平三郎罷下り物語りに而御噂奉窺、苦心之餘り不取敢申上候、一昨年先君◎烈公不慮之冤罪を蒙り、嚴重之御咎被仰出、一國之悲痛可申樣無之、愚民に至る迄家屋を破り身命を捨哀訴仕候仕合、御聞見も被爲在候通に御座候、然る處先君御愼之儀は御宥免被仰出候得共、政事向へは携り申間敷樣、尚三連枝之儀は是迄の通りに立入世話有之、全公邊御懷合は御不審不被爲晴候に付、士民共追々歎願等仕候處、今以御開明に不相成、甚以苦心仕候、一體去々五月御咎之前日七ケ條之御疑問蒙り候得共、一々辨解御即答申上、然る處一應之御問返も無之嚴重被仰出、御内實は福島正則御見合を以御調にも相成候由、竊に奉承知、尚以臣子之もの一統悲歎に不堪、是迄の姿にも被及候事に御座候、一體先君の御儀は、一點之御疑念被爲懸候次第は神明に誓て無之、天下之御爲に者一廉之御奉公仕度存慮に而、就中威義兩公◎水戸賴房・山光圀之遺志を繼述被致度孝心より、感發被致候事に而、年來の丹誠世上一統感慕仕り居り候儀と奉存候、

既に公邊よりも去る卯年中は國政被行屆候に付、猶義公の遺志を被繼候樣にとの事にて、非常之御褒賞被仰出候仕合に而御座候間、御疑念被爲在候筈は毛頭無之候處、〔頭注、幕後宮出入之醫生へ、唐突之文通午年之人心洶々、是にても廉々とり認候つもり也、後世見る者可察々々〕如何之讒言達台聽候哉、乍恐正敷東照宮の御血統被爲在候親藩之御方をむさと奉押込候御懷合は、汲々御情なき天下之御道と、奉恐察候事に御座候、畢竟夫故、紀州樣にも深く被爲歎、先君冤罪開明之儀精々御盡力被爲在、既に大樹公御前は、御開明にも相成候由の御模樣窃に奉伺、同志之もの一統猶々御綯り申上候處、不圖も去月御大病に被爲成候趣奉承知、一同驚歎十方に暮罷在候、乍憚愚昧之心中をも御推察可被下候、依而平三郎談話に泥み存分申上候、何分御周旋被下置候樣奉仰候、何卒御役方幷溜詰衆、大丈夫の御方御座候はゝ、事實得と御辨解被下、眞僞判然と貫候樣仕度奉存候、若し御領掌にも相成候はゝ、先君年來の事業幷御不審等辨解の處相認、御手元迄差上可申候間、御周旋之程幾重にも御盡力奉仰候、近頃愚昧の方寸取亂倒置之文言宜敷御推覽

奉願候、若し幸貴報も御座候はゝ、欣喜之至に不堪奉存候、恐惶謹言、

四月六日　　高橋多一郎
　　愛（花押）

坂　玄益樣

尙々時候折角御厭專一に奉存候、且又平三郎事何角と御心を被爲添候段、於私大慶不淺奉存候、委細は平三郎口頭に托候間、御聞糺可被下候、此上御示教何分所仰に御座候、

玄益と認候義は、平三郎差圖違にて、玄益は次男にて父をは幽玄と申候よし、

○其後日々便相待候處音信無之此方より誰歟微行可致とて彼是企候處、平三郎より文通四月廿九日着す、奉一翰啓上候、輕暑相催候得共、先以被爲揃益々御勇健被遊御座奉恐悦候、然は先日は失敬のみ申上扨々奉恐入候、其後私共無滯當着仕り、御書狀無相違相届ケ、且御密談之儀坂樣に得と及内談候處、委細承知被致、坂樣御申聞には、會津鍋島兩侯へ相願申外無之候、鍋島には御住居も有之、我等時々御機嫌伺に罷出候間、折を以相願、御住居樣より手を廻し候樣可致候、且會津には坂本覺兵衞水野清兵衞此兩人は、當時御用人相勤、何れも儒者にて、頗る人に御座候間、此兩人へ手を廻候樣可致候、何れも先方挨拶承り、右廉を以御返翰致候間、其節縞に御出府被成候樣致度由被申候、

鍋島侯藩中右賀太一郎と申人留主居役相勤、是は餘程宜敷人物に御座候由、右へは當町令鍋島内匠頭殿實弟にて隱居致、於市中法曉庵と號し、筆道指南致居候仁に、手續を以相願候處、何れ右賀氏へ咄呉候挨拶に御座候、是以未た不相分候間、近々相分り次第可申上候、

四月廿三日　　中村拜

小杉樣（多一郎隱名なり）

右之文通來る、是非誰歟微行致し、面會不致候ては相分り不申候處、是節奸黨頻に氣を附、國境出口々々へ間を指出し、屋敷々々之集會等相探り候勢に付、一と先見合居り候處、書通歎願のみにては、必死の情實も通ひ申間敷と決斷致し、五月五日鮎澤重次郎（◎伊大夫の原名）矢野長九郎幷に僕稻田十藏召連發足す、

〔頭注〕當時有志の潛匿所は、小路町裏隼町和泉屋と云後家持の屋敷なり、その後家の妹子供貳人連

同居致居り、水有志のもの日々起居之世話は、此者厚く世話に相成り候、或時大謙（◎大野謙介）越かたの事共互に咄合候處、彼の婦人頻りに落涙に沈ぬ、よつてしか〳〵の事尋候得は、私は御耻敷候得共、鍋島内匠頭殿養兄法曉庵と申て癈人に相成り、手習指南致し隱居仕候處、少々狂氣の氣味も有之候處、當鍋島家の役人共不心得にて、座敷住居に致され候まゝ、此子供貳人預り姉の所へ下り、憂き日月を送り申候、私の旦那の艱苦を見るに不忍、おりの中へ鋸を竊に入申候故、おりを破り出て一所に暮し居候處、被探出又々嚴重に押込、間も無之相果申候、已に今日か四十日めに御座候とて、菓子抔備へ回向致し涙に被咽候故、大健もとも〳〵に貰泣致候得は、私も皆樣方の御心願も存居り、實に御察申上候間被申候、殊の外被驚候處、平三郎事午年此手續にて小路町和泉屋本宅にて、右之後家へ面會致候事有之なと、過日被申候よし、

〔頭注〕此時姦勢滔天、同志競々、壹人微行に立候者無之、勿論極々祕々也、依而宿所へも隱し、鮎重矢長二人、從者十藏召連趣ぬ、此節用途に差支□□□

□（◎原書塗抹）を賴み、時借質物にてよふ〳〵出來ぬ、

小源（◎原カ）眞木小遣出金、

○五月六日兩人當所發足、翌六日暮過御留主居街（内藤主馬屋敷也）へ上着、早速平三郎へ面談致候處、其節同人申聞に、先達而御暇乞仕り、直に六番街坂玄益樣へ罷出、御實兄樣より之御書翰等慥に進呈仕候、尙又私共よりも色々御内話等申上候處、其席に而御開封に罷成候處、殊之外御感激の御樣子、直樣に四番街坂幽玄樣へ御越なされ候處、是以御同樣御感激不斜候由、其儀は御書面中に御不審等辨解相認、御手元迄差上候云云御座候由に而、驚き入候由なり、夫に付他藩等へ御手蔓等の儀は、何分御取扱可申との御含の由、玄益樣御咄に御座候、幸に此度は御微行、實は待兼候位に御座候、直樣玄益樣迄御通し可申上とて、平三郎六番街迄罷越、右之趣申通候處、玄益樣大に喜ひ候振にて、即刻四番街坂氏用人（名は遠藤金衛門と申すもの、）を招き、此度御國表より御微行に罷成、是非親へ御面談被成度由に候間、御都合よろしく取計呉候樣に相賴候よし、尙又私儀も御微行の御方へ御目に懸り可申之處、住居向手狹にて指支候間、此方より參堂懸御目可申との振

に而、平三郎罷歸り咄有之候、翌七日四番丁用人早朝に被參申様は、主人申付に何儀に而御逢被成度義に御座候や、大意之處窺參り候様申付に御座候間、參上云々咄に有之候間、先達而中御文通も申上候儀にて、委細は拜顏之上可申上と挨拶致し申候處、是非大略承知不仕候而者指支候振に候間、其儀は鍋島藩中古賀太一郎へ無據面談致度候處、外に手續と申も無之、御主人様に而は御懇意之様にも窺候間、右に付御目に懸申度儀に候、餘者御面談之上委細可申上と挨拶致候處、後刻又々用人罷越申様は、主人儀も日々勤向繁多に而、手透等無之候間、明朝出仕前御目に懸り申度旨挨拶の振申聞也、依而明朝罷越面會いたし、先達而實兄高橋多一郎より弊藩一條の儀に付、平三郎より内々御文通申上、是非此度實兄罷出懸御目度存慮罷在候處、國許等容易に出府も相成兼候勢に御座候間、無據私共出府仕候儀に御座候、委細は前文に申上候通り、中納言殿儀是上今一等の御宥免被仰出、兩御丸御登城に而も相濟候様、國元一統の心願に御座候間、其元様抔に而は、可然御役方抔へ御手蔓も可有御座候得は、宜敷奉願度儀に御座候、夫に付以前阿部殿◎正弘より御疑問御座候、南紀亞相公へ月共星共御絶り申上候處、不計御辭世被遊候に付、同志一統十方に暮と申さうか、何共申様無之悲歎也、依而は此上は諸大藩の盡力を以、隱然と歎願仕候外無之と意を決し、七ヶ條の辨解を大凡に書立、手の屆丈廣候心得に而揮筆を揮ひぬ、是則平康賴の薩摩潟沖の小島に我有と親には告よ八重の汐風と、そとわ千本に記し流し、口口◎蟲喰逐に其そとわ壹枚都に來り奏聞を經し故、再歸參の開運ありと聞く、竊に此故事に倣て大罪を不顧天下押廣ぬ、

七ヶ條弁解、實兄に而大略相認差上候間、是は全く其許様に而御内覽被下、先々へ御演述の御控にも可相成と存持參仕候間、御内覽迄にとて差出候處、何れ緩緩拜見可仕候間御預り申候、扨御心願の趣は御尤至極に而、既に一昨年◎一昨々年の誤ならんは御褒賞も被爲在候程に而、全御武門專一に御主張被遊候様に窺候處、此度の御儀如何の御次第やら實に御心配の御事也、平三郎よりも内話有之候通り、今一等御宥免被仰出候様、何卒仕度御事なり、偖し私儀者醫生の身柄には有之、

ケ様之御書付拜見仕候とて、諸方へ演舌と申も、何歎世上に不相當の様にも相聞へ、且御藩へ御荷擔に而も仕り候様にとれ候而者不相濟候間、全く誰へ御逢被成度抔、御賴之儀は何分御取扱も仕り可申候得共、私より御藩の儀演述仕候儀は、何共相成兼候儀に御座候、尤先刻御申通し御座候鍋島藩中古賀氏へ御逢被成度儀は、委細承知仕候との挨拶に付、無據萬端宜敷奉願と申罷歸り申候、◎大意の處のみ記す、出仕前也とて、先方より次の間に退出致候に付、底蘊盡に不暇、

幽玄其頃は用人抔へも、内密の儀被賴候様氣取れ不申爲に有之候由、二階之下に而面會致候處、次之間之見通へ用人を指置候故、國事の儀故避吳候様可申歎と心付候處、何も初而にて廉立候も如何と存し、夫なりに致候也、

翌八日用人罷越、鳥渡懸御目度とて申來候に付、罷越候處、昨日御賴御座候古賀氏一件、昨日參り候處、日比屋◎術カ御屋形御繁雜の御様子にて、行違面會不仕罷歸申候、夫に付今日態々罷越面談仕候處、古賀儀も昨年國元へ罷登り、當春歸府仕候とて久々にて面會仕候、御賴の儀委細申談候處、夫は何儀にて面談致し度儀に候哉との咄に有之候間、其儀は如何の旨儀に候哉承知不仕候、何れ同人より御咄可申上と挨拶仕候、尚又其方は、度々御逢被成候仁に候哉と申候間、一兩度面會仕候様、程能咄置候間、左様御承知可被下候、尚又日限の儀は、當節繁勤に有之候間、十二日歟十四日の朝御目に懸り度由に御座候、其御積にて御出可被成との事也、其節も得と熟談致度積りにて、色々咄合候處、醫生の身柄にて表向御世話と申も致兼候咄にて、前日預置候書付熟覽致し候由にて、返却被致候、◎其節も御免を蒙ると云て、先より次の間へ引込、

翌十一日、平三郎玄益方へ罷越候處、同人咄に、昨日四番町へ參り相談致候處、親儀は奥勤の身柄に候得は、一體御旗本抔へも表向付き合は成兼候御定なり、夫に付先様より度々御出にて、御對談申候儀も、世上へ嫌疑も有之候間、萬端私より御熟談申上候様申付に有之候、尤取扱方の儀は、どの道親の方にて可仕候間、左様先様へも申上吳候様申付に有之候、其折親咄に、先様に而は鍋島抔へ手蔓を御求め被成候得共、是は全く御住居様被爲入候のみに而、外様の事に候得は存の外響き合疎きもの也、何に致せ事の調達する

儀は、第一奥向歟、又は田安御隱居樣◎齊匡へ願候儀、時宜の專務と存候由也、尙又御隱居樣にては、第一御賢明には有之、當將軍樣◎德川家慶の御伯父樣に被爲在、右御方樣の御申立にて、追々立身致し候者も有之由に候得は、是へも好き手續も有之候間、右の二ヶ條の內なら、どうか事も貫き可申もの也、何れ私より萬端御熟談申候樣申付に候間、御目に懸り可申とて、面會の日迄相約し申候處、折惡敷玄益儀外邪に而取臥、是の方よりも是非面談致し度再三申込候處、何れにも頭痛烈敷御對談仕兼候間、乍殘念御用捨を蒙るとの挨拶なり、其節平三郎を寢所へ招き申樣には、御賴の一件彼是親抔とも相談致候處、奥向歟田安の一位樣◎齊匡の兩樣より外有之間敷と、申聞も有之候間、兩樣の內何れ歟御決斷被下候はゝ、御取扱可申、委細は御直談に而御咄可申と存候處、御覽の體無止候間、宜敷其許より申上呉候樣平三郎罷歸り申聞也、夫に付矢野とも相談致し候處、奥向の儀は是迄險難之事情も有之候得は、田安公へ御縋り申上候儀生◎上カ策と存候間、決斷も可仕候處、一國の大事獨斷に致候儀も、輕卒歟と心付候間、何れ歸鄉の上細議仕り、兩樣の內相願可申上候間、御禮宜敷平三郎より申呉候樣相賴、歸鄉致し候、

○此以前八日、會陽の用人水野清兵衞を尋候處、折節公務に出仕の振にて他出、同夜罷越對談致し、中納言公◎烈公一昨年嚴重被仰付、御愼の儀は御免被仰出候得共、中將殿◎慶篤政事へ一切世話致候儀、不相成旨別紙被仰出、且又五月以來奸人共勢に募り、公邊御指圖と申、是迄の事業不殘相破れ、隨て父子の間も疎遠仕候樣の仕向に至る迄、委曲不包相嘆き、夫に付南紀公◎齊順へ一統御縋り申上、度々御周旋被下置候處、去月中不圖御逝去被仰出、最早外に御縋り申上候親藩と甲も無之、尊藩の儀は御續合も有之、溜りの間にも被爲在候得は、他藩とは格別と存慮相決し、國許より御慕申上參上仕候間、別紙御領掌の上、肥後守樣◎松平容敬へも御披露云々申ければ、清兵衞挨拶に、誠に御心入の段奉感佩候、既に去辰年◎弘化元年右の御沙汰薄々窺、如何の御次第と奉恐察候處、此度御直話にて事情詳悉に相分り、驚入候事に御座候、あの節も、世上一般に昨年の御褒賞と引違ひ如何の御次第と御評判仕候、但し私儀當朔日若旦那◎松平容保附用人へ轉職致し、

折角御出府にて御尋被下候儀を、御斷り申上候儀は、御氣の毒至極御座候得共、御藩抔と違ひ弊藩の作法と申も有之、役人歟側勤の者より外はヶ樣の大事は申に不及、呈書等の儀も申立候事不相成藩風に御座候間、六り〳〵御預り申上候ても、指て表向盡力仕候儀罷成兼候而は、私の心に安し不申候間、右の旨儀御實兄樣へも宜敷御演述奉願候云々、扨左樣の御藩風歟には御座候得共、國元より御名前を御慕ひ申上、態態參上仕候儀に御座候間、願書の儀は御領掌被下、縱令御轉職被成候共、何れの道より御取計被下候樣奉願云々、再三問答仕候處、聊も御如才申候儀には無之、折角の處御斷申候儀は殘念には御座候得共、前話の通り轉職後は何分指支申候、先役にさへ罷在候得は、私力丈は盡し方も御座候得共、甚以指支申候、既に御領の百姓は昨年歎訴に罷出候節は、先役の折にて私共取扱仕候儀に御座候、

清兵衞話に、去年中私用人相勤居り候節、御國表の百姓共屋敷へも罷出、願書等取受、何れ明日挨拶聞に參り候振の所、如何致候や夫成りにて參り不申とて、是迄の動よふは腰推しある樣にも疑心も有之樣子にて相咄し候に付、夫は其頃小石川より召捕に相成候者御座候間、定て御挨拶伺にも罷成兼、嘸々殘念にて入牢仕候事成へしと相答申候、

但し御封書の儀は、私名前も御座候得は、一覽仕候上に而、書狀相添御返却申上候間、前件の旨儀宜敷多一郎樣へも奉願候と申、次の間に入壹時計り（其內願書は寫候樣子、七ヶ條は寫候程の隙は有之まし、）稍有て罷出色々咄合、最早刻限過故歸り可申と存候頃に至り、清兵衞申樣には、縱ひ轉職は仕り候ても、是迄の同役と申も有之、猶又重職共へ知己の族も御座候得は、折を以貴兄に而拙堂迄御來臨にて、斯々の御事情尙又御歎願の趣も、肥後守◎松平容敬迄申立候儀不相成儀も有之間敷奉存候、左候得は主人儀も御藩の儀は御續合も有之、尙又御懇命をも蒙り候儀に御座候得は、三藩抔の樣に、將軍樣へ御直談申上候樣には仕り兼候得共、御老中方へ申聞候樣の儀は、不叶儀も有之間敷と奉存候、但し是は全この御一席之御咄にて、肥後守に而必す左樣仕と申譯は無御座候、又候申樣には、御三家樣は格別に被爲在候得共、御精心一片にて是非御通し被遊候儀は感心仕候得共、他藩抔より愚慮仕候而は、第一先年と唯今にて

は、御老中方の變革も御座候得は、少々時節を御揆り被成候而御盡し被遊候はゝ、各樣に而御苦心被遊候儀も、御貫き可被成候歟と奉存候、是は全拙子一己の論に御座候間御聞捨可被下候、其他數話、九つ頃迄對話す、

○同十二日佐賀藩用人古賀太一郎へ罷越、面談の上前件國寃の起り、當今之事情迄委細相嘆、御藩の儀は御住居樣にも被爲入、殊に中納言殿◎烈公在位中、肥前守樣◎齊正には御親も深く被爲在候樣、承知仕り候事に御座候得は、何卒御盡力云々申述候處、右答に、私儀も當春出府仕候、國許に居り候節、土浦藩中大久保要人より御藩の儀に付文通にて委曲申越候に付、肥前守耳にも入置候、是迄とても主人儀も心配仕候、然る處此度御直話に而眞の事情詳悉相窺、尙々以驚入候事に御座候、御心入の段感心仕候間、御歎願書幷御別封の儀は急速國許へ指下し候樣可仕、左候得は主人儀何れの道盡力致し候手段も可有之、且又私方へ重職共より挨拶振も可有之候得は、其節は貴兄御名前歟、又は御實兄樣御名指しに而御返翰可仕候、但し遠路の儀に付急便を以差下し候而も、二ヶ月程も相懸り、肥前守さへ在府に候得は隙も取れ不申、盡力形も格別に候得共、外膚の儀に付、一體今年歸國の譯に御座候處、昨年願の上歸國被致、來年ならでは參府に罷成り不申年限に有之候間、國許より盡力と申候ては、十分の一にも行屆申間敷候得共、折角の御思召に付御請取申候、尙又御藩の御模樣御直話の趣、一々箇條書取に仕り同封にて指登可申奉存候、扨々是迄の御事業も瓦解と申姿、尙又御同藩中に而正邪の御釣合も御座候得は、萬事御都合如何と御察申上候と申候に付左樣に御座候、五月以來と申は同藩中の儀に候ても、道路相目すと申姿にて、有志の方に而は、勤筋より外は一切に付き合と申も不仕、潛居仕候事に御座候間、御推察可被下候、又候太一郎申樣は、御咄の通り御父子樣の御間御疎闊と申樣罷成候ては、實に千載の大患と、乍恐奉存候と申候間、左樣に御座候、中納言殿爲は矢張中將殿爲に候得は、彼是と心配も仕候儀に御座候、右之通り奸人共勢に募り、中納言殿にも配慮被致候儀、臣子の身分殘念徹心魂、實は打捨置兼候儀に候得共、此度の儀は、第一公邊より御不審を蒙り、斯々之勢にも至り候儀に御座候得は、何も

指置公邊御不審瞭然被仕候儀、家中一統の心願に御座候得は、縱令奸人の所業於情不被忍候得共、是砌却而國許より事起り候而は國亂の樣に氣取られ、是迄公邊へ歎願仕候甲斐も無御座候得は、六り〳〵取鎭り追々禁錮にも落入候儀に御座候、一體ヶ樣の事情申上候儀は、御氣之毒至極に候得共、切迫の勢に取紛不包御咄申上候段、御海恕可被下候、其餘瑣細の談は略す、朝五つより四つ比迄、最早勤刻に差懸り候故罷歸申候、

面會の前、古賀より重職の者へ、水國之一條申立候事も有之候由の處、重職の者不應して、其なりに而事止けりとも云ふ、予か尋候は其後也、

○同月十一日、酒井藩近習頭金井男四郎方へ、矢野長九郎罷越面會之上、弊藩の一條逐一相咄候處、先に而は大意承知致候樣子にて殊の外相嘆き、則七ヶ條の辨解差出候處、其席にて一覽致し、右ヶ條の內水戶家の儀は、大筒張の鐵砲師、東照宮より拜領に相成居り、他家とは格別と申處に至り候而は、殊の外感心致し候樣子、尙又學校堀の儀に大手前へ出丸を構へ、敵の爲に致候樣なる淺間の事は、いくら兵法に不鍛練なれは迚致し申間敷と申處、感嘆の樣子に而、ヶ樣不被遊候而こそ、公邊より御咎も可有御座候處、如何の御次第に御座候哉、御藩の儀御貫き不被遊樣にては、是上幕之御政道如何と奉恐察候、弊藩儀は先年莫大の御恩を蒙り候故、いつか可奉報禮と存候折柄に付、處處へ手蔓も拵へ候得共、未た埒と不仕候故、追而御咄可申上との咄に有之候、稍有て公務に付人參り候に付歸り候由也、

○其節矢野鮎澤兩人同道にて、遠藤勝介を尋候處、先生出懸に而途中に而行逢、早速歸宅面談致候處、同樣紀公◎齊順御逝去の儀相嘆き候內、先生咄に、藩中の儀も餘程釣り合六ヶ敷、去月廿二日方安藤水野山中三井等四人、公邊より御呼出に罷成、何儀候や安藤山中兩人は直樣國許へ發途に罷成申候との咄也、夫に付何に致し、西濱公にも被爲入候得は、是非今度は尊慮次第と御噂申上候と申候得は、いや夫處には無之、老公の尊慮をも推倒する程の勢有之候故、未た成否何共安心不仕との咄也、又候先生曰に、御藩の儀も最早無止候間、大藩にても動し候より外有之間敷、又は閣老と歎御側衆抔へ、人物を見付候より外は無之との

咄に付、國許抔の論にても、是迄大納言樣(順齊)に而御盡力被爲在候而ケ樣隙取し候儀、外諸侯抔の盡力にて回明仕候と申儀は無之候得共、賢諸侯へは手續も拵へ度心慮にて則此度も出府仕候云々申候得は、私も始終の見込の人壹人有之候、夫は西丸御側衆を勤候大久保駿河守(忠誨)と申仁にて、祿五千石、學問も有之、餘程堅固の人物にて、壹兩度面談致し候事も有之候、此人御本丸へ廻り候は丶、隨分御藩の義抔も、押貫け可申人物との咄なり、

從者稻田十藏儀、宿元六り〳〵出立の咄にて隙取候は丶漏洩必せりとて困り候樣子に付、先へ返し可申とて色々申聞候處、同人儀も不本意の樣子に付、無止日數十日にて歸着す、

清兵衞よりの文通左の通り

未得貴意候得共、今般相澤重次郎殿御出府拙宅へ御尋被下、御一封御持參直樣拜見仕候處、御心入の段は不堪感心候得共、小子義此程若旦那(松平容保)附之用人被申付、肥後守(松平容敬)より申聞候儀何分相成兼申候、委細は重次郎殿へ御物語仕候通り、藩中の作法と申も有之、切角之思召無餘儀及御斷候段、何共御氣之毒至極不本意に奉存候、此段は不惡御聞濟可被成下候、依之御書面二冊返上仕候、御入掌可被成下候、以上、

五月八日　　水野清兵衞

高橋多一郎樣　梧答

猶以不同之氣候に御座候、折角御自愛被爲在候樣奉存候、以剪紙御受仕候段、大略之至御海量可被成下候、其節國製之蠟燭爲返禮一包おくらる、

右鮎澤矢野同十二日夕彼表發途、十四日着、始玄益申聞には、先專一に手續と申は、奧向歟田安樣(齊匡)の兩樣と申候に付、右評議致候處、田安公へ御縋り申上候儀可然と致決斷、早速誰そ微行可致處、當時奸之探鑿烈敷第一漏洩の恐も有之、全一分に者兵粮等差支、漸漸閏月始に至り野村彝之介發足す、

其節四番町幷に玄益へ遣候書翰之抑、

以手紙啓上仕候、未た不得拜顏候處、平三郎物語に而御噂共承知仕候、去月中實弟罷出候處、折惡敷御不快之由に而拜顏不仕哉之處、今程は如何被成候や、御樣體相窺度奉存候、扨國元一條の儀、御尊父樣御初め御憐察被下置候由に而、歎願仕候御手蔓

も御座候由、同志之もの一同御縋り申上相願候事に御座候、我共是非參上御面談可申上奉存候處、如何にも此節罷出兼候勢故、野村彝之介と申近緣のもの差上候間、無御心置御指圖且事情等御聞合、御尊父樣へも宜敷御相談奉願候、先日御咄御座候御隱居樣(田安齊匡)の御外有之間敷と存念相決相願候間、何分宜敷御取扱之程奉仰候、扨右に付而は御入費も御座候半と奉存候處、最早同志のものも殘り少な、且三ケ年艱苦可申上樣無之、依而何共御耻しき事には御座候へ共、別封差上申候間、右之處得と御勘辨、宜敷御取計奉願候、是上迚も入費相掛り候はは、無御遠慮御申越可被下候、何れ其內御樣子も相窺可申上候、委細は此者より可申上候、何も後便可申上如此に御座候、

壬五月四日　　高橋多一郎

六番街樣　玉案下

謹啓仕候、大暑に相成申候處、益々御淸榮被成御奉務、恐悅之御儀に奉存候、扨未た拜眉をも不得候處、弊藩一條之儀に付、段々御憐察も被下置候由、平三郎物語に而承知仕り、既に去月中實弟鮎澤重次郎儀御屋敷迄罷出、得拜顏大慶此事に奉存候、其節は萬端御周旋被下置候、(カ)旦御高諭の御事共被仰下、寔に以御懇志之段不堪拜謝奉存候、私共是非上堂可仕心事に罷在候處、委細重次郎より申上候通り、當地の模樣如何にも御咄申上兼候勢に御座候間、萬縷御推察を蒙り度奉存候、此度も早速罷登り、拜顏之上相願可申朝暮飛揚仕候得共、右之釣合旁に而心ならず延引に罷成、扨々心配仕候、不惡思召可被下候、尙又先日尊諭御座候通り、最早三ケ年に相成候得は、御年限と申又は御父子樣御情愛之處不得已を以御憐恤の程蒙り度段、奉祈願候樣の外有之間敷、依而は御心付之通り田安一位樣(齊匡)へ、歎願之儀入御聽候樣仕度、同志のもの一同奉祈念候事に御座候、但し御承知に被爲在候通り、田舍もの貴地上つ方之御模樣一向に暗、探も成兼候事に御座候間、申上候迄にも無之、御周旋之程宜敷奉願候、尙又別冊の儀、願書之樣名前等相認候而は、餘り表向如何に可有御座候や、又者却而御演述の覺位之振に認候方可然哉、是等之儀も何分宜敷奉願賢慮候間、御存分御示敎奉仰候、此度罷出候も

の、我々共近縁のものに御座候間、無御伏藏御指圖、且事情等御承知被下候樣吳々も奉願候、夜中出立前取急き亂筆草々申上候、恐惶謹言、

後五月七日夜　　高橋多一郎　拜上

坂　幽玄樣

尙々俄の暑氣に御座候間、折角御厭被遊候樣奉存候、此浮龜乍輕少入貴覽申候、御笑留可被下候、

○壬五月八日野村彝之介發足、翌九日暮過直に平三郎寓舍（內藤主馬屋敷□上）へ登着、即致面談候處、同人申樣、先日鮎澤矢野樣御歸鄉後、早速御沙汰可有之と御待申上候處、今日迄何之御左右も不被爲有誠に心配仕候、坂樣には殊之外御待被遊、四五日以前よりは日々御催促に而、我々共乍不及御國之義氣に感し、御世話可致存候處、其後何の御挨拶も無之段、如何の御振合に相成候哉、此節御微行等被成兼候はゝ、御書面にても可被遣筈に候得共、畢竟此方不行屆故、御止にも罷成候半抔御噂抔有之、殊に御配慮の御容子に相見申候、既に今朝も玄益樣四番町（幽玄へ御出、御歎息被成候由、最早少々は御手出に而も被成候故歟と推察仕候、右之釣合にて至而御張込には被爲入候抔咄有之、翌十日音物等調書狀幷封金共平三郎持參、（頭注 運漕方、朝倉、武藤、矢長、眞木、孝經、鮎重也、梅澤孫太郎右の事聞付、貯置候參米賣拂持參致候所、餘り感激の至に不堪、斷而辭しぬ、嗚呼々々）先ツ六番町へ罷越段々の旨儀申入候處、大に喜ひ、書狀早速開封被致候處、右書中御心付之一位樣（田安齊匡）と致決斷、相願候云々有之候得は、是は大に行違ひ候事に御座候、右之儀は私一分の心付にて、親へも相談不致、一寸御話申候迄の積に御座候處、却而專務之樣相成誠に致當惑候、乍併少々は心當り無之と申にも無御座候得は、何れ即刻四番街へ參り可致相談候、野村公へも早速御面會可申の處、右田安樣の方不相分候而は拜顏相成兼候、猶拙宅手狹に候間、此方より參上懸御目可申候との由、平三郎罷歸り咄し也、翌十一日十二日と右の儀に付玄益奔走致し候趣に御座候、

（頭註）當時奸氣充滿致し、宅々へ間目を附置、且立聞等有之、何も鳴を鎭め恐怖致居り誰迚も飛可致と申者無之、併南方よりは御出府に不相成候てはゝ、先の都合引離の樣に相成申候間、御早く〳〵と申參り候へき、依て野村彝之介宿へも隱し、寐卷の儘之獨步にて十五六日歸り不申候故、父母初大心配に有之候間、薄々あかし落付申候、每夜神岬迄迎に

出申候處音信無之、館野彦衞門御供にて登候間、是へ一書托申候、此時程深密なる事なし、野村の赤心には江南初感激に堪不申候との由にて、坂よりは贈りもの抔有之との事、

翌十三日八ツ半比、玄益被參致對談、十六年來の御事業より國寃の起り、當節之奸政迄存分致演述、追々敬承仕候得は、御尊父樣御始國許の儀深御憂勞被下候趣、難有奉存候、宜御周旋奉希候段申候得は、右答に、中納言樣（◎烈公）之御儀御賴に預り候儀、誠以面目身に餘り候事に御座候、醫生抔の身柄何共恐多き事に御座候得共、御賴と有之候はゝ、微力の及ひ候丈は盡し可申旨、愚父存意に御座候、返々も御父子樣御懸隔之御儀恐懼云々、再三被相嘆、（殊の外驚愕の容子なり）唯今より四番街へ罷越、御直話の趣可申聞との振にて、夜に入罷歸申候、

同十四日四番町用人金右衞門、被參、明日御目に懸度旨主人申付之振申聞也、即十五日可參の處玄益被參、封金の儀に付彼是談とれ候に付、今日は延引の振にて、十七日出仕前可罷越振に相成居る、右金子は一切受取不申候に付、是非押付可申存、其元樣へ進呈と申にも無之、乍少分御入費の御足目にも被成下候はゝ大慶に存候間、其內御預り置可被下候抔申候得は、左樣御配慮には及間敷、入費の節は此方にて扱ひ置、其後御國元へ申上頂戴可仕云々申候而、一圓受取不申候に付、歸りの節內藤主馬用人佐藤萬右衞門へ平三郎罷越、右の次第得と談し相賴候處、用人申は、主人手續の方は何の入用も無御座候、乍併四番御街にては格別、醫は醫と付合も有之、眞直而已にも相成兼、色色雜費可有之候得は、御賴の儀委細承知仕候との挨拶にて、平三郎より先つ賴置申候、

同十七日朝四番町へ罷越、先日高橋多一郎より內々書面を以相願候一件、御領掌被下奉拜謝候、同人儀是非罷出拜顏の上相願度存居候得共、此節奸黨探鑒別而甚敷、殊に目懸られ候勢にて、不得止事私參堂仕候、扨中納言殿（◎烈公）兩御丸樣（◎德川家慶同家定公）御對顏相濟、御不興の筋全御解に相成候樣、一統の志願に御座候、委細は玄益樣へ申上候通、御承知被下候事と奉存候、此上御盡力宜奉願度旨申候得は、此度の御變誠に恐入候事に御座候、各樣にも御配慮の御事と奉察候、御心願の趣は得と承知仕候、併醫生の身分にては斷而御世

話も不相成、殊に微力旁々何共無心元候得共、何分
含置可申候、此段御國元へも宜奉願候、尚又御賴御座
候細川侯藩中福田氏へ御逢被成度義は、承知仕候と
の挨拶に付、何分よろしく奉希と申罷歸申候、（先方より出仕刻也）
とて引込候に付、
熟談に無由、
翌十八日玄益被參、福田氏へ御逢の一件、同苗義早速
罷越申入候處、此節公務繁劇の趣、同しくは緩々御話
申度候得は、廿一日出仕前御目に懸り可申候間、早朝
より御來駕に致し度由に御座候、其御積りにて御出
被成へく候との申聞なり、
翌十九日四番街より書翰を以、平三郎へ面談致度儀
有之候間、薄暮より可被參旨申來る、依而同人罷越候
處、二階へ通し内意申聞候は、乍不及御世話申候から
は、是と申見込無御座候而は致兼候事にて、公邊の御
模樣も有之候得は、萬事拙者へ御委任に仕度奉存候、
御精心一片にて、激發に御歎願被成候而は、公邊へ突
當り猶々六ヶ敷可相成勢にて、中々急速には出來兼
候間、左樣御呑込可被成候、手續の儀は相勤之中同志
之者も有之、夫より奥御右筆へ手蔓御座候間、是を引
込可申候、猶奥向の方は老女へ說込可申積に御座候、

且又今度福田氏へ御歎願に相成、引受盡力可致事に
候はゝ、同人幷古賀氏を招、舟にて出る歟、又は御屋
敷へなりと出候て得と熟談致し、細川鍋島兩藩より
は表立申立、內廻りは拙者相盡し、內外より責込可申
候歟、是は時宜次第に可致候、右等の儀は全其許迄へ
の御內話にて、一と廉付不申內は、御國元へは申上兼
候事に御座候、扨ケ樣の大事拙者身分抔にて盡力致
候義、申さは山師仕事に御座候、もし微力に叶ひ首尾
能御開晴に相成候はゝ、天下に肩幅廣く候得共、又公
邊之釣合、坂か天狗に欺れ荷擔するぞと、壹人唱出し
候者有之候はゝ、直樣にうたれ候勢に御座候、乍併悖
共も多御座候故、斷絕も仕間敷候得共、虻もとらす蜂
も不取と申如にて、一二も無之、第一は御國へ對し不
相濟事に御座候、夫故世上の嫌疑を憚、萬事玄益より
御通し被下候振に致置候處、例の不行屆故度々行違
も御座候ては不宜、猶ケ樣御世話致候からは、直に御
申聞にて不苦候、乍併右之模樣故漏洩は御謹可被下
候との咄の由、平三郎罷歸咄御座候、

○同廿一日、細川留主居福田源兵衞へ罷越、國寃の旨
義相嘆、是迄南紀公（齊順）御盡力被爲在候處、不慮の御

逝去にて舟行楫を失ふ姿に相成、何共可致樣無之苦
心仕居候處、御屋形樣の儀は、御仁慮深く被爲入、天
下無二の雄藩と上下奉連稱、隨而弊藩士民感慕仕罷
在候儀にて、外に可奉歎願御藩も無之、偏に御縋り申
上候間、何卒御領掌被下置御盡力云々申述候處、右挨
拶に、去辰年中（弘化元年）御退隱被仰出候以來、彼是と御
判申上候處、御志業向萬事過激に被爲渡候樣申者も
有之、又は盛大故却而世之讒に御逢被遊候半と申も
のも有之、色々疑惑仕居候處、追々御愼深被爲入候段
相窺、乍恐奉感佩候、且今度御直話にて委細敬承仕
候、右御願之儀感入候云々、乍去越中守（齊護）儀當四月
歸國仕候間、此表重役共へ相談仕、早速國元へも可申
立候、御書取にても御持參被成候や、左樣に御座候、
大略相認持參仕候間、御推覽の上御披露相願度旨申
述願書差出す、外に七ヶ條辨解相添、右は先年中政府
方相勤候高橋多一郎と申者筆記にて、聊相違の儀も
無御座候間、御周旋被下候扣にも可相成哉と、御一覽
にとて差出候處、何れ國許へ指下し候樣可仕候間、一
左右次第御挨拶可申と也、其他御事業は、大抵御疑問
のヶ條により演述致候處、被尋候は、御國中の撞鐘皆
御引上被遊、大銃御鑄させに相成候由、全風說にも候
や、左樣に御座候、何歟妄に引上候樣誣說致候得共、右
は中納言殿（烈公）年來防禦の手當丹精致候處、先年中異
船の儀に付、公邊より平常大砲等の用意可被申付置
旨被仰出に付、別而世話被致候得共、勝手向行屆兼、
不得止事右之旨儀得と申含、何れ御領掌の上鑄立に
御罷成候段答候處、又候御醫師不殘惣髮被仰付候趣、
如何の御振合に御座候哉との尋に付、右は學校建立
に相成、醫學寮も有之候處、一體學校中鹿洞（鹿島の社なり）
孔廟被立置候に付、同所へ剃髮體之者出入も如何と、
中納言殿心付候處、京師は勿論尾州公抔にても、惣髮
上下の者も有之趣、尚當家にも文公（治保）代以前は皆惣
髮に御座候得は、以前に復し候儀にて、御制度に觸
候筋にも有之間敷との振答候得は、左樣に御座候哉、
段々の御咄しにては誠に御明白の御儀、何之御不審
も被爲有間敷、一日も早く御解に仕度奉存候、此外前
後略す、歸路四番街へ廻り右之大意相咄し、畢竟御取
成故と奉謝候、猶奥向へ御手蔓も御座候由、是又宜奉
願旨申候處、何れ含置可申、其外少々は手續も御座候
間、處々へ廻り候而も宜き御積にて、御心願の廉々、

事之情實御認、御廻し可被成候との事也、（ヶ條書は同夜平三郎持參す、後へ記す、）今日社熟談可致積に候處、此節一橋樣御住居御大病にて、御機嫌伺に不罷出候而は不相成、晝前より御待申候、最早遲刻に相成候間御免を蒙るとて、退席被致候に付、不得其意罷歸申候、（最初玄益へ談候而已にては無覺束、巨細に面話致し度候處、遺憾なり、）

○田安樣御納戸衆元山岩次郎と申は、玄益妻の伯父の續合にて是を玄益說候處隨分呑込、直樣竹中半十郎（御側御用人、）へ罷越內談致候處、同人申は、水公の儀に付ては、最初御申立に相成候事御座候得は、右の留書を調へ候上にて御挨拶可申との答にて、其後果敢とれ不申內、內藤主馬より山本覺三郎（今土岐丹波守公用人、以前渡邊大目付の節、公用人勤候と、）へ手續有之、夫より渡邊能登守（御付家老、餘程志ある人物の由也、）の事、へ薄々談候由の處、夫は何御願に候哉、內々御願書拜見致度旨被申候趣に而、覺三郎被參候に付、平三郎より願書相渡し直に渡邊へ入內覽候處、御愼方の儀御父子樣御疎濶の次第抔感激、殊に落涙に及ひ、此御願ならは御尤至極にて、誠御忠節の御事なり、我等も一度は个樣の奉公致度抔被申、扨懸御目事柄詳悉に伺度候得共、此方釣合も有之事故、御面會の儀は御遠慮可被下との振にて、（詩會茶會等遊戲の外は對顏は不仕、遺憾萬重、付き合不致となり、）願書後に記す、は差出し吳候樣、平三郎より覺三郎へ相話申候、（本文二十日の事也、覺三郎兩度被參候處、折節他出にて面會不致、）

〔頭注〕田安一件、高橋名前にて願書認、如何の振にても宜敷取扱吳候樣に幽玄へ任せ候處、幽之方にては別口濕り合候上と存し候歟、又は別而手續も不求して居り候歟、願書の儀は幽手元へ屆け候處、果敢とらぬ樣子に付、別手より野村名前にて差出候振之事、

其節相渡候事情書之控

一、御三家之儀は、他家とは違ひ、御附御家老と申も有之事故、中將殿（◎水戸慶篤）何程幼少と申候而も、連枝方にて後見と申儀、如何の御振合に御座候や、水戶家にも先代中幼少の主は御座候得共、右等の儀は一切無之候、尾紀御兩藩迄も勿論有之間敷と奉存候、以後迄も右樣の例に相成候ては、實に大患と奉存候、大學頭（◎松平賴誠）抔は近年家政治り兼候故、是迄小石川より世話被致、附家老等被遣置候位に御座候處、却而後見と申儀如何の事歟と一統疑惑仕候、自然と士民の氣受も不宜姿に御座候、尙又中將殿幼

年とは申なから、最早十五歲にも相成、御奉公の儀も萬事精勤被致、引續任官をも蒙り候程に御座候得は、連枝方後見と申儀御免被仰出、中將殿親政被致候樣仕度、一同朝暮之至願に御座候、

一、父子の親愛と申は、申上迄も無之、人たる者の常情にて、一日寸暇も難忘事に御座候處、中將殿駒込（◎烈公時に駒込の邸にあり）御機嫌伺等の儀は役人共悉く取押へ、鷹野先抔より被廻候節は、役人共御用をかこ付、途中より歸り候事抔も度々に御座候、既に去る四月廿四日、駒込へ可被爲入候治定に相成居り候處、其期に至り今日は御用多端にて候間、御出延引可然由被申候て差留申候、自分に而は例よりも早く退殿致し、駒込大乘寺へ參り、茶之湯等致し被歸候由、孝は百行の本にて勿論政敎の大根に御座候處、前段隔絕致し候樣にては、行末國の規範も相立不申候、實に大難の基と奉存候、中將殿成長立志の後は、如何計歎遺憾に可被存候事と、心ある者一同相嘆き罷在候、中將殿未幼年の儀に御座候得共、右等の儀は萬事役人共の扱方に可有之と存候處、無其儀却而隔絕仕樣の始末、如何の事に可有之や、右樣の儀は自古小人の所業其例不少事と奉存候、此儀實以歎ヶ敷、一統苦心仕居候旨趣、何卒御推察奉願候、

一、中納言殿（◎烈公）側向へは、役人共己か一味の者附置、日々の動作迄小石川へ相運ひ申候、日々の食事等も油斷不相成勢にて、中納言殿には唐犬を飼置右を養候との意味にて、食物等自製被致候事、度々の由承知仕候、此儀切に考候得は、實に薄氷を踏の恐懼に有之、寢食をも安んし兼候事に御座候、尙又中納言殿へは、奥向召使のもの進め候外は、策無之との議諚にて、此節召遣の者數人爲差登候下組被致候、段々種々の狡計相募り、瞬息の間も油斷不相成、何共急切の勢、中納言殿は勿論、臣下共の心中乍憚御憐恤可被下候、

一、士林押込轉役是迄に貳百人餘も御座候、押込は晝夜共目附方先手方三十人計も附置、結髮灸治も不相成、全く三度の食事のみ、殊に嚴重の次第、尙幼稚の悋々迄、嚴譴被申付候事に御座候、且又小吏農民等入牢の者は、此節三十四五人、其內揚屋へ入候者八九人も有之候處、何も詰牢故病人多く、是迄

に死亡仕候者五人程、先日も澤田彦兵衞と申者死去仕候、其外大病にて出牢療治に懸り罷在候者、十七八人も有之候、右何れも無願出府之儀は、國法を犯し候事には御座候得共、全中納言殿德義を慕ひ、國寃を歎願可仕との至誠より起り候明白の事故、一應の糺も無之、勿論刑に當られ不申候得共、牢中の仕掛自然と病死に至り候樣の內意に御座候、士分の儀は縱令如何樣被仰付候共、聊申上候筋は無御座候得共、下の者に至り候而は、誠に以痛敷不便の事共に御座候、右件々國中の旨儀申上兼候事迄、委曲演述仕り、實に國惡を諱候臣下の道に戻り、御下墨の程も恥入候得共、何も迫切難忍候事と被思召、右段々の情實御哀憐被下候樣仕度奉存候、此段偏に奉願上候、

〔頭注〕此書付、野村寓舍にて認差出候由、

本文事情書、幽玄手より機密なる所へ相廻候間、早速認吳候樣被申候哉に付、旅中不取敢相認差出候得は、幽玄初め、文意と申手跡と云ひ、若年には感心なり迚驚申候由、平三郎罷下り候節咄あり、

右は壬五月、野村彝之介出府中の四番街へ懸合の始末也、同人同月廿二日歸着、其節坂玄益より返書有之候、四番街よりは、事柄へ目鼻付候上にて御文通可申上候、未た御賴の効驗顯れ不申候間、其內御返書云々との由、

六番街よりの書面の扣

貴翰拜讀仕候、未た不得鳳眉候得共、被爲揃益御壯健に被爲渡奉恐喜候、然者今般野村君御出府に付、不計得拜顏不過之大慶に奉存候、其節は尊君樣より彼是御配慮被成下、御內封壹品御贈り被下、夫々ね可然取計可申との御事に而、則同苗へも逐一申聞候處、扨々痛入候儀に御座候、右に付而は委細野村君幷中村公へ御內話申上置候間、折角の御思召には御座候得共、例の一品者先御預け申上置候樣申聞候、且又野村君よりも彼是御配慮被下、不淺忝奉存候、幾久敷拜受可仕候、乍偖右樣之御儀に而は却而奉痛入候、扨段々御物語拜御密狀に而尊慮之趣委細謹承仕候、乍前後御隱居樣〇田安齊匡其外の儀共、同苗厚く含も御座候間、追々志回の上尚又可申上候、吳々御細文の趣謹承仕候、書外は追而萬々可申上候、右之書翰は、六月四五日方手元へ屆候事、

尊書難有奉拜誦候、甚暑之砌に御座候得共、益御勇猛に被遊御座奉恐悅候、然は被仰越候儀、坂樣えも相窺候處、先日之矢公より御差出之文書、先方え相廻置候間、取請も宜、殊に手廣に相成候御振合に御座候、尤先方挨拶之儀は、何れ四五日の內屹度致候儀御返事申上、其節は萬事御引受可申心得罷在候間、其趣御返事申上吳候樣に、御申付に御座候、

一、田安公〇齊匡の一件、願書早速堀留渡邊能登守屋敷也迄は差出申候處、御手元えは、來月四五日方に御差出に相成候振に御座候、尤七ヶ條之儀御披見被成度由に、御內沙汰有之候間、其御含に而よろしく奉願候、

一、主水樣竹本主水正、衆御用御取次、御側之儀、未た返事も無之候間、此義は申上兼候、何れ來月六七日の比迄には、双方の否相分り可申事と奉存候間、相分り次第早速罷下り、委細の義は可申上候、扨御別封之儀は御返却申上候、書餘は拜顏可申上候、草々頓首、

尙々是迄之御模樣の儀は、御微行の御方樣より御察被遊候事と書殘申上候、以上、

申上候、右貴答迄に亂筆御仁免可被下候、謹言、

壬月廿日　坂玄益拜

高橋賢君　玉机下

二啓申上候、折角時候被爲厭候樣奉存候、且乍末是度は野村君へ初而得拜顏、時々失敬のみ申上恐入奉存候、乍憚よろしく御傳聲奉希候、以上、

別紙申上候、先達而御舍弟樣御出府の砌は、小生不快に而不得尊顏、殘念千萬に奉存候、御序によろしく御鶴聲之程奉希候、扨今度も不快御尋被下、不淺難有奉存候、最早得と全快罷成候、御安意可被下候、御禮耳草々、以上、

壬月廿四日

〔頭注〕南紀へ飛脚一條に付、南紀に非す、築正一條なり、是は此以前三四月之事也、井昇〇井坂昇太郎を五四盡力、無口と申ものへ筑波向吉沼にて會す、野村微行也、

〇前件之通り、江南往覆も三四度相重り、奸目は頻りに諸方へ配り候由故、一と先形迹を謹み居り候處、其比姬君樣御登りにて、館野彥衞門御供にて罷登り候に付、一封相托し〔平三郎迄遣す、其北野村出府日數案外に相懸り、如何と案し候處、途中にて行違に歸郷す〕候處、同人下りの節平三郎の返翰申來る、

〔頭書〕一竹本へも事情荒々入候處、御精忠御尤至極感激致し候得共、我々立場に而容易に口出し抔致候得者、早速轉役に而も致し、夫も宜敷候得共、第一御精忠も通り不申候故、右之處何分影にて含との趣也、

但七ヶ條辨解差出候事、

謹而奉申上候、御大藩御仁德深く被爲渡、天下之御太政えも御携り被遊、於公邊一旦被仰出候義に而も、天下の御爲め御居り合不宜と、被爲思食候御儀も御座候得は、夫々御論建被爲在、總而天下之御爲を被爲思食候難有尊慮之由、追々奉傳聞、既に先年川越庄内移封の義、御居へ置に相成候も、其本は御大藩の御建白より出候御義之由に而、天下有志之者共、御正論に奉感伏、隨而上樣御納諫之御美德も、天下に顯然と罷成、旁以御代萬歳之御基と、上下奉恐悦候御義に御座候、一昨年中納言殿◎烈公御不興被蒙候砌も、御大藩より御建白被成下候儀、天下之御爲とは乍申、於愚臣共は徹心根難有奉感慕、日夜御宥免の程仰望罷在候處、三ヶ年の今日に至る迄、登城之義は勿論、國政に携り候義迄御宥免無之、左候得は御不興之御程も不容易御義と、殊に以嚴命を奉恐懼候處、中納言殿平日之行跡、奉輕公邊候樣の義一點も無之は勿論、一體忠孝之兩道に背き不申樣にと被心懸候は、若年より之志願に而、繼統以來は別而右忠孝を實用に施候義、益練熟被致、天下之御爲には、一廉之御奉公被致度、然る處追年外虜之警彌增に相成候に付而は、外虜を禦き邪法を拒候儀、當今最第一之奉公と被存候而、學校を設候而は武備文教を張立忠孝を敎へ、田地之經界を被正候ては小民の貧苦を救ひ被申、其他神道を尊み胡法を抑へ候樣之義、一として天下の御爲を不被存候事無之候處、不存寄も政事向公邊御法に觸候段御咎に付、誠に當惑被致候義に而、右者改政多端の中には、不圖御法に觸候義も可有之哉に候得共、夫れは一時思慮の不詳と、役人共取扱の不行屆義に而、ことさらに御法を枉候には無之、中納言殿忠誠無二の義は、天地神明も照覽被爲在候事に而、俯仰共に恥入候義無之哉と奉存候、扨右之通忠誠無二に候故、被蒙御咎候得は即日別邸へ被移、敬上の念無怠、暑寒之差別なく一室に端座、嚴重に被相

愼、嚴命を恭敬の餘り、政事に携候段大罪の至に而、御咎を蒙り候義毛頭辭避不仕覺悟罷在候間、何卒大願之條々被爲聞召分、御不興相晴れ、中納言殿兩御所樣◎德川家慶同家定へ御對顏相濟候樣、中將殿儀も御奉公向の義別而精勤被致、當年十五歳に罷成候得は、不遠親政被致候樣奉祈願候儀、再應奉申上恐入候得共、宜敷御建白奉願上候、此段御序の節宜敷御披露所仰候、恐惶謹言、

丙午閏五月日　　水戸殿馬廻組　高橋多一郎

渡邊能登守樣　閣下

〔頭注〕歎願書は至て和らかに御情合御通し被成候のみにて、幕府の御憐恤々々々と申處をは專要に御認云々、侍醫中指圖に付、國善庵◎國友與五郎へ筆を執らせ申候、田安公御初一同感心候由、申來候也、

○六月五日平三郎罷下り候に付、委細相尋候處、先日大略文通にて申上候通り、四番街坂幽之屋敷也樣へ罷出、追追の御事情相窺候處、諸方の御手續も御程合至極宜敷、第一に先達而堀留渡邊能登守樣迄差出置候願書、堀留樣に而も御愼の一條、尙又御父子樣の御間隔絕書取と云ひ事柄と云、一生の內ケ樣の忠勤を盡し度由、御感心不堪、恐れをも不顧奉濱台聽候段大罪の至に而、御咎を蒙り候義毛頭辭避不仕覺悟罷在候間、何卒大願之條々被爲聞召分、御不興相晴れ、中納言殿兩御所樣◎德川家慶同家定へ御對顏相濟候樣、中將殿儀も御奉公向の義別而精勤被致、當年十五歳に罷成候得は、不遠親政被致候樣奉祈願候儀、再應奉申上恐入候得共、宜敷御建白奉願上候、此段御序の節宜敷御披露所仰候、恐惶謹言、

丙午閏五月日　　水戸殿馬廻組　高橋多一郎

渡邊能登守樣　閣下

〔頭注〕歎願書は至て和らかに御情合御通し被成候のみにて、幕府の御憐恤々々々と申處をは專要に御認云々、侍醫中指圖に付、國善庵◎國友與五郎へ筆を執らせ申候、田安公御初一同感心候由、申來候也、

○六月五日平三郎罷下り候に付、委細相尋候處、先日大略文通にて申上候通り、四番街坂幽之屋敷也樣へ罷出、追追の御事情相窺候處、諸方の御手續も御程合至極宜敷、第一に先達而堀留渡邊能登守樣、樣迄差出置候願書、堀留樣に而も御愼の一條、尙又御父子樣の御間隔絕書取と云ひ事柄と云、一生の內ケ樣の忠勤を盡し度由、御感心

不少、直樣田安老公(匡◎齊)迄は此朔日方に御差出に相成、御隱居樣にても、外々の願とも違ひ、尤の筋と御感心も被爲在候由也、乍偖願書の姓名壹人と申も不穩との尊慮の由にて、乍恐水戸殿物士共と御加筆も被遊候由に而、當五日彌大將軍樣(◎家慶)御手元迄、御進達に相成候との事に御座候、乍然坂樣御論には、田安樣一件も案外に直樣能く出來申候、乍去私の腹按には、奥向幷に書記の方へも手蔓も拵へ置候事故、右兩樣程好く濕り合候節に至り、田安老公より一と矢又飛候は丶、土炭の勢にて都合も宜敷歟、勘考致し居ら候處、誠に結構は結構に而候得共、可成は今少々程を見合せ、遲く指出度もの也との御咄に御座候、尚又先日野村樣(◎彝之介)より御認の事情書、書記の方へ御廻に相成候處、先樣にても大に御感心も被成候由にて、是迄御國元の天狗やらの旨意とは格別にて、至極尤の事也、武田(◎彦九郎)吉成(◎又衞門)を初め、公邊へ突當り、御政事へ察當を申と申樣のもの也迚、御老中樣方にて御含の處、ケ樣の旨儀に候得は尤の儀なりと、坂樣迄御挨拶も御座候由也、夫に付以前武吉樣を始め(内書記、幽支へ申候は、水戸樣より武田吉成歡願に罷出候處、阿部樣抔御咄に、天狗と申は公邊を蔑如致し、御政に向ひ察當計申、めつたに強く上を凌くもの也とて、歡願書も一切御下げ無之候故、とふ〳〵披見も不致との事、御手元に御座候得は、御廻に致度云々、高橋のは是非賴み人故との由)、紀州樣へ御差出の願書、坂樣所持のものも有之候は丶、内覽致し度由に候得は、公邊へ突當らぬ樣の御願書五六通御見計にて、直樣に我々手元迄持參致し呉候樣、坂樣御托に御座候、夫を照合せて調へか(尚又堀留樣に而も、御疑問辨解へにするとも云、)等の御書付御座候は丶、御内覽被成度御響き御座候間、登りの節持參云々、尚又四番街樣にても追々の御文通、殊に野村樣御壹人にて御微行、事情書等即席にて御認相成候には、殊の外御感心被成候、右に付ては一と際御張り込みに而、諸向への手蔓等、次第に手廣に相成候歟宜敷候やとの御事に御座候、尚御同人樣にも、是迄は世上へ嫌疑を御避け被遊居り候處、最早ケ樣御打明申柄には、御國元より突懸に私宅え御出にても不苦候、用人抔の儀も、どの道不相分樣に取扱可申云々の御咄も御座候也、其外當節浦賀へ異舶來着に付而は、水戸の御隱居と申說公邊にても有之候得は、此を一と機會に御盡力云々の御咄も御座候、且書記の方、故南紀公(◎齊順)はどれ位に御世話被爲在候や、内々其廉を承り度由に候間、御盡力の廉大意御認

めにて、御廻し被下候樣御賴御座候事、

前件の江南より申來候に付、彼是調儀致し候處、左樣好き塩梅に候得は、御宛の起りを容れ度迚、五七年以前水越(◎水野忠邦)ときしり合の事情書、(別に記すものあれは、こゝへは不載也、)幷に公邊へ歡願致し候分、(武田、吉成、桑原等の書、會澤、武藏幷予抔の願書、別に記故不載、)尚又南紀公へ御綰り申上候族の願書(山野邊)等差出す、且又是迄公邊への歡願も、尚又御國表の動よふ、公の御指揮と申樣に相取れ候而は不相濟、勿論尊慮は靜謐專一の御義に付、追々御下被遊候御鎭撫等の御親書、内々幽玄迄拜見爲致候、(是は矣へ記す、)則音物等相調へ、六月十一日平三郎發足す、

但し贈物等は、松皮紙等の類、幷に兵粮草子、外に弘道館記墨帖二枚(一枚は渡龍州、一枚坂へ遣呉候樣賴む、)遣候事、此時音物の用意如何にも差支、致方無之候間、乍恐駒老大君(◎烈公)の御詠小原田より借、右を内々墨帖に仕立て、夫々へ音物に遣し申候、大に用をなしたり、(墨帖歌詠可載、)堀留候へ差出候書附は、國善庵草案を致し申候處、讀もの銘肝驚たりとの由、尚又古賀へも墨帖、水野へも墨帖、内藤へも同く、福田へ同斷、玄益へは醫弊說一枚遣候事、

〔頭註〕此時運漕方軍勢着到之面々、瑞龍一手、義民、鵜殿(◎平吉)一手、同斷、武善(◎武藤善吉)玉川(◎玉川立藏)三反寺(◎三田寺善太郎)水鐵(◎水野鐵太郎)孝經(◎高橋多一郎)山國(◎喜八郎)一手、義民高源(◎高久源吾)

御親書之控へ

國中士民至忠之者共一命を含、我等儀政事を扱、中將殿(◎慶篤)後見致し、行末迄も父子睦く、仁敎武備行れ、神儒の正道を尊ひ、異端の邪敎を退け、中將義も我等同樣、天下之御爲を厚心得候樣致度、今以歡願候由、是迄不行屆我等身に取候(◎而脫カ)右樣士民共慕候義面目に候得共、御大政の義は、中々下々にては不可知不可言之意味も可有之、歡願之儀整候ほとの時に候は丶、又初よりケ樣の儀も有之間敷哉、夫等の處をも内々察考致し、血氣の者は萬一出府等も可有之由承り候は丶、幾重にも相諭候樣可致候、度々同樣の儀申候樣に候得共、老輩有志の者共申合、何分骨折候而諭候樣可致事、

極月

會澤恒藏
青山量太郎
原田兵介

其外老輩のもの共へ

山國喜八郎
安島彌次郎

南紀公御盡力の廉、內々伺度由先方より四番街迄通し有之に付、大意認め遣候事情書の控、紀州大納言樣(◎齊順)御高德を奉慕、去巳(◎弘化二年)の御參府以前、士民共追々罷出、中納言殿義御宥免被仰出候樣、一同より奉歎願候處、御含も可被爲在段御挨拶に相成候、其後御參府被遊、四月十九日御登營の節に、御直に上樣へ被仰上候、尙又五月中御呈書に罷成候由、其後御老中阿部殿(◎正弘)へも、彼是御直談被遊候所、調中の由御答被申上、又十一月十八日上樣御成り被遊候に付、翌十九日御禮御登城の節も、御直に被仰置候所、未た相分り不申や、伊勢守(◎阿部正弘)より懸合候樣との台命に付、早速阿部殿へ被仰達候所、御尤に奉存候、併し御大切の御事に候得は、精々取調申候處、彼是延引仕候、最早大半は調へ出來候間、近々被仰出候儀と奉存候由、御答申上候由に御座候、右の趣其時々大納言樣尊慮の趣、御家臣より御響き合御座候、右荒增に書取申上候、委細の義は御面談に無御座候ては申上兼候、

御退隱以前幕府御模樣極密之儀

○中納言殿(◎烈公)儀、在府を好み不申樣の意味に、御疑察を蒙り候義も有之歟に承り候得共、是は全く中納言殿を忌み憚り候者の、讒口より唱出し候にも可有之哉、內實の義左に委曲申上候、抑天保十一庚子春、土地方改正幷學校取建等の儀に付、親ら世話不被致候ては行屆不申、依ては保養旁在邑御暇を蒙り下國被致、翌年參府可被致の處、右學校取建願の義は、同年九月中願濟に相成候義に御座候得は、僅か四五ヶ月の間には、普請等は申に不及地行等にも至り兼、尙又土地方改正の義は不容易事業には有之、不行屆儀勿論にて、殊に其砌小石川屋形向燒失被致候に付ては、旁以差支多端に候得は、此上壹ヶ年の御暇被相願、可也に相整被申度との存意に有之候處、願之通り壹ヶ年御暇延被仰出、益精々世話被致候處、翌辛丑の春文恭院樣(◎德川家齊)薨御被遊候に付、早速參府可被致と用意等迄相整、參府の程御老中衆へ被及御內問候處、其儀にも被及間敷との御差圖に付、被相控候處、程なくある御老中衆(◎大久保忠眞)より、御暇御年限中には候得共、御在邑の義餘り御永引は御好み不被遊哉の御模樣に奉伺候、此節御參府にも相成候はゝ、御場合も宜敷御事に可有御座哉に感察仕候、萬一御沙汰も被爲在候上にては廉立云々、全く平生御懇意の好みを以て、內々被申越候處、其節中納言殿存意は、御暇年限中には有之、當春前大將軍樣御喪事に參府可致と及內問候處、其節さへ其儀にも及不申旨被申越候故、相控罷在候處、只今何の名目もなく、一老中の內々勸めにより、づらと參府致候義躁進の誘りを招き可申にも近く、表向被爲召候はゝ、何時なり共速に參府可致、兎角此方にては、表向被仰出候廉を相守り、翌年參府可仕との存意にて、委曲懇々被申遣候處、其後間もなく右御老中御役御免退隱被仰出、此方へは土地方幷文武の義、格別御世話有之旨入御聽、不一方御配慮の義と被思召、其儘五六ヶ年も御在邑御暇被仰出、其砌御老中水野越州殿(◎忠邦)より書を被寄候は、中納言殿には參府を好不申故、右之台命も有之云々被申越候、扨中納言殿被申候には、當將軍樣(◎家慶)御庶政御中興の折には有之、乍不肖三藩の員に備り罷在候得は、何卒區々の志萬分の一も、公邊の御稗補にも可罷成と、家督以來致憂慮候處、參府を好み不申樣被申越候義、如何なる旨義に可有之哉、併公邊さへ御中興被遊候得は、國許等の義申迄も無之、不日に御政敎に風靡可仕理に候得は、何れに罷在候ても、公邊御爲專一と被相悅、何等の懸念も無之、御政事御中興の義追々建議被致、殊更日光山神廟御社參の儀、御先代樣より久敷御沙汰不被爲在候處、當將軍樣には御賢明にましまし、就中御庶政御一新の折には有之、第一日光山神廟御社參被遊候義、御追孝の御美德御政道の大本に可有御座候段、かねて申立に相成居り候處、天保癸卯の歲(◎十四年)に罷成、日光山神廟御社參可被遊旨御內沙汰御座候に付、其節又々申立に相成候趣は、日光山神廟御社參の義、無此上御美事には御座候得共、近來異舶の取沙汰追々有之、殊に巳申兩歲(◎天保四年及七年)の凶荒にて、天下一統國財窮乏致候折柄に候得は、公邊御始め諸大名に至る迄、日光御供等の用途を以て、當節の急務武備手當の方へ御廻に罷成、追て武備可なりに相整、國用等粗差支無之時節に罷成、日光の義御再興被遊候はゝ、天下一統格別の傷にも相成間敷、時宜の御了簡被爲在候樣、委曲水野殿迄申立に相成候處、水野殿如何了簡被致候哉、日光御社參彌御治定に相成、是等

の御懸りは一家の小事に有之、御豫參被遊兼候程御勝手御不如意に御座候はゝ、其旨御申立御辭退可被遊云々被申越、全く中納言殿には、公儀に託し私を營み候樣に取り候義にも可有之哉、畢竟公邊御爲彼是と憂慮被致候故、前件の義も御申立に相成候義にて、何程國用に逼迫致し候迚、數十里行旅の用に差支候義は、有之間敷義勿論に候處、公邊御懷合如何の御嚙合に相成居り候哉と、其節君臣一統苦心仕候事に御座候、四月中に將軍樣日光山御社參被爲濟、隨而中納言殿にも御豫參相濟、其節鶴千代麿殿(慶篤)未た乘出しも不相濟候に付、習禮の爲當年一抔も在府被致、公邊勤向等の義敎諭被致度旨、水野殿へ御問合に相成、且又御守殿(水戸齊脩簾中)幷奧御殿(烈公簾中)よりも御願に相成候處、水野殿よりの挨拶には、最初被仰出候御年數にも未至、當月中旬には御暇被仰出候御思召の由、御沙汰に御座候、又候御在國と申ては御勞の義に奉存候、乍去右の盛慮何共仕方無御座云々被申越、却而直樣御歸國の方、御前の御模樣御宜く可然よしにて御暇被仰出、間も無之國政向行屆の廉を以て、御傳來の御太刀御鞍御鐙幷黃金被賜、此上益源義殿(光圀)遺志を被繼候樣、御直に御懇の御褒賞を蒙り、君臣一統無此上面目にて歸國被致、益國政向被相勵候事に御座候、然る處右翌年は、近年御政事向御驕慢氣隨の趣を以、嚴重被仰出候仕合に御座候、扨御褒賞以來國政向の取行の義は、常磐山御宮御祭祀幷寺社改正の二事に御座候、是も源義公の遺志を被繼候樣台命も有之、打續勵精被致候義に御座候、併し改正向專らの中には、一時思慮の不詳と、役人共取扱不行屆の儀にて、殊更に御法にかけ候義には無之候得共、只今にては公邊を重し、何れも以前之通り本に復候事に御座候、前件の意味合に相成候義、如何の不運に可有之哉、中納言殿身に取り扱々進退度に迷ひ、恐懼千萬の事に御座候、是等の意味合を以ても、世路の險難得と御勘考に仕度奉存候、私儀先年政府方相勤、內々極密なる義も承知致居候間、荒增申上候、

右は密封に致し、奧御右筆方、御目付方、田安一位公(齊匡)御側衆へも相廻し申候、

○平三郎發足後先方の模樣如何、尙又此節柄と申、途中伏せ勢橫槍等を恐れ物見等も不指出、唯々義氣一片と存し相待ち居り候處、其砌り豆屋平藏、(江戶表町人、平三郎の兄なり)平三郎登りに千住にて摺違に參り、三十日程此表に逗留致居候處、內用相辨候由にて、七月初發足の振沙汰有之に付、幸便と存し否の模樣聞旁に平三郎方へ一封差出す、七月九日の夜也、

平三郎方迄遣し候書簡の控

一簡申入候、打續殘暑强候得共、御障りも無之候や相伺度候、扨先日御下りの節は、乍例蒼卒旁御麁抹申上候、定而無異儀上着被成候や心配仕候、扨其表定而好き鹽梅に濕り合、四樣(四番町坂下幽玄)御骨折不斜御配慮の御儀と奉存候、扨又古賀福田水野等無事に御屆被成下候哉、返翰に而も參り候はゝ安心に存候、此度は萬事御骨折何共申樣無之事に候、否御次第相分り候はゝ、又々貴地へも隱れ、五日計も微行致吳候樣賴入存候、礫の板(板橋源介)も大丈夫に候得共、祕封は渡し兼申候、事有之節は御下りに致度、六ケ敷候はゝ大丈夫なる者使に、尼子迄なり遣吳候樣存候、

一、大奧姉之小路(御用掛り老女)、阿部(正弘)へ殊之外同腹に而、大將軍樣(家慶)より出候事、一より十迄姉へ御廻し被遊、阿へ御相談有之何事も、此兩人に而內密相謀り候由申事に御座候、尤先日姉之里方(橋本家)京都に有之、是へ鵜飼吉左衞門說を入候得は、其里方より姉へ廻し、姉より阿へ廻し、阿より三連へ廻候との由、京師に而住谷(寅之助)承り罷歸申候、坂樣杯御如才は無之御事と存候得共、御心得には相成候事故、何となく風說の由に而申上置候樣と存候、京師も鷹司藤公(政通)二條公(齊信)有栖川公(幟仁親王)何れも御正論の由、水府公の事幾重にも相合御盡力も可被下置旨、長大夫下り候節被爲召御懇の尊慮蒙り候由、一と安心に御座候、委細は豆氏より御聞可有之候、何も幸便取急草々不備、

六月廿七日　小杉莊左衞門(高橋多一郎隱名)

中村平三郎樣

尙々洩泄等の義申迄は無之候得共、何分にも愼密に致し心懸候樣、吳々も心配致し候、

【頭注】是は廿七日に認置候所、登り後れ候故出立の日は七日なり、六月中旬運漕方、鵜飼(平七)手、(民間也)福政(福地政次郎)一手、(同斷)

此節奸目を避候爲め、洛陽願出稍相濟、七月十三日日光へ發足、後事弟へ托す、

○發足後、先方の模樣如何致し候や、七月盆過迄何等の沙汰なし、若不快にても候や抔待兼居り候處、七月十七日の夜大野健介（元郡同心亡命歎願に出候者）、江南へ微行、平三郎より祕托の振にて、漸一左右有之候、

右は六月の末比より霖雨にて、諸國大洪水、江南も本所深川邊水增しにて、夫故江南の手都合も隙取れ候趣也、

平三郎より書翰之控

以書啓上仕候、是迄は大風大水に御座候處、愈御機嫌克被成御座奉賀候、扨先日は罷下り毎度難有奉存候、扨又十三日上着仕候、

一、十四日朝坂樣へ罷出、色々申上候所、御贈物御禮我等より申上吳候樣御申聞に御座候、

一、同日堀留（◎渡邊能登守）へ之御送り物、坂樣に而先つ其儘私共預り置き、事柄之樣子見計ひ、其模樣次第にて相贈り可然との御指圖に御座候、

一、同日福田樣へ之御書狀幷御贈物等は、坂樣より御屆に相成候由に御座候間、御願置申候、御返書之儀は近々申上候と之御申聞に御座候、

一、十六日水野樣へ罷出、御書狀幷御贈り物等差出候處、御留主に而御返書取に、追而罷出候積りに御座候、下り之節頂戴仕候積りに御座候、

一、十五日古賀樣へ罷出、御書狀幷御贈物等持參致し指出候處、奸物より參り候品歟、又清論より參り候品哉、御疑惑之樣子にも相見、御返書は此方より可申上との事に御座候、御品之義は慥に受取申候、

一、四番街一件殊之外宜敷、御歎願書先方へ相廻候處、此上取調候上に而御挨拶御座候由、

一、其節格別之入用之樣子、眼前に而差支候間、必至才覺仕り別紙の通差上候事に御座候、然る處烏渡之才覺仕間を合せ置候故、日々催促如何にも工風仕候處出來兼、如何にも難澁仕り罷在候、

一、御指出之願書、如何にも御尤の儀に御座候、然し公邊向之儀諸侯之扱とは相違候間、乍失敬附け札に而御指圖も御座候由、坂樣へ御咄之趣、

一、當十日の御挨拶には、內談を遂候處、是は中將樣（◎慶篤）より御孝道の筋を以御願可然由之處、奸物共御座候間、左樣にも相成兼候儀と御察申上候と之趣、御申聞に御座候間、私共よりも御答申上候に、

仲々御噺の通り左樣には相成兼候意味相咄申候、右に付ては、御守殿樣（◎水戸齊修慶中）より御內願は如何に御座候哉と、御申聞に御座候、是以不安心に御挨拶申上候處、左候得は公邊御奥より、中納言樣勿論、士民大勢一同之難儀に相聞候間、其意味を以御守殿樣へ御申通に相成、可然との御挨拶承り取扱候はゝ、程能扱方にも相成可申哉、然是は御自分之速答にも相成兼候事と存、御國元へ罷下り衆人之御論相決候上に而、相初可然との由、御申聞に御座候、

一、諸大名より御願筋に而、御取扱は如何と相伺候處、故南紀公（◎齊順）にて御世話被爲在候得は、諸大名より差出候共、當南公（◎齊彊）よりも御差出無之候ては、取扱差支候振り之坂君より之御挨拶故、早速罷下り御論相伺可申奉存候處、昨十一日申來候は、何れ先方迄私共罷出、間違等御座候ては決而不相成候間、直談致候方可然趣申來候、依而十九日七つ時過坂樣へ御招に相成、其節私共罷出御挨拶相伺次第、廿日發足仕候間、其節委細之儀御伺申上候、然し御間に合候はゝ、十九日迄に御書狀御仕出に仕度候、

七月十二日　中村平三郎

小杉莊左衞門樣（◎高橋多一郎）拜上

○七月廿三日夜平三郎來着す、直樣面會委細相尋候處、平三郎申樣には、先月十四日上着仕り、坂樣へ罷出御國元の旨儀委細御咄の通申述、御贈物等差上候處、萬端御都合宜敷別而厚き御心底の段、其元より御禮申上吳候樣の御賴に御座候、坂樣にても、直樣右の歎願書幷事情書等、先樣へ相廻し、取扱御賴み被成度御積りに御座候處、折惡敷一橋樣御病氣にて、御醫師不殘詰め切、其故にて繁雜の御樣子なり、其節御咄に、我々はどの樣にも操合可申候得共、賴候同役抔へは、左樣遠慮なしにも出來兼候間、少々の內控へ居るとの御事也、其後追々御病體も御全快に被爲趣、御醫師方も追々御引取に罷成候に付、御同員麴町本康宗圓樣へ萬端御懸合、當廿七日迄には、是非々々御廻し被成候御積に有之候處、何に致し始ての嚙合に候得は、音物等氣を附可申とて、彼是御配慮の御樣子、右壹條に付雨天に藏前邊へ雨三度も御出にて、御才覺にも被成候や、何歟御不都合にて御困り被成候樣に

付、私儀も眼前の御入費御氣の毒存候間、先達て國元より預り物少々御座候、乍小分御足目迄に指上可申歟と、御程合伺候所、左候はゝ、二十兩都合に取扱くれ候樣との、御意に付、諸方馳歩行才覺、何れにも出來兼候に付、玄益樣御世話にて、盲人金八兩貳分烏渡借受、前後二拾兩都合にて相納申候處、右へ五兩程も御手元より御足しなされ、七月朔日に先樣へ御贈りに相成申候、〔頭注、運漕方着到之面々山國◎喜八郎一手高源、◎高久源吉今井◎今金金藏門一手、〕同月四日先樣御挨拶には、御歎願書の趣は至極御尤なり、但し御府内向は、相違致候御事情も有之候得は、御願面の樣計にも參り兼申候、何共失敬には候得共、此方より事情の相違仕候義は、存分に御加筆仕候歟、又は下け札なり共仕候而、御廻し申上候歟如何云々、尚又是の儀は第一中將樣◎水戸慶篤より御願立にて、御孝道の筋にも相適可申、何れより歟御申立の廉無之候ては、盡力致し兼候との挨拶なりとの坂樣御咄也、夫に付坂樣御論に、中將樣は迚も六ケ敷候得は、御守殿樣◎水戸齊修藏中より御願より外は有之間敷、是も整へ兼候はゝ、故紀公◎齊順にて御世話被爲在候得は、今紀公◎齊彊より御申立に相成候より外は無之候得共、御守殿樣何とか公邊御奥より、御誘と申樣に取扱候はゝ、調へ兼ると計にも不被存候、御賴みにさへ相成候得は、何の道取扱可申、乍然是は其元壹分にての挨拶にも不罷成候得は、相樣御國元へ罷下り、衆人の御論相窺、御決斷に相成候處にて盡力可仕候、但し此の方にては、大圖公邊向の御通りも、御守殿樣の方專要と奉存候、萬々一事の破れ候節に至り、是の方の不取扱を架候樣にては困り候得共、元來忠節へ志し、一意に賴候事に候得は、左樣之譯も勿論有之間敷候得共、何分夫彼の意味御咄可申迚、歸郷の振に相成居候處、其內坂樣元康樣へ御出にて御相談被成候處、御守殿樣も六ケ敷、南紀樣も調へ兼候はゝ、諸大藩より申立候より外は有之間敷、但し諸家よりの御申立にては、故紀公にて兼々御申立に相成置候のを捨置、取調と申は出來兼候書記の內話也と、元康樣の御咄に付、坂樣も悉く御心配の御樣體にて、書記の方にては斯々の含に候得は、右の二條調へ兼候はは、溜之間を不殘說付け、其內井伊◎直亮と下總侯◎松平忠國は隨分堅固の御仁に候得は、是を筆頭に致し、溜り不殘より讃州侯◎松平賴胤を色々にいしめ付候て、乍姑息願

候より外は有之間敷との御論にて、苦辛の樣子に相見申候、我◎私カ下りも彼是延引仕候內に、我兄豆平登りに付、御國許等の御事情等尋候處、高橋樣よりの御書狀一通被賴候振にて持參、其餘爲指儀も無之歟、京師より住居樣御下りの節、關白樣◎鷹司政通幷二條樣◎齊信より內々被爲召、水戶表の儀も事情も兼々承り候儀にて、其元抔苦心致し候儀も、不遠御開明とも相成可申、是方にも含も有之云々、尚又是節御守殿樣より御願に相成候やの由、三木樣（庸之介）にて柵町の岡崎樣（南軒）より、御聞被成候由に御座候との咄に付、直樣四番街樣へ罷出、御文通の一條幷右之二ヶ條申上候處、殊の外御喜ひにて、直樣先方へも申通し度との御振合に御座候、尚又是度の御儀は至て不容易儀に付、本康手續の方にても面談致し、其上にて眞の事情を御國元へも通し度由也、右に付十二日方、其元罷越事情委細可申上との御申聞に付、土產物等窺候處、其儀は手前より厚く取扱置候故、持參には及不申との御咄に付、左樣參上の振相極り居り候處、先樣より盆前後は殊の外公私多端にて、參り候共爲指咄も出來不申、何れ其內此の方より、罷出候との御挨拶御座候に付、坂樣にても御國許への左右も延々に相成候故、是非十九日には手前宅へ招き候間、其節直談相罷下り候方可然迚、相待居申候、

〔頭書〕七月十七日に、幽玄方へ平三郎參り候處、一とつ上鹽梅の事有之候か、事のしつかと整へ不申內は漏れ兼申候由、其後六番◎街脫カへ參り承り候得は、十五十六と兩日、赤坂御屋形◎紀州邸へ罷出候歟、若し夫なる歟との推考の由、

○七月十九日七ツ時分より、奧書記名は譯とのよし、幷奧御醫師元康宗圓兩人、四番街へ罷越、二階の上にて幽玄手つから種々興應致し、平三郎儀も末席へ罷出、初ての面謁の挨拶等相濟、其後書記申樣には、扨此度御內談の一條、委細幽玄殿より承知致候處、至て不容易儀に付、聊も間違等有之候ては不相成、夫故今日御直談可仕と存、內々懸御目申候、但し此の儀は至極込入候儀にて、以前の事より調へ返し候樣には相成兼申候、何に致し先達ても幽玄殿迄申通し置候通り、第一中將樣◎慶篤より御願立にて、御孝道の筋にも相適ひ、尤夫も御六ケ敷候はゝ、御守殿樣◎水戶齊修藏中より御願と歟、又は故南公◎齊順にて御申立に相成候儀に候得は、當南紀

公(齊彊)より御申立と歟、水府樣の一條何れより歟、御申立の廉無之候而は、我々立場抔より態々取調候樣には、六ヶ敷鹽合のもの也、若し右兩御方樣より御願の儀整へ兼候て、御申立無之共、當暮には御分りに可相成歟推量致し候、夫は如何の御次第に御座候やと、平三郎問返し候得は、是は御國元抔の天狗樣の腹には、面白くは無之候得共、來春は先將軍樣(家齊)の御七回忌に相當り、左候得は先例にて我々にて大赦を目論申候、尤中納言樣(烈公)へ大赦と申譯は無御座候得共、中納言樣御爲より士民共難儀致し、尙又公邊より御答を蒙り候御家臣も御座候得は、是へ大赦を目論申候、左れは自然と中納言樣にても、何とか今一等恐悦の御事可有御座譯也、但し左樣にて不得意に存候はゝ、前咄の通り御守殿樣歟、又は南紀樣抔より御願に不相成候ては、我々盡力にも甚指支候氣味也、扨偖し是度の樣の御內談仕候儀は、實に是迄初てに御座候、譬はヶ樣の願差出置候處、早々御濟口に相成候と歟、又は何々は如何の振か宜敷抔の內談は、是迄仕候得共、是の方より目論候て取調候樣の御內願は、實に始て也と、微笑を含み候樣子なり、又々申樣には、公邊向は手輕く事分り候方歟取扱よきものにて、御登城なら御登城と申眼目さへ分り候得は、事と申は至て一寸の處より出來候物にて候得は、右兩御方樣より御願の儀整へ兼候て、御申立無之共、當暮には御分りに可相成歟推量致し候、夫は如何の御次第に御座候やと、平三郎問返し候得は、是は御國元抔の天狗樣の腹には、面白くは無之候得共、來春は先將軍樣(家齊)の御七回忌に相當り、左候得は先例にて我々にて大赦を目論申候、尤中納言樣(烈公)へ大赦と申譯は無御座候得共、中納言樣御爲より士民共難儀致し、尙又公邊より御答を蒙り候御家臣も御座候得は、是へ大赦を目論申候、左れは自然と中納言樣にても、何とか今一等恐悦の御事可有御座譯也、但し左樣にて不得意に存候はゝ、前咄の通り御守殿樣歟、又は南紀樣抔より御願に不相成候ては、我々盡力にも甚指支候氣味也、扨偖し是度の樣の御內談仕候儀は、實に是迄初てに御座候、譬はヶ樣の願差出置候處、早々御濟口に相成候と歟、又は何々は如何の振か宜敷抔の內談は、是迄仕候得共、是の方より目論候て取調候樣の御內願は、實に始て也と、微笑を含み候樣子なり、又々申樣には、公邊向は手輕く事分り候方歟取扱よきものにて、御登城なら御登城と申眼目さへ分り候得は、事と申は至て一寸の處より出來候物にて候得は、右兩御方樣より御願の儀は、どの道二たりの御醫師へ相頼可申、手元へさへ響有之候得は、何分骨折申候間、出る迄の處は兩人へ頼候歟宜敷との咄也、其節元康申樣には、何も能き事は能き樣、惡敷事は惡敷と、御相互に有り體に不申候ては、却て事柄練合不申候故、存分が能き也、其比幽玄申樣には、中將樣より御願と申儀、御側向始め奸物に候得は迚も六ヶ敷、左候得は御守殿樣より御願より外は有之間敷、然し御守殿樣抔も、是迄の事情旁勘考致し候ては、何共安心不仕候、尤公邊御奥より御誘にて、御願の振被仰遣候はゝ、夫れなら出來可申と相談致候得は、元康申樣、何に夫れにも不及、先日御咄の通り京師より說歟、濕り合候はゝ奥の方は大圖宜しく、左候得は多岐樂眞院は我々頭に候歟、元來は町醫の次男にて、御守殿樣御大病の砌、外の御醫者手を投候處、右多岐氏にて九死壹生の御計を獻し候處、夫れにて御病氣も御平癒に相成候、夫に付御守殿樣には、別て御心安く御扶持をも頂戴仕居

り候程に候得は、是を御兩人にて呑込せ、多岐より御守殿樣の老女を勸め、得心の上爲願候が可然と申候得は、幽玄も成程と同し候樣子也、兎角內密の儀も、右一席にて相談致し、內書記へ別て嫌疑等の姿も無之振也、又候書記申樣に、唯心配仕候儀は中納言樣にて、御登城にても被爲濟候はゝ、御國元又々騷々敷は相成申間敷や、平三郎答に、何せ騷々敷可有御座候や、決而左樣の道理は有之間敷と申候得は、偖し何共見通し兼る樣也、存分に申候に御登城にても被爲濟候得は、其元抔も直樣御國元へ、歸參になる積りに可有之候やとの申聞に付、平三郎挨拶に、私儀は一體中將樣より御勘氣を蒙り、追放被仰付候儀に御座候得は、縱令中納言樣にて御登城に罷成候共、左樣の譯は無御座候、大圖年限と申も御座候得は、其節は中將樣より、御免被仰付候儀と奉存候、勿論我々身分の儀、卷の塵同樣に御座候得は、縱令一生薦を被り候て終り候共、中納言樣にて御登城にても被爲濟候得は、元來夫歟主意に御座候而、ヶ樣も罷成り候儀に御座候得は、冥加至極なりと申候得は、成程左樣ありてこそ本筋也、御國元の御家中樣抔も、左樣の御心得にさへ候得は宜敷候得共、又々騷々敷成り候樣にては不相濟、其儀吳々も心配也との由、且書記の方にては、萬事すいも辛も呑み込み居り、事知らぬ體にて彼是となしり候樣子に付、平三郎幽玄の方へ對し、先達て差上候書付の儀は、御廻し被下候やと申候得は、幽あれは不殘御廻し申上候と申候得は、書記曰に、御書付の儀は委細拜見致し候か、兎角公邊向は事輕く分り候歟取扱にも宜敷候得は、兩丸御登城なら、御登城と申主意さへ届き候得は、夫れにて宜敷譯なるへし、一體我我身分にて、中納言樣御事取計候抔と申儀、御主人家同樣に候得は、實は恐入事也、御國元の御家中抔は、君臣の事故歟願抔仕候儀、筋合に候得共、失禮なから、其元抔身にては恐入候儀には無之やとて申聞に付、平三郎答に、私小身の者より願候儀は、勿論恐入奉存候、私儀は全御家中樣の御取次を仕候儀に御座候、成程夫れは其譯故、何も構もなきとの咄也、又申樣に、ヶ樣御熟談申からには、何も不取繕申候歟、寺社御政事の儀は、其元は如何存候哉、能き譯歟又惡き譯歟との尋に付、寺社の儀は、我々共抔も既に掛り等被仰付、鄕出等仕り取懸り候得共、偖し是はヶ樣〳〵

の不行狀有之僧侶共に御座候故、追放も被仰付、尚又自分々々罪科を憚り、出奔仕候者も御座候、是等の僧侶共、妄說を唱へ出し候樣にも承り申候、是儀は御隱居樣(公烈)に而は、一向に御承知不被遊候由にて、全く下々の御役人方不取扱にて、手荒の事も有之樣にも可有御座と申候得は、成程上樣には、一向に御承知不被成御筈なり、偖し僧侶と申ても、其樣に惡み候にも及申間敷、尚又醫者の惣髮は、如何存候やとの申聞に付、是儀は全く中納言樣の思召の振に伺申候、偖し不殘惣髮被仰付候儀には無御座、願候者計惣髮被仰付樣に、承り申候といへは、左候得は願候者計に候やとて、暫疑惑の樣子に付、平三郎又候申樣は、京師抔にては、御醫者は不殘惣髮の樣にも伺候と申候得は、成程京都左樣なり、偖し公邊は不殘此御一席の通り坊主なり、左れは譯て公邊を差置き、京都の御眞似を遊すにも及はぬと申譯也、皆何れも過去り候事故、何れにても宜敷候、稍有て平申樣は、昨年御愼御免被仰出候節は、士民一統寢食をも忘れ、誠に難有奉存候、左候内に御別紙にて、御政事へ御携無之云々、追々下々の者へも相響き、右の一條に付、又々騷々敷姿にも罷成候儀に御座候、其節或御家中樣御咄に、御隱居樣にて御政事へ御携と申儀は、勿論無之譯也、夫れを今度別段被仰出候儀は、公邊の御大政とも申不似合の樣なりとの、御論も御座候と申候得は、夫は左樣の譯なれ共、其儀は中納言樣の御氣隨の御損と申もの也、との挨拶、又平三申樣に、此節承り候得は、元支配頭吉成又右衞門樣儀(信眞)は、此節御大病の御樣子にて、御間柄樣抔よりも御宿下け御療治之儀、再應の御願に御座候處、一切に御筋にて、御許容無之由に御座候、扨々御傷き儀にて、暴政とも申儀に御座候也、一體御忠節へ御志しなされ、公邊迄御歎願に御出なされ、其節御引渡に罷成候處、刑目論の議、御家よりは割腹と御內問に相成候處、公邊よりは却て逼塞との御差圖有之候由、其節取沙汰仕候、愈左樣の譯歟不相分候得共、逼塞五十日被仰付、又候間もなく役祿召上られ、愼隱居幷に悴々へも御咎被仰付候處、(頭注、逼塞百日、御免の日、減高、隱居、悴々へも御咎被仰付候なるか、手間違にて左樣間もなくと申候也、)此度正月十四日に至り、又々仲町今井金衞門揚屋敷へ、押込に罷成申候と申候得は、先の胸に適し候や、公邊より逼塞の御

指圖云々の節は、稍思案の樣子なる歟、一旦塞逼被申付夫にて相濟候を、間もなく嚴譴を蒙り候儀は、何歟中將樣へ無調法の廉有之故、左樣も被仰付候議なるへしとの答に付、何等の不調法御座候哉、不奉存候得共、全く思召と申のみにて、被仰付候儀に御座候と申候得は、夫は矢張其位に無之而は、治り兼候譯にても有之歟抔申ける、平又候申樣に、松平申之介樣、(讓信)赤坂樣(紀州家)へ御歎願に罷出、間もなく減高の上愼御隱居に罷成、御兄樣別家に被爲在候を、御相續被仰付候と申候得は、夫は公邊迚も、伯父にて甥の跡を繼き候事も有之、夫は血脈を重し候故也、左樣なら御兄樣の跡へは、御養子にても出來候なる可しとの事故、是は御潰しに罷成申候と言へは、夫は譯なし、一體先つ唯今の儀は、都て論なしと申姿故、左樣深くは論る迄も無之と避候氣味也、夫より色々噺の序に平申樣、中納言樣には公邊は殊外御崇尊深く、既に御國に被爲入候節抔も、每朝御遙拜被遊、昨年礫川御屋形度々出火の節抔は、殊外御配慮被遊、此節萬一の事出來候ては、公邊へ對し不相濟候間、火之元嚴重心懸候樣、御家中の族へ度々御示し被遊候樣に伺申候、成程上樣には、御別段に被爲入候御儀也、偖し夫れ程に中納言樣にては、公邊を御尊敬被遊候に、御國許抔にて騷々敷仕候樣にては、第一に上之尊慮に背候樣のものには無之哉、却而尊慮の通り、穩便に仕りて社本渡の樣存候、偖し何も過去の事にて、御國元も靜謐致し候故構不申儀也、扨ヶ樣御熟話申候柄には、同役抔へも內內相談致し候事も有之候歟、十歟十調ふと計も被申兼候得共、我々力丈は盡し候積に有之候、譬は病人に比し候に、見處有之內は、藥も盛り力も盡し候得共、夫れにて六ヶ敷節に至り候へは、他の醫生へ御懸被下と申譯なり、先つ先刻御咄の通り、どの道御申立無之候ては、取扱も困り候故、夫迄の處は先日御咄の阿部殿(正弘)より、讃州樣(松平賴胤)へ御懸りに相成候儀、偖し是儀は一體御後見御申付の上は、阿部殿にても水府の儀に付ては、御同役同樣に御相談有之故、夫を指留候事は、とても六ヶ敷なれ共、同し懸け口にても、程能く御懸けになる樣には、何と歟取扱にも相成可申、夫れに京師より御響にても參り候哉、且又當季御守殿樣より、御願に相成候由の三ヶ條の儀は、我々腹にて不遠慮と探り可申候間、其餘の儀は御兩人へ何分

相願、御取扱を頼候樣可然との指圖の由、其節幽玄曰に、諸大名抔より申立に罷成候ては、如何と申候得は、一體水府の儀は、先南紀公にて御申立に罷成候儀に付、諸大名より唯今申上候ても、先南公を指置き取調候樣には、とても參り不申、御三家樣方の御意は、反古にはならぬとの咄の由也、扨内談も大概相濟、晩景に趣き種々の馳走等饗應有之、（藝者二枚招き候と也、）其節鶴龜とやらの模樣有之候盃、奥右目に付き候樣子にて、殊の外褒め候處、是は拜領物の由幽玄樣挨拶致し候得は、夫れは目出度とて自分にて開き、先つ其許へとて平三郎方へ遣候に付、難有拜受致し候との咄也、其席より幽玄差圖にて、此席は程能取扱候故、直樣右の處御國元へ罷下り、委細申上候樣との由、我儀も此度は是非書面にても進呈の積り有之候處、斯の通の譯故宜敷申上候樣賴との振にて、平三郎五ッ時分其席を退き候由也、（再三面話致し承り候得共、又傳の事故、瑣細の異同は可有之、大意の處は右の振にて、間違等も五十歩百歩の相違なるべし、）

〔頭注〕一、書記は元康宗圓の聟なる由、其手續故元康を賴候なるべし、

一、元康も豪情の人の由にて、或時同人の家來、加州殿の門番を殺候儀に付、餘程事柄六ヶ敷成り候得共、家來を始終圍い置指出不申候て、遂に其儀をとうし候由也、面貌如鬼と云ふ、

一、元康幷書記、共に以後は拙宅へも度々御出にて、御事情等も委細に相伺可申上、咄有之候由、

○右下りの前日、水野清兵衞へ返翰受取に平三郎被參候處、出仕前にて數多の樣子、何れ御國元の儀承り度事も有之、尚又少々咄度儀も有之候間、登り次第直樣乍太儀參り呉候樣の咄也、其節在所製なりとて盃を被贈候、是は墨帖の返禮なり、返翰の控へ、

貴墨拜見仕候、（如脫歟）貴命強暑の節に御座候得共、倍御安泰に被成御座奉恭喜候、然は先比者御賢弟樣御尋被下、御直話之趣幷御細翰之條々、委細承知仕候得共、其節詳に御咄も仕候通、何分不行屆次第に有之、且御麁略の御取扱共、失敬至極奉恐縮候、爾來之樣子御承知被成度由にて、御細書被下候處、其後折を以重役迄は物語仕候儀に御座候間、左樣御承知可被下候、先達而御賢弟樣へも申上候通、其上之所は微力に相及兼候次第に御座候間、不悪御承知可被成下候、扨今般は異舶渡來にて騷々敷樣子

に相聞、既に川越（松平齋典）忍（松平忠國）の兩侯御出張にも相成候處、無程歸帆にも相成候由に付、何れも御歸府に相成申候て、御同慶の御事に御座候、將又御墨帖拜受被仰付、中々以難得御品柄、謹而拜戴仕候、長く家寶に仕可申と奉感謝候、隨て御挨拶と申には不相當候得共、在所製之杯拜呈仕候、御笑存可被下候はゝ大幸之至に奉存候、時下不順之氣候に而、兎角溽暑勝に御座候、折角御自重被爲在候樣奉存候、右者不取敢御受迄に草々如是に御座候、頓首百拜、

六月十八日　　水野清兵衞

高橋多一郎樣　貴報

華墨捧讀、殘暑之節に御座候得共、愈御淸福被成御奉務候由、珍重之至に奉存候、然者先比は御尋問被下、始而拜顏雀躍之至に奉存候、折節無人に而何之風情も無之、御麁末御取扱仕、甚失敬の至に奉存候、此度は高橋樣より御細翰被成下、殊に御墨帖拜受被仰付、實に難得御品、幾久敷重寶に仕り可申と、深く奉感佩候、御禮答一と通は申上候得共、猶又宜敷御致聲可被成下候、彼一條は早速に重役手元迄は、申聞置候事に御座候間、左樣御承知可被下候、被爲入御念、遠路御投書指入忝奉存候、時下晴雨不同、先つは溽暑勝に御座候、切角御自愛被爲在候樣奉存候、右は御返事迄如是御座候、以上、

六月十八日　　水野清兵衞

鮎澤重次郎樣

○前件平三郎歸鄕の模樣、石河（德五郎）荻（吉次郎）幷茅根（伊豫之介）等打寄、彼是と評論致候處、南紀の方も御代替り以來、如何の御模樣に相成候や、尚更公邊より御附等參り候振に候得は、當紀公より御申立の儀、何共成否難計、一體今度の一條直向に幽玄へ任候儀にて、同人心付も、大奥より御守殿樣へ御誘云々の外は有之間敷、殊に御國にても忠節へ志し候御方故、萬々一意外の變出來押込等に相成候共、遺憾は有之間敷との口氣も有之上は、身構へにても致候樣に氣取れ候ては、先へ對し口惜く、尚又當地の簡見とも違い、奥醫の身柄に候得は、公邊奥向の儀一定の量見、且又取扱振も格別の儀と、評議一決致し、且兵粮等の才覺致し、別封幷に音物等可也に相整へ、（贈物は、獻上に成り候振の松皮紙の類、大唐紙百枚外に墨帖、）七月廿八日夜出立す、其節幽玄迄遣候書簡幷、平三郎演

述の心覺迄に認候事情書の扣、

一書謹啓仕候、朝夕者秋冷相催候處、愈御佳勝可被成御起居、恐壽之至奉存候、扨此度は中村儀罷下り、其表御事情幷御示敎の趣委細同人より承伏仕候、每度御懇誠の御事共にて、何角御周旋被下置候由、不堪拜謝奉存候、扨尊諭の一件得と調議仕候處、御奥より御守殿樣(水戸齊脩簾中)へ御願御誘引云々、御程合能御整に罷成候儀に御座候得は、無是上も神妙之御策と一同奉感服候、國元等簡見抔に而は、迚も公邊奥向等之儀御程合如何樣之譯歟、奉測兼候儀に御座候得共、貴所樣抔に而は、右御事情等も格別御詳悉に御承知被遊候故、畢竟右之御建議にも罷成候御儀と奉存候、夫に付而は、當所へ波及之禍等も御愁ひ被成下候御儀も、有可御座候得共、是迄迚も一意に相願候儀に御座候得は、其儀に者毛頭無御懸念、御取扱被下候樣何分奉願候、偖し是迄三ケ年之間に者、艱難之事情等も御座候間、御盡力被下置候御扣にも可相成と奉存候、委細は平三郎へ申含候間、同人より御承知可被下候、將又先達而堀田樣(渡邊能登守)へ差出候歎願書、田安公(齊匡)より雲上迄御貰き罷成候趣、冥加至極奉存候、然し乍機に先候樣之御模樣にも承知仕候處、餘り御程合も不顧恐入候儀には御座候得共、今一度呈上仕度心願に而、願書迄相認申候間、宜御時節御勘考之上、御取扱被下候樣是又奉願候、此節實兄多一郎儀、曙(暑カ)邪の氣味に而五六日以前より取臥罷在、執筆御答も仕兼候間、小生より宜敷御禮答申上候樣申聽候事に御座候、追々全快之方に趣候間、乍憚御休慮可被下候、此段草略申上候、頓首百拜、

七月廿七日　　鮎澤重次郎

坂　幽玄樣　梧右

尙々時候折角御自重被遊候樣奉存候、扨此唐紙は國元製に御座候、每度心底に任せ兼候得共進上仕候、御笑留可被下候、尙又先日之墨帖は、御愛存も被下置候由大慶不過之奉存候、小生拜受之品も御座候間進呈仕候、可然御方へ御配呈にも罷成候は丶、大幸の至に奉存候、且別封の儀は何共小分に而、汗顏之至に者御座候得共、平三郎へ急速上途之振にて、萬緒不都合旁に而行屆兼申候、何卒御入費之御足り合にも罷成候は丶、大幸

の至に奉存候、其內御樣子も相窺可申上候、是又御笑納可被下候、草々如是御座候、頓首、

〔頭注〕七月盆の比より、實兄奸氣を避候爲に、後藤左衞門高倉某同道に而、日光へ入湯に罷越申候、其留主へ平三郎歸着承り候得は、前文之通り事情案外に濕り合、同志一と先渡りに舟を得候樣の心地也、

平三郎心覺迄に大略認候事情の覺

一、中納言樣(烈公)には、兩丸御登城被爲在候樣、中將樣(慶篤)には最早御十五歲にも被爲成、追々御任官も蒙り、且又公邊向御精勤に被爲在候得は、御連枝樣御後見御免にて、御親政に罷成候樣、尙尾州樣(慶臧)は御幼少なれ共、御後見不被爲在候事、

一、大奥より御守殿樣(水戸齊脩簾中)へ御誘引と申事、無此上上策に候得共、御國中士民一同の難儀の趣に候得は、御願可然と申樣にては、都而天狗の仕業と申樣に氣取れ、事も通り申間敷樣にも奉存候得は、唯最早御年限も三ケ年に罷成候得は、御願可然御模樣と申意味の方、御如才は無御座候得共宜樣奉存候事、

〔頭注〕幕後宮より御誘云々、仲街老先へ及相談に候處、會先生(安)不容易事の由、議論あり、

一、此度一策、何れへなり共一決の上、又候其表にて御評議大半御一定に相成候と、可然人物微行、先方へも御逢せ可被下との趣、委細承知仕候處、御評議御決着に相成候上にては、事情の詳悉なる事も、御演述申詮なき樣にも存候得は、是非其前御手都合を以、御逢せに罷成候樣仕度事、

一、御守殿樣の御事、中納言樣(烈公)にて御孝道も深く被爲渡候に付、御信用被爲在候得共、天狗と申者は殊の外惡黨者の樣に、讒說先入致し居り候間、右の振も御心得の事、

一、堀留樣(渡邊能登守)迄指出候一件、雲上迄御貰きに罷成候趣に候得は、奥御右筆衆抔の取調候種には、可相成歟と奉存候處、若し又奥老女の手にても留り候哉、是は御探り被下候樣に願度事、

一、姉小路殿(大奥上臈)一件の儀は、同人弟橋本二位(實久)と申仁、鵜飼吉左衞門多年懇意の由にて、色々咄合候處、夫れなれは姉の方へ申遣し可申とて、書簡遣下候處、姉小路殿にて書狀披見致し、其儘橋本方へ

指戻し、本書の寫を取置候て、阿部殿(弘正)へ相廻し候と也、夫に付阿部殿より讃州侯(松平賴胤)へ響き有之、兎角姉殿と阿部殿とは合併にて、讃州侯とは阿部殿合體の由の事、

一、姉小路殿儀、南紀公(齊彊)にても御賴み被遊度御仕組にて、一兩度も被爲召、打續御附け屆等も格別有之哉の處、公邊御模樣にても仰れ候事にても可有御座や、最初は殊の外上鹽梅の處、後々にては左樣計も參り兼候御沙汰の事、

一、八月八日の夜、平三郎又々微行面談仕候處、此度は極々祕に罷下り申候、扨七月晦日彼表へ上着仕り、四番街樣へ罷出、御書面幷御贈物拜納仕候處、折節坂樣御不快にて、御病體は御上性の樣子にて、吐血等屢御座候由にて、御寢所にて面謁仕候、右に付何の御咄も不仕、偖し餘程御六ヶ敷御樣子に見受候故、六番樣へ罷越御國表の御事情等申上、尙又御病體の儀相窺候處、玄益樣御咄に、私も一度は誠に驚き申候、不快の左右有之候に付直樣罷越候處、打續吐血等甚敷、其節も水府の御一條殊の外苦勞に致し候故、左樣御苦勞遊し候ては却て不宜抔申候得は、是迄水府の儀仕ちらかし、其儘相果候ては御國へ對しても不相濟、尤萬一の事有之候共、同役と申も有之候得は、廢置にも相成間敷候得共、是非此度は全快致度迚、氣をもみ申候との咄也、又候三日に御樣子伺に出候處、紀州樣抔よりの御使節、尙又日比御屋形抔よりは度々の御使の振にて、殊の外御取込の御樣子に付、奥通りも不仕罷歸申候、左候內に七日の朝に至り、人參り候に付罷出候處、其節は大に快く御召物を差替、頭痛の御樣子にて鉢卷にて御逢なされ、左候內に直樣鼻血出候に付、手拭等にて取纏ひ候て御咄御座候、扨御書面の趣にて委細承知致候奥向の一件、姉は六ヶ敷候而御心配の處、是は探索をも仕り見可申、外に手蔓も御座候間決て御心勞被下間敷樣に可申上、尙又先日書記の一件も彼是と熟慮致候處、阿部殿の腹をも一と探りは探り候ならては、逢も致す間敷樣存候、夫に付御逢被成度儀は、いつ何時にても取扱候故、御微行被成候樣、偖し誰樣にても宜敷候得共、高橋氏は是迄の御賴主故、是非御引合申度候間、左樣申上候が宜敷、私儀も是非十五日月見の御

祝儀をは、出勤の上申上候積り也、且急き御用をも(醫の儀に付、書物の振也)蒙り居り候得は、是非十五六日の比迄には出勤にて、一と働き仕候含なり、右出勤の前は御別封御預り申上候ても無用に候間、先つ是儀は其方へ預け置申候、且元康をは書記の方の手蔓無之故に、畢竟賴候儀にて、偖し其外內密の儀抔は一切に明し不申候間、先へ參り候ても右の含にも咄候樣に云々、且先日古賀氏より、御國元への書狀手元迄相屆き居り、何れ御國元よりの御指圖にても、參り候上の書狀と被存候得は、早速其元下り候歟、又は好便にて屆け度もの也、少々は事柄の分り候事もあるへしとの話の由申聞也、

一、酒井藩へも、此度の登りに書狀持參致し候處、主人歸國の供にて罷歸り候由、

一、水野も罷登り候はゝ、逢度云々に付被參候處、若殿乘出しにて當季繁多、夫に付十五日過ならは緩々面談も被致候咄に付、其積り云々、

一、福田儀は當月廿日方には、國許より何れ指圖も可有之、其節御文通云々事、

一、元康樣へ參り候處御咄に、書記の方にても當節は、公邊の御姬さま御隱れにて、晝夜繁多の振にて、迚も參り候ても緩々面談も致し兼候間、追而懸御目可申との咄也、偖し小石川抔にては、追々どの手筋より奸說等入候哉、一と探りするとの由也、且又此節中將樣(慶篤)へ御緣組、公邊よりにても御取組の御模樣有之候哉、新御守殿又々御出來にては如何と、御噂抔申候、尙又先日奥にて、薄々御沙汰を伺候に、紀州の山中筑後守酒井主水抔申仁、此節隱居にても致し候歟に承り申候、是は赤坂御屋形にての說にては無之候歟、慥の樣にも承り申候、山中と云ふ仁は、水府にては殊の外尊重も致し候沙汰に候處、是は至て腹のある山ものゝ由なり、隨分御國の天狗樣へも、乘込兼さる人物の樣に承り候歟、隱居にても致し候樣存候也、段々咄の序に、阿部殿(正弘)抔は此節何も不致居るが、却て是は取處の有樣也、全く是はこゝの咄に候歟、段々阿の腹を聞候に、是迄濱松侯(水野忠邦)の御政事にて、世上一般に氣か立居申候、夫れ故に當季をは見流しに致し置き、世間にてこふと申節に至り不申內は、御政事は出來ぬと申主意の樣に承り申候、既に高島四郎大夫

◎秋帆抔の一件も遲滯致居候處、今度御所置にも相成候趣なり、〻樣の儀は年若に致し候ては、感心の樣存る也との咄の由申聞也、

一、且又、此節田安樣一橋樣御兩家より、水府へ間偵を四五人程も差出候樣にも承り候歟、是は何儀に付ての起りやら、御心得に御咄申候云々、

一、來春は、西丸樣にも御本丸へ御移り被遊、西丸へは紀州樣より被爲入候而、紀州樣は左京樣御直り云々、御沙汰に有之候由、

其節六番街よりの文通の扣へ

一書呈上仕候、朝夕者秋冷相催候得共、益御勇勝奉欣賀候、然は先達而は御細書被成下、其節は不被存寄何寄之御品々御惠投被下、千萬難有拜受仕候、乍併右樣之御配慮に而は何分奉恐入候、其後御受等可申上筈之處、彼是取紛無其儀段、眞平御用捨奉願候、乍前後此程は尊君樣にも御不快之由、扨々御案申上候、御容體委敷相伺度奉存候、先々御加養專一と奉存候、且同苗儀も當月廿六日より吐血甚敷、右に付翌廿七日當御番より引籠申候、併唯今は大に快方に御座候間、乍憚御安意可被下候、御請等其外委細申上度候得共、此節は種々取込候儀相重り、夫故用事のみ申上、萬々亂筆御仁免可被成下候、以上、

八月四日

猶以吳々も御請等延引の段、御用捨可被下候、且別翰の趣御內覽奉希候、以上、

別翰申上候、先達而中村公より御內々御頼に付、金子右は盲人之方より口入致し候處、當八月朔日に而元金幷二ヶ月分利分、外に御肴料迄御添皆濟被成下、慥に落手早刻先方へも相戻し申候間、爲念此段申上候、以上、

古賀太一郎より書翰の扣へ、

去月九日之貴墨、無浮沈相達拜讀仕候處、先以殘暑未過候處、愈御淸寧被成御起居奉拜賀候、然は先達而は態々鮎澤君御出府、弊藩へ御來訪被下候處、忙人にて失敬のみ相働恐怖仕候、扨其折御密話申候一條、幸其比用人共歸郷仕候者有之候に付、委曲相托し、其後打續異舶渡來等之譯にて、延引も仕候哉今以指圖不申來、扨々無御申譯次第甚當惑仕候、勿論私輩致方も無之候得共、聊手筋相求少々手段相

附置候向も有之候得共、何分君命不申來內は、思切たる處置も出來兼、日夜鄕信相待のみ、御照察可被下候、過日御答御左右も可仕之處、右之次第に而成丈是等之効驗相見へ候上と心得、是迄及大遲緩候段御海恕奉希候、所詮異舶一條不知所底止、追々にも何と歟可申來相考候間、今暫之間御猶豫可被成下候、嘸々何角御心配御察仕のみ、御同歎此事也、餘り及延引候故、一應御請迄匆忙亂書御推覽可被下候、誠に色々頂戴もの、殊に御拜領の御賜物一枚賜難有奉存候、御餽誠感慨仕候、心事楮表に難盡、先略筆申候、頓首不一、

七月念八　古賀太一郎

高橋多一郎樣

鮎澤重次郎樣

御一閱後投盡是祈

○不快見舞旁に、鮭魚等取整八月十日の夜平三郎出途す、其節六番街へ遣候返書の扣へ、〔頭注〕運漕方孝鮎南人、

貴墨拜讀仕候、如貴命朝夕は秋冷相催候處、益々御淸榮奉幷賀候、此度平三郎俄之下向相窺候得は、御尊父樣去月中より御不快の由に而御引籠、尙又是節は御吐血等御座候由、平三郎口氣の趣至極御難澁の由、扨々驚入申候、今程は如何之御容體に御座候や、少々も御快方に被爲趣候や、打寄御案し申上候、打續御厚情被成下候に付、乍憚赤心打明御縋り申上、內外之儀迄も御憐察を蒙り、御取扱に相成候段、何共難謝仕合奉存候、此上御心配不被成如何樣にも御養生專一に、御出勤之程乍蔭祈念仕候、野生輩之儀は、元より歎願仕候身柄に御座候得は、如何樣相成候共さら〳〵厭不申候間、右之處決而御懸念被爲在間敷樣仕度、此段吳々も申上候事に御座候、此鮭唯見當り候まゝ入貴覽申候、秋暑今以去兼候まゝ、醫梅等如何に御座候や、御病中御慰にも罷成候はゝ大慶不過之奉存候、此度は四番街樣へは書面不差上候間、貴君より宜敷被仰上可被下候、此一封は御病氣御快氣の節、御程次第御取扱可被下何も平三郎取急出立の振に御座候間、貴答迄草略申上候、頓首、

八月十日の夜　愛（花押）

三々街樣

尙々被入御念、御別翰之趣毎度御厚意の段不淺奉存候、又々之次第故、不行屆汗顏の至に奉存候、本文宜敷御致聲奉願候、

別封の儀は、公邊大奥御召遣於みつ於定樣抔、礫川え御文之通い有之由に候得は、御心得之爲云云、

◎標紙裏に左の如く書したり、

幕書記對話、自然懷分り申候氣を付見へし、

遠路近路波志二之卷

○丙午◎弘化三年八月二十九日の曉更、平三郎◎中村歸來、委曲相尋候所、例之兩御醫師樣方、日增に殊の外御張込にて、非類の御働に御座候、然る所奇妙の事御座候、先達て四番街樣◎坂幽玄迄內々御心得に申置候伊東宗益樣、小石川邸中某え懇意の者有之、夫より奸說移り申候云々風說有之に付、心得に幽玄迄申通置候事有之候、宗益は奥醫師當時後宮手一杯才氣有之、蘭學等出來、諸大藩へも出入多し云々、此節御同樣に御張込也、四番街樣にては、先日の御含も御座候へは、御不安心の御樣子にて、餘り御進み不被遊候處、麴街樣本康宗圓住所御論には、宗益義は年齡も若候得共才智人に勝れ、當時後宮抔への鉤引は日の出と申物也、夫故此度の義も、彼を餘所に致し取計の儀は、勿論不覺と申もの也、譬へはまむしはまむしの毒をなし候得は、又は藥にも成ると申譯けなれは、矢張大腹中に腹へ抱

込み、共々に盡力致候か宜敷樣に存候、縱令宗益儀奸智なりと申ても、同列兩人を陷れ、我身壹人利口物に成ると申程の人物にも無之候得は、却て彼を餘所に致し取扱候て、萬一事の端にても氣取れ、彼か邪魔をする日に成り候ては、迚もこの事遂候事六ケ敷可有之、宗益儀は己れかどの樣にも說付ケ可申との御咄に御座候、其後追々に御申合被成候處、伊東樣も至て御感激の御樣子にて、其節御咄振には、既に水府の儀は乍陰心配致居候義にて、是迄御隱居樣◎烈公より御親書を拜受仕候事も有之、尙又伯母義礫川の奥に御奉公致し、御廣式相勤居候歟、御隱居樣の御意にも適ひ、既に先年礫邸御燒失の後、御普請御治定之節に至り、御隱居樣より、奥向の模樣繪圖を以て、伯母へ御問合も御座候よしにて、伯母よりも彼是と心付申上、右振に御成就に被成候事も御座候由也、武田子◎彦九郎出府の節、岩名昌三と申者世話致候義有之、昌三は伊東◎宗益へ懇意のよしにて、即其時も相談有之候趣也、夫れ彼水府樣は御親みも有之候得は、微力丈ケは乍不及盡し可申存慮也との御咄に御座候、其後は御三人樣御合併にて、萬端御熟談の御樣子、近比に罷成候ては風雨をも御厭ひ不被成、御駕籠にて晝夜御奔走被成、御會議の節抔も、是迄御酒肴有之候所、其段には無之迚一切に御封し被成、內々御勤向等も御操合の御樣子にて、實に絕言語候御働に御座候、

○三保山殿は御守殿樣◎水戶齊修簾中の御いとこに相當り、紀州樣御同腹の御方樣の御妹の御續合のよし、第一御守殿樣え御續合も有之、尙更故南紀公◎齊順へは御同樣御血統は有之、殊に水府の儀には厚き御盡力も御座候事に候得は、旁以右の御方へ、御守殿樣より御願の義相願可申と評論一定致し、早速坂樣御面談被成、何となく御守殿樣の儀、氣を引見候所、至極上首尾にて、三保山殿御挨拶には、御咄の一件、縱令中納言樣◎烈公御惡しきに致せ、水戶家者申に不及、哀公樣◎水戶齊修へ御對し遊し候ても、此度の儀御守殿樣より御願に不被成候ては、御立場と申不相濟筋に御座候、殊に中納言樣には御惡敷儀無之は勿論、元來水野との◎忠邦の御□◎原本闕字付申上候樣の御沙汰に候得は、是迄

に御願にて可然御筋合と奉存候、扨右の儀遠に御話さへ御座候得は、當春御年始御登營の節、御直談に大奥へ被仰立候得は、御都合も宜敷候所、扨々殘念の次第也、左様ならは何れ近日の内私とも御守殿へ罷出、斯々儀申上、御承知にさへ罷成候得は、直様御文なり共持參仕り、此方奥の儀は、誰へなり共御程合宜敷取扱可申上候、且又其儀に付御心付等の義は、くれくれも御心配には及ひ不申、若し無餘義筋も有之候はゝ、其節御指圖可申上候、何分御話の儀は、相含置との御挨拶に御座候、右の三保山様へは、伊東様別て御親しく候間、坂より申上置候儀は如何と、折々つつかせ候積りなりとの御咄に御座候、夫れに付三醫師様御寄合被成御相談には、我々共計の頼にては、事體を得不申候得は、御國許高橋氏◎多一郎なり共、三保山殿へ願出指出し候はゝ、一際張込も益し可申、偖し江水◎江戸水戸往復等隙取り候ては埒明不申間、是迄御頼の歎願の面、至極情實を盡候得は、此方にて相認め御取扱可申との御含にて、御三人様にて願書御認被成候所、何となく情合も移り兼、且又先方へ出抜き候上にて、箇様の箇條書落し候儀遺憾也と、御國許にて被存候節は、我々共におひて折角御取扱申殘念至極也、依て矢張御國元にて御認、御指出しの方宜敷候間、成る丈短文に國字交りに御書綴りなされ、何も先か先に候得は、御愼の別段の所に、御父子様の御間御疎遠、夫に兩丸御對顔位、三ヶ條にて可然様に存候間、急速に罷下り左様申上候趣御頼に御座候、扨其評議の節坂様御話に、奥向の義も印物斷て遠慮に候へは、御國元逼迫と申、大に好き都合也、夫付手元預りの分も有之候間、此度返却致し度との思召に御座候所、本康様御答に、それは縦令先様の逼迫はともあれ、奥向と申ものは斷は有之候共、好き程に氣を付不申候ては不相成、物事に警候得は、一ト月にて出來候ものは、半月にても出來ると申もの故、斷は有れは有る程氣を付候方歟肝要也との御話に御座候、其節伊藤様御話に、三保山殿は餘程堅固の御方故、なる程印物等の斷位は可有之筈也、又本康様曰に、皆様は未た慮見か若と申物也、印物等も、先方にて賞翫いたし候物を遣候はゝ、都合宜と存候歟、却てそれにては賄賂と申様に氣取れ可申、却て先の好み不申品を遣候はゝ、先にても成程やぼな人なりと氣の弛み候處、不

思此方の事も呑込む様のもの也、夫に付懸物の賞翫なる仁へは、武器を贈ると申様ならては、參り不申との御話に御座候、

○樞要の儀、樞は奥御右筆長野猪十郎、先様御手都合次第、可然人物出府の上、内々懸御目申度の御約定、兼々御醫師様方御承知に御座候所、此度下旬歟來月初めには、高橋様◎多一郎か石河様◎德五郎の内、屹度御禮旁是非御出府に相成候振申候得は、坂様御咄に、其儀は樞家へも申遣し置候所、未た挨拶も無之候、偖し其儀は兼々御請合申置候事にて、先様にても嫌疑を避け、彼是と御心配にて、折角御出に相成候儀を、先方の挨拶未た切れ不申候迚推歸し候ては、是迄の信義と申、誠以氣の毒也との御咄にて、殊の外先方挨拶の儀、本康様迄御急き被成候處、樞家にて同月十八日方、小石川より御政事向内々御頼みとやらの懸り被仰付候由にて、水府の御方へ内々御面會の義、是迄と違ひ指支候間、内々同役へ相談の上、否御挨拶可申迚、同月二十五日迄延引致し居候所、此度懸被仰付候に付ては、水府の御方に御面會と申儀、内々に候得共、萬一漏泄も致し候ては、御相互不相濟、縦令御面談不仕候とも、御内談の義は委細御含申との振、本康様迄響き有之候由、其内坂様にては殊の外御心配にて、明日にも御國元より徹行に相成候ては不都合也と、御案被成候處へ、小石川御守殿御機嫌伺の儀被仰付候に付、幽支儀は以前御守殿御附相勤候事有之、後親も有之に付、此度御守殿御機嫌伺近日被仰付候よし、御守殿御願内含み有之處に候得は、若し長野と、私に水府の義に荷擔にても致候様には、若し長野と、私に水府の義に荷擔にても致候様に取れ、水府の儀は能程に致せと申さぬ迄に爲響、箇様兩人へ懸り被仰付候譯にても可有之哉、若却て上首尾に可有之譯歟、旁以御配慮の御様子にて御座候所、一ッ御程合探り可申とて、是まて大奥并赤坂御屋形◎紀州邸日比屋御住居等三箇所相勤、乍恐是迄も行屆兼候仕合に御座候所、又候小石川御屋形都合四箇所相勤の義、何共行屆き兼候云々相窺候所、矢張同様相勤候様伺切に相成、一ト先安心なりとの御咄なり、併し是迄に御引受申上候柄には、如何なる危機を蹈候ても、覺悟の前に候得は、如何様なり候とも詮方なきとの御張込に御座候、私儀も樞家へも罷出、極祕に奥通りにて、兩度懸御目申候所、新御普請御出來、近比御引移に相成候趣にて、男女十四五人も御遣被遊、何

れ千石以上の御暮の樣拜見仕候、其節も中納言樣(烈公)御儀は、御主人家同樣の御儀に御座候得は、我々輩にて取扱申儀は、實は恐入候儀也、併し外の儀とも違ひ候間、微力丈は盡し可申、又御話に、其元は御暇を蒙り候樣の話に有之候處、御構は如何との御問に付、水戸は勿論、其外は小石川御屋形のみと心得候樣申上候得は、夫位にて宜敷譯なるへしとの御挨拶にて、委細に御呑込の御樣子、其度御斷には、內々水府よりの御懸り被仰付候間、以後は出入の儀遠慮致し呉候樣御咄に御座候、且又樞一件に付ては、坂樣も御苦勞思召、元康樣を御遣しにて、先方の腹を御探り被成候所、本康樣には更に御避易の御樣子もなく、水戸家御懸り被申付候義は、却て宜敷約合に有之へく、樞要の內は調ひ居り候に付、却て後宮の方御願の儀如何々々と、先方にては待兼候位に有之候故、後宮の儀早々に取急き候譯也、右の約合に付、御三人樣殊の外御急きにて、三保山殿の方取調へ願書の儀、御急の御樣子に御座候、

○樞要幷三醫師の此度盡力の眼目と申は、御寃の何のと申ては、色いろ突當り等抔出來、事も通り兼候約合も有之候間、此度の儀、中納言樣(烈公)御爲より、士民一統の難儀と申所を以、いつれにも演述仕ると申事にて、左すれは士民の內には、如何なる近緣のもの有之譯歟も不相分候間、士民の難儀を何卒救度との願にて盡力致候振也、

○先便御越御座候大奥御召使おみつ樣、お定樣、(二人共に德川家慶の侍妾)、是迄梅松兩御殿より御通云々申上候所、既に坂樣御腹に有之所の由にて、其儀に付御話には、當時別てお定樣聽役者に有之、是へも折を以て御耳に入置可申迚、既に先日御目に懸り申候處、御召使の儀に候得は、御部屋へ罷出御咄申上居り候內は、見通の次の間へ、奥向の役人控へ居り、緩々御咄申候事も成り兼申候、夫に付三保山殿は御召使と違ひ、等級も輕く、是へは存分に內談致し候事も出來候得は、是へ萬端のみ込せ、其上にて是より御召使なり共老女へなり共申談候事は、嫌疑も無之候得は、我々共より直談に申上候よりも、三保山殿より申談候方、可然との御事に御座候、

本康樣御宅へ初て罷出、御內談致候節は、坂樣御同樣御盡力は御座候得共、樞家よりの說も入居り候譯歟、

其許抔は嘸々經營にも指支候事なるへし、內々は御國許よりにても、是迄助け呉候譯歟抔と、氣を引見候體に付、一切左樣の儀は無之、御暇は罷成り候後は、內職にてのみ取續き、此度の御內談にて、一日隙を潰し候得は、それ丈勵み候譯に御座候と申候へは、成程感心也、もし是非指支候節は、幽玄へ十日、私宅へ十日と申樣に居り候ても、隨分其許一人位の處は、世話致し可申との御咄に御座候、御國許の高橋多一郎は、年來の出入に候哉との御尋に付、左樣には無之、全是一件に付初て御面會申上候義也、吉成樣(又右衞門孫二郎)抔へは、頭の儀に候得は、元來出入も仕候得共、何れも不殘仲街へ御押込に罷成、且高橋樣儀は同し天狗には候得共、公邊へ突き當る事は、老公(烈公)尊慮にも當り不申との御主意にて、自重過候迚、論相分り居候故、是迄も畢竟押込にも不相成、御殘り被成候儀に付、外に是方の御手續申上候御方無之候間、初て御目に懸り逐一申上候事に御座候、扨年齡は如何との御尋に付、三十五六位樣相見候、されは未た年若也、住所は何町に居り候哉、又人となりは如何、話口抔は烈しき向歟溫潤の方歟抔委敷御尋に付、至て沈み候御咄口也と申候得は、年若にて左樣の趣なら、本渡の天狗と申物也との御咄也、

〔頭注、元康曰に、是迄御國元にて、此度の一件に付御咎を蒙り候もの、何人程有之哉との尋に付、只今迄三ヶ年の中には、惣計四五百人も御座候由申候へは、夫は誠に大變の事也と驚愕の樣子也、〕

扨又御三人御評議の折、宗圓樣御論には、水府の天狗抔も、忠節感心に候得共、是迄閣老へ歎願に出候內にて、精神を以て推拔候からは、唯壹人にてよろしく候が、歎願書を口にくわへ、十文字にさへ顚れ候はゝ、それ而已にて早速に事も通り可申か、しかし其節御目付に人物を見付置、是より其廉を以、水府の儀早速御取調と申樣に申立候得は、あの節事濟候也と申候へは、伊東樣御答に、夫は了簡違也、既に私も軍書を讀候節、何某何の場所にて打死致候樣敵に見せ候か、全それは假武者にて、我身は遠にけのひ、行末に至り旗を揚け候歟、矢張其場にて打死致候よりは、忠節に存候と言詞の尾に付、私共申上候は、それは只今に相成り候ても、五人哉七人割腹仕候事、出來不申事は無之候、偖なから兩君(烈公慶篤)を打捨、公邊に向て

腹を切り候共、狂人の様取なされ、元來の主意と申か、如何計辛苦を嘗め候ても、公邊の御不審を解き候儀、士民一統の至願に御座候間、其儀乍恐易き儀に候得共、一同不仕存慮に御座候と申候得は、それは左樣なれとも、其節監察にさへ能き人物有之候はゝ、屹度推し拔可申述、御張被成候事に御座候、

本康樣御宅へ被參候節御咄に、樞家の方へ付け届として、金壹枚程も出候位の皿に白銀五枚添へ、先方三人へ遣し候樣被賴候歟、是には誠に以指支申候、外の儀にも無之候へ共、御趣意以來は賄賂ヶ間敷樣の儀は一切に止み申候、それ故に右等の品々は、甚以遣候に心配致候、先方も堅固の物に候得は、縱令うらのはつれ候品に候共、御國許にての御指料と歟申物に候得は格別にて、御心入と申、御取扱申候にも都合宜敷候得共、正印にては困り申候、却て御品柄は麁品にても、御國製とか申物ならは、先方にても無心配拜受可申上存候也と御咄のよし、又御國元も一昨年來、御咄の通り殊の外摺り切候樣に候歟、奥の手易にても一筆取候はゝ、百や二百の員數は直樣に出來可申もの也、此事さへ仕遂候上には、自分か一箱位は持出し、諸方へまき散申候積り也との御咄に御座候、

坂幽玄よりの書翰の控、遠に御返答可申處、折惡敷不都合に有之候間、乍延引と申事、

呈寸楮候、追日冷氣に相成候得共、益々御壯健被爲在奉欣喜候、然は先達而申より御手翰度々被下候處、不奉拜復、失敬之段御許容可被下候、先御禮申上候、何寄の御品々御惠投被下、千萬忝仕合に奉存候、乍併御配慮之段奉恐入候、何れ自是厚禮可申上候、

一、兼々御歎願の儀、此度御本丸大奥女中三保山殿へ、得と內談仕候處、厚く相含被申候間、御守殿樣(水戸齊修簾中)より御內願に相成候樣、扱吳申候積りに御座候、右に付國字交に御書付御認め、此衆へ御指出之樣被申候、御書付出來次第、小子へ被遣可被下候、御歎願書之御認め振は、委細平三郎殿へ申談置候、

一、此度御歎願之儀は、宗圓宗益小子にて、猶更厚三人申合內談可仕候、

一、田安御屋形へ御歎願之儀は、奥向に而も如何御座候哉、三保山殿被申候間、依而扣へ居り申候、

一、長野猪十郎へ御面會之義、當時御屋形之御賴み故、却而御面會被成候而は、差支候義も可有之趣宗圓申聞候、強而被仰込候而は、御故障にも相成候而は不宜候間、右に付此節御出府被成候儀御留め申上候樣、宗圓より平三郎殿幷小子へ申聞候、委細平三郎殿より御承知可被下候、

一、古賀生(太一郎)へ、去る十五日於日比谷御住居面會仕候處、御序に小子より宜申上候樣申聞候、

一、福田源兵衞よりも、何歟之御禮、小子より厚く申上候樣申聞候、未國元より返事差越不申候間、相分り次第可申上候旨申聞候、此由彘之介殿(野村)へ宜敷御演說奉願候、

一、重次郎殿(澤鮎)へも、此間之御返翰は、何れ是より可申上候間、是又宜敷願憚奉願候、

一、平三郎此度の義に付、指急き一寸御歸國に付、大略之書面、亂筆御仁免可被下候、用事計草々頓首、

八月二十六日

尙々時氣折角御自愛被成候樣奉存候、吳々乍略文御免可被下候、以上、

此書面御內覽後、御投火可被下候、

○前件の通り先方の模樣、次第に濕り合、願書認さへ相成候はゝ、直樣歸來の振申聞に付、不取敢鮭魚等一體取整、同九月二日四更平三郎發途す、

三保山殿迄指出候歎願書の控、

水戸中納言殿(烈公)一昨年はからすも御ふけこふむらせられ、愼み隱居げん重被仰付、國元一統末々百姓に至る迄、いか計りか〳〵恐入奉り罷在候處、悲歎之餘り一圖にぞんし詰、紀伊國樣(齊順)御三家樣と申上、殊に峯壽院樣(水戸齊修簾中)御兄弟之御續合に被爲入、尙さら御高德を慕奉り、士民之もの共御國表幷赤坂御屋形迄も罷出、ひたすらとおすかり申上、何とぞ上樣(德川家慶)御前向御ふけふ解させられ候樣御取なし之程、おなけき申上奉り候へは、すぐ樣御聞濟被下置、去巳(弘化二年)四月御參府御登城の節よりして、上樣へ御直に仰上られ候との御事にて、其後も十一月十八日、上樣赤坂之御屋形へ御成被遊候に付、翌日御登城として、御對顏被爲有候節も又々仰上られ候哉之處、上樣には難有尊慮之御思召のよし、御內々彼の方より伺奉り、乍恐有かたきと申

上候も、寔に〳〵恐入奉候御事にて、心根にてつし
蔭なから涙にむせび、御吉事之程を明くれいのり
奉候處、當三月中紀州樣御かくれさせ被遊、誠に以
一同おとろき入、十方にくれ罷在、月とも星とも
御すかり申上候御方樣右樣成せられ候御事、如何
に否運に有るへきやと、打寄悲歎に沈み痛心罷在
候、段々奉伺候者、峯壽院樣御つゝき合に被爲入候
よしの御趣に御座候得は、存念相決奉申上候、中納
言殿御事御ふけふ蒙らせられ候義者、深く恐入ら
れ候事に御座候得共、一體國元扱の義者、都て役人
共下々のもの丶任せ置き候まゝ、御法にふれ候樣
の御事も有之哉に候得共、中納言殿に者露程も御
承知不被遊御事に而、全く下々のもの勢にほこり
取扱候事に御座候得は、公邊より御さつとふ蒙ら
せられ候ては、誠に〳〵恐入られ候御事故、役人と
も初め、それ〳〵打込置候事に御座候、中納言殿に
者兼々御忠孝の御心さし深く被爲渡、公邊をは尊
敬被遊候御事は、今に初ぬ御儀にて、長々國に入ら
せられ候節は、每朝江戸の方へ向せられ、上樣御初
め、峯壽院樣をはる〳〵と御拜被遊候御事、一日も
御怠らせ給ふ御事無御座、駒込屋敷へ引移らせら
れ候而は、日夜御禮服を召され、一室の內に御引こ
もり被遊、台慮の程を深く恐愼奉り、政事へたづさ
わり候役人共へは、一切對面無御座候、側近く召遣
れ候ものも退けられ、晝も雨戸を細目に明させら
れ候位に御座被遊候處、御機嫌伺候もの罷出、此
暑中雨戸を御開不被遊候而て、御心なやませ候半
故、御開被遊候樣申上候得は、座所よりは上野御代
代樣御靈屋眞向に相見へ、我等个樣御勤氣を蒙り
假身分にては、公邊へ御對し奉り深く恐入候事と
仰られ、もはや其方も參るに不及との思召に被爲
入候故、其もの涙を拭ひ、雨戸を開罷歸候程之儀
に有之、仲々以御氣隨抔と申樣の義はゆめ〳〵無
御座、總而何事も公邊を御尊敬被遊、威義兩公(頼房光圀)
の御遺志を繼せられ候御孝心より出られ、畢竟卯
年(天保十四年)中は國政行屆候廉を以て、御直に御懇之御
褒賞蒙らせられ候御儀に御座候處、三ケ年之今日
に至る迄、兩御丸樣(德川家慶同家定)御對顏の儀も不被爲叶、
御懷合は今以御不けふ解させられさる御事と、此
儀中將殿(家慶)は申に不及、臣下之もの共一同悲歎に

沈み、朝暮心を痛め、此事のみ奉至願候、隨而御父
子之間も御遠々敷、中將殿には久敷御離被遊候故、
御對面は勿論、御守殿樣(水戸齊修簾中)へ御對顏もたまさ
かに而、公邊を御憚り被遊候也、御對顏の儀者役人
共御留申上候樣之氣味にて、御心ならす御疎遠な
らせられ、双方の御心中嘸や御殘念に可被爲在と、
此儀相認候にも落涙仕候、臣子の身に取別而歎敷
奉存候、父子情愛之儀者、貴賤之差別なき事に而、
尙更上樣御賢明にまし〳〵、忠孝御引立の折にも
有之、幾重にも御とりなしの上、御ふけふ解させら
れ、兩丸樣御對顏相濟候樣、御宥免之御沙汰を蒙
り、御父子御同座、御生涯御親愛之御情を盡させら
れ候樣仕度之外、臣下共之心願無御座候、何と御歎
申上候も、中納言殿御在世被爲在候御內之御事に
而、萬々一明日にも朝露に先立候はゝ、千歲御ふけ
ふの晴候廉相分不申、此儀別而殘念心根に徹し罷
在候、乍憚水戸表士民數十萬人の心中をも御憐察
被下置候樣、右段々の旨儀御心に籠させられ、御含
被遊、御程宜御執成被仰上置候樣、偏に〳〵奉願上
候、右大願之儀相叶候はゝ、御厚恩に感激、たとひ
相果候共、草を結ひ御報禮可奉申上候、悲歎之餘り
恐れ憚りを不顧、至願之儀奉申上候、以上、

弘化三年丙午九月二日
水戸小臣
高橋多一郎
愛諸(花押)

右は坂幽玄より申來候は、三保山殿へ罷出候處、あ
なた樣の御口上にて、水府樣の御事細々と承り候
得共、御家臣より啀と致候願書差遣され不申候て
は、上樣へ奉入御聽候にも相困り候間、早ふ取扱候
樣にと被申候旨、右同人より響合有之候に付、不取
敢差出候草案なり、

坂幽玄へ返翰之扣へ

尊翰拜讀仕候、如貴命追々冷氣に相成候處、此節御
不快も透と御全快に而、御出勤被遊候由、誠以恐
悅之至に奉存候、此上御自愛被爲在候樣吳々も奉
存候、縷々尊諭之趣委曲敬承仕候、扨右に付而は色
色御配慮被成下候段々、御心に被爲懸、御同列樣
にも厚く御憐察被下置候趣、平三郎物語に而逐一
承知仕候、追日陽氣に相復し、氷解も可仕候御程
合に相成候段、畢竟貴所樣一方ならす御配慮之段、

拜謝に不堪奉存候、麹街樣(本康宗圓)へ初而書面差上候處、何共失敬多々、宜敷御取成被下候樣是又奉願候、

〔頭注、鮭魚拾七本、外に筋子、白わた、桶付に致し、夜中竹原迄、馬鹿なる男を賴み、生荷商人同所に待居候間、渡し可申と申含め送り申候、此鮭は尼子長藏前夜上川殺生先にて買求め、大魚計也、都ての取計、馬鹿もの抔賴候事、長藏の計策妙絶也、平三郎水海道通にて四番町へ附込、拾七本ならへ候得は流石動候よし、〕

○三山(三保山)殿え御內話被成候處、厚く御含も被下置候而、五四殿御誘引云々之儀、何と歟御扱にも相成候御積り之由に而、同字云々壹封御示敎之段敬承仕、已に平三郎よりも得と承り候所、何も〳〵亂筆、尙更不敬至極之文言等有之、扨々恐懼之至に奉存候、二タ樣相認入貴覽候間、何共御賢考之上、宜敷御相談御取捨被成下候樣奉願候、右者五四樣御手に觸候樣之儀は、有御座間敷奉存候得共、御承知之通り御附人相替置候位に御座候間、萬一右之處より事泄れ候而波瀾を生し、貴所樣方へ波及仕候樣に而は、私共身はさら〳〵厭ひ不申候得共、月共星御縋り申上候御手蔓、事之落着も付不申以前、破れ候樣之儀にも相成候而者、殘念心根に徹し候事に御座候、申上候迄も無之、御承知に被爲入候得共、此段者愚意を焦し罷在候間、御如才は有御座間敷候得共、心付に爲任不包申上候、

○田樣(田安齋匡)云々儀、三山殿御申聞之趣被仰下候段、承知仕候事に御座候、

○長樣云々儀、深く御配慮にも預り候由、平三郎物語承り、却而恐懼仕候事に御座候、尙更此節御嫌疑も被爲在候趣、乍蔭心强朝暮祈念仕候、御目通申上候義外之儀にも無之、御開明に相成候得は、又々國元搖動も可仕哉との義、御心配にも被爲入候半歟と、乍恐奉感察候處、右樣之事御文通ののにて、決て御苦勞云々申上候迚、先樣に而は仲々以御領掌にも不相成筈と奉遠察候間、都而意氣感通仕候事は、應接の間に御座候事に而、萬一搖動も仕候はは、石河德五郎幷私共常に取靜之儀、先君(烈公)より內命をも蒙り罷在候事に御座候間、其節に臨み候而は、乍憚私共胸中に御座候事に候間、御誓申上度

存念に而、御目通之儀申上候事に御座候、一體國禁を破り、重き御役方樣へ懸御目候義、中將殿(慶篤)へ對し深く恐入候事に御座候、却而彼是御配慮に相成、何共恐入候次第に御座候、此段は御含置被下置、不惡御執成奉願候、

九月二日　　愛諸拜

永寧大君(坂幽支別號)侍史

尙々時候折角御自重被遊候樣奉存候、急使發途前燈下亂筆、宜敷御推覽被下置、失敬之段何分御仁免可被下候、此鮭餘り乍輕少入貴覽申候、御笑納可被下候、以上、

〔頭注、運漕方、戶田(銀次郎カ)へ今金(今井金右衞門)國友(興五郎)鵜殿(平七)へ朝倉、蔭山、玉川、高島、小安、眞木、加吉、孝經、〕

本康宗圓へ文通の扣へ、

一簡謹啓仕候、時下寒冷迫日相催候所、被爲揃益御安泰に可被成御座奉恐壽候、扨未た不得拜眉候得共、弊藩一條之儀、厚く御心慮被爲籠、追々何角と御周旋被成下候趣、平三郎罷歸り詳に御噂奉承知、誠に以不淺御厚心之段奉多謝候、追々幽玄殿より御傳聞も被爲在候通り、一昨年(弘化元年)來國家の大厄降來り、弊鄕の悲歎可申上候も樣無之、何卒寸暇も早く、上樣(德川家慶)御不興被爲解、隨而父子(烈公慶篤)親愛之程、返々も臣下之祈念無餘事、唯此事のみに御座候、今便は幽玄殿より御細翰被成下、其表御模樣委細承伏仕候、樞要後宮之兩條、至極御都合等宜敷、御濕り合に被成候趣、畢竟貴所樣方回天之御盡力、實に幸運と奉存候、併し此許等三ヶ年之浮沈に而、萬端微心に任せ兼、色々御配慮も被下置候御儀と、乍蔭汗顏不過之奉存候、且私之身柄之儀は、如何計辛苦を嘗候共、聊も厭ひ候樣之存慮者、毛頭無御座候間、返々も是儀に者御懸慮不被遊、此上御盡力之程奉願上候、小生儀も是迄に參堂、御報禮旁可奉得拜謁筈に御座候所、何も國禁を犯し微行仕候儀、當所艱難之模樣旁と申、中將殿(慶篤)へ對し恐入候儀に御座候間、彼是猶豫仕罷在り候、此段不惡御宥恕可被下候、何れ其內貴堂迄は折を見合、御禮旁可申上心事に御座候、頓首百拜、

九月二日　　高橋多一郎

本康宗圓樣　侍史

尙々時下寒冷、折角御自愛被遊候樣專一に奉存候、燈下取急き亂文幷失敬之段、宜敷御推覽奉希候、此鮭魚每度心底に任せ兼、輕微之至に御座候得共入貴覽申候、御笑留可被下候、

伊東宗益へ文通の扣へ、

肅啓未得拜面候得共、不顧憚奉呈一書候、追日寒冷に相成候所、益々御淸榮可被成御起居奉拜賀候、扨弊藩危難の儀に付、幽玄殿ゟ御縋り申上候處、殊之外御憐察被下置候に付、乍憚赤心打明、御盡力之程奉祈願候處、追々御模樣宜微罷成候趣、尙更貴所樣にも厚く御懸念被爲在、御一同御周旋被成下候趣、寔に以心根に徹し不堪拜謝奉存候、此度社貴所樣方御盡力に而、御宥免之御沙汰も可有御座候哉と、臣子之もの身に取難有御儀に奉存候、此上宜敷御申合之上御取計被下置、尙更無御腹藏御示敎被下置候樣仕度奉存候、何れ折を見合上堂、御厚禮可申上候處、餘り遲緩に罷成候間、乍憚奉呈一書候、愚意萬縷筆紙に難盡、燈下深更亂筆、御推恕可被下候、草々頓首、

九月二日夜五更　　高橋多一郎

伊東宗益樣　侍史

二啓前文に同し、故に略す、

○九月廿日の曉、尼子長三郎、原田氏之家僕子之吉召連、御親書飮瓢等の贈品爲持、本海道より罷登り、同廿二日上着す、同一日曉光境發途、筑波水海道通り野木崎より流山へ懸り、榎戸より舟行、翌廿二日深更牛込へ着す、〔頭注、筑波通道程、大御堂へより十一里、吉沼へより三里、渡有、水海道へより四里、野木崎渡口へより三里、流山へより三里、槻戸へより二里半餘、東橋へ舟程一里半、但し一時に着岸、道程廿九里、〕平三郎面談、委細の儀相尋候處、寔に能き折御出府に相成申候、此方の御模樣至極宜、近日の內罷下り、御差圖等相伺可申心組に罷在候處に御座候、先達て持參仕候鮭魚、何も樣御賞翫被遊、大奧幷內書記樣の方へは、五本つゝ御遣に相成、跡は御三人樣〔坂、本康、伊東也、〕へ入御覽申候、〔頭注、西山公◎光圀、〕御染筆、御飮瓢、哀公◎齊修御書、〔詠守屋大連之作也、三浦所藏、〕老公◎烈公御筆、〔安國との御詠、原田、〕左文字刀、〔小池源太ヤ、所藏、〕進御硯、〔古彫え符年號鍔梅澤所藏、〕緣頭、〔國影、金龍、幽谷讀、〕弘道館碑、墨帖、〔金井所藏、〕三保山樣へ入御覽申候儀、追々の御仕來りも御座候て、數から棒に差上候儀如何と、幽玄樣至て御配慮に御座候處、宗圓樣

宗益樣御聞被遊、なま魚左樣遲緩致候ては、鹽梅も不宜候間、矢張水戶より到來の品なりとて早く指出し可申、隨分御受にも可相成事也、我等か左樣可申述御相談に罷成、右の鮭魚むし漬に遊し、御重の內へ御詰被遊、御願書の跡より御指出に相成候處、殊の外御賞翫不斜候趣、其內御三人樣御打寄被遊、右重の御移り御報參り候樣にては、御模樣不宜儀也、もし売重にて參り候はゝ大願も叶候事也迚、大御心配に被爲入候處、御文被爲添、御重のみ御返に相成申候よしにて、何れも樣御歡に御座候、折節三保山樣御不快にて御引被遊候に付、御勤の節御逢被成度旨、御申通に相成候處、御取臥被遊候に付、御附の女中お福と申もの罷出、三保山樣よりの傳言こま〴〵と申通、委細呑込取扱候樣子に御座候間、願書の次第薄々申通候得は、御內々一見も仕候迚、委く御願面の意味合等の儀相達し、寔に感心の婦人也とて御譽被遊候、其內御醫師樣よりも、御添願御座候方、御取扱にも宜との御事に付、右の御含に被成候樣にと申聞に付、御三人樣相談、伊東樣御執筆にて、早速に御差出に相成候處、三保山殿御存意には、餘り委敷過、水戶の御方より出候樣にては如何被存候まゝ、可相成はお一ツ書に被成、上々樣御早く御呑込み被遊候方、可然哉との御趣のよし、御申傳有之由にて、此上は御國元にても幾重にも御靜り、御吉事の程御待可被成との事にて、私共御一書御相談なから、罷下り候半と奉存候に御座候、其外此間中御三人樣御論御合不被成、宗益樣宗圓樣御主意は、幽玄の小腹にて、彼か手先になり働き居、萬一事不遂時は、かふを捨候事也、水府の人より直段賴にも候へは、肌を拔き盡力も可致候處、四番街の手先は御免也抔の御趣にて、そちこち〳〵御もめなされ、四番街樣◎坂幽玄にては、今更暴政堀返し、ひたひたと打返し候儀、公邊の御懷合迚も御六ヶ敷、矢張水府より願の通り、御對顏御父子樣御情愛云々儀、臣下の情實にて精忠も貫き可申候、我は一人にても負擔いたし押拔可申とて御立腹の御樣子、二番町◎伊東純町樣◎本康宗圓宗益尙々御趣意有之、殊の外の御ひつみ合に相成、私共靑くなり馳行き、左樣御六ヶ敷被成候ては甚以指支、譬ひ相願候一條は遂不申候とも宜く御座候間、御靜に被遊被下置候樣仕度、此段は私共面配を以御憐察被下候樣にと、直向に申上候得は、四

番街樣御呑込み被遊、水國の爲ならは、我等惡きものになり誤り可申迚、御土產物抔御持參にて事丸く相成、唯今にては私共寔に安心仕候所御座候、尙更御出府に相成候ては、御三人樣も御都合至極宜敷可有之と、大御歡に相見申候、同廿三日早朝より面會の義申込候處、今日は兼て日比屋御住居へ菊見の御約束にて、取次にさし支申候處、兩三度案內を取込申故、四番街對面の後ならては、外々へ罷越候儀も遠慮可有之と存し、其跡にて二番街麴町へも申込候處、二番町にては、平三郎罷出、高橋出府の趣申聞候得は、殊の外驚愕の樣子にて、就捕故遁參り候やと色を變し被申候に付、左樣には無御座候、內々御出府、乍御禮御目通申上度儀に御座候所、御程合如何と御心配に御座候由申上候得は、明日四ツ前御光駕なれは在宿、夫より當番、明日は會津の御能拜見、夜に入被歸申候間、成る丈御繰合被成候樣にとの事に付、廿四日朝四ツ時幽玄宅へ罷越對面致し、追々手續一禮相述、馳走抔種々出、直に二番街へ罷越可申旨申候得は、駕供連等迄拵置、鍋島細川會津等へも、是非御廻に相成候樣進られ候處、細川留守居よりは野村◎彝之介迄の返翰有之渡し呉候所、幽玄申樣に、貴兄御開封ならは、事も早く辨可申と被申候處、國元へ持參の上、野村より御返事可申、其節の模樣に寄取計可申旨、退出の上二番町へ參り候處、只今迄御待申候處、遲く相成出勤仕候、〔頭注、御留守居町迎留中板橋源介參り、案內取込候處、折節平三郎不在、子之吉兩人計りの處にて、取次にさし支申候處、兩三度案內を取込申故、僕子之吉罷出候へは、板橋來りたりと云、一度脇指提け出んと立上りしか、いや〳〵板橋の心中、此のよの中安心不致と落付、又々僕をして、誰も留守にて、私計に御座候旨爲申候へは、何れより◎カ御出なりと被申、子之吉挨拶にさし支けり、□□◎原書抹消ぜり、承り候得は、夏中より二三度御出に御座候か、一件は御噂不申と申候間、我も矢の弟故間違は有之間敷と存し候間、一ト通りの文通を其元へ届くれ候樣、此度親の登り候節、手渡しにて賴候也と申し候へは、左樣ならは愈御座候か、めつたに氣味惡しく廻しもの、樣に存る也と申き、〕併留主にても御休息被遊候樣主人申付也迚、用人罷出申聞候間、印物等差出少し休息致し罷歸り、夫より日比屋へ廻り候處、是も折惡敷留守

故、直に罷歸申候處、糀町よりは夜中にても御差支無之候はゝ、此方は却て勝手に御座候間、御出被下候樣申來候間、罷越可申支度等致候處、牛込旅宿へ幽玄罷越、印物の禮懇に相述、先達て御預り置申候一品の餘り、返却可申上迚差出す、是上は決て御入費等御懸け申候ては不相成、段々御懷合等の儀も承知仕り、寔以御赤心の程感涙に堪不申候迚、心に籠て察候樣子也、依て右の品請取早々に罷歸り申候、夜五ツ時糀町へ參り候處、宗圓罷出、奥の茶座敷へ通し面談に及候處、今晚は緣者罷越被居候迚、障子一重三尺の椽を隔て、猪十郎參り居り、先々の咄も色々聞申候、段々歎願の義申立候處、公邊へ御突き當り不被成、御靜に御盡力被成候事、寔に以指老抔感心仕候、追々の御順合間柄へ申込候處、三位以上の御方の御義、蔭にても彼是申上候儀、恐懼千萬に奉存候、たゝ士民のもの大勢申納言樣◎烈公御事に付、長く難儀致居り候事は不便の事にて、且又其大勢の內には、間柄と申も無之にしも非す、左候得は、何れより被泣付候も難計候間、此度の御內談も、乍不及士民の難儀を救申度との存慮より、盡力も致し候事に御座候、扨當年は大御臺樣◎家齊夫人近衞茂子、實は島津氏、御三年忌、來年は文恭院樣◎家齊御七回忌に相當り、旁以下々の罪人へは御宥免も被仰出筈に可有之奉存候、扨水戶樣◎烈公には、一度は非類の御褒賞、又は翌年に右樣の御咎と申候ては、乍恐公邊の御政道、手の裏を返すよふにて、存分に申上候得は、御手薄きと申ものなり、〔頭注、平三郎烟草切を以て今日を送り候故、右の事にて一日も休候得は殊の外せつかれ、且米を買ふ事も不成よし、ふとん一枚、尼子兩人にて引はりて寢けれと、明方は餘程寒かりき、八疊一間、用所に戶なし、貧妻の有さま見苦しかりけり、併なから平三郎辛苦艱難、百方手を盡し候事、實に感激筆紙に難盡、〕文恭院樣御代抔には、人目を驚候樣の御褒賞もなけれは又御咎も無之、御平に被爲入候御事也、畢竟は越州◎水野忠邦甲州抔◎鳥居忠耀の所業故、左樣にも被成候事と相見申候、追々美濃部筑前◎茂育水野美濃◎忠篤抔の跡も、此度召返に相成候樣子に御座候、左樣に御座候や、甲州や越州には、申さは御爲ごかしをやられ申候氣味に御座候と申候得は、矢張御國にても、左樣に御思召被成候哉、左樣に御座候、夫も畢竟御隱居樣◎烈公御敵の出來候も、御不仕合と申もの

に御座候、追々手續の通り、公邊向は當り能處にても、一旦に突き當り候得は、又一旦にはね返し候事も遂兼可申、詰る所破の端と相成申候間、此度の手續抔と申も、三保山殿抔より申立候て、たとひ上樣(家慶)にて誰より被賴候抔被遊候ても、怪我人も出來候間、御聞流に被遊候樣にと、事和かに申上候得は、事丸く相濟、又々御程合を見計、御絶り申上候樣仕候へは、始終は念力も通り申候間、事は根強く被成候方、國家の御爲と存候、其後咄の序に、御咎以前は色々無實の流言も行れ候哉、先君(烈公)にて海岸へ新城を築き候樣抔の妄說も有之樣、近比に罷成傳聞仕り、一同驚愕仕候事に御座候と申候得は、成程其節左樣なる說も承り候樣相覺申候、扨又當節御國表の模樣は、如何に御座候哉と問詰候間、暴政の條々述可申哉と存候處、障子越しに猪十郎罷在、且最初よりの至願は、兩御丸樣(德川家慶同家定)御對顏、隨て御父子樣(烈公慶篤)御同座御親愛云々に過不申旨、申立置候得は、今更正邪の辨を論候も前後亂理、至誠も貫き申間敷と相脈へ、國許の義は當節無事に御座候、扨先達て御聞柄樣へ御面會の義、强て申上候樣にて、定て預御心配、甚以氣之毒千萬に奉存候、併右一條の儀は餘の儀に無之、乍恐公邊御懷合にては、老公御登城にても被爲濟候得は、三ケ年來愼之幽憤も相晴、隨て天狗共飛揚云々の儀、殊の外御心配にて、御見通に相成兼候樣の儀、可有御座哉に奉感察候、依て右の義に付ては、國許にても當季殘り居り候石河德五郎幷私共、老公より追々內命を蒙り、是迄取靜等の義、周施も仕候事にて、既に右御親書も、懷中に幸持參仕候間、懸御目可申と差出候得は、一覽致し、なる程と領掌の樣體にて有之、依て伊東へも爲御見被成候樣申聞候、又候咄に、只今承り候處、御國許奧御右筆方より、御目付方へ內廻りにて、御國替に減祿云々御響き有之旨爲響候由承り候處、左樣なる一大事は、伊勢守殿(阿部正弘)より中山(水戶附家老中山信守)を御呼出にて、御直に御申付に相成候よし、御城付又は御連枝方へも、携り不申との事に御座候、此咄て平三郎へ申聞候には、書記も扨々目付方抔といふも手薄き事也、先達れ所には無之、御內々御守殿樣より御願にて、中將樣へ公邊御養女御緣組も可爲有之哉にて、其節御土產も可有之哉と被存候旨、被申候也と咄候由に有之候、と申候間、何れより御承知被成候哉と相尋候得は、聢と覺不申候得とも、薄々御咄申上候事に御座候、それは去年六月中の事也と申候へは、宗圓、私は此節の儀ならんと存し候

旨申候、折節持病の口病指起り、言舌滯り候に付、如何に御座候哉、御口中御煩被成候哉と被申候間、能き折有之、爲御見申度迚、樣體相咄爲見申候處、是は絕舌の體に御座候間、御要心可被成候、總て肝へ熱を受け候て、御心配より起り候事に御座候、一體貴殿は分限より越たる事御苦勞被成候間、此病も治し不申樣相覺申候、併此度の一條抔は、縱令死ても致方なしと申譯也とて藥を被呉候、扨此度の御一儀、たとへ御出に不相成候共盡力仕候間、幾重にも御身分を御厭被成候樣、呉々も存候との咄也、

兼て爰許取鎭めの儀に付、御親書御下けに相成候を、拜見申候御書、左の通、

我等國許發足之節も、血氣有志之もの、歎願等に出府之程も難計歟、故一書認、會澤(安)青山(延光)兩人へ相渡し、夫々相諭させ候故、存外靜にて宜敷存候處、其後讃州三連(讃州高松、奧州守山、常陸府中の三松平氏を水戶の三連枝といふ)共、姦老臣に欺れ暴政を行候に付、追々出府有之、大に心配致し、其節も會澤等へ申付、尙又昨年八月は閣老勢州(阿部正弘)より、極密我等へ申聞之趣も有之候故、尙更會澤等に申付、何れも日夜骨折候而、相諭取押申候處、此度會澤はしめ姦人の爲に、嚴重申渡に相成候得者、此上取押人無之候而は、血氣有志又々南飛歎願等可有之、又長き內に者士民有志數多き事故、如何樣の事仕出し候も難計候得は、申合候而可然相諭候樣致可申候、依而申聞候、卦

二月廿九日

先輩有志之者共へ

〔頭注、是は丙午二月三日なり、此後御通路斷て無之なりし也、可痛、〕

貳番街(伊東宗益)へは度々人を遣し、私共儀も今廿八日には勤當りも有之候間、廿六日夜中には是非歸鄕致度心組に御座候間、何分御操合被下、是非拜顏を得度候間、御挨拶被下候樣申越候得者、廿五日の夜は御住居御繰合罷歸り候間、薄暮より御待申候旨申來候、依て夜に入被越候所、折節二夕客到來の由にて騷々敷樣子也、依て辻戶より奧へ罷通り、夫より二階へ被通對面致候處、座興取廻し才氣人に勝れ候人にて、段段談合候所、私共は水府樣へは御一方ならす御目を戴き且三ケ年以來の御事共は、委細に承知仕居り、既に一昨年あなた位の御年齡の御方、伊勢殿(阿部正弘)へ御

歎願に御出の節、私同學にて別て心易仕候岩名昌三と申もの、齋藤彌九郎へ心易御座候て、既に供連は如何可致哉迚、追取刀にて私宅へ參り、相談も仕候程にて、委敷承知仕り居り候、私共は御覽の通の男にて、一度張込候事は狐根生と歎申し、決て仕遂不申候ては被居不申、是迄の御論の趣段々伺候處、一端に突き當り不被成、御事長く根强く御不審を御晴し被成度との御趣意は寔に以感激、私も如何にも御同論に御座候、夫故乘込御世話申度奉存候、併幽玄抔老功のものにて、御如才は不申上候得共、幽玄の手先にて事破れ候節は、私も力一杯にも盡力不仕、同樣にかぶを捨候儀返々も殘念、依ては私は私の一手にて存分に手筋調へ、夫れにて事破れ候節は、如何樣に相成候共、さら〳〵厭ひ不申本意に御座候、又其事に寄り、幽玄も私か爲に同し枕にころび候事は、本意にも存間敷道理に御座候、此間内々平三郎へ咄置候お定樣◎德川家慶の侍妾の御事、既に是へ親敷出入致候比丘尼御座候處、是さへ呑込候得者、此者より文を内々さし上可申候、〔頭注、老尼名は是生と申候、此老尼廿五歳の時夫に別れしか、貞操を守り祥進比丘尼となる、此事文恭公◎德川家齊の御聽に達し、奥向の手本と成るもの也と被仰候に付、御本丸へ上り御奉公仕り、八十餘にて下り申候、依て奥向勤方等の儀は、此人なくてはならぬ位のよし、何れの部屋なり自由に出入致候云々〕夫より上樣◎德川家慶へ御泣付申上候は〻、多分濕り合可申、尤此儀は如何にも秘密に御座候、此比丘尼へ呑込せ候て文遣爲致候は〻、外より被疑も不致候間、今晩は拙宅へ招き申候間、得と御申合被成候樣御聞候間、私懸御目不苦候は〻、何分御取扱奉願と申候得は、窃に招き置候か直樣面談致候處、八十餘の人にて、公邊大奥向の勤筋は委敷承知のよし、只今は退職致し候ものにて、後宮にても被用候趣也、依て歎願の一條申述候所、殊の外呑込み、左樣に候得は、あなたの御趣旨は兩御丸樣◎德川家慶同家定へ駒込樣◎烈公御對顏被爲濟、尚又中將樣◎慶篤にも無御憚御父子樣御親愛を被盡候のみ之御心願に御座候哉、此儀はお定さまへ申上候儀、いと易き事に御座候得共、姉小路殿は御政事戀り故、此御人へも爲呑込候方、御宜敷候半と存候也と申候間、御奥向等の儀、御程合眞闇に御座候間、兎に角宜敷樣御取計奉願と申、私儀も此度内々勤の間を出府仕

り、此方樣へ歎願筋の儀相願、あなた樣御呑込被遊候へは、是より夜通水府へ罷歸申候、もしヶ樣の儀萬一もれ候せつは、私とも抔は三疊敷のおりへ押込被申付候也と申候へは、扨々けしからぬ御事也、あなたの樣の御方、御國に幾人程御座候哉との尋に付、民間の外士分の者、惣體三百人近く殘り候もの御座候、そしてあなたは御若ひか、おいくつに御なり被成候哉と被申候間、三十少し餘に御座候、併此大願さへ叶候へは、身分は如何樣に相成候とも厭不申候得は、宜敷奉願と申候得は、さて〳〵御誠忠の御事也迚涙にむせひ申候、〔頭注、此時客來有之に付、奥二階の女部屋也とて、家内召遣等を態々追下し、次の間へ是生を呼置申候、是生へ對談の内は、外客の方へ廻り居り、度々參り候處、是生も水戸の事東西眞闇にて、急々呑込兼候間、幾度も操掛候得は、宗益脇より、御切ニ被爲入候故、御國御言葉にて御するどき、跡々は我々花を付て、爲呑込可申云々、〕其節宗益脇より申候には、當時の世にては、奸物へ御隨心に相成候へは、御出世も被成候よしの所、人臣と申ものはそふした物てはなし、中納言樣◎烈公邊御不興晴させられ候得は、御身は露程もおしみ候譯は無之、御役人になり御榮花にても被成候樣の御氣は、ゆめ〳〵無之御人也抔、側より咄申候得き、夜も更候間是にて御暇申上、跡の儀は此平三郎と申物へ申付置候間、御出入の御入費等は、無御遠慮被仰付候樣申置歸り申候、最早五更にも近寄候間、直樣支度相整へ、曉更御留主居街發駕す、併雨天にて道惡く、駕人足步行兼、よふ〳〵鳥手迄夜に入着申候、〔頭注、尼子幷子之吉はたばこ三四ふく呑候程も後れ乘付膽を消し申候、是より少し前にて太田十郎に引違候樣也、眞闇にて暗と不覺〕廿七日薄暮稻吉迄參り候處、駕人足前日の勞れ旁にて、夜通に急き候ても、水戸へは夜明け可申よし、依て夫より馬に乘り駕をは返へし候處、稻吉の松並に行懸、闇さはくらし泥濘步行兼、馬蹄橋を蹈はつし、荷鞍一同橋の下へ轉倒、よふ〳〵馬の起さる内流を這出し、如何にも宵闇にて十方に暮れ、跡より參り候もの行懸り大小を見候處、刀は泥のみ脇指のさやわれ候所、併入馬共少しも無怪我、危き命を拾ひ申候、依て廿八日朝四ツ時歸着す、

〔頭注、伊東話之内、先日小石川御守殿◎水戸齋修襲中へ罷

在候節、目の下にほくろ有之男、身柄之もの、樣子にて罷出居候、對面致居候處、あれか丹州◎太田丹波守とか申人に御座候や、其節、駒込樣◎烈公には嘸御氣詰に被爲入候半抔と申候得は、いやもはや何事も平御隱居樣の樣に被爲入候故、御氣詰の義も無之云云申候、扨て唾計つき候人也と云々、

三保山殿よりむし漬の鮭魚取受いれ物返却の節、幽玄迄被遣候文之扣、

〔頭注、三保山ははしめおつゆとか申、御守殿樣御病氣の御砌は御看病も仕候歟、〕

御文の樣、まつ〳〵上々樣御かた、御機嫌よく成せられ御めて度さ、仰の通り追々冷氣相增候得とも、いよ〳〵御手まる樣、折節の御障も御座不被成、御めて度そんじ、扨は此間より私事持病氣にて引おり、御あんし被下候御事忝さ、殊に此御重の內むし漬鮭、水戶樣御國もとのにて、御到來被成候よし、何かと〳〵御懇の御事にて、迄り被下候御事忝さ、早速御賑々しく御賞くわん致し〳〵御事、かつ〳〵忝存、めて度かしこ、

いつれ出勤のうへ御目に懸り、萬々御禮も申し、御咄いたし申候御事に御座候、御入物計御歸し申候、

なを〳〵せつかく時候御厭被成候樣にそんし、私事も追々快御座候まゝ、御心易思しめし可被下候、めて度かしこ、

御醫師方よりも添願有之樣差圖に付、二番街◎伊東宗益執筆にて、認指出候願書の扣、

認取候も恐多候得共、一昨年中納言樣◎烈公被爲蒙御咎候處、早速御愼被爲解難有、しかし高位之御方樣に而は、稀成御儀に而、御兩公樣◎烈公慶篤には勿論、御家臣之末々迄恐入罷在候儀に御座候、其後中納言樣に者、今日に至るまて御咎中御同樣の御愼に而、朝暮聊之御慰等も不被遊、中將樣◎慶篤に者右之通御愼深きを、殊之外御案被遊、元御運動かちの御生質之處、御引籠御着座而已被爲在候而は、御年齡も御五十にも近き御儀、若し御多病にも可被成哉と、御言葉に者不被出候得共、深く御案し之御樣子思召之處、夫計恐入候、又一昨年以來身柄之御家臣、幷末々に至る迄夫々存立、是迄之通中納言樣御家政向御助言被爲在候樣抔、不筋之願等強而願出候族、

いつれも御家之御法を破り差越願を仕候事故、夫夫御咎に而入牢或逼塞又者愼等、嚴重に被申付もの共夥敷、只今以咎中に罷在候、右之儀者御本丸より御世話之御座候御家政向、御屆き無之樣に相聞へ、且御家臣共不恐公儀樣にも相聞へ候哉に而の御義と一同奉恐縮候、しかし是と申すも、中納言樣を深く存上候より起り候始末、夫も年來中納言樣より御仁恩を蒙り候より存立候業に而、仲々其身之榮花を計り候心に而致し候譯には無之、誠に以歎ケ敷事に御座候、依而は何共恐入り候儀には御座候得共、今一きわの御許容にて、中納言樣一度に而も、御登城被遊候樣にも相成候はゝ、中將樣には無此上御儀、難有可被思召、且是迄御本丸へ被爲對候御心中之御遠慮も可被爲解、又當時御家政に預り居候御家臣共へも、無御心置御父子樣之御對顏も可被爲成、第一中納言樣にも、度々御守殿樣◎水戶齊修簾中御機嫌をも被爲伺度思召にも相叶可申、左候得者御家臣一統末々のもの迄無此上安途、人意も和し、難有存可申候御儀と奉存候、是迄右之次第を深く御取扱も被下置候御方樣も、被爲在候哉に、

心強く難有存居り候處、當春御逝去被遊候間、誠に以夫計恐入候、何卒思召を以、右御登城之義相叶候はゝ無此上御仁恩、且御家之御美事と可奉仰、御仁德御家臣一統、世之末に至るまて忘却仕間敷、難有仕合に奉存候、乍恐此段書取奉願上候、以上、

九月

◎上包御內々口上覺

二十一日鷄鳴辭家、

住吉原口號、

早曉揚鞭辭國境、鞍頭袖手向西風、殘星落々到頭盡、遙望筑峯蒼靄中、

上紫峯、午後雨到、晚狂風殊甚、

衝雨帶風登筑嶺、武城相望道漫々、此行若使山神識、爲助石磴馬上難、

二十二日晴、吉沼驛別弟廉夫、賦一絕寄家、

相別筑波山下驛、西風殘月帶霜高、歸家爲報我身健、馬上漫吟意氣豪、

予常多病、父母憂予獨行、使弟某送之、時世態險難、苦悶不止、父母之愛情、追年尙可想像也、

廿二日書野木崎の渡口迄乘附候處、此日大風雨、尙更

此渡りは鬼怒川と利根川の落口にて、川は丶廣く風波おそろしく、舟子ともなか〳〵舟渡しすへき樣もなし抔とて、小さき藁屋にとち籠り居、いか樣に言なし候とてもうけかひ不申、夜半に入なは風も止可申と申き、馬夫共に、星のある内吉沼の驛にて朝飯したためし儘にて、八ツ過まて急き來りし故、二人とも殊の外うへたれとも、可喰もの迚は、舟子小屋には勿論なし、いか丶は可爲と、腰に附たる食嚢をさくり、昨日家を出し時の煮豆少し見付候まゝ、貳人にて水を呑是を喰ひ、少しく飢を凌けれは、秋の末の事故日は見る間に落、なか〳〵今日御府内へ入へきよふもなくあきれ果ぬ、且是迄急し事返す〳〵も殘念なり、是より四里程川下に、取手と云ふ宿あり、是へ宿せよと舟子とも申に付、馬夫にもくれ〳〵頼み、川岸を一里餘も下りけれは、風も少ししとろになりしに、少さき漁家あり、よりて喰物を乞けれは、何も無く只この鍋は召上られましとて、ゆびの細さのさつま芋、澤山にうで置きたるを出しけれは、是奇妙也とて二人にて二盆喰ひ、代を遣し候得は決して受けさりき、よつて側に籠を作り居る漁父に、我等けふ是非江戸へ歸るもの也しか、此風にて渡し留り、如何可爲樣もなし、たとひ水に溺れ候共不苦候間、舟を頼むと申候得は、此風には決而舟は乘兼候由申候間、是非無據歸るもの也、我身の難は恐れ不申、少は水練も試置りと申けれは、左程急御用にて差支なは、望みに任すへしといへりといふ、舟に親子貳人跡先へ乘り、我包物は舟の繩へ結付、間違はおよく積りにて渡りけれは、浪は舟を打越、旅裝はぬれたる如くになり候得共、無難に渡り寒故、錢貳百文遣候得は難有かりけり、夫より蘆原の中へ上り候處、何れか道やら東西不分、尚更秋の洪水の跡にて處々道破れ、人里へ可出樣もなし、よふよふ畠の有處へ出、耕のものそこ丶に居けれとも、風惡しき故大音揚候而も一切不聞、道に迷ひ居けれは、年比六十計の木挽樣のもの見兼、御士は何處へ行れ候哉、御難儀の樣子也と申候間、何卒流山迄馬にて送呉候樣賴候得は、夫程御難儀ならは、畠の馬をかり送り可申とて、心切に世話致し、流山へ參り候比は日は入りけり、よつて此老夫に錢三百文遣し、酒抔爲呑別れけり、此時初て晝飯の替りに酒一抔認め、急きて槻戸に着、四ツ前飯に附し也、此時の苦難、尚又

漁父馬夫の心切、實に感謝に堪たり、秋晩旅疲の有樣今見る樣也、嗚呼、

○十月二日平三郎折節風邪にて取臥罷在、依て慥成もの飛脚を差越す（内藤の用人藤右衞門と申もの丶緣者也、其節用方◎用人なるへし）ことく繁雜の樣子、模樣の儀も至極濕り合との趣也、

平三郎より文通の扣、

以飛脚啓上仕候、追日寒冷相催候得共、彼爲揃益御勇猛被遊御起居奉恐悦候、且先日者失敬奉恐入候、其後御道中無御別條、御到着被遊候御事と奉恐察候、然者彼之處より一封到來仕候間、則相添呈出仕候、風邪に而寒熱甚敷、難堪奉存候得共、此節用向寸暇も手離し兼候間、讐死候共難打捨儀に御座候間、押而相勤居り申候、乍併道中之義は蒙御免、飛脚に而申上候、尚又麹町◎本康（宗圓）幷四番街◎坂伊印◎伊（東宗）よりも、御書狀御差遣被成度思召之所、火急の事故間に合兼候に付、私共より宜申上呉候樣、くれ〳〵御申聞に御座候、先つは用向計申上、書餘は後便之節可申上候、

九月晦日　　中村平三郎拜上

小杉庄左衞門樣（高橋隱名）

尚々四番街より、鮭の子少々爲御登被下候樣、御序に奉願候、

四印にて今朝も彼の所へ御出に相成候、

尚々 ◎ 御座候、右に付寸暇無御座候、以上、三保山殿より、先日鮭重の返禮として、鴨一とつかひ文を添て、幽玄迄被遣候由にて、同便到來、

上々樣方御機嫌よく成せられ、御め出度そんじ〳〵、ことの外御寒さに成り候得とも、いよ〳〵御揃被成御障りも無御座、御めて度かしく、なを御用心被成候やうに存〳〵、さやうに御さ候へは、先日は見事成御重の內忝、御めつらしき御事にて、日々御賞かん申〳〵、此品御めつらしからす候得共、御挨拶の印までに御目に懸〳〵、私不快御尋被下忝、此せつ心よく出勤致候まゝ、御心安おほしめし可被下候、めてたくかしく、

幽玄樣人々　　三保山より

同月四日の夜、印物取調、萬衞門此表發足す、

四番街◎坂幽玄へ書翰の扣、

肅啓、寒冷相催候處、御渾家樣御勇健に被遊御起居、恐悦之御儀に奉存候、先以過日初而上堂得拜顏、大慶不過之奉存候、尙更御丁寧之御饗應被成下、殊に其節者種々拜受物被仰付、寔に以難有、拜謝仕候にも無辭仕合に奉存候、小生義も二十六日未明御地發足、稻吉迄駕にて罷下り候處、道惡く果敢取兼候間、薄暮より乘馬と振をかへ候處、同所松並へ行懸候節、橋より馬一同轉倒仕、荷鞍に被敷候へ共怪我無之、誠に以危き事仕候事に御座候、依而其夜者一宿仕り、二十八日朝無滯歸着仕候間、乍憚御安慮被下置候樣奉存候、扨又今二日夕急便到來、巨細に者相分り兼候得共、御文の樣幷平三郎寸楮之面、次第に御模樣御宜敷、尙又御珍敷もの拜受被仰付、難有仕合に奉存候、殊に遠鄕迄御差下被遊候段奉拜謝候、乍末御家內樣方へも、先日之御禮宜敷御致聲被下候樣奉願上候、草々奉申上候、不盡、

十月三日　　愛拜上

永大君　侍史

尙々時下寒威相增候間、折角御厭被遊候樣奉存候、小生事茂、二十八日勤に者間に合相勤申候間、大に都合宜敷御座候、此段も御安慮迄に申上候、以上、

〔頭註、伊東曰に、平三郎義御國許へ罷越、高橋へ對面致候節に、外の義にも無之候歟、高橋一人計へ私の心底內話致吳候樣賴申候、外の次第にも無之、先日も薄々申聞候通り、御醫者頭多喜樂眞院儀技進被致候儀は、自慢の樣には候得共我等の盡力也、一體多喜義は醫術も宜敷候に付奧勤に相成、殊の外先御臺樣(◎德川家齊夫人近衞茂子)御氣に入り候處、老女と挌執を生じ、奧向等不首尾にて下轉致し、然る所御臺樣には、何卒多喜を再勤爲致度思召の處、思召通りにも不相成、依て御守殿樣(◎水戶齊脩簾中)へ內々、何卒多喜義再勤爲致度候處、扱に困り申候、宜敷扱吳候樣御咄御座候由、夫に付御守殿樣より、右の旨儀故中納言樣(◎水戶齊脩)へ被仰云々、中納言樣より、多喜義は何卒御側勤に致度よし、內々御聲懸りに相成候處、老女共にて右の事嗅付け、右樣の事誰か申候哉と、穿鑿に及ひ候處、御臺樣にも知らぬとの御意に御座候よし、それなれは小石川を伺ひ可申述、礫邸へ懸り參候處、中納言樣にても知らぬとの御挨拶にて、それなりにて事消へ居り申候、然る處中納言樣御逝去の節も、多喜儀は目を懸候樣、御守殿樣へ御遺言御座候よし、猶又其節我へも御守殿樣より、多喜の儀は宜敷賴むと御賴に御座候、左候處御守殿樣御所勞にて、御醫師も不殘手を投け候處、御守殿樣御意には、多喜の藥に無之候ては呑ぬとの御意御座候由、夫に付私もこゝ、社必至の節と思ひ、花園と申老女え、多喜の事再三申候得共、小子若年の事故、子細らしひと申氣味にて請合不申、立去り候處を、花園の裾を握り、それは至て子細の有之事故、得と御聞可被下候と申候得者、何儀にて候哉と申に付、此度御守殿樣御大病の處、多喜の藥にて無之候ては、不召上とのよし、其譯と申は、以前よりケ樣ケ樣の事柄にて候故、中納言樣御遺言も御座候よし、遂一申聞候へは、左樣の次第に有之哉と申、直樣御側勤被仰出、御守殿樣へ御藥を獻し候處、天運と可申哉、追日全快に被爲赴、右旁々にて多喜儀は、只今にては樂眞院と相成、我々の頭相勤申候、其節は御臺樣も御滿悦に被思召、伊東故と被思召、御守殿樣にても、伊東の骨折也と被遊候よし、右の儀より我々も奧向の釣合上首尾にて餘り、夫彼に慢り過候て大酒を呑み、あはれ之事有之、既に甲州御番醫に相成候御含の處、御臺樣にて、伊東をは其儘に指置候樣、御聲懸り候に付、難有も唯今迄安全に勤居候譯に御座候、右の次第柄、高橋樣計へ內々申上置くれ候樣、御賴也と平印申聞也、〕

二番丁(◎伊東宗益)へ書翰の扣へ、

謹啓、時下寒威次第に相增候處、益御起居萬福、恐悦之御義に奉存候、先日は初而上堂得拜顏、大慶不過之奉存候、尙又其節者御懇切之御饗應被成下、殊に恐多き御品柄拜領被仰付、冥加至極難有仕合に奉存候、長〳〵家寶に仕置候事に御座候、其折御密話申上候一條之儀、平三郎へも堅申含置候間、必々無御遠慮御取計被下置候樣、吳々も奉祈念候、且又其節者例之御方樣へ、初而御對顏申上候處、苦心之餘り言涉不敬之段、歸來却て恐懼仕候事に御座候、乍恐御序之節、宜敷樣御執成之程奉願候、扱又今夕急便到來、御珍しき物拜受被仰付、同志之者打寄御賞翫申上候、尙又御模樣次第に御宜敷樣にも推察仕り、まつ〳〵安心此事に御座候、唯今取急き御禮迄

草々奉申上候、頓首、

十月三日　　水哉百拜

三溪大君伊東宗益號也　侍史

尙々時下寒冷、折角御厭被遊候樣、吳々も奉存候、先日者初而參堂、殊に御令閨樣へも御目通り仕り、不敬至極之段何分御宥免、御禮之程宜敷御致聲奉願候、頓首、

糀街◎本康宗圓へ文通の扣、

謹啓、寒威次第に相增候得共、益御淸詳可被遊御起居、恐悅之御儀に奉存候、扨先日者初而參堂奉接鳳眉、大慶此事に御座候、扨其節者御間柄樣御出之御樣子に奉伺、御目通仕候も同樣之儀に而、御周旋被下置候段々、別而心强く奉存候間、猶々御縋り申上候事に御座候、此上之處申上候迄も無之、宜敷樣御執成之程奉祈念候、今夕急便到着、次第御模樣御宜敷哉之振に遠察仕候處、書中不容易事故、相扣候含にも可有之哉と推察仕候得共、委細之儀片時も急き承知仕度事に御座候、只今取急き御禮迄草々奉申上候、不盡、

十月三日夜　　愛諸百拜

糀街樣　侍史

○前文の通り飛脚到來、平三郎大略の書面のみ、委細の義相分り兼、依て又候印物等取調へ、かまぼこ、絲子、ごがぼふ、六歌仙畫入色紙、神農の像、十月十四日の夜尼子長三郎歸來、委細申聞には、先日微行以後は、三國手の氣受も至極宜敷、或時三人打寄、本康◎宗甫に、扨高橋より對面の上、直段に被賴候へは、是非速功を顯し不申候ては、高橋へ對し不相濟、夫に付水府の奸老臣大田◎丹波守與津◎與津藏人等を、一と先打落し候て、事を遂候方可然、是は速に出來可申と申候得は、伊東◎宗益も暫の思案の樣子に候處、それは却て不宜、縱令直段に被賴候迚も、左樣速功を爲見候にも及申間敷、第一御隱居樣◎烈公の御吉事も無之內に、奸老臣へ手を付候ては、却て事六ヶ敷相成、埒明申間敷樣に存候と申候得は、本康も、成る程夫も左

樣也と同し候由、扨又伊東手續の奥向、壹時に濕り合候樣子、先日の老比丘◎是生殊の外是之方の精忠に感心致し、打續兩三度も大奥へ參り、第一御召使お定の方との◎德川家慶侍妾局へも、前件の旨儀申込み、尙又老女筆頭姉小路との局へも、薄々談合の處、兩方御受等至極宜敷、厚く御含にも相成り趣に有之候、夫に付先日平三郎より書狀の中、的の一件は、右是生の演述より、奥向不殘、高橋の精忠扨も〳〵と感涙を流し候樣子にて、三保山殿へも、是生より水府の儀演述致候得は、既に其儀は、坂幽玄殿より兼々の賴有之、委細に承知致居候事也と挨拶致候由、譯てお定とのにては、厚く御含被遊候よしにて、右の旨儀上樣◎德川家慶へ御申立に相成候よし、夫に付是的へ射貫き候文通有之由也、今便持參のかまぼこ幷ごかぼふ等、奥向殊の外大當りにて、何れも目を驚し、打寄賞翫有之候、既に坂にて、日比屋御住居へ罷出候得は、奥より右のかまぼこ御送りに相成候と相見、日比屋にて御覗蓋に出候を、拜見致し歸候と也、且又伊東咄には、御國元にて彼是と御配慮被遊候義は、實に御氣之毒也、併奥向抔にては、一旦の珍物にて、是は水府方より被送候物也と、永久忘れ不申樣の方、可然と存候間、一寸々々と珍物御送り被遊候よりは、少は丸印は懸り候得とも、先方の目ろみ抔有之品を、取調へ指出候へは、永久目に見へ候間、左樣致候方可然存候歟、如何との申聞に付、それは如何の御品に御座候哉と尋候へは、外の品にも無之歟、奥向抔にては、至て奇妙の御品を御好被爲に抔、二枚屏風をお定とのにて御好被成候樣承り候に付、御程合次第、取調指上け可申と心付居り候處、脇方より悟られ、獻上に相成申候、お定とのにては、至て踊を御好被爲在、度々御部屋にて、御踊御催に御座候、夫に付踊の舞臺を御調に相成候樣、ちらと耳に入り候處、彌御出來にも相成候御振合に候はゝ是を拵へ當て込候積り也、高か十兩哉十四五兩位ならは、檜木にて出來可申存候との咄の由、

〔頭註、是生初而大奥へ上り、お定之方御部屋へ參り、水府樣之事、御內實はか樣〳〵の御次第、扨々御痛敷云々、委細は家臣の高橋と申人竊に罷上り、伊東樣宅にて對面、承り申候、何卒此大願爲叶て遣り度候とて、暴政の有樣より、兩君上◎烈公父子御疎遠、

御對面不被爲成候御情狀より、高橋の心中斯々と申事を申述候へは、お定樣は初而承り、扨々御痛敷御事也、中納言樣(◎烈公)は御氣荒故、云々とのみ御さた申上候處、扨々と申、兩人にて落涙に及ひ、其より是生三保山殿(◎姉脫カ小路殿抔、處々部屋々々口々持込眞暗に有之事情を述、泣き歩行候處、矢張高橋の魂が、飛歩行よふ也と、大奥にてもみな〳〵被申候と、宗益尼子へ物語り候、此老尼の至誠峭直、一面識にて感通するよふ也、」

○奥向の評判に、一體は御守殿樣より、奥向を御繕ひ被遊、御願御座候社本筋なれとも、此度はそれに引替へ、奥より御守殿樣(◎水戸齊脩麗中)を御勸申上、御願に相成候樣、御取計申上候事は不順の譯なりと、姉の小路抔にて噂有之よし、

○姉曰に、ケ樣なる儀は、水府の御大事に御座候得者、御大臣より御願立にて、一體は宜敷譯也と被申候よし、

お定殿附の局筆のより、御國より指上ケ候玉子の御禮として、是生迄被遣候御文の扣、

おりから日增に御寒つのり候得とも、愈御さゑさゑ敷、御めて度そんし上らゝ、左樣に御座候得は、高橋樣大御心配の御中御心盡し、何寄之御玉子御上け被成、殊之外御好物の御品にて、ひとしほ御歡遊はし、色々に御申付、度々に御賞翫被成候御事、厚御挨拶よろしく〳〵御頼申上候、けして〳〵御心配之御事、御留申上被下候樣、此御心盡し山々御さつし申上候、伊藤樣(◎伊東宗益)も御深せつ樣に、よふ御せは遣られ候御事、こなたにても深く御かんしん遊はし、御一條の御事は、とくと御含被爲入候間、御案し遊はし候はぬ樣に御先樣にも、なをいとし樣より、御内々御傳へ遊候樣に存上らゝ、御玉子のつめまて御心付の御事、是者またかすにて、大てうほう致候御事に御座候而有かたさ〳〵、御序之節何分〳〵宜御取つくろひ仰上られ被下候へく候、め出度かしく、尚々めて度かしく、

〆是生樣人々申上　筆の

其後御國より到來の品にて、又候てんちよふ指上候御禮、是生樣迄被遣候御文の扣へ、

口上

御ふみのやう拜見申あけらゝ、彌御さへ〳〵敷、

御めて度存上らゝ、左樣に御座候へは、ごかぼうと申候水戸御國元の御くわしのよし、是も高橋樣より參候よし、伊藤樣かれ是御せわ樣にて、私共へと仰られ戴き、有かたく〳〵、誠に御珍ら敷御品にて、さつ束御めに懸、御側にて皆々打寄御賑々敷戴き、御めつら敷御品初て戴き有難さ〳〵、御慰に相成、いか程も御悦々々遊はし、宜しく御禮の御事、御頼々々申上候、げんきなるものは、丸の儘にてはしめかけ大笑らひ致し、御慰に相成らゝ、何角々々御心盡さま〳〵遊はし候御事、御さつし御さつし申上候、吳々も宜敷御禮願上らゝ、此ゆづ伊藤樣元の御やしきに御出來のにて、よき所はみな外へも被遣、ケ樣に見くるしく候得とも、ひゝ藥に而も私へ御いたゝかせ有難さ、御風呂に入候樣にとて被下、早そく仰の通りに、度々に御重ほふに相成候、山々有かたさ、厚よろしく御禮願上らゝ、めて度かしこ、

〆是生樣人々御返事申上　筆の

猶又筆のより鯛かれの鱸等五尾、御返禮として

是生迄被遣候、右三品取揃候事は、至極め出度御贈り物のよし、伊藤初め、此度の一件へ懸り合候もの打寄振舞致し、鱸のみ鹽に致し、尼子歸郷の節持參、其節文の扣へ、

口上

なをまた申上候、此御さかな只今御戴合故、御まゐる樣迄御目に懸け候まゝ、伊藤樣なりと、高橋樣之御下役なりと、御前樣之あけ度御方へ、宜敷願上らゝ、めて度かしく、

〆是生樣人々　筆のより

三保山殿より、坂迄返禮文の扣へ、

御文の樣拜見申らゝ、まつ〳〵上々樣方御機嫌よく成せられ、御目出度有難かりらゝ、日增に御寒に強相成らゝへとも、御手まゐ樣にも折柄之御障りも御座なされす、め出たくそんしらゝ、扨々何寄なる御國許之御品被下候御事忝さ、御所柄の御品に而、誠に御風味も宜しく、度々に御賞がんいたしらゝ御事、いか程も〳〵有かたくそんしらゝ、御筆も二箱被下、是は大切に調法致まひらせ候御事、いか程も〳〵有かたくそんしらゝ、

御手前様より先様へ、宜敷御禮御頼上〻〻、め出度かしこ、

是生より被遣候文の扣、

時分柄御寒に相成り、まつ〳〵御寒さの御障りもあらせられす御事と、御め出度御悦申上候、先御禮申上度、先比は思めし寄られ御目錄頂戴、恐入有難さ、色々に調法致、萬々御禮申上候、扨又昨日平三郎様より御出に而、御國許より御差越の由、御目錄千疋、御手元よりとの御事にて戴き、是には當惑赤面至極、餘り〳〵ケ様に御心配様被下候而はもつたい無、何卒是は御免に御願申上度と申候へは、中々左様の御事には無と、平三郎様だん〳〵仰聞られ戴、思召様の程恐入々々奉戴有かたさ〳〵、隨身のものともへも福分いたゞかせ、此御恵にて大福をつみ難有さ〳〵、伊藤様(伊東宗益)へも一々御吹聽申上戴、有かたかり〳〵〻段、幾重にも御厚く、宜敷仰られ被下候様御願申上候、扨御内々の御一條の義は、御殿に而とく御承知にあらせられ候間、御安心入らせられ候様存上奉候まゝ、來月にも入候はゝ上り候而、相伺候御事に御座候、文に認兼候事は、平三郎様へ御咄し申上置候間、さやう思召被遊候様存上候、何角御心中に御痛心被遊候御事は、御殿に而深く御さつし入せられ候て、御承知に御座候、何も右の御禮申上たく、一寸申上候、め出度かしく、

尚々先比御めに懸り候せつ、委細の御咄は、平三郎様よりくわしく伺候様仰の通り、其後くわしく御やうす伺候間、逐一御殿へ上り、御披露申上候御事に御座候、

返す〳〵もせつ角、おり柄御いとひ被遊候やう存上奉候、伊藤様御深切に、よふ御せわ遊し候御事に御座候、よき御せわ人様〻〻せられ候て、有かたく存上候、

〆十月十八日認む

同便伊東宗益より返翰の扣、

次第に寒威相加り候處、先以御壯健奉賀候、扨此程中は兩度の御書一々辱讀仕候、扨先比は初而懸御目大慶至極、扨々段々之御心痛、誠に以感服の次第に御座候、此間も種々鹽もの、又珍敷御箱もの目を驚し申候早速夫々へ遣申候、御懸物も至極宜敷、先御預り申候、委細は平印(中村平三郎)へ申含上候まゝ、一一御聞可被下候、此後者彼是之御配慮は御無用に御座候、遠路之所御連送之御雜費察入申候、とくと御心得居候まゝ、是と申處を取計可申候まゝ、必々御無用に御無用に被存候、小子抔へ御配慮は、別而御無益之事に奉存候、ほしき物は無御遠慮相願候まゝ、必御止可被成候、

一、最早兩三日中に、三保より口切申候積に、幽(坂幽玄)へ相談仕置候まゝ、御信近可被成候、先々御心配被成間敷奉存候、先々此一場之模様を御覽可被成候、かた〳〵は得と申合せ、十分に相立回り居申候よし也、此後御一統戸〻、一言の御申越無之候ても、是に小生さへ罷在候得は、此事屆ぬ内は、中々止申候存寄は無之、御安心可被成候、萬々平より御聞可被遊候、色々申上候事御座候へ共、認取兼候まゝ申殘候、と申のかと迄に早々以上、

十月廿一日朝　三溪

稱松先生閣下

尚々時下御厭被成候様に被存候、先比は家内へ何寄好物の品平より御屆、大悦に而早々申付、拜味仕候、御禮申上候、

一御不快御案し申上候、御大事に可被成候、御口中之由、定時候あたりより御受被成候事と奉存候、御發汗可被成候、所謂傷冷毒と存申候、以上、

板橋源介よりの來狀、前後の勢相分り候に付大意扣へ、

御骨折一件委細中平(中村平三郎)より承知、〔頭註、此時初て板橋へ打明け駒邸へ御取次頼申候、〕いよ〳〵御守殿(水戸齊修藏中)御登城之節御願之義、三保山等より御勸め申上候筈之處、御守殿御挨拶之程無覺束との事に付、早速雲上へも申上、御内意奉伺候處、御守殿にも色々被遊候事に付、誰に而も御勸申上候得は、早速被仰上候得共、表御役に而喰留られ、とても出來不申、將軍(徳川家慶)にても御不吟味之段御承知被遊、只今に而は氣の毒に思召され候得共、表御役にて喰留、將軍之思召通りにさへ成り兼候事に付、御守殿より被仰上候而も、出來不申事に付、必彼是と手を廻し候儀止候様、また〳〵好へ響き候得は、有志とも打れ候間、何卒有志之滅不申様被遊度之御事に御座候、雲上にても縱令御登城の儀被仰出候

而も、今更容易に御登城不被遊、との御事に而、貴兄へも序に可然申通置候樣にとの御事に御座候、

十月四日仕出の狀也、

○十月二十九日の夜平三郎罷下り、即夜に面會、同八申聞には、昨廿二日彌御守殿樣◎水戸齊修籙中西丸へ御登營被遊候處、右以前三保山樣より、御守殿老女牧尾と申ものへ、兼々の旨儀御申通に相成、同人も委細承諾いたし、御登營にさへ被爲成候はゝ、其砌折を以被爲召候樣に取扱可申間、右の御含にて被爲入候樣、三保山殿と兼約相定り居候處、彌廿三日御登營に罷成、案の如く三保山殿にても被爲召、折を以御願立の義御勸可申上候、御程合等伺ひ居り候處、折節老女姉の小路初め、多くの女中大勢取纏ひ、人目を不憚申上候義も不遠慮至極と心付、御程を見合居り候所、七ツ半頃に罷成り、御守殿樣にて雪陰へ被爲入候に付、能折かと心得御跡を慕ひ、御雪陰の道にて申上候振には、中納言樣◎烈公にも長く御氣詰に被爲入、且又水戸の御家へ御對し、此度は好き折に御座候得は、是非御願立に罷成候樣申上候得は、御守殿御咄に、我等も左樣御願の儀は、兼々存居候得共、公邊向御模樣も如何か不相分、既に一昨年中上樣◎德川家慶へ御歎願申上候得は、御不興に被爲在候哉の御釣合に付、先つ以扣へ居り候儀に御座候との御申聞に付、三保山殿申上候振には、上樣御程合も、御願にて可然御模樣に御座候間、此儀は私共、如何樣にも御取成可申上候間、是非御願被遊候樣に奉存候、右の義は縱令此度御申立にて、御程合不宜候はゝ、又候折を見合、幾度も御歎願被遊候て可然道理にて、既に水野殿◎忠邦は一度は尊慮にも不相叶、退職被仰付候處、翌年又候再勤被仰付候樣のものに御座候得は、是非此度は被仰上候樣奉存候、左樣なれは願は願可申候得共、伊勢守◎阿部正弘の方如何に候哉、何か中納言殿の御事は、忌み憚り候樣にも、ちらと耳に入候事も有之所、如何に有之哉、縱令上樣の御程合は御宜敷候得共、伊勢守の方六ヶ敷は有之間敷やとの御申聞に付、又候御挨拶申上候樣には、左樣には無之、却て伊勢守にては中納言樣の御事、是非御引出し申度存慮に付、彼是と御愁勞申上候位に御座候間、是儀は決て御氣使には不被成樣奉存候、左候得は御意に、夫は誰より承り候哉と御尋に付、三保山殿御挨拶には、此義は御家臣高橋多一郎と申ものより、直

段に承り候由申上候得は、夫は高橋と申ものは、天狗にて可有之候との御申聞に付、三保山殿も、天狗と申ものは如何樣の譯か、初て承り候に付、暫の內當惑にて思案致居候處、流石明敏の御氣性にて有之候故、此度の義は縱令天狗に致せ、中納言樣の御儀厚く御悼み申上候義は、感心の事に御座候間、天狗に致せ何に致せ、是非今日御申立不被成候ては御濟被遊間敷と、強て申上候得は、左樣なれは、願は願ひ可申候得とも、天狗と申物は不宜候間、高橋抔も天狗を止候樣に致度との御意に付、三保山殿それはどの樣にも、御守殿樣の御威德を以天狗は止候樣に、御國許の義は私共御引受申上、御德化に靡き候樣に、說示し可申奉存候、併此度の御願は私御勸申上候抔、又は御國元高橋抔の名前にても出候樣にては、御濟不被遊候間、右の所は固く御留申上候と申候得は、委細承知致候との御挨拶御座候由、三保山殿は強て御勸申上、打續御側に被在候も、却て恐多くと存し、其御席より御暇を願ひ相引候趣也、〔頭註、御守殿樣にて、高橋は天狗にてはなきかと被仰候由之處、跡にて考候へは左に無之、仲々上々樣方にて、天狗の名前不殘御承知の義は有之間敷候へは、それは定て、中納言樣の御事奉願候ものに候得ば、天狗だろふと被仰候譯歟、勘考し右翌日三保山殿より伊藤◎伊東宗益を招き、扨兼々御心願御座候御願の一件、御承知被遊、定て御願立に相成候義と奉存候、然る所高橋は天狗也との御意には、初て跡とも先とも伺ひ候ゆへ、甚以迷惑仕候歟、御都合宜敷御答は申上候歟、如何の譯に有之哉、何れ近日の內御守殿樣へ、御禮なから私共罷出候間、其節天狗の行丈三通に書取り、手元迄御指出被下候樣御賴申上候、併右の書付は御守殿へ廻り候間、右の積りにて、御書取被成候樣に奉存候とのよし、伊藤も直樣歸宅にて閉籠り、右天狗の辨解等晝夜推懸り、必至の筆力を振ひ、認取り可指上との趣に御座候、右三保山殿、礫邸へ爲御禮御出の節は、御土產物等無之ては不相成とて、伊藤◎宗坂◎幽玄相談の上、可然品物取整へ指上可申積の由、扨右御守殿樣より御願立の義、醫生は勿論、奧向等にても如何と難じ候所、案外御程合宜敷相調、何れも安堵の樣子に有之候、右以前萬一御守殿樣にて、三保山殿の御勸御承引無之節は、如何に御座候哉と、平印伊藤へ承り候得は、其節は姉の小路とのよ

り申上、それにても御不得意に御座候節は、お定様◎徳川家慶侍妾より御吹懸と、二段に手段を設け居候故、苦労には相成申間敷、大概は三保山殿の御勸にて、御承知被遊候様奉存候と申候由、右の釣合に付、矢張御守殿の御徳化に服し、御國許にていやか上にも靜謐致し、決て微行等有之候ては不相成、何に致せ大事は、苦に苦の謀を致候か專要にて有之間、御國元には天狗をは身洗致し、當世へ當て込、出世にても遊はし候様、高橋様へ得と申上候様、此方は却て御國の天狗に成り替り、乍不及目の黒き中は、此度の一件仕遂不申候ては、決て止不申候間、宜敷申上呉候様との由、

御守殿様にて、高橋は天狗也と被仰候得は、高橋より奥向へ手を廻し候と申事、定て上様より奸老臣え洩し候事は必定、依ては只今比は、定て高橋も仲街へ被推込候て、伊藤を始め心配致居候也と平印咄也、

永寧◎坂幽支より文通の扣へ、

尊書拜讀仕候、追日寒威相增候得共、益御壯健被成御座奉恭賀候、然は先達而長途の處、御光駕被成下候處、何の風情も無御座、遺志千萬に奉存候、自是は早速御禮等も可申上之所、御請相成り申譯も無御座候、先拜謝仕候、先達而は種々御惠投被下難有奉存候、乍併御配慮之段何共奉恐入候、返上仕度奉存候得共、却而失敬にも相成り候に付拜受仕候、御禮筆紙に盡しかたく奉存候、乍前後尊君御儀、御途中に而御落馬被成候との御事、御案し申上候處、御怪我不被爲在候段安心仕候、折角御自愛專要に奉存候、

一、彝之介殿◎野村御實母御大病にて御看病被成候由、扨々御案申上候、是又乍憚宜敷御傳聲奉願候、夜中亂筆略文、御仁免可被下候、何も御受迄草々、

以上、

十月二十五日

◎上包
御請御直披　　永寧

御内々御直披

西丸え御守殿様御登城被遊候而、御同所へ三保山急に召候に付、御守殿え三保山より、御直に御願候趣申上候處、御受も宜被爲在候旨、昨廿四日同人より承知安心仕候、委敷平三郎殿へ申聞置候間、左様御承知可被下候、猶又此度之御模様は、自跡可申上候、此書面御覽後者、御投火可被下候、

十月二十五日

◎巻表
光境先生御直披　　永寧

同便糀街◎本廣宗圓より返翰の扣、

逐々御細翰拜誦、次第に寒威相增候得共、愈御勇猛御靜勤奉欣喜候、然者先達而者不計拜眉大慶仕候、其節種々御取揃之御土産被下、萬々奉厚謝候、逐々御懇篤に御書通、此程者御存付之御肴御惠贈、御配慮之段深く痛入候、御内事一件、後宮御願立趣に聞込申候、小子義當時者見合在候、手明休に逐日表へ發候御時節に相成り、成丈は働き、不及なから御一助にも可相成哉心合に罷在候、大事は永久尤肝要と被存候、此度之幸便之者へ、御報之呈寸書候、先日之付藥洞削上申候、外に含み藥も上申候、煎藥之通り御煎じ、度々御含可被成候、必々御心配は無御座候、逐日快方可被成候、此含藥御用被成候はは、急度宜御座候、御相被成候はゝ、又々後より上可申候、委細者平三郎より御聽可被下候、草々亂筆相認申上候、以上、

十月二十四日　急き認

尚々寒威御厭可被成候、先達而者無御滯御歸宅、一段なる事に被存候、委細者同人口上に而御聞可被下候、以上、

〆御報内用　　米花

◎上包
小杉庄左衞門樣内用藥添　　小栗檗壽

同便筆の◎定附ノ局より是生迄返禮の文の控、

たひ〳〵御細やかさまに、御ふみの樣御覽に入候、ことの外御ひへ〳〵敷御座候得共、彌御さる〳〵敷御めて度さ、御悦申上ら〳〵、左樣に御座候得者、高橋樣御殘置の御方の内にて御こしらへのよし、誠に御見事成御かまほこ、御澤山に御上け、早速御覽に入候得は、殊の外〳〵御悦あそはし、皆々御側にて、餘り御見事と目を驚し、御國元より御下しの由、御厚き〳〵思しめしさま、何角御心盡樣遊し候段、御噂申上ら〳〵、御禮山々宜敷御願申上候、萬端いとふ樣にて彼是御せわさま進られ、是亦よろしく〳〵、平の樣一寸一筆も、御前樣へ御願度と思しめし候得共、例の通殊の外大取込、私よりよろしく同樣の段御たのみ故、伊藤樣へも何分宜敷、なほ伊藤樣に而、高橋樣への御傳へ、何分御頼申上

らる〳〵、高橋様之御心中も御さつし申上候、いつれ御上りの節御逢遊はし候て、仰下れ候御事と、御噂あそはし候御事に御座候、その段もよろしく御願上らる〳〵、御返事まてあら〳〵め出度かしこ

〆是生様人々御返事　筆　の

三保山殿より、幽玄迄文の扣へ、

御文の様拝見申らる〳〵、まつ〳〵上々様方御機嫌よく爲成られ、御めて度そんしらる〳〵、ことの外御ひへ〳〵しく御座候へとも、いよ〳〵御手前様にも御揃、御障もなふ御め出度そんし上らる〳〵、左様に御座候へは、御やく〳〵の筆物おくり被下、さつそく拝見致し候處、御見事成御事、いく久しく萬年大切に所持致居りらる〳〵、御重内も有かたく、さつそく申付、御賞翫申らる〳〵、此品紀州御國の故、御移し申上らる〳〵、めて度かしく、

○十一月二日平三郎此表發足、右以前稻留鐵四郎屋敷へ奉公いたし候に付、家族等引立願の上下り候に付、其節も贈物等取調へ、三醫へも書面日限七日の暇也遣し候得共、爲指異事も無之に付略す、其便是生え遣候返文のみ是へ記す、

是生へ遣し候文の扣へ、

御細々との御文、有難く拝見いたしらる〳〵、次第に御寒さ强相成り候得共、まつ〳〵御機嫌克被爲入、何より〳〵御め出度そんしらる〳〵、左様に御座候へは、先達ては能折御目懸り、誠に不敬たら〳〵の仕合、何分にも御ゆるし被下候様そんしらる〳〵、扨又この程中はあなた様御事、御登城成され候、一條の儀、私心中御察下され候通り、委細に仰上られ下され候よしにて、重き御方様にも、爰許情實の段々も、深く御含被遊下され候趣にて、既に去る廿二日御守殿様◎水戸齊修籠中御登城の節、御内々仰上られ、御受も至極御宜御座候よし、平三郎罷下り早速の物語り、いか計〳〵有難そんし、只今に夢之様に存らる〳〵、畢竟重き御方々様、御聞濟遊され下され候も、あなた様故の義と、有難さ身に餘り、御禮申上候様も無御座候、尚又先もしは、御美事なる肴數數、御奥よりの下され物とて、段々三山様より御恵下され、寔に冥加至極、恐入候事に御座候、其節飛脚の者、鹽に致し持參いたし、一同打寄御賞翫申上らる〳〵、扨また其折は筆の様といふ御方の御文、數數御下し被下、拝見いたしらる〳〵、誠に〳〵私事御

しんせつに思召下され候御趣、蔭なから有難くそんしらる〳〵、御序も御座候はゝ、御禮の程宜敷願上らる〳〵、何も取急きあら〳〵申上らる〳〵、めて度かしく、

是生様人々　多一郎拝上

○同月五日平三郎江南え上着、其節家内引立に付、縁者同道致罷登り逗留いたし居り候處、其後の事情相分り候に付、同月九月此表え歸着、其便平三郎よりの書面の扣へ、

乍恐以書付奉申上候、次第に寒氣相增候得とも、愈御揃御機嫌克被爲入、恐悦至極之義に奉存候、先日は每度難有仕合に奉存候、當月五日之夜歸着仕候間、御安心可被下候、

一、六日の夜伊印様◎伊東宗益え罷出候處、御客に而例之通り御取込、御噺も漸くに仕候て、罷歸申候事に御座候、同夜四番町様◎坂幽玄へ罷上り御咄合仕候處、此間三保山様え御目に懸り、委細承知仕候處、伊印此間中大骨折に御座候間、右様御承知、委細之義者伊印より御聞可然と、御咄に御座候、

一、七日朝伊印様え罷上り候所、又候御客御座候而、待居候様被仰聞候間、晝時迄御待申上候而忙敷御目通仕、相伺候所左之通り、

一、先日廿八日御守殿様◎水戸齊修籠中より、萩野◎下文萩澤に作ると申老女御使に而、先日御申上に相成候願人、今一應相尋候様、尚又三保山の趣意、子細に承り度由の御使者に而、猶三保山様えの願書御座候はゝ、御手元へ相廻し候様被仰付候趣、右願書も廿七日迄に、伊印様より上り居り候間、都合能參り候事共に御座候、右老女も三山に說付られ、御尤に御座候間、表面早速御願相立候様、取扱可申と之御挨拶に御座候よし、尤表之女中よりさゝやかれ候義度々に而、誠に御指支之由、三山様へ御咄之よしに御座候、

一、此間駒込様◎烈公より三山様へ、御鮭御送りに相成候由、三山様御骨折被爲在候故とのよしに御座候、右に付三山様より、極内々御呈出に可被成儀も御座候哉に御伺申上候處、近日御内封御下けに相成候はゝ、其御方様に而御添書被成候哉、又板橋様◎源介へ相願、取計候而宜敷哉、相伺度奉存候、右様被成候而者、私共に而者誠に恐入候事、何れに致候而

宜敷哉、早速御返事可被下候、
一、御送り品模様相違候間、是又左樣御承知可被下置候、偏に○印は少も早く、御登可然と奉存候、以上、

十一月七日の夜　　中村平三郎

小杉庄左衞門樣（高橋多一郎）

○同月廿日方、幸便に付相屆候書翰の扣、

以書翰奉申上候、日增に寒氣の砌に御座候得共、愈御揃御機嫌克被爲入、恐悦至極之御義に奉存候、然者先月七日に指上候書狀、定而相屆候事と奉存候、猶此度も宜敷便に付、申上度義御座候へとも、大切之場合に成行候間、中々序位に書取候樣に者相成兼候間、左樣御承知可被下置候、尤十五六日比は、兄罷下り候樣子承り居り候間、委細之儀者其節申上候とも、又飛脚に而申上候とも仕候間、左樣に御承知可被下置奉存候、併先日も申上候通り之事に成行候間、其外又候心配仕候義も御座候得共、乍去其方樣に而御心配は御無用に仕度奉存候、差當候儀に而、迚も申上候而も、間に合不申事故に、金田（板橋事）屋へ今日御文通申上候事に御さ候、右之仕末御察被下候樣仕度奉存候、右大略申上候間、御察之上御了簡可然と奉存候、以上、

十一月十二日　　中村平三郎

小杉庄左衞門樣

右文通の意味推察致候得共、如何の喰合に相成候事か心配不少、幸其比難波田弘藏下居候に付、此表事情等申含、兵粮等取纏、直樣差返しの積にて、（此日附いかゝ）十一月廿二日曉爲指登申候、左候内誂置候魚物到來、依て無是非同月十七日增子金八爲使差登せ申候、同人同月廿三四日此表歸着、其節平三郎より文通の扣へ、

呈上仕候、嚴寒に御座候得共、彌御揃被遊御機嫌好被爲入、恐悦至極之御儀奉存候、然者先達而より度度御書狀被下置、難有仕合に奉存候、私共よりも兩度指上候書狀も、御手元り參り候趣、併し御分りに相成兼候趣、御尤に奉存候、實者細に申上度は存候へとも、大事を取過候而、御分りに相成兼候段は、恐入候事に御座候、此節は大丈夫に御座候間、委細奉申上候、

一、先月廿八日御守殿樣（水戸齊修簾中）より三保山樣へ、爲御使萩澤樣（前文萩と歟野に作る）申御老女被遣候趣、其節之

御趣意に曰、歎願書御守殿樣御手元へ、御廻し被下候樣仕度との御事に候、奉畏候、歎願書之儀は、右之通り御座候由、御申聞に相成候よし、尤廿七日迄に伊印樣（伊東宗益）より御書取の趣に而、何れ表向近日御願相立候事申聞御歸り之由、廿九日に伺候事に御座候、

一、當月八日又候御同人樣、三保山樣へ右同行其節は何れ之者より願出候哉承り候樣、御守殿樣より委細被仰候、三保山樣曰に、何れ之者より願出候とも、尤成儀に御座候間、早速御願に相成候樣、各樣迄も御進め申上候て可然と、御挨拶に相成候由、左候へは御使者曰に、右之趣者御尤に御座候得共、扱兼候事御座候間、左樣御承知之事、三保山樣曰に、扱兼候義とは心得不申候、姬君樣は一體御氣質も柔かに被爲入候間、御自身に御本丸御老女へ、御頼み被遊候儀も相成間敷儀、私常に心得居候間、右之儀を以御勸申上候方、可然と奉存候と、御挨拶に相成候よし、御使者曰に、乍恐姬君樣思召を、我々さゝやき候儀に者無之、全く梅御殿老女ともより申上候に而、誠に指支候事に御座候、併右に付願人承り候上に而、幾重にも取扱可申上との御答、三保山樣も誠に御差支之御樣子、高橋を差出候はゝ又候打れ、如何にも御挨拶に差支候由にて、是又御包に居り候得とも、中納言樣（烈公）御内願と申譽せ候間、先つ其日者御歸りに相成候由、

右に付翌日伊印樣御招に付、奥へ御出に相成候處、其節御咄に、扱昨日ヶ樣〳〵之次第に而、中納言樣義を申懸候へは、誠に只今に相成後悔致し候間、御了簡可然樣頼入候と、御申聞に相成候に付、伊印樣曰に、誠に大不策に相成候事とは存候得共、大不策と申候而者、流石女之事故、氣たるみも勿論の儀と心付候間、夫は却而大できに御座候と御挨拶に及候へは、夫者なせ大出來と、三保山樣御申聞の由に付、伊印樣御挨拶に、右は紀州樣に而御骨折も被爲在候程之儀に御座候間、大納言樣（齊順）御大病之節、御續合と申、其方に而中納言殿之儀は此上扱呉候樣、御内々御頼も有之、尚又中納言樣よりも、内内御願も御座候事故、御勸めも申上候事に候得は、右の含を以、此上御守殿樣より御願の儀、宜敷扱呉候樣呉々も御頼申と、御挨拶可然奉存候、尚又高橋

之義を御尋御座候節は、是以中納言樣を存し願候者は、於水府高橋と申もの有之儀、是又大納言樣御申送り之由御挨拶可然と、申上候との御咄に御座候、右に付伊印樣より、三保山とのにて、御守殿樣へ御懸引之一條、駒込樣(◎烈公)迄御含申上置不申候て者、萬一御守殿樣御付之者抔より伺の節は、左樣なる事一切心得不申と遊され候節者、全く三保山殿妄言に相成候間、此上其盡力等に差支候との御事に候得者、宜敷樣板樣え相願候事に御座候、

一、駒込樣より右之御書御下に相成、誠に安堵仕候義に御座候、乍併恐入候事共に御座候、是又何れ板樣より、御申越に相成候事と奉存候、

一、先日よりお定樣御儀、御病氣に被爲入候間、是生樣御上りに相成候事も、延引に相成候事、尤御當人樣よりも、此節不快に而相引候間、泊りの者とも大勢有之候間、十九廿日兩日に罷登り候樣御文に而、則十九日に御上りに相成、同廿一日に御歸宅に罷成候、お定樣よりは、高橋樣御苦勞に不被遊候樣と計に御座候、

一、當月廿八日爲上使、姉樣(◎姉小路)御屋敷へ被爲入候よし、其節表向御守殿樣(◎水戸齊修籬中)より、御願に相成候由之處、右前日廿日三保山樣へ、御使者被參候趣、其節之御事に、如何にも御守殿樣より、中納言樣義御願に相成候はゝ、御家にも拘り候程之儀も有之趣に、御申聞に相成候由、右に付委細は增子樣(◎金八)へ御懸引之一條、駒込樣(◎烈公)迄御含申上置不申候て者、萬一御守殿樣御付之者抔より伺の節は、左樣なる事一切心得不申と遊され候節者、全く三保山殿妄言に相成候間、此上其盡力等に差支候との御事に候得者、宜敷樣板樣え相願候事に御座候、

一、駒込樣より右之御書御下に相成、誠に安堵仕候義に御座候、乍併恐入候事共に御座候、是又何れ板樣より、御申越に相成候事と奉存候、

一、先日よりお定樣御儀、御病氣に被爲入候間、是生樣御上りに相成候事も、延引に相成候事、尤御當人樣よりも、此節不快に而相引候間、泊りの者とも大勢有之候間、十九廿日兩日に罷登り候樣御文に而、則十九日に御上りに相成、同廿一日に御歸宅に罷成候、お定樣よりは、高橋樣御苦勞に不被遊候樣と計に御座候、

一、當月廿八日爲上使、姉樣(◎姉小路)御屋敷へ被爲入候よし、其節表向御守殿樣(◎水戸齊修籬中)より、御願に相成候由之處、右前日廿日三保山樣へ、御使者被參候趣、其節之御事に、如何にも御守殿樣より、中納言樣義御願に相成候はゝ、御家にも拘り候程之儀も有之趣に、御申聞に相成候由、右に付委細は增子樣(◎金八)へ御懸引之一條、駒込樣(◎烈公)迄御含申上置不申候て者、萬一御守殿樣御付之者抔より伺の節は、左樣なる事一切心得不申と遊され候節者、全く三保山殿妄言に相成候間、此上其盡力等に差支候との御事に候得者、宜敷樣板樣え相願候事に御座候、

一、駒込樣より右之御書御下に相成、誠に安堵仕候義に御座候、乍併恐入候事共に御座候、是又何れ板樣より、御申越に相成候事と奉存候、

一、先日よりお定樣御儀、御病氣に被爲入候間、是生樣御上りに相成候事も、延引に相成候事、尤御當人樣よりも、此節不快に而相引候間、泊りの者とも大勢有之候間、十九廿日兩日に罷登り候樣御文に而、則十九日に御上りに相成、同廿一日に御歸宅に罷成候、お定樣よりは、高橋樣御苦勞に不被遊候樣と計に御座候、

一、當月廿八日爲上使、姉樣(◎姉小路)御屋敷へ被爲入候

よし、其節表向御守殿樣(◎水戸齊修籬中)より、御願に相成候由之處、右前日廿日三保山樣へ、御使者被參候趣、其節之御事に、如何にも御守殿樣より、中納言樣義御願に相成候はゝ、御家にも拘り候程之儀も有之趣に、御申聞に相成候由、右に付委細は增子樣(◎金八)へ御懸引之一條、駒込樣(◎烈公)迄御含申上置不申候て者、萬一御守殿樣御付之者抔より伺の節は、左樣なる事一切心得不申と遊され候節者、全く三保山殿妄言に相成候間、此上其盡力等に差支候との御事に候得者、宜敷樣板樣え相願候事に御座候、

一、駒込樣より右之御書御下に相成、誠に安堵仕候義に御座候、乍併恐入候事共に御座候、是又何れ板樣より、御申越に相成候事と奉存候、

一、先日よりお定樣御儀、御病氣に被爲入候間、是生樣御上りに相成候事も、延引に相成候事、尤御當人樣よりも、此節不快に而相引候間、泊りの者とも大勢有之候間、十九廿日兩日に罷登り候樣御文に而、則十九日に御上りに相成、同廿一日に御歸宅に罷成候、お定樣よりは、高橋樣御苦勞に不被遊候樣と計に御座候、

一、當月廿八日爲上使、姉樣(◎姉小路)御屋敷へ被爲入候

心配之御申恐入候事宜敷と、是印(◎是生)さまへ御申聞のよしに御座候、」

猶又御そば壹度、さつまいも貳十本、是又壹度、右之外增子樣へ申上候儀に御座候間、左樣御承知之事、先日御書翰之節、武藤樣御實弟樣え、早速御下りに相成候樣御申越之所、右廿八日之義得と相伺候上に而、御下り之積に相成居候、其內豆平も罷下り候得共、其地へ罷下り候而は、又候泄し候義難計候間先指留、夫故旁延引に相成、恐入候事に御座候、右御同人樣よりも、宜敷と御聞に御座候、

一、三保山樣當時御病氣に御座候、併軍同樣の樣子に御座候、如何樣相成候とも盡力致し、御心願相達候御積に御座候よし、返々も御申聞之由、

右便有之候前一日、十一月廿二日板橋源介より、雲上より御親書御下に相成候よしにて、文通有之候、右文通と事情嘸合候事數多有之候に付、推覽の爲不顧恐相扣置申候、

呈一書候、入寒別而嚴寒に御座候、御揃愈御安靜奉恐賀候、扨云々追々御骨折、實に感心仕候、中平(◎中村平三郎)へも時々罷越面談仕候處、來る廿八日中將樣◎慶御袖留御祝儀、御整被遊候に付云々、彌御願も篤御治定に相成候筈之由、昨夜伊印(◎伊東宗益)申聞之趣、御同慶に御座候、左候得者何れ不遠御儀と奉存候、阿勢(◎阿部正弘)之方も御守殿(◎水戸齊修籬中)より之云々相待居候由、是又伊印申聞之由に御座候、追々承り申候處、伊印は殊之外骨折候由、畢竟賢兄(老公)御骨折故と感心仕候、伊印等大骨折之所、〇〇へも御聞に入候處、御大悅之御樣子、併萬々一手違にても有之、伊印初不調法に而も出來候而は、決而不相濟候間、要心專一との御事に御座候、三保山昨日より不快にて引込候由、何卒直樣出勤に仕度、尙委細は平より申上候筈に御座候、

一、此節政府丹州(◎太田丹波守)と輿藏(◎輿津藏人)背合に而、殊之外六ヶ敷由に御座候、〇〇にも御承知に而、大奸物は三連(◎三連枝)の內に而、大學(◎松平頼誠)家老にて鈴木石(◎鈴木石見守)輿藏に而兩人には丹も困り、大學には讃岐(◎松平頼胤)播磨(◎松平)も困り候由、幕へ手を廻し、御內々御沙汰にても有之、大石藏を打拔候工風、第一良策に有之との御下知御座候に付、是も伊印へ通し置候事に御座候、御下知とは不申、全く伊印之心付之樣にい

たし、取計吳候樣通し置候、是も委細承知之由、何れにも大石藏は、我意強く甚不宜候由、是を打拔候得は、跡の奸物は餘り邪魔にも相成間敷と奉存候、丹州は風次第、今にも風替り候はゝ、天狗の面をかふり可申察居候、私儀此間中度々〇〇へも呈し候に付、右假名御許被遊、難有仕合に奉存候、此節は定而御子傳御本傳(◎御守殿御本殿の宛て字)兩奥とも、不殘奸物と奉存候間、花の井(◎水戸藩老女)は如何に御座候と奉伺候處、是者大丈夫、御爲に不相成儀は、決而不致人に有之間、奥内事御尋も候はゝ、姉樣(◎姉小路より花の井へ)御尋有之候得者、都合宜敷と之御事に御座候、御子傳にては萩澤と申人上人物にて、是も決而御不爲には不相成との御事、何寄々々御同慶至極、花印さへ宜敷候得者、伊印(◎伊東宗益)抔も大慶之由、何卒此度之云々、可相成者早く御成就に仕度奉待候、兎角永き内に者手違等も出來可申、御同樣心配仕候、尤伊印者急き不申方宜敷との事、三保印者是非年内に致度と之事に御座候、〇〇にては伊印抔餘り世話過、萬々一不調法に而も相成、しくじらせ候而者、決而不相成候間、吳々も用心致候樣申聞置候樣、畢竟上之御爲を存候故、骨折吳候と相見へ心底感心、大悦と之御意御座候に付、是又伊印へ通し候處、難有かり申候由、扨又三保山等え追々御贈物も御座候由、愚生も何卒〇の御手傳に而も仕度心底に御座候得共、いつれ邸中不通用、極難澁に而罷在候に付、御手傳も出來不申、扨々殘念に奉存候、

一、此度の云々奸へも響き候半と奉存候、〇〇にも御承知被遊、高橋(◎多一郎も板橋(◎源介)も安心不致危く相成候間、何卒書もの類は散れ不申樣、兼々要心いたし度との御事、且有志之滅し候義、扨々迷惑との御事に御座候間、くれ〳〵も御要心專心と奉存候、併賢兄御骨折之段は、幕奥は不及申、何方迄も貫き候得は、萬々一御打れ被成候而も、御本意と奉存候、乍去成丈者御用心、是非云々御成就に仕度、夫迄は御同樣凌き申度奉存候、此間中より御同樣時時呈書之儀、可相成は御同志之内へも知れ不申樣、御含置可被下候、若向合之ものも御座候はゝ、一切不相成候由御答可被下候、先便も何卒扱くれ候樣、脇合より申來候所、いつれにも手蔓無之、差支候趣挨拶仕候事共に御座候、餘り度々に相成候而者、彼

壹人も迷惑と奉存候、此外無用之書意略す、

霜月二十一日　　板橋源介

高橋多一郎樣

三保山殿より御守殿樣(◎水戸齊修簾中)へ獻上に相成候御品物御禮旁、老女より文の扣へ、

御文之樣申上られ〳〵、まつ〳〵上々樣方御機嫌克成せられ、御めて度難有かられ〳〵、猶姫君樣御機嫌よく被爲入候御事、御めて度難有かられ〳〵、左樣に御座候得は、此御重一組、御慰に御上け遊し候樣にと、御到來として御上被成、早速御披露申上られ〳〵御事、ことの外御まんそくに被爲入、折ふし昨日は何も御そはに御座なく、御そば向御疊かへに而賑やかにても、被下候御品も被有す候半、早速御賑やかに、皆々へ被下候御事にて、いか程もいか程も御歡に思召、山々宜敷御禮申られ〳〵樣に被仰付候、めて度かしく、

なを〳〵せつかく、折から御いとひ遊し候樣そんしられ〳〵くれ〳〵も誠に思召とゝき、ことの外被下物澤山に而御歡に思召、山々宜敷被仰付候、めてたくかしく、

(◎上包)三保山樣御返事　　幾岡

お定の方御附の者より是生迄被遣候文の扣へ、

口上

御文之樣拜見申上られ〳〵、おりから殊之外御寒さ強御座候得とも、彌御さへ〳〵敷御暮被成候御事、御めて度存上られ〳〵、左樣に御座候得者、高橋樣(◎多一郎)より御珍ら敷御膳御上け被遊、御覽に入候へは、御悦被成、厚う〳〵御挨拶申上候樣、御申聞られ〳〵、私に置御調法に相成候御品にて、有難く有難く、幾久敷大調法に成候御事と、有難かられ〳〵、扨存かけも御座なく、私共へ何寄の御品御送り遊し被下有難さ〳〵、御心付之御品に而何れも大悦に而、早そ〳〵〳〵調法致、有難かられ〳〵、私へも別而御厚き御思めし樣の程、淺からす有かたくは存上候得とも、乍恐誠に御心配樣之御中に、ケ樣の御心配之事あらせられ候ては、誠に御きのとく樣とも何とも申上盡しかね恐入、こなたへも御覽に入候得共、甚た御氣の毒に思めし、御手まへ樣よりくわしく御申越ゆへ、みなへも戴せ、私も戴き候得

とも、餘り〳〵とふも御氣の毒樣に、御禮も申上かね痛心致候段、何分御手まへ樣より、宜敷御禮御願上られ〳〵、なを〳〵折から御せつ角、御厭遊し候樣にと存上候、め出度かしく、

(上包)◎是生樣人々　　筆　　の

三保山との附の女中より是生迄遣し候文の扣、

御ふみ之樣拜見申られ〳〵、殊の外御ひへ〳〵敷御さ候へとも、いよ〳〵御機嫌よく御めて度、扨は御せん箱一、御くわし包御受取申上、只今御留守故、御歸り被成候はゝ、御ふみ御品々御目に懸けられ〳〵、何も御受取迄に申上られ〳〵、めてたくかしく、

是生樣御返事　　い　　の

是生より被遣候文の扣へ、

御細書拜見申上候、殊之外ひへ〳〵敷候得とも、先先何の御障りも不被爲在、御機嫌克入せられ、御めて度存上候、扨又思めし樣寄せられ、結構なる御綿澤山に被下、誠に御厚き思召樣にて、何角御惠み遊候御事、有難かられ〳〵、筆の方え御格別の思しめし樣御付られ、御目錄是よりは、皆へ一同御屆之方宜敷と存、平三郎樣(村中)へ御咄合申候、筆方へ反物に致し、外〇中の内にも高下御座候間、夫々にふり分け、ちりめん〇抔いたゝかせ、末の女中えは目錄にいたし戴せ、殊之外有難かり候樣申參候まゝ、文御覽に入れ候、ごかぼふの事、此文認〇に候半か、此節お定樣よ程の御不快に而、御部屋大取込ゆへ、〇〇〇〇〇〇、三保山樣えも早速御屆申上候へは、御留主之由、請取參候まゝ入御覽候、何れ御返事參り次第、上候事に御さ候、何れまた近々に私事御本丸へ上り、御内々伺候事伊藤樣(伊東宗益)の御賴に付上り候半、宗益樣之思召は、急而は惡く、いろいろ懸引の上に而、御成就の方宜敷と仰られ、此所至極深き御了簡、御賴敷御事あられ候、以上、

十一月十三日　　是　　生

高橋樣に而人々御請

〇十一月二十六日の夜增子金八立返しに發足、無是非雲上へ奉入電覽度もの、到來致居り候に付、同人へ爲持差上せ申候、同人廿九日江南へ上着、十二月十五日の夜當地へ歸着、同人逗留中餘り永引、風便も無之儀は、如何と案し居り候處、同人申聞に、折節三保山

殿御不快にて、萬端都合等不宜、且又當季社大節の場合に成行候に付、少しつゝも輔藥等は相用候樣、伊東(宗益)申聞之振に而、追々御國元より到來之振にて、印物等多分相贈り候に付、南方懷合至而逼迫、夫に付先便五拾兩程爲指登候樣申上候處、隙取れ候に付、平三郎も殊の外心配に而、一寸の間合取繕置き候事に候得共、後便爲御指登延引致居り候に付、先方の都合等も有之候間、此節高橋樣持病相起り、殊の外手を取り候趣に付、兵粮等の才覺も延引仕候譯、左候得者高橋義、萬一の儀も無之內に、此度の一義荒々も御分に相成候樣、三保山殿へ突懸け候處、三保山殿も病に托し出勤不致候樣、國元より氣取れ候哉との御配慮にて、左樣の儀に候はゝ、病床にて御面談可申との、御含に相成候よし、併し高橋不快の義、殊の外御心配被遊、將軍樣(德川家慶)御上り御膳の御下た御肴、幷に御菓子等、三保山殿の働にて御下けに相成、高橋へ爲戴、折角打凌き候樣との思召のよし也、何も三山樣御病氣に付、廿八日御袖留の節、姉樣(姉小路)上使にて、御願立御取成の御含も、御調被遊兼候樣子、其後同月十日又候俄に姉樣にて小石川へ御出に相成、右翌日伊東樣義當番に付、姉樣へ申込候處、乍例御部屋取込にて不果趣、併し伊東樣奥方の咄には、此度は多分、御願立に相成候樣との、宗益咄も御座候由、平三郎へ申聞候よしに有之候、

同便平三郎より書翰之扣へ、

一書呈上仕候、强寒に御座候得共、愈御揃御機嫌克被遊御座、珍重之御事に奉存候、然者先日より度々增子樣(金八)に而御登りに相成、誠に難有仕合に奉存候、且奥向一件も、先日より殊之外宜敷候間、左樣御承知被下、委敷儀は御同人樣より、御聞被下候樣仕度奉存候、

一、三保山樣も今以御出勤無之、誠に指支候事に御座候、尤先日より御守殿樣(水戸齊修)へ御文をは御送りに相成、御返事も有之、右御返事も此方へ御下けに而、乍恐拜見仕候事に御座候、是も此節指上度心得に而、昨夜も伊東樣(宗益)へ罷上り候處、御留主に而御目通り相成兼、殘念之事に御座候、

一、三保山樣へ、御好之花臺之事も出來候へ共、注文違に而、御好之通とは事替り、又候御好通に出來直し候事に御座候、左樣御承知被下置候樣、

〔頭註、此節廿日餘り音信絶、右に付爲寒見舞、後宮方へは白酒壹斗五升、大福餅十鍋程、平三郎扱に而遣置候事に有之候〕、

一、阿部様◎正弘の一件、先日御申越に相成候趣、板橋様◎源介より御申聞、何れより之沙汰と、御尋にも相成候由、是者先日申上殘相成候へとも、本康様◎宗圓より例の御仰御懸合の上に而、相分り候義に御座候、

一、來る十日姉様◎姉小路御守殿様へ御上りに而右之趣御頼に相成候よし、尤是は伊東様十一日御番に而、姉様へ御逢の上、御相談被成度思召に而、御申込に相成候處、如何にも姉様の御部屋御取込故、御目に懸り候義相成兼、御指支の事に御座候得とも、御願立に相成候は、相遠有之間敷候間、安心仕候様御申聞に御座候、

一、あんかうの事、是ば丸の儘にては、奥向に而は見なれず候に付氣味惡敷思ひ、御醫師方へ被下候よし、

一、高橋様へ被下物之事、是者御文も御座候得とも、是印様◎是生御持參の事、

一、寒中御見舞に白酒之事、幷大福餅之事、

一、御家中様方に而御微行之義は、此方に而心配仕候間、是上﨟子様◎金八御登り、乍恐可然と奉存候、

十二月十三日　中村平三郎

小杉庄左衞門様◎高橋多一郎

〔頭註、東海の義士某なるもの、窃に小泉村の義民平八と云ものに託し、御國寃段々御盡力、隨て御同志さま方、御窮迫の中にて黄白御盡力のよし、寔に奉恐入候、是は私非常の節の備となし、腹卷に致し候ものに御座候處、御用途に捧たきと、三十兩持て來り指出す、予其志は感賞なれとも、彼か株にて纔か三十計持て來りしこと、苦々しき事と思ひ、非常の金子御指出の思召は、殊勝千萬に存候也、乍併同志打寄ぼろ大小質に入候、尤三十や五十は出來申候間、先つ御返却致と申遣しぬ、此事今井金右衞門聞及、さて〳〵孝經は困た男なり、此節返すには及間敷、畢竟予内々口をきゝたりと申し歎息せしと、石河◎德五郎物語りなり、予は少々末始終の見込を立し故、のるかそるかの勢にて斯返しけり、人々予を笑けり、〕

板橋源介より文通同人下向の節持參す右扣、

去月廿五日之御細書拜見仕候、先以御口中如何、御案事申上候、廿八日一件治定と申義は、全く姉様◎姉小路御使に參り、御守殿◎水戸齊修簾中よりの云々御進め申上候筈に治定致候由、阿勢◎阿部正弘御守殿よりの一矢相待候云々、長野より本康◎宗圓承り候よしに御座候得共、一矢埒明不申、殘念に奉存候、

一、大奸脊合に付、雲上◎烈公より云々貴兄えも御示し御座候由、此儀は先日伊印◎伊東宗益えも吹込置、委細承知に御座候、何卒直樣埒明申度奉存候、

一、御守殿御使は、三保山に被問詰候節御謀反云云、早速駒の方◎烈公へは呈候得共、いまた御返翰何の御沙汰も無御座候、

一、一件三山◎三保山骨折之義、いつ方より御頼みに付骨折候哉、萩◎萩澤より尋候節三山挨拶に指支、駒邸樣◎烈公より故紀公◎齊順を御頼に付、御世話申上候旨挨拶致候に付、萬一駒邸樣へいつ方より成共御尋申上候は丶、右之振に御意御座候樣仕度旨、伊印◎伊東益宗より申聞御座候に付、野生より右之趣駒邸へ申上候處、程能挨拶可致と之趣御返翰故、平◎中村平三郎迄安堵と申事にも可有之哉、

〔附札〕本文、駒邸樣より故紀公へ御頼と申儀甚た不策、駒邸樣にも御迷惑に被思召候得共、有志之爲に不相成候はゝ、程能申置へきとの御事に御さ候、恐入候へとも致方無御座候、

一、雲より御下知の壹封爲御指登、慥に落手一覽、驚入候事に御座候、寅◎結城寿は勿論、威をかる狐之輩迄、一刻も早く討亡し申度奉存候、必後之御爲に相成間敷奉存候、早速まなへ申含、印封に而呈候事に御座候、尤まなへは一覽爲致不申、去る五日呈候得共、未御返翰下り不申候、

一、此表模樣等之義は、まなへも打明候上時々呈候樣、委細承知仕候、伊印へも逢申度、平印へも咄置候へ共、御任官等に而忙敷、未逢不申候へとも、一兩日の内可罷越と奉存候、

一、中村◎平三郎聞違多分有之候間、再三聞屆候樣承知仕候、

一、平封書に、駒邸樣より三山へ御酒は鮭の間違之由、御手續之義は不相分候、

一、先日降書別封にて着下申候、御落手可被下候、爲御指登壹人明日發足、罷下り候由に付、急き認

大亂筆、御接覽可被下候、書外後便とも◎かに草々申上候、

十二月八日

尙々御歌拜領感心仕候、早速御慰に呈申候、拜領之御歌は、先便申上候得共、愚生之やらかし申候は、左之通、御笑可被下候、略す、

〔頭書〕對月有感　愛　諸

みとせ降る涙の雨は晴もせて
　なと月影の獨り澄らむ

御詠

みとせふる涙の雨も晴もせは
　天狗のはなの盛り見すらし

御守殿と國にこまりのものそある
　奥は松高國は高松

火中々々一笑々々、

同便板◎板橋源介より別封之扣へ、

呈一書候、嚴寒に御座候得共、まつ〳〵御不快如何、御案事申上候、

一、雲◎烈公より御一品降り申候間、即差下申候、御落手可被下候、外に一冊、西洋城攻と申御祕書、例の蘭子認直し、高橋◎多一郎へも指下し候樣にとの御事に而降り候に付、寫かけ候得とも、何れにも御任官に而引け遲く、今日も御任官之御禮に而取込、旁間に合不申候間、一冊は十四日に差下可申候、

一、□義存候丈は、直筆に爲認候樣にと、慰生へも別封寫之通御示し御座候間、宜御取計可被下候、

一、云々埒明不申候而殘念に奉存候、就夫而も山吹色、何れにも此表に而才角六ヶ敷、必至と指支申候、平◎中村平三郎も甚心配之樣子御座候間、何卒御工風奉願候、

一、昨日阿勢◎阿部正弘より牛込を呼出、尙又御守殿◎水戸齊修簾中へも俄に姉樣◎姉小路罷越候に付、云々にも可有之御沙汰、少し心中悅候へ共、外に御慶事にも可有之哉、いまた表へ吹出し不申候間不相分候、

一、貴兄之御和歌呈候處、御感吟被遊、愚生方へ御和歌御下に相成候間、則御別封に申上候、何にも今日大取込、書外十四日に可申上候、以上、

十二月十一日認　　板　橋

光境君　光境は高橋也

十一月十三日御日付之御書◎烈公の書なり御下に相成申候、御意味は、此度幕之小監察安藤傳藏と申者へ手蔓出來云々之處、右は後宮へ手を入候故、上樣◎德川家慶へ申上、必其事阿閣◎阿部正弘へ御掛に相成、阿より右〳〵〳〵を聞に致し、高橋◎多一郎の心底を見候事と存候得は、少しも油斷成不申候、同志之者有志と存一々咄候得は、會原◎會澤安原田兵介等九人の如く高橋も可相成候、後宮之手抔幷作り事は一切申聞敷、只實事に而此儘に而は治り不申處、士民我等に後見を願ふ處、又三家に而連枝の後見致候例無之儀、又追々我等幕の御爲に致候事追々破、殘念之段は可然、且國許同志へも相談致候半なれとも、已後は一切洩し申聞敷、右洩し候名前申遣し可申候、御醫師へ歎願之義、目◎目付カへ知れ候はゝ、高橋如何と案申候、扨又高橋萬一の節、跡繼候人有之間敷、同志之者拵置可然、目へも何分柔にし而理を盡し、是迄の事と申と引違候方可然候、尙又何へ之書通と用心すへし、幕之御役人等を惡敷いふは以ての外なり云々、其餘色々の儀有之候得共、大略の處認置申候、御上封左之如し、

鞍馬より出る不轉之守

同廿三日着、帆橋◎板橋源八カより書面、

然者先便西洋攻城記一冊指下候處、今程は御落手と奉存候、增子◎金八も定て下着致、爰許模樣委細御承知と奉存候、其節藥種入等都合三通、相賴差下候處、是又御落手と奉存候、

一、御守殿よりも、いよ〳〵去る十日御朝になり候處、姉さま◎姉小路より未た御早く御座候まゝ、春に相成候而御願に成候樣にと、御挨拶申上候よし、如何之次第に御座候哉、何れにも姉樣の腹分り兼申候、夫に付三山◎三保山も殊之外心配致、未た出勤も不致候由、左候へは此節は迚も六ヶ敷義に可有之哉、乍併決而此儘には致し不置候間、必々力落し不申樣伊印◎伊東宗益申聞之由、夫に付色々御咄申度儀も御座候得共、迚も御登りには相成間敷候間、何卒可然もの爲御差登に致度旨、忠平◎中村平三郎申聞候、此節何れにも〇遣切、指支候よしに御座候へ共、御工風有之間敷哉、此上は三保山お定樣計にては參り不申候間、奥の人數をふやし候て、是非成就爲致候由に御座

候由に御座候、何故に姉樣右之通之御挨拶申上候哉、この所分り兼申候、御守殿より之御文も、中平へ相廻居候事に御座候、

一、貴兄へ三保山より別紙添、公方樣の御紋付御召服一ッ、菓子箱一ッ、被贈物御座候に付、是非差下し申度存候得とも、是又入用も懸り候間、先つ爲留置せ申候得共、三保山え可然御禮文、御たし被成候樣奉存候、畢竟右被贈物も、云々出來兼六ヶ敷相成候に付、被贈候事には有之間敷哉、殊之外心配致居候由、伊印も內實は心配之樣子顯れ居候得共、此上前件之通、奧之方手廣に致取計可申候間、必々力落不申樣にと申聞候由に御座候、左候へは是上入用は何程掛り可申哉も難計候間、何卒能御工夫奉願上候との事中平申聞候、兎角拜顏御咄不申候而は相分兼候間、鳥渡下り度奉存候得共、時分柄夫も相成かね、差支候事に御座候、くれ〴〵も宜敷御了簡之上、一人爲御差登被下候樣忠平申聞候、色々申上度儀も御座候得とも、大取込のみならす、文通に而は不行届候間、能々御推覽奉願上候、書外後便草々申上候、以上、

極月十九日朝認

尙々くれ〴〵も三保山方へは、贈物の御禮文御指出し奉願上候、品ものは後便差下し可申候、以上、

三保山より副翰之扣、

御さへ〳〵敷御めて度、此品高橋へ御とゝけ被ら〳〵、いさいは是生へ申置ら〳〵、め出度かしく、

◎上包
宗るき樣人々　三保山

○同廿六日歲暮の附屆として、むしひらめ幷鯛鱸等取揃、豆屋平藏を爲荷添爲差登申候、同廿七日尼子長三郎、例の一品取揃出立致候節文通之覺、

二番町◎伊東宗益へ文通之扣、

爾來者小生事不快に取紛大無音、御海恕可被下候、扨一件打續御周旋被下候に付、姬君樣御事もとふ歟御勸にも被爲附候牟との御儀奉承知、日々御盡力之程奉仰望候、扨夫に付而も、內外の事共心に任せ兼、先樣へも嘸御不都合之儀も可被爲入、扨々汗顏之至に奉存候、何分宜敷樣御執成置可被下候、此間は小生口病にて取臥罷在候節、上樣◎德川家慶御上り

の御飯幷御肴御菓子等、種々お定樣より拜領被仰付、寔に以難有仕合に奉存候、則先祖へも相備、恭しく頂戴仕候、同志の者えも配分爲戴候處、右樣之御品者、國廟え備えに相成候節、拜見仕候計に御座候間、何れも難有かり奉拜受候、此段御序之節、宜敷御禮仰上られ被下候樣、吳々も奉願候、先つは不取敢御禮のみ申上候、病中亂筆、御推覽可被下候、年內無餘日、書外永春寬々可申上候、草々頓首、

十二月廿三日夕認め　孝經拜

三溪先生

尙々餘寒に相成候へ共、打續凌兼候樣罷成申候、折角御自愛被爲在候樣、吳々も奉存候、此干肴輕微之至りに御座候得共、歲暮之印迄に入貴覽申候、御笑留可被下候、以上、

〔頭注〕運漕方加勢、朝蔭、鈴杉三小孝尼子美新等なり、

〔頭注〕此時兵粮悉盡く、併南方軍勢方より、急使あつて催促すること甚し、平三郎當座は、主人收納金之內にて間に合せ置候得共、大三十日前落着、勘定付可申よし、伊東◎宗益よりは大切之場合故、御氣之毒なから斯々と、杉浦金三郎を遣し細々と被相咄候處、國許より運漕埒明不申、平三郎事夜の眼も不合辛苦致候處、尼子氏◎長三郎廿八日夜馳付候へは、杉金右一件にて被參候處にて、大に都合宜敷參申候との事、尼子氏出立前、何れにも兵粮出來兼、右之人數より持寄、或は杉三小等曲物にて漸々間を合申候、其節小六等晝夜馳廻り、予も二夜計は眼を不合候て、騷き候得とも心の儘にならす、此時の有樣靑面になりて夜を明し候事、于今不忘事也、故にしるす、返す〳〵も小六尼子杉浦の周旋、實に銘肝感涙を洒けり、

〔頭注〕朝倉は知行引當に借入武器茶器等、さらさらと持出したり、三浦蔭山胄甲刀を質に入たり、

拜領物有之候に付副翰を以遣す

別啓客年無餘日罷成、嘸々御繁劇之御事奉遠察候、先以此度者不存寄之處、三保山殿より添翰を以、公方樣御召服幷御菓子等拜領被仰付、寔に以冥加至極、恐多き御儀に奉存候、長く子孫へも相傳へ、家寶に仕罷在候、三保山殿懇誠之程、扨々不堪感謝奉存候、此段は尊所樣より幾重にも〳〵、厚く御禮被

仰上被下候様奉願候、扨又一條之義に付ては、毎度後宮等之義寸心に任せ不申、如何計か御不都合之儀に御座候半と、此段は寔に〳〵氣之毒千萬に奉存候、此肴在所之產に御座候間、先様へ茂獻上致度、此間中心掛候ものに御座候間、夫れ〳〵へ御振分被成下候様奉願候、尚又右へ相添候もの、如何様のものに而可然や、在所に而は一向不案内にて甚心配仕候、是は〳〵何共御氣之毒之至には御座候得共、此一物御座右迄呈上仕置候間、何成共御見立之上、御添御取計被下候はゝ、難有仕合に奉存候、併なから餘り輕微之至に而、何共御恥しき次第に御座候得共、危難中之義と被思召、何も〳〵御憐察之程奉希候、吳々も右の御禮宜奉願候、急使出立前草忙、亂筆御推覽可被下候、以上、

十二月廿七日　　孝經拜上

三溪先生閣下

〔頭注〕此とき同志打寄り、大分の黃金贈り候、恐なから申上られ、まつ〳〵上々様方御機嫌よく成らせられ、御めて度そんし上られ、折から御寒さつよく御座候得共、拆角々々御いとひ遊し候様にとそんし上られ、左様に御座候得は、此度は存寄らす、上様御召服、幷御美事なる御くわし拜領仰付られ、いか計か〳〵難有さ、冥加に叶ひ、厚き御思召様の程、肝に銘し恐入存上られ、早そく〳〵先祖へも備へ、長く子孫へも傳へられ、併なから餘り〳〵恐多き御事にて、御禮の申上よふも無御座候仕合にそんし上られ、尚又一條之事、深々御心籠させられ、たん〳〵と御心盡しさま遊し被下候段、私共身に取り、何共々々辭にも筆にも盡しかね、難有かり〳〵られ、夫に付ても先き〳〵の御懸引等之儀も、被爲在候半と存上候得とも、毎度內外之事とも、右之申上兼候勢にて萬事心に任せす、いか計か〳〵御氣の毒様の御事に存上られ、その內御程伺候へく候、くれ〳〵も右の御禮申上度さ、御取なし様の上、よろしく御披露願上られ、只今取込亂筆之段、よく〳〵御覽分させられ候様そんしられ、めて度かしく、

高はし多一郎

◎上包
三保山様
御附衆様人々

同廿九日の夕帆喬◎板橋源八より來狀、

此御守の內□□□之證書を以、御直に天上◎公烈へ御吟味の儀御願云々、如何に御座候哉、貴兄御了簡も伺度、不容易事と奉存候、併御下知之通□□□證據は、取置可申方可然、御急故宜敷御扱可被下候、兩橋の御上書故、御先へ拜見仕候、

一、十九日御便に目貫入一封差下候處、無相違届候哉、扨色々御咄申度事計にて書取兼候間、鳥渡能下り掛御目申度奉存候、

一、中村◎平三郎より何れにも○遣切、主人の金を繰合置候故、早よふ御工夫奉願度よしに御座候、最早年內無餘日、何卒早く目出度春を迎申度候、

一、三保山も晦日より出勤のよし、先日同人へ、御簾中様よりも云々御賴之御文、被遣候よしに御座候、

十二月廿四日　　板橋

高橋様

○右御守の內、□□□へ直談尋候様にとの極秘密之事共、數十ヶ條御下けに相成候處、如何も大切之事故、御書は火中致し、御直に雲上◎公烈へ御差出之儀はまつ御扣被遊、何れ□□□一件も愈之所突留候上、如何様とも可被遊、一體は三藩之政刑、幕より御手入候事、後世迄之御瑕瑾と乍恐奉存候、不遠御開明に被爲成候間、其節御正し被遊候様云々、尚更彼地〔頭注、彼地は駿州也、〕へは實弟罷越、屹度突留候上奉言上候云々、呈上仕候、其節兩橋へ被下置候御詠、

遠近に二つのはしを掛置て
　危うかる世を渡るとはきけ

丙午十二月廿八日夕、阿部伊勢守殿御役宅へ、中山備後守御呼出被仰渡候、

戶田銀次郎
藤田虎之介
今井金衛門

右之者共、先達而役儀取放、蟄居申付置候處、愼方格別宜趣相聞候に付、別儀を以、蟄居御宥免被成候、就而銀次郎虎之介儀、小梅屋敷內へ被指置候様、相達候得とも、御勝手次第、水戶表へ御差下可被成候、此段可被申上候、

〔頭注〕右三人之者、來春御宥免被仰出候ては、文恭公◎德川家齊御七回御忌の大赦混合致し、有志のもの不本意にも可被存候間、當暮押詰り御吹出しに相成

候事也と、奥御右筆黑澤正介物語之由、本康◎宗圓の聞なり、

○御側後宮等へ印物を以通路を開き、御寃罪云々と申處、事實明白に辨解、上樣◎德川家慶御聽に奉入候樣の取計と申事、何れよりか老公◎烈公御承知被遊、尊慮被爲在候は、幕の御不明にて寃罪蒙之儀、右を賄賂にて歎願抔申は苦々敷事也、ちり一本たり共遣し不申樣致度、此上此通り眼もなき世の中にては、代々若隱居被仰付候共、我等の素願は、天朝公邊への忠節を勵申之故、對天地一毫も耻不申事故、我家あらん限りは此心得たるへし、くれ〳〵も賄賂抔無用なり云々、尊慮の末に、

惠へき民の小金を取出して
　いかに我か爲ぞいとなすべき　苦心〳〵

との御諭被遊候、誠以難有御儀、感泣千萬に奉存候、乍併臣子之身に取ては、父母有病無不下藥之理とやら、少の奇藥奇方も有之候はゝ、如何樣粉韲しても療治仕度と存候は、臣子の至情不得已儀と奉存候、依ては臣等は臣下の義を以仕候事、乍恐老公には一切御耳に不奉入候はゝ、御苦々敷も不被思召筈と奉存候、

此段は臣等の愚衷も、御寬容に御垂憐被下置、一切の御承知不被遊御振に奉企望候段、兼て申上置候事、

西山公親筆瓢銘縮圖◎瓢圖略す

野村久豐拜領今尼子氏之祖也
長一尺五六寸、漆塗、口は角也、銘の字金也

銘曰

維此一瓢簞　非重又非輕　有酒常貯入　無酒自然傾
繫掛瘦腰下　豈勞萬里行　去住終不捨　却愧許由情
醉塲宜作枕　高臥解宿酲　此時知深趣　濁欲點不萌
只從吾所樂　一日百年榮　嘑矣哉瓢子　長與爾同盟

盃は同樣瓢にて作、色黑、但盃は瓢の尾へ合ふ樣作りしもの也、網袋へ入る、

丙午之秋贈　幕府侍醫伊東某、

愛諸謹識

哀公◎水戸齊修親筆之寫　三浦家藏

蘆葉清風亂馬蹄浮屠傳
法令人迷濛然猶有忠神
國赤手將支漸自西
源子誠□□

遠路近路波志三之卷

○尼子◎長三郎登り後、日々音信を相待候處、二日◎弘化四年正月の夕刻急飛脚到來の由にて、御城中粉々◎紛カ紛汰有之、三日の朝に相成り、眞僞不相分候處、伊藤玄蕃宅へ與力小貫被參候處、一と間へ引込、愼同樣にて鳥渡對面致候のみ、心配の事出來候迚引込候所、餘り無心元存、引懸より長屋用達へ參り尋候得は、昨日の急脚飛以來の御心配にて、如何成儀か不相分候得共、小梅の兩田樣◎藤田東湖戸田蓬軒小石川へ御呼出に相成申候由云云、卷說は大抵兩田犯◎狂カ心、幕府へ罷出候を引戻、割腹被仰付との儀、〔頭注、兩田御宥免の儀は愼方宜敷と申廉を以、樞家にて骨折候樣子にて漸々出來候振也、奥御右筆黑澤正介物語に、戸田藤田等來年に相成、大赦一同と御赦免になりては、流石の有志不本意に可存と、兩三人骨折、年內被仰出候事也、明年は文恭公七回御忌の故也、本康宗圓話なり、〕尙又宰相樣◎慶には御登營御延引、駒込へ御先手物頭相詰候趣、不調法人にても出來候云々、其日晝比迄は正邪橫行、何れも寒心致候處、八ツ比に相成、昨夜八ツ時分戸田の間柄の者呼出しに相成、公邊より御宥免の儀、被仰渡候由にて追々相分り、同日朝今井金右衞門宅へ、小普請觸頭幷御徒目付罷越、蟄居御免、遠慮被仰付候旨屹と相分り、正邪共に鳴りを靜め、老大君◎烈公御開明の儀相分り兼如何相成候哉と、日夜苦心相待候得共、程合不相分、〔頭注、三日の晝前大嶺又吉年始に來り、藤田亂心、幕府へ罷出ける故、御先手物頭召捕候由云々、悉く笑みを含んで申けり、〕尙更大三十日御降の御親書御下知の趣、大急きの事有之、餘り遲々致し候も相成兼候得共、遠路の事にて思ふ樣にも相成兼、七日の夜實弟鮎澤重次郎壹人、同夜彼の地へ發足、入替りに深更尼子長三郎下着、直樣事情承り候處、老大君には御登營も無御座、三連衆◎三連枝なり如元、儲し御模樣惡しきにもあらす、舊臘廿九日の晝よふよふ着候處、豆平も後れ、同日遲く着致候に付、肴等荷を解候處、數日包込故ちつと臭ひ出候得共、例の味噌に直し、鴨も持參致候處、寒明候ては、印物等に

は遣ひ不申候との由にて、御醫師の方へ配分、扨平三郎申様に、此間中〇遣切、何れにも指支申處に御座候、後宮の方は、御模様は宜敷候得共、去る十日姉様◎姉小路にに御守殿◎水戸齊修簾中へ御上りの節、姫君様◎齊修簾中も御入拂にて、御願立に相成候處、唯今にては少々御早く御座候まゝ、春に相成候て云々申上候由、〔頭注、此日姫君様姉へ御密話の節、姉本の通御受申上候得は、姫君様殊の外の御配慮にて、乍恐御頭を御疊に御附被遊、暫く被爲入候處、姉も恐入て退座仕候、翌日より御痞被遊、御食事も不被召上、御様體常ならぬ様奉伺候故、荻澤相伺候得は、昨日姉參り斯々の譯、此段苦勞に相成候、三保山へも申越候様にと乍恐被遊候由、御父子様の御情愛と乍申、斯迄御心痛被遊候事、寔に奉恐入候次第也、〕荻澤より三保山殿迄の御文、則左之通の勢に御座候、お定殿◎徳川家慶侍妾三保山殿も殊の外御心配、姉殿へは是迄も御打合申候處、左様な挨拶申上候筈は、勿論有之間敷との御立腹にて、御兩人様共此節御不快にて相引申候、併お定様の御言葉、姉之小路如何様邪魔致、御願指留申候とも、我等上様◎徳川家慶を拵へ、天上より天降り候様にも可仕候間、高橋抔へも決而力落不申様、吳々も申傳へ候様、被仰候事に御座候、姉様にては何故に、左様相成申候哉と尋候得は、最初より奸說先入、猶更最初麹町◎本康宗圓より姉の腹探り候上、云々二の次に賴候故、姉の附人下々の者迄もそねみを生し、姉様不呑込事は決而出來不申事の様、威光を爲見候事と□□□□考に有之候、依而先日も板橋◎源介より書狀指上け申候通り、姉どの一統を引込候には、次第に手廣に相成、物は如何程相掛り可申哉も不相知候間、御早く御才覺被下候様、度々申上候得き、伊東◎宗益申様には、姉は爲指奸氣も無之而、後の者邪魔を致候事也、縱令狐か化し候共、大名の供連なれは、眞先の灯燈持よりひんまげ、横道へ引込不申候ては不參もの也、依ては此節取掛り、輔藥遣ひ可申との事、一致いたし申候事に御座候、其節も用人幸に參り居り、私持參の品直様相渡申候、平三郎事は晦日より引續公用にて詰切、寸暇も無之處、朔日の夜四更板橋源介馳參り、昨夜より參り度存候得共、御用部屋取込、漸々參り申候、去る廿八日中山老◎中山信守阿勢◎阿部正弘へ御呼出にて、内達御座候由、翌廿九日小梅兩田、小石川御呼出し、於藏人◎興津藏人

宅御宥免、併跡にて仲之寄合御國遠慮被仰付候、先つ先つ大安心、平三郎始め打寄大悦、併し老大君如元被爲入候御事、如何可有之哉、尙又宰相様御疱瘡別而御輕く被爲入、實以恐悦の御事也、左候内元康よりも右の爲知有之、定而御國の士民牢中難儀のもの、此一擧にて今程は御免に相成候半との事にて大悦の由、平三郎事四番街◎坂幽支より段々爲知に廻り、麹町へも參り候處、定而ケ様御宥免に相成候得は、半祿位は被下候事ならん、最早御役に遣候共、無構位の御見通の由也、若し御國にて、士民未た倒懸に掛り候はゝ、其よし内々可申越候様との間柄、内物語有之候よし、咄の由に御座候、

〔頭注、此頃は杉浦金次郎と申事も承知無之、全く伊東の用人と心得居り申候處、跡にて承り候得は、杉浦内膳と申、大番相勤申候旗本の弟にて、右内膳大坂へ勤番に罷越候に付、間柄の儀に付伊東へ參り居候事也、同人跡々迄之盡力、水府物同様不堪感心事也、〕

長三郎持參、御守殿老女萩澤より、三保山殿迄被遣候文之扣へ、◎附箋にて「除キ」とあり、

御文之様拜見いたしらく、雪故一しほ御寒さに御座候得共、彌御まる様御さへ〳〵敷御めて度、尙御不快御心よき方に御座候哉、御あんし申らく、隨分御大事に遊し候様にと存らく、左様に御座候得は、先の◎比カ中の御事、早速かゑり申上候御事に御座候得共、又々其内御使に出候節、御はなし申上候御事に御座候、御まへ様思召之處も、至極御尤の御事、能々御はなし申上置候御事ゆへ、左様思召被下度、目出度かしく、

なを〳〵せつ角折柄、御いとゐ遊し候様にと存らく、くれ〳〵も申上候御事は、さつ速申上らく、御事に御座候、めて度かしく、

下又候萩澤より、三保山殿迄被遣候御文の扣へ、

なを〳〵御まへ様思召之所もくは敷申上、何れも〳〵御承知に被爲入、中々あしくとは思召申さす候得共、御急き之事にては却てあしく候まま、此所御承知被下へく候、春者又々御登城も被爲在候へは、御伺遊し候様にと存上らく、目出度かしく、

上々様方御機嫌よく成せられ、御目出度ありかた

かり〳〵、いよ〳〵御まる様寒氣之御障りもなふ御目出度、尚御不快御心よき方に御出遊し候由、ふ〳〵さり乍御寒さ故、隨分御大事に遊し候樣にと存〳〵、左樣に御座候得は、先比中御申遊し候御事、能々申上置候處、十日姉小路樣御參上遊し、其節御はなしもあそはし候得とも、いかな事にてもと御申遊はし、たゝ今は御はやくと、御申被成候由に御座候、コノトコロ忌文アリヤ、切ヌキ半枚程也、右の御事申〳〵樣にと仰付られ候、私事御使に出候は、間も御座候まま右の御事申上度、早々目出度かしく、

御守殿樣御附老女幾園初よりの、三保山殿迄被遣候文之扣へ、

御文之樣まつ〳〵上々樣方御機嫌よく成せられ御目出度さ、姫君樣まつ〳〵御機嫌よく被爲入御目出度さ、左樣に御座樣得は、昨日は何寄之御重之内、姫君樣へ雨中の御慰に御上け成され候樣にと、御到來被成候よし御上に成、早速申上〳〵得は、御さみ敷折柄にて、直々御振◎賑カ々敷御取ひらき、御慰にも成り〳〵御事とて、かす〳〵御歡に思しめし、何もよふ申遣との御事に御座候、め出度かしく、

返す〳〵も此御つゝみの内、御そまつに御座候得とも、御移りに被進たさ、何もよふ申せとの御事に御座候、目出度かしく、

三保山殿附之局いのより、是生迄文の扣へ、

御文之樣拜見申〳〵、殊の外御ひへ〳〵敷御座候へともいよ〳〵御揃さへ〳〵敷御目出度、宗益樣御部屋へ、御目にかゝり遊し度よし、明日御當番のよし、部屋の者御呼出し、御逢遊しても宜敷、夫はあしく候はゝ、一寸三保山樣御出被成候而も、よろしく候まゝ、一寸申上候樣に仰付られ候、目出度かしく、

二日

是生より光境◎高橋多一郎迄被遣候文之扣へ、先達而の返書也、

御細書難有拜見申上候、春なから餘寒強候得共、まつ〳〵御寒さの御障りもあらせられす、先比中よ程の御不快と伺、甚御あんし申上候所、此度長三郎樣◎尼子御出府にて御目に懸り、くはしく御樣子伺候得は、御不快も追々御全快と伺ひ、扨々御目出度御

祝申上候、冬年御殿より進られ候御品之御挨拶、御こまゝ〳〵と被仰遣、お定樣御方三保山樣えも、仰被遣候御文之樣、逐一申上候御事に御座候、舊冬おしめにも、私御本丸へ上り候節も、御前樣御不快の御中に、かれ是御心配にて、色々御品々御上け之御事、御氣の毒に思しめし、御噂のみにて御挨拶も御屆兼、いとふ樣◎宗公より毎度御取次にて、御心盡し之御事共御禮々々、右の段私より厚く申上候やう仰聞られ候、扨又私へも、毎度御厚き思しめし樣にて、御惠の御目錄度々、寒中御歲暮との事と、多分の御目錄いたゝき有難さ〳〵、私けんそく共迄大助り致し有難かり〳〵、又々今日長三郎◎尼子御出に付、年頭御祝あそはし、御目錄御たいそふに戴恐入恐入有かたく、存懸けも無御座、ケ樣に度々戴、隨身のもの共迄御心付を戴き、何れも殊之外有難り有難く、御禮申上度申聞〳〵、今日長三郎樣平三郎樣◎中村御同道にて御出、御殿えの年頭御あけものゝ御品々御請取申、早速取拵へ御屆け申上候御事に御座候、くはしく認申上度、山々存上候得共、長三郎樣明日御出立のよし今晚御出に而承り、さし懸り大急きあら〳〵認申上、亂筆御推覽遊し可◎被脫カ下候、目出度かしく、

正月四日◎弘化四年　　是生より

高橋多一郎樣

八々御返事申上

○□□一件に付、雲上◎烈公より彌間違等無之儀啟と相紀、手許へ遣置候云々、至極御取急きの趣にて、再應御下知有之處、外の事とも違、不容易事に付、實弟鮎澤重次郎駿州迄遣し、眞僞等相紀可申迚、支度等致候處へ、八日の夜尼子長三郎下着、蒼卒立談にて、明方重次郎發足に成る、

一、正月十三日◎弘化四年夜增子金八下着、鮎澤より書面左之通、

捧一翰候、一兩日和氣相催候處、愈皆々樣御安健被遊御座、恐悅至極に奉存候、隨而小生儀二日道中にて、九日夜上着仕候、乍憚御安意可被下候、扨直樣豆平へ對談、明日駿州上途之積りに御座候處、俄に結庄當所へ歸着の由承り、一度は薄氷之恐れをなし申候所、何れ今晚其口同道にて杉山助◎大宅へ罷越、對面の上委細申含、爲認候積に御座候、夫に付一兩

日は隙取れ可申、併南路は道程四拾八里も御座候よしに候得は、右往覆(カ)◎復致候ては、日數も案外に懸り如何と奉存候處、不圖歸來に相成、至極都合宜敷御座候、寔にあふなきものに御座候得は、直樣豆口難波田◎弘藏相附爲差登候積に御座候間、左樣御承知可被下候、且又四番町◎坂幽玄には過訪可仕候樣奉存候間、十五六日には是非歸着の積に御座候、左樣御承知可被下候、何も誠三(金八隱名)より御聞可被下候、以上、

正月十一日

尙々みりん酒壹升、尊大父へ差上申候、御賞味可被下候、草々不備、

今井金右衞門より風便返書

拜見仕候、愈御安健、御拜受之御くわし御投惠、難有奉存候、むしや〳〵と喰兼申候、如何にも瘧も落そふに御座候、尙又遠來壹樽御惠み別而大慶、賞味可仕候、併ほら貝は吹不申候間、御安意可被下候、老公◎烈公御詠歌拜見被仰付、難有仕合に奉存候、尙又御返し感吟仕候、御使を爲待、兩田◎藤田東湖戸田蓬軒下りを網衞門やらかし申候、御一笑可被下候、

罪なくて三とせすみ田の月見なは

すむかひありと人はいふなり

御うた朝日、朝には匂ふと御遣被成候より、唉なんの方ゑん有、宜可有之の事、

正月十四日　　欽園

臺池樣

○正月十六日の夜鮎澤重次郎歸着承り候處、九日の薄暮江南へ上着、直樣所持の一封、奉呈雲上◎烈公候上にて、駿州へ上途の積りに有之候處、折惡敷帆喬◎板橋源介當番にて面談不果、依ては何も歸着後に送り、明日南路へ出途の積に罷在候處、豆平被參申樣には、先達て中より御國御左右御待申上候處、何等御沙汰も無御座候に付、私共餘り苦勞に成り、唯今より南路へ發足の御出懸に御座候とのよし、それは能折故、一と先今日相扣候樣申聞委細申談、明日同行の約束に定り居候處、俄に□□□當地へ歸着のよし沙汰有之、如何の次第に可有之哉と、薄氷の懼を成候處、翌日對談、委細相尋候得は、駿州城の越家主市藏、舊冬より江南へ罷越、買物一件にて行違等出來、未た引取兼候趣にて、城之越の一家、親類殊の外の苦勞にいたし、依て□□□尋に參り候由、依て何れにて直話致可申と

存居り候處へ、難波田弘藏參り候に付、同人へ內密の義打明し、麹町杉山大助の宅をかりさせ、翌夜帆喬と同道にて罷越□御內□□尙又□の惡行等委細糺明致し、直樣一封に相認、差上申候事に御座候、

後庭樞要の模樣、如何の含合に相成居候哉、忠三郎へ面談相尋申候處、去月十日一件の義は、御守殿樣◎齊脩簾中にても、兼而の御含も被爲在候得は、御側向等御人拂にて、中納言樣◎烈公御登營の義、御願立御賴に相成候處、姉◎姉小路御挨拶申上候振りに、未た御早く御座候、上樣◎德川家慶の御程合御六ヶ敷御座候間、春にても罷成、御願立可然と申相斷候よし、夫より御守殿樣にても、殊の外御心痛被遊、一兩日は御機嫌常に御變り被遊候に付、老女萩澤抔殊の外心配にて、御機嫌を伺候得は、三保山より再應賴の一條、姉之小路へ賴候得は斯々の挨拶故、誠に心配致し申候、依ては右の次第三保山迄、其元より宜敷申遣候樣賴むとの御意御座候由、誠に以奉恐入候御儀、跡にて承り感涙にむせひ候次第也、三保山殿も右の御次第奉伺、一體此度の義に付ては、姉へ及相談候事も有之程の處、左樣御挨拶申上候と申は餘りの譯也、尙又御守殿樣へは、

私共上樣の御模樣御宜御座候得は、御願立に相成候樣、取仕切て御勸申上候處、ケ樣の行違出來、姬君樣◎齊脩簾中へ斯迄御心痛を御懸申上候義は、實以恐入、且不相濟儀候得は、此儘引籠可申との思召に相成り、御國許高橋樣より、是迄色々贈物等有之、出費を掛け候處、是は不殘質を置候ても返却致可申と、一圖に氣を塞罷在候處、例の伊藤◎伊東宗益申樣には、夫は御量見違也、姉壹人にて少々行違出來候共、それにて事の出來不申と申譯も有之間敷、姬君樣へ御苦勞申上候義は、恐入候譯には御座候得とも、一旦御願にも被爲成候儀に御座候得は、何處迄も其廉を以、此上は御取扱申可然と奉存候、是迄の贈物等は、皆私共か差上置候儀にて、高橋抔より參り候譯は無御座と申、元氣を付候得は、大に尤と存候樣子の由、〔頭注、伊印の母は大奧を勤候者にて、奧の模樣等不殘承知に有之、姉は餘程の人物に候歟、今越前と申字にて、奧中打落し申度それまれ候處、ぴくとも不致、立貫居り申候由〕猶又いのと申局殊の外才發ものにて、至て此度の儀には張込居り、是よりも三保山殿へ申上候振には、先達て姬君樣へ御願御勸の節も、何も水戶の御家へ被

爲入候得は、御家へ對し御願は無之ては不相濟、亘◎且カ上樣御摸樣不宜候とも、又候御程合次第御願に相成候儀、御父子樣の御情愛と被仰上候儀、私共も薄薄承り、實に御正論と存上候、此度少々の行違位にて、御引籠被遊候儀は、如何に可有御座哉、全く姉樣にて、一寸邪魔を被成候儀にて、上樣の御取成しは、お定樣◎德川家慶侍妾と申も御座候得は、左迄御六ケ敷譯も有御座間敷と奉存候と、側より御勸申上候に付、如何樣と思召、舊冬より御出勤に相成候よし、且又駒込樣◎烈公より御文通、且御贈物等も追々御座候處、其內に寅壽◎結城の惡事等被仰遣候所、三保山殿は奥の御方と申、誰か寅壽歟一更に御承知無之候得は、內々伊藤を呼御尋に相成候處、伊印は內々承り候事も有之候得は、寅壽と申は結城の事にて、是は一體年若にて、宜からぬ者と御挨拶申候由、猶又中納言樣より、御贈物幷御文通追々御座候ては、奥の者共氣を附候に付、雙方の御爲に不宜候間、以後は一切御遣し無之樣、三保山殿より駒込樣へ申上候由也、其後伊印より內々咄に、以前御守殿樣御世話にて、三保山殿御家へ御緣談の儀御座候處、何義に候哉、御破談に罷成、其後三保山殿小石川へ罷出、御庭御拜見の節、當御簾中樣◎慶篤中にて始終附き纏ひ、御一所に御案內被遊候に付、三山も風と心付、御歸りに相成候事御座候由にて、此度も駒込樣より、再應御文通も有之、尤跡の御文は、御簾中樣より御一封にて被遣候得は、差て嫌疑も無御座候得とも、萬之一不圖事より、破れにても出來候ては、不相濟と心付、依て以後は、御文通等は無御座候樣、尙又是迄の御文等は、不殘御返却申上候間、御簾中樣の御前にて、御火中被遊候樣、內密の處は被仰上候よし、ケ樣に不存寄所迄、御心配被遊候儀に御座候、ケ樣に念に念をいれ、氣を付候もの計集り居り候間、決て仕損候の事無御座候間、御心配には及申間敷と、伊東咄のよし、扨又姉一件に付ては、お定殿も殊の外不機嫌にて、此後は一切姉へは懸け不申、上樣はどの道私共抔へ、雲上より降り候はゝ、縱令姉へ不賴候とも出來可申とて、姉とは何となく懸隔も致し可申釣合に相見へ申候間、伊東夫は大變なり、何にても奥向等分れ候樣にては、事も遂兼可申とて、早速是生へ吹込、御間にても隔り候樣にては、決て不相濟と和解致し候よし、尤お定樣御不快は、實の御病氣に

被爲入候よし、元日二日兩日御髮を上け候故、何れ不違御出勤には可相成とのよし、奥向はそれ彼の釣合に相成り候に付、伊東申候由にも、一體姉を專一に賴み不申故、少しひねり候氣味に有之候、何に致せ奥向等にて、確執にても出來候樣にては、第一不宜候間、丸く〳〵と致候方專要に候得は、是上共是非姉も引込、納得爲致不申候ては參り不申候、依ては一策を設置申候、姉の極魂意に致候公方樣御右筆有之候、〔頭注、御右筆はおきせと申人にて後に頭取となり小倉と稱す、生き日記のあた名あり、〕此人は至而惡馬にて、氣を見て持込不申候ては、一とはねにやられ申候、偖し此人に無之候ては、姉の腹は分りかね、且此人次第と申事に候得は、是非是へ說を容候手段目論置申候、且又其人の極魂意に致候御使番勤候人有之候、其人を以、面談の義申込置候に付、逢候譯には極り申候、一兩度對談致候處、なましいに申出し、はねられ候ては、それ切に候得は、御目には懸り候得共、申出し兼候と御使番へ咄置申候、左候得は、此次の面會には、御使番より右の所、先へ通し置候に付、御咄の儀は如何の御次第に御座候哉と、先より口開きを爲致、其上にて委細申談候得は、いやと申兼候もの也、左候跡より、印物にても遣候はゝ、乘引はまり不申候ては、不相成樣相成申候間、此續より、姉をば引込候積に御座候、〔頭注、當時奸說に、納言樣には近近御登營被遊候御沙汰なり、近比公邊向直り、却て公邊御奥より、御守殿樣へ御願云々申參候よし也、〕且又姉の口氣に、上樣の方御六ケ敷哉に申候間、是非御出勤被遊候樣、おさだ樣を勸め尊意をも探り、且雲上より吹出し候樣、取計申度と急候得共、御不快も餘程御順快には候得共、未た御透きと不被成候由に候得共、偖し大抵は、當月下旬には御出勤に可相成よし、伊東義も舊冬姉の一件に付ては、殊の外心配致候樣子、跡にて咄し有之樣には、あの節は奥向にて方を落し申候故、更に心配の色を不見せ候處、此度一件位の、手に餘り候仕事は、始而にて御座候、隨分宰相の位に成り候樣、又は十萬石御加增抔の義は、手段通りに仕上け候事も有之候得共、此度の義は、奥向はおさだ樣三保山樣を始め御張込にて、無此上手續に有之處、ケ樣の邪魔の入り候義は、一體能々中納言樣の御不德と、乍蔭本康◎宗益抔と御噂申上候事に有之候得

き、儲しヶ様役者揃ひ候得は、一の手にて仕損し候共、二の手三の手と申も有之候得は、破れ切りの氣支は無之候、尚又お定様三保山様ヶ様御乗込故、大圖遂可申と存候得共、おみつ様(徳川家慶待妾)も引込候ては如何とそんし、是生へ相談致候處、是も同意にて候得共、儲し右之義三山とのへ承り候に、御兩人御盡力も埒明不申候故、外に人を頼む様に、三山殿御氣取被成候ては、以の外不宜候間、程よく是印(是生)より申通し候振に候處、一體お光様は德實一と通りにて、上様さへ大切に相勤候得は、それにて御奉公は相濟との御旨意の由、既に先達て中、御用懸り被仰付候節も、御辭退被遊候位に御座候得は、別て御頼にも及申間敷と、三山より是生へ御挨拶有之申候、前件伊東申聞の趣、平三郎(中村)咄也、且又正月に相成、兩田(藤田戸田)御宥免のみにて、老公(烈公)へは何等御沙汰も不被爲在候に付、本康申様には、老公御登營と申儀は、公邊向六ヶ敷様子に付、御登營には構不申、三連衆(三連枝)御免、中納言様(烈公)御政事へ御携り、御父子様御同座の方、事も早く辨し可申、依ては伊印へも相談致候様、平(中村平三郎)へ申聞有之に付、早速伊印へ參り、前件の論逐一申述、伊印の量見承り候處、夫は不宜様存候、則夫は天狗の腹と申處相分り申候、老公の御寃御開明に相成候には、御登營にても遊候はゝ、それにて上様御不興も被爲晴、臣下の主願は叶候と申もの也、其内へ三連を離し、御政事へ御携といふ事は含み有之事也、夫を是迄の主願と違、今更事の埒明不申に付、振を變候様にては、我々は如何と存候、何れ内々三保山殿へも相談致し可申、挨拶御座候よし、其後本康存寄の趣、三山へ申聞候處、三山申様に、中納言様にて、御謀反の御疑を御蒙り被遊候事は、誠に御傷敷儀也、夫と申も、極々御親しき御續合の御中にて、ヶ様長々御籠居被遊候義は、第一公邊の御不明にも相當り不相濟事故、一體は公邊の御爲を存し、乍微力是迄も御助力申上候事に御座候、夫を今更中納言様にて、御政事にさへ御携り被遊候得は、宜敷と申様にては、全水戸御一家の爲にのみ、盡力致すと申譯に相成可申と申候よし、依て唯今にては、本康も同論に相成候様子也、全本康一己の論にて、樞家より出候說にも有之間敷様、勘考いたし申候、

〔頭注、伊東曰に、阿部殿(正弘)にても、兵艦の義は是

非御出來被成度由にて、内々私へ、兵艦の調御懸に相成居候、私も實は蘭學持前にて、幡崎鼎抔も存居候、老公にては、鼎より兵艦の拵へ様も御承知と奉存候、何そ老公異舶の義に付、御著逃にても御座候はゝ、高橋へ申、内々拜見仕度と申に付、一斑抄(名君一斑抄)幸細川(齊護)へ遣候積りにて、到來致居候に付、相廻し候得は、内々手元にて寫し候間少し借度由、其に付舶の繪圖澤山集め置候様子、何卒早く御開明に致し、老公へ御直々、異舶の義御咄申上度との よし、兵艦調云々は、平の聞誤り成るへし、

正月中駒込様(烈公)より姉(姉小路)へ御文通御座候よし、其譯は、是非面談致申度儀有之候間、一寸手透も有之候はゝ、被參候様御申越に相成候處、姉御挨拶申上候様には、此節如何にも御用繁多にて、寸暇も離れ兼申候、何そ御用も御座候はゝ、御書取にても被仰付候様申上候由、其儀は老公尊慮は、是迄結城(史籌)之惡行相糺可申と扣へ居り候處、自分吟味も隨取れ候様子に付、口口一件を始め、不殘一冊に御認被遊、姉へ御廻に罷成候御含の由、帆喬(板橋源介)より御親書拜見仕り候處、此節柄と申、ヶ様込入候儀被遣候義、如何に可有之哉と存、平(中村平三郎)より伊東(祐益)へ内密に通し候處、それは折能奉伺候、當季は至極御大切の場合に御座候、既に舊冬兩田(藤田戸田)御免の折、阿部(正弘)とのにて公方様へ御直談に、水戸様の義は、元來水野越州(忠邦)の御忌申、ヶ様に御片付申上候儀に御座候間、是非御登營にても相濟候様申上候よし、三山より咄に御座候、ヶ様に大切の時節に有之處、左様の義姉へ御申越に相成候様の義は、以の外に御座候、一體公邊の御懷と申ものは、乍恐駒込様(烈公)にて、御晴天にても被爲成候はゝ、又々御家中の族、大勢御咎にても蒙り、又々動搖にても出來候ては困ると申義、幕の眞の腹に候得は、未た御晴天も不被遊先より、結城の義抔御申越に相成候ては、却て外の事迄も滯り可申、中納言様(烈公)には御大優に被爲入、至而ヶ様の義抔は御女才は無之處、乍恐長く御幽居に被爲入候故、御氣かもめ候譯なるへし、若姉へ御遣に相成候事も、御登營の一件ならは却而宜敷、左に類候様の御頼は、上々様方にてはまゝ有之事也、奸臣の義は、老公の氣質をさとられ候故、一と先御扣へ被遊候方、宜敷歟と存候、何に致せ、私共姉の部屋へ罷出、相探り見可申候、其探

り様は、扨中納言様より、何そ御申越に相成候儀も、御座候哉と承り候得は、姉曰に、私に參り候様御申越の處、如何にも御用繁多に付、御文通にて被仰遣候様、御挨拶申上候との答に付、其節私共より、御登城にても被遊度思召にても可有之哉と申候得は、成程左様の儀にも候はゝ、何と歟御取扱申上度もの也とか、又は左様の義は、先々御扣被遊候方宜敷とか、又御時節も可有御座とか、定て申候半、私共にて一と探り探り候上にて、姉の模様逐一可申上候間、夫迄は御扣へ被遊度もの也、右の儀私より奉呈候も恐入奉存候間、何卒姉の腹を探り呉候様被仰付候はゝ、早速言上可申上候、偖し是は板橋高橋抔の内證事にも候得は、幕の腹へは兎角不都合に候間、何卒私共探り候迄は、御扣へ被遊候様、帆喬様へ申通候ては、如何との申聞の由、忠三郎歸り申聞に有之候、此方にも左様心配致居り候折には有之、直様帆喬へ面談、委細右伊印心付の趣申含、帆より奉呈候約定に相極申候、

○幕監察手續の方よりも、極秘申來候には、舊冬より阿勢◎阿部正弘にて老公◎烈公の御宥免、再應大樹公◎徳川家慶へ御直々申上候由、兩田◎藤田戸の義も是非と申上候よし、先つ兩田の御宥免は、老公御開明の端に可相成よし申來候、

同斷曰、兩田御宥免被遊候に付ては、水府國元にて天狗とも飛揚、且鄕村のもの、御城下横行抔致候様にては、御爲に不相成候云々、依てみつ〳〵舊臘廿九日、御小人目付を水府へ差下申候間、左様御心得云々申參り候得き、

○正月十日駒込様◎烈公にて、御守殿様◎齊脩簾中へ被爲入、先達て中公邊與へ、我々謀反の事有之間、登營等の義有之候はゝ、又々家へ拘ると申義、申候者有之由承り候處、夫は誰か申候哉迚、御守殿拝松御殿の女中等、不殘御糺明被遊候處、何れも存せませぬと御答申上候由、公之御論は、萬々一右等の義、跡迄殘り居候ては、千歳の後迄も不相濟候間、公然と御糺被遊候御事と恐察仕候、偖し皆々恐懼の様子にて、決て相成不申事に付、伊印◎伊東宗益の方より探り呉候様、帆喬◎板橋源介迄御下知被爲在候御事の由也、

○帆喬申様に、御守殿様正月廿日御本丸御登城の由、いつも三月四月の中に御座候處、何そ此度の御含にても可有之哉、十五日御疱瘡御さかゆの御祝にて、上

使參り申候、夫に付ても御進物等氣を付候様、駒込様より御用人へ、御達に相成候由、

同便是生迄、筆のより被遣候文持參の扣へ、

御文の様拜見申上候、今日は風立、ひとしほひとしほ御寒さ强御座候得共、愈御さる〳〵敷御目出度さ、御歡申上候、左様に御座候得は、高橋様より思召寄られ、御うつくしき御切御上遊し候、早速こなたへ御目に懸候處、ことの外〳〵色いろに御重ほふ遊し候御事、御心盡し様の程、いか程も〳〵淺からす御悦覺しめし、去なから左様に度度御品々御到來遊し候ては、何共々々御氣の毒様の御事に思しめし、御まる様より右の御禮、何分何分厚くよろしく仰上られ被下候様、御ねかひ申上候、めて度かしく、

なを〳〵なから、殊の外〳〵餘寒强御座候得とも、せつ角御厭あそはし候様とそんじ候、目出度かしく、

三山附の者いのより、是印◎是生迄文の扣同便持參、

御目出度、御文之様拜見申上候、彌御まへ様にも、春の御壽御賑々敷御祝被成候事、幾久敷萬々年も御めて度、よろしく存候、こなたに而も大晦日に御出勤被成、まつ〳〵御つゝき遊し、日々御出勤あそはし候まゝ、御心安思しめし可被下候、左様に御座候得は、此間は細工切と仰られ、御目ろく被遣、さつ速御文御目ろく、御目に懸け候得は、殊之外〳〵御悦遊し候得とも、あの様なる事に而は、誠に氣の毒様に思召、御歸申上候様に仰られ候得共、先春の事故、御もらい遊し候様に、よふ〳〵御留遊し、御内々仰被下候事も、いろ〳〵御かんかへ遊し候得共、とてもきう成事には參り不申候、其内には一の川様にても、御出勤も遊し候様に御聞遊し候まゝ、やはり一の川様の方かよろしくと思召候、中中み印様に而は參り不申と思召候、何も其内伊東様◎宗益に御目に懸り、くはしく御咄し遊し候と仰られ、萬々年めて度かしく、

○正月七日夜御下け被遊候御親書◎烈公の親書なり、の内に、我等晴不申内、兩田◎藤田戸宅々に歸り、對談等有之候ては、命か危く可有之、此處心配云々、

○同十五日御下けの御親書の内に、兩田御宥免に相成候上は、仲街の者も宅々へ歸し申度候、末に御詠

有、

奉くれは左右の田の面に色見へて
かえさん時も近きぬらし

○前文の通り、鮎澤◎重次郎下着し模樣相分り、廿日御守殿樣◎齊廣中御登營一件に付、定て入運も可有之、幸に兵粮等も調居り候に付、少しも早く伊印手元へ預置申度と、十六日の夜尼子◎長二郎を起し、早刻爲差登申候、〔頭注、是より運送方東海大要持きり。〕

此夜尼子へ參り、門を叩き起し對面、俄に南上云々爾談、直に髮剃刀、上途に罷成候處、過刻認持參候書狀見へ不申、大にうろたへ、其より兩人にて持參の道をさかし申候得は、一切無之、寒心千萬にて宿に入れは、臺所に落てあり、始て蘇生の心地せり、此時尼子の祖母は次の間にて此事を聞て、題目を唱へ、人に被拾さる樣にと、一心に祈り候と申き、尤五更にも近寄候間、人行は無之候得共、齒の浮たる事也、月夜如白晝也、

其節三溪◎伊東宗益迄遣候書狀之扣、

別啓申上候、即刻急使歸着、舊臘より之御模樣委細承伏仕候處、至極御難場に被爲在、彼是と御周旋被下置候趣奉伺、寔に以身に餘り、難有仕合に奉存候、扨例之一品每度行屆兼、嘸々御不都合に被爲入候半と心配仕候、此二包餘り少々に者御座候得共、不取敢呈上仕候間、先樣之方宜敷樣奉願候、舊臘は小梅雨田◎藤田戶田不存寄御有兎、寢耳に水之心地、畢竟御助力故と奉深謝候、扨老公◎烈公之御模樣は如何に可有御座候哉、日夜痛心之至に御座候、それに付而も、尊所樣御高論之儀は、乍憚小生共誠に御同致、至極乍蔭符合仕候義に御座候、以後は猶以必々無御遠慮、愚生腹に御成被遊、萬事無御心置御取計奉希候、過日も老公より姉◎姉小路云々の儀、尚又麴町樣◎本康宗圓三連◎三連枝云々の儀、事情等深き御意味も御座候哉に而、御喰留被遊被下置候儀、寔に以御配慮之段奉深謝候、此上とも申上候迄にも無御座、愚生至願之儀者、實に御引受被下、此方へ御相談には決而及不申候間、御賢慮之上御英斷被遊候樣、御托し申上候間、吳々も宜敷奉願候、深更燈下取急亂筆、御推覽可被下候、草々不備、

正月十六日夜四更認

三溪先生侍史

孝境拜上◎高橋多一郎

尙々春寒去兼候處、益御自愛被爲在候樣奉祈念候、追々御承知被遊候通、平三郎儀も公私多忙、且每事聞違等も儘御座候間、萬縷御含被遊、御示敎の程奉願上候、以上、

○同十八日夜九ツ過に、尼子◎長三郎獨歩にて牛込の屋敷へ上着致候得は、貳番町◎伊東宗益の用人參り居候に付、面談の上右の一品相渡し申候、此度は是迄と違ひ、黃圓計貳百石積の舟着岸致候故、流石の伊印も當惑、且望外にも存候由、是は定而○○樣より御下けにても相成候儀歟、仲々藏前商人にても、黃圓計ケ樣に封印の儘、取引致候ものは無之候、乍恐御內庫より御廻にても、相成候儀には有之間敷哉抔、感歎の樣子也、依て是非共尼子に面談致度よし申參り候に付、全くの微行に有之候間、同しくは御用捨に致度旨、辭退申述候處、いや〳〵何の御取繕にも不及申、却て左樣御心配被爲在候ては、於私赤面至極、ケ樣御心易く罷成候上は、矢張御手輕に御羽織計位にて、御光駕に相成候方、此方にても勝手に御座候云々、たつて申聞に付、平三郎同道にて、夜陰に罷越面談致候由の處、扨每度遠路御獨行御察申上候、御內願一條の儀、彼是及遲緩、御國元へ對し候ても、扨々御氣の毒千萬に奉存候、依て矢張姉◎姉小路へ直談に懸合を付候より外は有之間敷、夫れも婦人仲間の事故、又そこに至極六ケ敷、意外の意味有之、容易に手を出し兼申候、三山一の川樣と御兩人、精々御骨折の處を、右兩人呼明不申故、姉へ持込候樣の意味に被氣取候ては、御兩人へ對し以の外不宜候間、是迄は左樣とも愚案仕居り候得共、見合候事に御座候、殊に何れも女中の相手に成候仕事故、とこ通と申事も不相分、已に舊冬も御咄申候通、大奧大勢の內には、念佛すきのものも有り、又和歌或は茶又は躍、こはいろ抔、すきの者多分にて、いやなから念佛を申候事も有之、又一度はこはいろにて、持込候事も御座候得き、夫はともあれ、却而姉へ打明懸候方可然と愚慮仕り、幽玄◎宗圓坂本康へも及相談候處、事成就さへ致候得は、それか專一に候間、私の名前抔出候事には、毛頭懸念無之候間、宜敷扱候樣との事、猶又一の川三保山どの等も、御成就に相成候得は、如何樣にても宜敷候間、姉へ御賴に相成候共、何の存慮も無之との申聞に付、昨十八日當番の節、姉樣部屋へ罷出、扨薄々御承知も御座候通、氷戶

様一儀、幽玄より三保山様御願申候處、如何にも埒明不申候由、兎に角御まへ様御聞濟被爲在候上にて、御盡力不被下候ては、決て參不申奉存候、如何仕候て宜ものに御座候哉、御賢慮を伺、御思召次第に相願と申候得は、成程左様なるや、何れ近日是方より、御挨拶可申との挨拶に付、左候得は、何日方に御座候哉と問詰候得は、御まへ御番は何日に候哉との申聞に付、十八日當番に御座候と申候得は、其節御挨拶可申との約定にて相引申候、依て待兼、十八日番に罷出、御部屋へ申込候處、乍例大取込の様子、依て相扣へ居り候得は、今日は御承知の通繁雑にて、御對談も六ケ敷御座候、此懸物表裝を御頼申度とて、大懸物貳幅被遣候處、大もの故、兎角三十以上は懸り可申と存候處、何に爲致、頼に有之位なれは、蹴付候譯には有之間敷、先つ受込候印に可有之と、一と安心に御座候とのよし、

○惣領娘の腹は、一の川幷三山へのみ縋り、姉の方は何となく餘所に相成候に付、兼々不面白睥睨いたし居候譯に可有之哉、舊臘十日御守殿様(齊修廉中)の御願立取押へ、其後に花の井(水戸奥女中)迄極内々申越候には、三保山と申人は一體口好者にて、腹の處は申様には不參、云々爲響候かに、風の便有之よし、花より駒邸へ申上、段々右の儀御下けに相成候處、帆喬(板橋源介)風と平介へもらし候得は、平介伊印へ内々通し候やにて、伊も左様の事に候得は咄可申候、其事に付ては、此間中殊の外心配致居候、既にその儀三山の耳にも入候よし、依ては隔意にても出來すは宜敷かと心痛候處、御守殿様へ申上候儀に無之、御咄にて大きに安心致候云々、

〔頭注、本文一の川と云はお定の方、西將軍(徳川家定)御腹、父は跡部惣左衛門、(慶下の士なり)〕

◎按するに、家定の生母は、跡部茂右衛門の女にして、即ちお光の方なり、お定の方は、押田丹波守の女にして、二人の姫君の生母なり、本書これを誤る、

一の川様御所勞、追て御六ケ敷とのよし、一體勞症に御座候間、迚も御全快には相成ぬし、御家の事に携り居候ものも殊の外心配、彼是と手を盡し居候まゝ、御國許よりも、何れの神佛にても宜敷候間、祈禱致候方可然との風諭も有之、且幸に尼子滯留中心付にて、不取敢成田の不動祈願致候方便利、且奥向御信仰のよしに候得は、旁宜敷可有之との心付にて、直様難波田弘藏へ托し、彼の地へ馳せ、國許高橋より、祈禱致差上候振に取扱申候よし、右以前兵粮等運漕の便利不宜候間、高橋は口病差起り、命の程も安心不致候旨に取なし置候(實に不快なり)處、おさだ様を御初め、殊の外の御配慮に有之、一體此度の事に付、嘸心痛致候よし、尚更三ケ年來上の御爲とて、金銀を多分費し、此節は勝手も殊の外すり切候得とも、あの様に附届等致し呉候て、寔に氣の毒の事也云々、依て容體を委細に承り參候様、是生へ呉々も被申、右一條の儀は、決而心配致さぬよふ云々、一兩日以前是生伊東の宅へ參り、右の御言傳くり返し、水戸様程御不運の御方は無之候、折角姫君様の方出來さふに相成候得は邪魔か入り、依て於定様より外なしと泣付候得は御不快、御全快も如何と被案候位也、扱々高橋様事も御困窮の御中にて、ケ様に御物入御懸申、只今お定様にても萬一の事御座候得は、夫は〳〵何共申様無之候とて、終日歎息、涙を流し罷歸申候云々、

○廿二日姫君様(齊修廉中)御登營の儀、外の御次第にも不被爲在、當時は姫君様の御中にては、小石川御守殿様御長年に被爲入候故、右の御方より御先へ、御濟に不相成候てては、外々迄不都合に相成候に付、當年は御早きよし、當日三山殿も御目見申上、御咄申上候は、去年御登營の節兼々申上候一儀、私名前の儀は、一圓に御もらし不被遊候様、斷而申上候處、追々御使被遣候得は、御もらしに相成候儀と相見申候、右様にては乍恐誠に差支申候、今日は是非私共御使被仰付、お定様なり共姉様なり共、被仰遣候様可被遊旨、御勸め申上候得は、何れ挨拶致可申とて、御歸營被遊候よし、御願は御口上にて、御書付は無御座候よし、

○本康(宗家)手續の方、打續盡力の様子、此廿五には長猪宅へ集會も有之よし、少しは相分り可申候、間柄同様骨折候者有之よし、壹人は黒澤正介(奥右筆)の由、決而御贈もの等有之候ては、相困る云々申參候得共、先達ての御贈物も、どふか手術を以遣可申との事に御座候、此節書記盡力云々もれ候ては、一大事のよし申參申候、

貳番町(伊東宗益)より返翰、

新年御同慶、此程細々の御副書一々拜見、謹承仕候、又不相替厚志之段、乎(中村平三郎)よりも委細相伺、痛却仕候、慥に○も御預り申上置、無心置十分運用可

仕候事に御座候、又此程中は少々仕誤候事御座候而、其外未埒明不申、乍去追々惣領の娘へうち掛、はかり可申候、委細は口上に而申上候、先つは御受取迄早々以上、

正月廿三日

尚々御所勞如何、先御快方と相伺大慶仕候、御大切に可被成候、○例之方儀穩に仕度、能々御勘考可被下候、以上、

三　溪（花押）

庄九郎樣◎高橋多一郎

○正月廿五日之夜增子◎金八爲指登申候、同人漏泄等も難計、一意に任乘候に付、平◎中村平三郎へも事情等は一切申聞間敷旨申越候に付、直樣立返し二月二日の夜下着、其節申聞に、南方模樣打續陽氣に相優候姿にて、惣領の娘子も、先日伊印◎伊東宗益より被賴候以來は、殊の外乘込賴み有之候、懸物抔も注文通出來差出申候由、姉どのよりも、御國許へ文にても遣し可然の處、嫌疑等も有之、却て雙方の爲不宜候間、相扣候との含の由、且又おみつ樣◎德川家慶侍妾にても至極御受よろしく、何れ相分り次第、御挨拶可申とのよしに御座候、委細の義は、何れ不遠平源兩人◎中村平三郎、板橋源介の內罷下り、可申上との振に御座候云々、

其節平三郎より返書之扣、

改年之御祝儀奉申上候、愈御揃御機嫌克被遊御座、恐悅之御儀に奉存候、且先達而より度々御書狀被下置、難有仕合に奉存候、其時々御返翰も可申上候處、追々御承知遊候哉、當主用殊の外繁多に而、恐入候間、御看免被下置候樣仕度奉存候、

一、此節增子樣◎金八御登せにて、ひらめ御登せ奉長候、

一、先達而賴置候懸物出來候間、右ひらめ可差上候事に御座候、

一、尼子樣◎長三郎御登りの節、一の川樣御病氣に被爲入候間、成田山へ御祈禱申上候處、當月廿六日に御守相納候所、間に合不申、廿五日夜御大折に相成候間、左樣御承知可被下候、

一、御守殿樣◎齊修簾中御登城之節、三保山樣より之御口上、定而尼子樣より御承知被成候事と奉存候、其後之儀三保山樣より、御守殿樣御口上を以、おみつ樣へ御願に相成候よし、おみつ樣に而委細御承知可被下候、何も取急き草々奉申上候、以上、

正月晦日　　中村忠三郎

小杉庄左衞門樣

〔頭注、おみつの方を引込候儀、兼々醫の腹案には有之處、お定との三保山との殊の外御張込の處へ、おみつの方を賴候ては、御兩人の思召如何とそんし、一と先三山へ爲響候處、前文の通りおみつ樣にも及申間敷旨、扃いのより內々長印迄文參り候處、お定樣御不快も次第に御六ケ敷相見、依て三山も領掌の上、おみつの方へ姬君樣◎齊修簾中の命を以、御願立に相成候儀と相見申候、〕

同便帆喬◎板橋源介よりの書狀之扣へ、

呈一書候、未餘寒退兼候得共、愈御勇健被成御凌奉賀候、東海一條御出來、尼子◎長三郎へ爲御持御差登せ大慶仕候、早速伊印◎伊東宗益へ相渡候よし、伊印も委細承知、姉◎姉小路之方呑込せ候積り之由に御座候、何卒云々早樣堺明、夜中も快寐仕度奉祈候事に御座候、

一、仲町牢中、此節別而氣を付候、宥免處には無之、

扨々いま〳〵敷事に御座候、小梅兩殿◎藤田戸田も、今程は御地下着と奉存候、

一、御實弟樣◎鮎澤重次郎御出馬之節、口肉筆幷結肉筆とも、早速呈候事に御座候、雲◎烈公より姉へ壹冊御遣し之儀は、野生◎野村彝之助よりも御扣之方可然と申上候間、定而御扣被遊候半と奉存候、御先へ拜見仕候得共、別封之內知恩院宮樣之方へ、手を廻可然との御事、是者諸大名を始め、上方もの故、少々丸藥を用候はゝ、隨分喰入る事可相成奉存候、勿論正邪之論は不相願、御登城御後見等の內奉願候はゝ、被仰立にも可相成奉存候、尙更君夫人の御兄弟御續にも御座候得は、旁以可然と奉存候得共、貴兄御了簡如何、相伺度奉存候、

一、□□□を、定而結◎結城寅壽にて草を譯け尋候半と相見候處、伊達遠江守◎宗城へは有志に而、何事も相談致候間、右□を伊達の國元へ賴候ては、如何との御事ゆへ、先此節駿河に罷在候旨申上置候得共、是又貴兄御了簡相伺度奉存候、伊豫國え御賴に相成候而は、大丈夫と奉存候處、結に而も駿河邊をは尋申間敷候、唯々御地に妻子も御さ候得は、□の心替は何共難計事に御座候、書外此表之模樣は、尼子へ御聞可被下候、御實弟樣へも宜敷奉願候、草々以上、

正月廿四日　帆喬拜上

孝經樣◎高橋多一郎

幽囚より風便、

御國事御模樣如何と、日夜苦心不一方幽居罷在候處、兼而之御精忠漸御貫被遊、最早御程も不被爲在、御開明にも可被爲至哉の御摸樣、薄々爲御聞被下、御同意難有仕合に奉存候、幽囚中世之動靜如何にも相察兼候得とも、此御場合、至て御大切之御時にて、當節益御潛龍に被爲入、萬事へ御携被遊候御儀に、不被爲在候方、却而廣大深淵之御大策と、乍恐我々共奉推考候得とも、君上御方樣不及申上、貴兄御一身に至る迄、御自愛御盡力、此時之御急務に有之儀、萬一にも貴兄就囚之儀も御座候はゝ、國家に關障いたし、甚以苦心恐懼之至に奉存候、扨又老公◎烈公の御儀に付而は、不知案內之事なから、閣老衆後宮向之御儀、萬事御承知には被爲在候へ共、聊御案內申上候、下々之情狀を以縱令相考候へ

は、乍恐當上公◎慶篤御儀、御成童とも可奉申上候程に被爲在候御砌、御政體之御儀、且者御家中正邪忠否動搖等之差別抔、御配慮之餘り、後宮又は閣老衆等へ爲御響も被爲在候而は、品數も段々多く相成、萬一御開明御遷延に相成申間敷にも無之、只々老公御開明之御一條、御專門との御盡力被成候所に、萬一前文爲御響等被爲在候得は、第一には公邊御判談御品數多く相成、自然と遷延にも可相成、且後宮抔にて、逐一相含盡力取扱も仕候半に、外に而者事業あからさまに不相辨、若や御聲掛り御賴筋なと、疑ひを受候而は、當人共も深く立入候義をも、差扣候模樣も可有御座哉、左候得は詰る處、御遷延も可被爲成哉、又其內には外御差合旁に而、益々御延々之程合も難計、幽囚中之苦心此事に御座候、尤右彼是之事情御洞察も被爲在、隱顯之妙味御明亮に被爲入候へは、奉苦心候は却而奉恐入候へ共、此御砌は暫時御扣被遊候御儀と奉恐察候、扨此義に不限、貴兄疾に御承知之御儀には候得共、御恭敬の餘り御差扣も御座候而は、老公此御砌之事情、御亮察之御足り合にも不相成候間、是迄萬事御申上に相成候儀とは、奉推察候得共、情實不相分、嗚呼ヶ間敷には候得共、彼に付是に付苦心之上之苦心に而、得貴意候事に御座候、不惡御察所希候、尙更宜敷御了簡御座候樣にと奉存候、匆々不宣、

二月十日　安山　吉原より

高橋賢兄

〔頭注、安島、山國、原田、吉成也、〕

追啓、佛國船琉球懸合之模樣、一昨暮迄は薄々巷說等、及承知候事も御座候處、其後久敷事情不承候得とも、益深くは成候得共、遠かり候事とは不相察候、左すれは乍恐老公天下侯伯之御規則をも、御唱不被遊候ては、外に奉補翼候御方々も不及承、天下之御爲痛心千萬なる事に御座候、併異國大策之儀は、一國一郡之取合抔と違ひ、疊之上の畠水練之軍者衆なとにては、迚も不及思慮、意外の大からくりに御座候へ共、却而姑息之軍略、流弊之小器械抔にては、間に合不申候、一變し、却而仕能向も可有御座哉、其後之模樣相聞不申、衞卒共之雜話抔に而、相察居候事に御座候、乍恐老公尊體御自愛奉希

上候事に御座候、以上、

二月御下に相成候御書之中、云々此御意味あらあらに認申候、

藤虎◎藤田東湖舊宅三十醉狂之振舞、扨々明れ申候、何分靜に致候樣可申諭候、幕より緣組の儀、精之宮は有馬◎慶賴へ被遣候故、有栖川糸之宮十二を御養女にして、可被下との事也、くれ〳〵も有志共、我等兩田◎藤田戸田の爲存候はゝ、何分靜謐に致し、子供々々を有志にもり立、宰相との◎慶篤用に立候樣申聞度候、且我等命に拘り、切腹にても被仰付候節は格別、左なくは搖動不致候樣、くれ〳〵も賴申候、舊宅一件抔は、有志所には無之、狂人と申へし云々、

二月　　高橋多一郎へ

結城寅壽肖像、赤岩へ爲御見被遊候、赤岩占相仕候書付、福地政次郎へ御預け置被遊候處、此節指出し候樣、御下知被爲在候間、則福地より受取呈上仕候得は、兩橋へ拜見被仰付候左之通、

肖像

御相法考、

尊貴にして尊貴ならす、才强ふしして上に逆らひ、中道にして大に御心配あり、是は只今の思召を止めて、早く御退き、萬事に拘らす人に任せ、其上の御賢慮可然と奉存候、

一、火の御驚きは天中の東氣、山根の曇りは公邊の御心配奉存候、

辰十一月十六日　　小日向口

一、黑眼と下眼、淵の離るゝは、物事下へ不構、兎角上に逆らひ、心配の事あり、

一、頰のはし耳の下の骨、張り出たるは、總て思ひ事間違等にて、及落命事あり共、恐れさる生質也、

一、萬事才達にして、決斷する人なり、

一、鼻の上に高低あり、甚惡し、鼻の廻り曇りあるは公邊の恐あり、且此耳を鼠耳と云て刑罰の難有也、

一、商人にたとふれは、番頭の立場にて、主人の爲にと過分の利潤を望み候得とも、一體名聞の强き人にて、假令は萬金を得れは、五千金は密に我懷にすると云姿にて、途中にて破れを生し整す、

一、兎角退て、身を愼み不申候ては不成也、

上

右は認兼候よし故、脇にて認候よし、

○二月三日晝後、尼子◎長三郎同道にて、立の儘にて、平須の山中にて支度を直し、間道より竹原へ出宿り、四日土浦より駕行、五日小金宿にて大監下りに行逢、馬駕の中を割通り、寔に寒膽の思ひをなし、薄暮に御府内へ着す、仲所にて帆喬◎板橋源介に行違候處、氣か付候哉、飯田町邊へふら付候處帆に行逢、同道にて宿を尋候處一圓に無之、詮方なく稻富◎鐵四郎屋敷へ振り込、六日諸方へ平三郎◎中村罷越、懸合を付け候處、今日何れも勤め當り云々、即夜粧丁の茶店にて板に對面、實に十五年ぶり也、直に事情承り候所、次第に摸樣宜敷相成候得は、近來細々の御下知、遠方御相談も不相成、扨々心配仕候云々、私も夫故無理々々出府仕候、先つ結生◎結城寅壽一件も苦心に相成候處、愈御扣へ被遊候御事に御座候哉、右一條の義に付ては、快寢も不仕罷在候と申候得は、御同樣の義、既に貴兄への御封書も、御下けに相成居候迚差出候間、直樣拜見仕候處、夫程心配の義に候はゝ、相扣可申との御事にて、大安心致申候、源介又々申聞に、知恩◎知恩院一條の義も、壹日も早く申上度、右は別手より去年中相探り候處、御寃之本源は、是より釀成し候事のよし、右御方の諸太夫樫田遠江守と申人へ、水國追放に相成候奸僧何某と申者、還俗致食客に相成居り、此男京地無雙の美男にて道路にて振返し不申者は無之程の趣、此者より水府の一件讒言申觸し候趣にて、來二月は御下向に相成候間、御油斷不相成との趣、申參り候事に御座候折には有之、旁薄氷の懼れをなし申候、一體僧侶の手へ歎願と申事、扨も臣子の情、苦々敷事には御座候得共、此義は最早平◎中村平三郎より伊印◎伊東宗益へ爲吹込候處、伊印も大笑にて、已に昨夜そもし御出の節、大造の客は知樣御使也、知樣も御內願有之、拙者へ御賴み被遊候位の釣合也と大笑致し、あれは何に成るもの也とてさまされ、先つ〳〵左樣あせり不申、我等へ爲任置可申抔申候よし、扨又伊達の一件は、最早老公より□一事一冊御廻し被遊候よし、尤是迄も、諸侯の內の有志、且續合も有之もの故、內外共に相談致し申へきとの御事、遠州◎伊達宗城一件の義、初而奉承知、扨々驚き入不屆、千萬のものと奉存候、此上乍恐御一身、幾重にも御用心被遊候樣、尊慮の趣は愚父へ計相談仕候間、御配慮不被遊候樣にと御受申上候、依而□卽御

遣し可相成處、其もの何の藝能御座候哉と、遠州より申上候由にて、右の儀に付難波田◎弘藏同道にて罷越承り候處、能と申候ては何も無之、二六計のよし大笑致し罷歸申候、依ては寂阿（菊地爲三郎隱居）家來の振に申合、遣候方可然やと、申上置候事に御座候との咄也、六日早朝より平三郎三所へ申通候處、當日は何れも勤め當り、依には七日晝比より參り吳候樣、四番町◎坂幽玄より申來候處、稻富へも逢候方宜敷趣故、印物抔遣し對面致、同日七ツ頃より四番街へ參り候處、例之通りの馳走、愛妾抔被出響應被致、幽玄事盡力の段、尊慮も被爲在候趣候處、委細は二番町◎伊東宗益より御咄申上候筈、三保山申聞に御座候、是より御承知云々、同夜五ツ半時分二番町へ罷越候處、例之もてなし、一條の儀斯迄遲緩致し、嘸々御苦心も可被遊、しかし至極大切の處にて、餘りあせり候ては、破れの程も難計、何角と懸引も有之事に御座候、先達て御遣の黃印、大分引ちらし申候、尚又むしひらめも澤山に御遣、掛物の表粧も出來候間、夫へ添て姉◎姉小路の方へ送り申候、此間は玉里の大鯉澤山に爲御登、併御法事中故如何と奉存候處、日數も過、餘り古く可相成と、生なからの儘遣候得は、むこらしき迚、御庭の池へはなし申候よし、其外は小路殿の御部屋にて、打寄御賞翫申候よし、扨又きせと申御右筆、是は小路殿殊の外氣に入のものにて、是へは私も至極懇意に御座候處、或節水府の事、若私共爲に不相成事に候得は、以前御異見も被下へし、左も無之候間、御前樣の御腹を當に、水府の事胸を落付居り申候と申候得は、決て〳〵御苦勞には相成間敷、此間中は寔に御取込故、乍存御流し申譯と相見申候、先日のひらめは今以仕舞置、下女にも遣不申內に、少少くさみか出候得共、あのくさき處至而おしく御座候と、咄御座候位心易御座候間、何も相互に打明申候、先日姬君樣◎齊修簾中御登城の節、三保山とのにて、御願御進申上候處、御即答も不被遊、已に御退營被遊候節、御駕に被召候處、そこ迚三保山殿罷出、愈御願御使者の儀、私共へ被仰付候樣、頻に申上候得は能樣に賴むと被遊候間、三保山直樣おみつの方姉小路殿へ罷出、御願の御使相勤申候由、扨も〳〵感心の女中に御座候、併姉殿より花◎花の井迚、三保と申者は口計云云申遣候との事、大に心配致候處、姬君樣御聞には入不申、全く御隱居樣のみとの由、安心仕候、三保山と

の耳へも入申候得共、何共不存盡力致候、三保山どのは、紀州樣より御續合も有之と申氣取にて見識か高く、尚又乍恐文恭院樣にて、御手を御附被遊候事も有之候間、夫にて氣か高いと、小路殿常々被申候由、併小路殿腹は、縱令三山殿御血系有之候得共、御政事懸り呑込不申事は、決て出來まいといふ腹にて、きしり合候樣子に相見、奧向の釣合抔と申は、扨々六ケ敷ものに御座候、近比老女衆打寄、此節追々水戶樣御沙汰、至極宜しく相成候と申者有之候得は、□□と申もの、〔頭注、本文□□云々は、花園といふ女中成るへし、當時御休にて、御殿へ上り下り致居ものならんとの事、〕なる程近比御沙汰か直り申候、併し此位の處か、御居り御宜く可有之、此上御登營にても被遊候はは、又々難儀致候もの澤山可有之、先つ此位にて宜からんと申候、其節私も脇より咄を聞合せ居申候、右の勢に御座候間、一般に御評判宜敷申上候樣、不相成候ては參り不申候、併姉の方も決而わるくは無之候、併老公◎烈公より色々御申越に相成候處、きせ咄にて、何事もなき方か、御模樣御宜くかと被申候間、貴兄より何分御申上か宜く御座候と申候故、野生も、既に此事にて無理々々出府仕候事に御座候、板橋◎源平介◎中村平三郎へも文通にては行違、又筆紙に認兼候意合有之、無據罷出候、此上は御獨斷にて宜敷御座候まゝ、萬事御取計の程、奉願候積りに御座候と申候得は、伊◎伊東宗益曰、若又急なる事御座候得は、用人を差下し可申、いや遠路の事、夫にも及不申、必其儀は御押へ申上候、其節は平三郎なり御差下し可被下候、又伊曰に、是生も御出府の儀を爲知申候處、當月初より御本丸へ詰切、此十一日御送葬に相成候故、明日よりは芝へも被參候との事にて、實に繁多に御座候、是非爲懸御目申度手を廻し候處、一寸も下り兼候趣に御座候、依ては宜御申上候樣申聞に御座候、扨舊冬駒込樣◎烈公より姉の方へ、大封御遣に相成候よし奉承知候處、何御次第に御座候哉、きせも何事に御座候哉、未た御懷合御調ひ不遊內、あの樣の御事にては、如何に可有之哉と心配致候處、何事に御座候哉と被尋候間、何御座候哉、御程合更に承知不仕、一體去年中三保山殿へ御文被遣候節、云々有之に付、後宮等への御通路は、御遠け被遊候方、宜敷御座候半と、申上置候義に御座候、是は全く私推考には御座候得共、辰年

◎弘化元年御燒失は大雨中とは申、付ても曾不申譯也、其節火元は小路殿御部屋より出來候半との、御沙汰も有之候處、老公の御推案には、幕の御燒失は、鳥甲◎鳥居甲斐守忠耀と結引組候上の、付け火には有之間敷や、其謂は れは、姉といふ日の出の老女へ、水府よりの手蔓と申ては花の井有之、兄弟の事故、何事も透合候故、水府の手を切る爲、例の鳥居奸謀にて、爲燒申候半哉抔の御推案、御内々被爲在候御事も、夢の樣奉存候と申候得は、扨々御咄にて、心に當り候事御座候得き、火元は梅田と姉との、御部屋の間より出來候に付、水野殿◎忠邦再勤の後、火之爭の事に付、兩人御預け被仰付、對決爲致候方可然との論御座候よしの處鳥甲水越へ申候樣には、老女職をも相勤もの對決被仰候義、餘り無御情義と斷て申張、相止申候よし、左すれは疑無之にもあらすと奉存候、左樣に御座候哉、梅田と申人へも、持込置不申ては、姉計にては如何可有之哉と、是等の事愚なる了簡より又々心配仕候、何分宜敷と申候得は、梅田と申人は、申さは穀つふしと申もの也、夫は如何と申候得は、そちへ向と申せは一日も向居り、何の御役にも不立老輩故、並居候譯に御座候、是等の儀御苦勞被成間敷候、老公には每度防禦の義、御苦心も被遊候處、何角軍艦の義抔に付、御論も御座候はゝ、相伺度奉存候、幡崎◎鼎抔より、蘭書も是程相廻り居申候、長英◎高野抔も心易く仕り、既に少々は隱し置候事も御座候得き、岩名昌三と申者も懇意に御座候、武四出府の節、逐取刀にて被參、武田を被賴かこまひ置候處、いやと申候得は、拔付られ候勢に御座候と申候間、夫は早く供連等捨、指出申度と申返し申候、その節の意味合、何も存居り候也と笑申候、御事情の義、水府の御方御同樣に御座候間、窺候にも何にもおよひ不申候、老公へは揃子より、御内々申上度事も御座候間、乍恐印形差上置申候、奥廻りにて御下け被下置候はゝ、又幕の模樣も申上度事山々御座候、此段は宜敷御含置可被下候、夫より種々馳走に相成、家内一同罷出、彼是俗話に相成、古書畫類如山持出し爲見られ申候、夜は深夜處、未た湯も拔不申との事にて、平三郎よりねたられ候得は、早速案内入湯致居候内、平三郎畫程用人金次郎へ、野生より後宮へ御奉公に上り候は、金銀多分入可申や承り候得は、左樣にも無御座、已に姉三保抔より、宗益の養女に致候

娘を上け候樣、御ふ〳〵◎御ふみカ被遣候處、只今に見當り不申、能折に御座候、御娘子樣御座候はゝ、宗益御養女に御遣被成、直に御上けに相成候得は、宗益儀此節御通りもよろしく御座候間、直に呉服の間へ上られ、御目見も出來申候との咄抔有之候由、平三郎餘り早廻り、宗益へ云々の儀、光境◎高橋多一郎内意有之、云々申聞候由に付、宗益も是迄御心易相成候故、是非御緣組迄も致度抔申候よし、又平申樣に、若差上候樣ならは、百とか五拾とか、ふつゝりにて爲御任申度抔申候、併此方にては、年增の山返り有之間、夫を上け申度存慮に御座候云々、平より爲響置申候、鷄鳴に相成申候間罷歸り、直に八日未明發足、九日大雨駕を止む、十日晝歸郷す、

伊東にて爲見られ候古畫は、大抵佛畫多く有之き、古書も嵯峨帝後醍醐帝を初として、菅公道風等の類、珍敷もの如山有之候、尤佛書佛畫爲見候も、ちと意味合も有之容色に相見、何となく心を引、天下は佛か盛故、餘り惡み候ては、却て害の端にも可相成哉との意、辭色の間に察申候間、佛抔能き樣咄かけ、水府計佛を退け候共、堂々たる天下宇宙の間、數百萬の僧侶、且天朝の尊胤すら、けさを御懸被遊候樣の世の中故、能程か宜敷候半と申候得は、微笑を含み、夫て無之而は成不申、寔に御同意也と申き、

〔頭注〕後宮幷伊東◎宗益への印物、

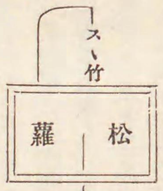

西山公◎光圀御染筆、小池家藏、龍田の花挿、鈴木家藏、

銅雨龍◎此處略圖あり いま省略す、

明宣德年中の作、折紙極めあり、

伊曰、花挿にあらす、筒の口のきはに穴あり、古代の燈臺也、宣德製に此圖あり云々、

○高橋下向、翌日後宮より被下物有之候間、相扣候樣申參候處、昨日發足と申候得は、即日御茶幷御菓子樣の物、くさ〳〵被下候處、國元迄送り候ては惡敷相成候故、帆◎板橋源介幷平◎中村平三郎抔取計申候との事也、

○其後稍有之內、何等の異變も無之處、同月十九日兄弟一同急召御用申來、若一條の儀、泄漏にても致し不申は宜敷哉と、苦心不一方候處、差而右一條、幷よ

り被嗅付候覺も無之候得とも、舊冬より追々幕の摸樣陽氣に相復、政府にても氣味合惡敷相成、不斷出入等も夥敷候得は、こゝらと申位の事にて、闇探りに被仰付候譯にも可有之、兄弟共小普逼塞下轉位にて、先相凌申候、左候跡にて、江南より屆き候文面左之通り、

〔頭注、此日組頭梶間五郎八來り、御先役之節御不念有之哉否となじり申候故、一切不念之覺も無之と、及挨拶申候き、〕

是生よりの文

時分柄よ程御あたゝかに相成、まつ〳〵折からの御障りもあらせられす、御機嫌よく入せられ候御事、御めて度御悦申上候、さやふに候得は、思し樣寄せられ候て、御厚き御惠み難有さ〳〵、私義かよふに頂戴もの計度々何一ッ差上候御事も致し不申、誠に恐入々々、餘り長壽致し過、大事の方にはなれ申候、只々心せかれ候得共、扨々自由にも參りかね、世の中のうき事のみ存つゝけ、此度の御卒去、ま事に恐入り奉り候御事、御病氣の御事御聞御驚き、成田尊に而御祈願御札、早々被御遣候へとも御御路の御事故、御間に合不申、殘念にそんし上候、御かくれ後段々御取扱成らせられ、御當人樣の御身には、誠に御仕合樣、此うへもなき御事共に有せられ候て、御附々之もの、筆のはしめ恐入々々有難かり、筆のへ御目錄五枚、私同樣に御送らせられ、早速手渡し戴せ候得は、殊の外恐入、御氣の毒かり色々と申候得共、いとう樣◎伊東宗益より決而心配に存上不申樣に、くれ〳〵御傳故戴納置、おつて御禮申上候半、まつ〳〵私より宜敷申上候樣申聞候、只今の內は、何方えも文出しかね、御中陰中に御しらへ事初り、大こんさつに成候事故、御禮の御文延引致候御事に御座候、御跡もたん〳〵若ゐ衆は、夫夫に御奉公願も三人計り、筆のは年配ゆへ御暇に成候得とも、若旦那いまた御若年ゆへ、筆のはなれ難く、皆樣も御引留、剃髮も早速には出來兼、まつ其儘下宿致、御殿へ上り下り致し居候事に御座候、御案し被遊候半と存上、あら〳〵の御咄申上候、先日鳥渡御出府之節、私御殿へ上り居、御目に懸り不申御殘多樣、御禮も不申上、恐入々々奉り候、以上、

二月十六日　　是生

高橋多一郎樣人々

返す〳〵時かふ、せつかく御いとゐ遊し候やふ、そんし上り〳〵、以上、

○二月十六日帆喬◎板橋源介より御下けの御親書、

兩田◎藤田戸田下り、同樣安心致候、扨夫に付申聞候は、追々大酒等致候者も有之歟に、薄々承り申候處、大酒致候得は、心に無之事を申、又は手荒なる振舞も出來、外目にて見候得は、國に而有志々々と申者は、皆ケの者かと被存候而は殘念千萬故、酒之義者何分大酒不致樣致度候、何分にも士民共に、有志多く相成候はゝ、宰相殿◎慶篤にも相成候やう致度候、正論に無之、男だての惡しき物に成行申候、一事惡しき事有之候得は、其他何程よき事有之候而も、人の用惡しく相成候故、くれ〳〵大酒は愼み候樣、有志の者は別而心かけ候やう賴申候也、

二月十四日認

尙々木の葉にも心得違無之やう可申聞也、

高　橋　へ

〔頭注、恩遇靄然、感泣潛々、不忍讀云々、〕

右御親書御下被遊、斯迄御配慮被爲在候御儀、恐懼至極、寔以恐入奉存候、則同志のものへ、寄々拜見爲致申候處、何れも恐入、御配慮の段、乍恐奉恐伏候事に御座候、

監察手續之扣、

○三月十三日夜關與左衞門　先是大野健介と云者歎願に出て落魄す、麾下の士阿部四郎五郎の家長、勝野豐作(文武の士也)の家に寓す、下着、直樣事情承り候處、此節水戸樣御評判彌益相直り、公邊御忌明御指障も不被爲在候樣相成候得は、御登營も可被仰出とのよし、已に聖堂勤番加藤餘三郎父隱居の處へ、御茶道何葉と云もの參り、しか〳〵の咄致候趣に御座候、其外御府內一般に御沙汰申上、寔に恐悦の御事に奉存候、扨先達而の御書面、御贈もの等、早速勝野へ差出申候處、大悦に御座候、別て胄は錆も落付、恰好と申、望居候處也とて、鎧のはく板は直に誂に遣し、直に取立候趣に御座候、御禮も厚申上候樣申聞に御座候、一體書面も可差上の處、主人喪を發し、忌中に罷在候間、私より宜しくと申事に御座候、安傳へも罷越候處、〔頭注、安藤傳藏、當時御徒目付、少々學問も有之有志也、〕當時打續調ものに取掛り、日々曉より出仕、夕七ッならて

は歸り不申由、打續參候處、日の內より取臥し、明七ツには出仕致候に付、只今取臥候計に御座候間、起候ものや如何と、女房苦心差支候樣子に御座候間罷歸り、翌日夜八ツ時過に罷越候得は、大悅に御座候、已に御色紙幷小刀等指出候得は、寔に〳〵難有かり、恐仕仕候、此間中は御用に取掛り、寔に疲勞致申候とて、番附の帳面如山引散し置申候、もはや調も兩三日中に相成り片付申候間、花見にも被出申候、尙更久振故一杯と申、酒抔を被振廻御色紙の儀は、孝經◎高橋多一郎拜領の御品之よしにて拜受被仰付、誠に難有仕合、奉拜見候も深く恐入候次第也、先ツ御禮より申候とて、殊之外尊敬、其節の咄に、御國表兩田◎藤田戸氏御歸鄉後、有志の御方益御靜謐の由、御屆合の段感佩仕候旨一同御噂も申上候、杯共身に取りても、如何計か安心に御座候、二月共七日也、扨御模樣は如何に御座候やと承り候へは初春と違ひ、此節御平かに御座候、尤閣老衆御腹、否は相分り不申候へ共、幷より被隔候事も無之候間、此段は御心配に及不申候、此節知恩院樣長々御逗留被遊、畢竟奸家より被引留、水府樣之御邪魔被遊候故、如何致候へは、御追立可申哉と彼是相談仕り、大監閣老へ罷出申候◎脫カへは、近來御勝手向別て御窮迫被遊、防禦御手當さへも、御屆不被遊候御咄には有之處、知恩院樣御用も被爲濟候へは、早々御上京被遊候ては、如何に可有御座候哉、鑛細な御入用には御座候へとも、壹日被爲入候へは、其丈の御入費も有之候事に御座候、尙更浦賀表御入用さへ御六ケ敷折、右樣無手の御入費は、御省きの方可然哉と、大監より申出候へは、その翌日御上京御達に罷成申候、寔に是は氣味能事に御座候、此節の御模樣、外の御儀も無之、駒老大君◎烈公御事蔭抔にて御噂申上候は、寔に恐入奉り候次第に御座候得とも、同志の者咄にも、御開明ケ樣御遷延被遊候事、餘の儀には無之、天下一統浦々迄も、御英明には奉感慕居り、老大君不被爲入候ては、迚も神州の威稜を振ひ可申事は出來ぬとの事、兒童も奉仰候得共、衰世の凡情故歟、御英明に奉恐懼、此上如何樣の儀被爲在候も難計と申處、とふにもこわく、彼是に遷延仕候と愚慮仕候、右の御釣合故、老大君には、閣老幷諸方へ御建論は勿論、何事も御構不被遊、宰相殿◎慶事御疱瘡も輕く仕舞、もはや世に苦勞はなし、隱居といふは樂なもの也と、誰か上り候共被

遊、先達て中の通り、御能或は御詩歌御茶等の儀、御閑遊被遊候得は、天下有志のもの、御一條に掛り骨折候には、至極宜敷との事承り申候、隅からすみ迄御行屆被遊候明君の御事、彼是と御噂申上候事、扨々奉恐入候事なから、外虜の事も未た天下の人目かさめ不申、諸侯の壹人も被討潰不申內は、また〳〵老大君防禦の御議、爲御任と申事には相成間敷、此節別て世を御避け被遊候樣仕度もの也、我等御家臣に候得は、身を捨御諫言も申上申候、是は全く貴殿のみの御咄にて、高◎高橋多一郎へは夢物語りに致度候、四海無雙の御英明の御方、我々風情のもの彼是申上候事、扨々恐入候事也と、くり返し〳〵被申、是も天下の御爲と奉存候故、存分に申也と慷慨被致候よし、先達ても御咄申候北地御內願の儀に付、繪圖面幷御仕方立等巨細に相伺度、何も御心配には及不申、右は私懷にて致し、大監の腹へ入候積りに御座候、此節御目付一統防禦大張込、式部殿◎目付松平式部少輔も浦賀より罷歸り、別て張込に御座候、役所より水府樣の事度々持出に付、閣老にては、又とか申樣に相成居候間、此度は防禦一條を以て、正々堂々公論を以て、切出し候意氣に御座候、依て右の事高橋へ承り、早速持參致吳候云々、高も同志の者も可有之候間、此所相含吳候樣、尙又此節武備可也に備え、防禦に取掛り、行屆候諸侯六人計も承り度、極急き也、高は國にて委細に不相分候得共、彼へ聞申候得は、何と歟含も有之へし云々御座候、我等何も望は無之候得とも、偖御開明に相成候得は、老大君御前にて、たふ〳〵と御杯を一杯戴候事、生涯の願に御座候と申き、傳藏◎安藤は四拾餘の人にて、兄の跡を繼順養子に仕候、兄の子有之に付、自分は妻を嫁り候得は、子供も出來、甥の難儀に相成候事氣の毒に存、獨りにて被居候處、勝野◎豐作抔有志の者打寄相進め、此頃妻を取り申候との由、一體潔白なる人にて、清貧に有之、萬事勝野助力を受申候との事、

一、阿部◎正弘牧野◎忠雅兩閣老、防禦の事には精々力を被用、家中のものへも、西洋銃陣の法を爲學、蘭學をも修行爲致候よしにて、當時新渡の蘭本和解出來候分、過半兩老手を廻し買上申候由、

〔頭注、諸侯にては、西國の方別而買上候よし、其內鍋島侯過半手に入被申事也、〕

○セイアルチルレイ

○エルンスーヒウルエルケル　八冊
○三兵合法（舶砲新論ハリ方シンヘントモ云）　十四冊
○兵法全書　百冊　内十冊　和解出來る、
○下曾根金三郎（高九百石、御進物番、實は西丸御留守居筒井紀伊守次男也、）當時西洋銃陣指南、日の出のよし、前文兩老家中も罷出修行致候よし、松平伯州侯、（◎宗秀）抔自ら銃陣の調練被致候、尤邸中へ月二才つゝ、金三郎門弟引連被參候處、興（カ）左衞門（◎關）抔も、伯州侯一同に、卒伍の組立相學申との事、家中は勿論、自ら弓馬槍釰達者に被致候、容貌は東湖子に似たりと云々、
○内書記にて　盡力致候は、原彌十郎と申者にて、此人年來老君の御事業を奉感慕居り、志も有云ものゝよしに御座候、辰（◎弘化元年）の八月御國表歎願搖動に付、老大君（◎烈公）より國許靜謐致候樣との御親書、御下け被遊候事御座候處、その御書をは原彌十郎、早く手に入候に付、加藤餘三郎も原彌より借り、寫取申候との事に御座候、此度云々の事も、手元へさへ參候得は、幾重にも力を盡候積の、口氣に有之よしに御座候、
○尾藤高藏、（麾下之士、阿勢（◎阿部正弘）の儒者石川圓藏、門田堯佐等へは時々往來、水府云々も頗る遊說被致候事に御座候、此節防禦論は、天下有志のもの〳〵論、阿（◎阿部正弘）の手元へ輻輳致候との事也、
〔頭注、尾藤阿閣への呈書も有之由、近々廻し吳候樣勝野（◎豐作）申遣置候得き、水府の事專らに申候由、〕
○吳御留守居筒井紀伊守（◎政憲）と申人、聖堂掛りも被仰付居候に付、阿閣へは日々の樣對話、阿も顧問に備へ置、大抵此人方寸より被出候樣也、
監察へ遣申候北地一件の儀、委敷認候得は、切も限りも無之候間、全く大意、御先々御代々御立論之廉廉のみ、相認遣申候事左之通、
一、水戸家にて夷狄を憂候は、源義殿（◎光圀）に始り候、夷狄の患一端ならす候得共、蝦夷の地方より喰入候義、彼にありては長策、我にありては第一の患と被心付候哉、快風丸と申大船を製造、水戸殿荷船と唱候て松前へ遣し、又は韃靼へ漂流致候よし、古記にも相見候事、
〔頭注、船長さ廿七間三尺なり、二千石積位の荷船位なりと也、〕
〔頭注、快風丸の額は、礫邸吟味方の天井板の上に、さひて有けると、古老申傳へき、〕

一、寛政之初文恭院樣（◎德川家齊）御年若にて、御政事向三家方へ御相談被爲在候節、おろしや人カムシヤツカより、追々南方を蠶食致し候勢も有之かにて、蝦夷地御仕置の儀、源文殿（◎治保）にて時の閣老衆と、再三反覆議論被有之候由、古老の者申傳候事、
但し本文議論往復の文書類は、代々手元の祕府へ納置、樞要の役人にても、拜見不相成由承申候、
一、寛政十年の頃、從公邊近藤十藏蝦夷地へ被遣候節、水戸にて有志の者貳人、右家來に相成り、エトロフ其外委細に一覽致候由、
但し本文貳人差遣候儀、時の史館惣裁立原甚五郎內々扱候間、定而源文殿內慮を經候事可有之哉、
一、右之通、代々苦心を致候處、蝦夷地の儀、公邊にて御改革被仰出、且又文化四年北方おろしやの騷動、同五年西國エギリスの亂妨、旁にて夷狄の患彌不容易事と、國中有志の者共益致憤激、海防の策專ら講究致候事、
一、蝦夷地の儀、世間にて著述の書餘多有之候得共、近藤十藏の邊要分界圖考、幷前文水戸より北地へ參候もの日記等、致一覽候得は、北地の儀御油斷不相成段は、委細に相分り申候樣存候事、
一、夷狄共追々神國をねらひ候勢、東照宮御遺訓は勿論、熊澤（◎蕃山）新井（◎白石）等を初め、先輩之論有之候得共、近來度々北地等へ渡海の始末は、同藩友部正介著述の邊警紀聞抔、大略相分り候樣存候事、
一、文政年中に至り候ては、北夷始て東海へ出沒、所々上陸橫行の振舞に付、中納言殿（◎烈公）未た部屋住にて被有之候得共、殊の外憤激被致候より、日夜海防講究被致候事、
右は三月廿一日の夜、山口猪衞門東湖へ參り、しかしかの事情咄し、東湖申候を脇より筆記致罷歸り、即夜大謙（◎大野謙藏）持參南上致し、安藤へ遣申候也、
此時東湖先生より、別に口授の條、山口筆記し來る左之通り、
一、よき男共集り、見あがるなよ、」一、幕の手はどこ迄も〳〵、」一、仲の手は切るべし、」一、雲上へは先づ遠のくべし、」一、祕事は孝加（マヽ）の外議（祭禮抔）すべからす、」一、逢度たさ山々、」一、けち男とも同行すべし、」
右の外にも、ケ條有之候樣相覺候得共、直に火中致候事故忘却せり、

○三月十六日板橋◎源介實母の病に托し俄に下向、即夜過訪、當公◎慶筭老公◎烈公益御機嫌克、御同樣無此上候鈴木健次郎と申御小人目付へ、不取敢金七枚被下候事に御座候、右に付御目付衆一統、張込御座候處、恐悦、扨模樣如何と尋申候處、次第に濕り合、是非小出織部壹人異論、彼是揉合候處、一統と一人故、多御面話申度、俄に罷下り申候、先日薄々申上候本郷◎御側御用取次本郷丹後守泰固一件、是は外の手より出來候にも無之、分御納得に相成候義と奉存候、左候内阿部殿より、また主人◎本郷丹後守へ水府調の義、御懸けに相成申候、是も貴兄御出の節、稻富◎鐵四郎へ御對面被成候由、野生も對又遠山へ御懸けに相成申候、何れ近日調出來可申候面致申候處稻富も内願の義に付、兩御側衆へは、黄印よし、調出來候はゝ、何卒内見爲致候樣の義は、相成續丈は遣申候よし、其手續より本丹◎本郷丹後守の公用人太間敷哉と申候得は、どふか出來候はゝ、極内々懸御目田專左衞門と申ものを呼付け、水戸樣の義斯々と、情可申と申候、又申樣に、太田申聞に、此節姉の小路どの實物語致し候處、至極受も宜御座候間、○少し遣候のより主人へ、水府樣云々の義、聞繕取調被下候樣、處、右の手續故直樣取受申候、忠三郎も度々罷越對談御懸けに相成申候、何れ諸方より廻り參り候間、御惡致申候、太田申樣には、御家中樣へ懸御目、委細の義敷義は決而有御座間敷、尚更近々御庭のもの御密被承知仕度と被申候得は、稻答に、拙者も水府の家中に仰付、水府へ罷出候御含被爲在候間、御國元へ參り候は、高橋◎多一郎板橋◎源介抔と申、役人をも相勤候者、兩人節は、好き樣に仕向申度云々申候、拙者抔内策に、少懇意に有之候間、隨分引合申度奉存候得とも、何歟掟し金銀も費申候處、先方にては取付居候に付、ろくなと致候證無之内は、爲逢兼申候と被申候由、其節稻禮も不申候、尤呼付候得は、竹本◎御側御用取次竹本主水正正懋の用人富又申樣に、此間御目附衆遠山半左衞門へ阿部殿◎正弘も早速參候、此度御家の義は、先方より却而張込、對より水府の義調御懸けに罷成候趣、遠山も大張込にて、談に參り候位に御座候、畢竟御三家樣と申は、御威光て、夜に日を繼、御取調早速出來、御差出に相成候趣、違候者也と、嘆美いたされ候、依ては太田の方へ、ど阿部殿早速出來迎大悦にて、御時服二タ重、當座の御褒美に賜られ申候、遠山も大乘込にて、其調に骨折

つさりと遣度故、御相談旁○御盡力の處相願度、俄に罷下り申候、尚又去月十三日、内藤藤一郎本丹へ罷越、公用人へ對談、印物縮緬若干生魚○餘程差出申候處、公用曰に、ケ樣のもの拜受致候義、恐入候迚被差戻候得は、内藤曰に、前々御側衆へは、右樣の御印物獻上仕候事、水戸家の先例も御座候間、無御遠慮御受納被下候樣、くれ〴〵申聞候に付、先ツ取受、其後丹後守◎本郷へも致對談、藤一郎申樣には、每度御承知も被爲在候通り、國許一條の義、于今治り兼候氣味に御座候、萬一御隱居樣◎烈公御政事に御携被遊候樣にも罷成候得は、國許一統不氣服、難儀仕候者も可有之、又又搖動の程も難計奉存候間、此段は宜敷樣、御含置被下置候樣申述候とのよし、專左衞門同役より承り候迚被咄候處、扨々不忠不届の者に御座候、丹後守樣御腹は、如何樣の御見留に相成居候哉と、薄々探り候得は、主人事は取越苦勞致候生質にて、御隱居樣御開明にも相成候はゝ、如何樣の御英斷被爲在候も難計抔と申處、苦勞致候樣にも被察候事に御座候と申も、遠山は稻富父方の伯父故、監の方も手を入可申との張込に有之候、竹本の用人も、近日稻富迄被參候筈に御座候、夫は何方より何方迄御都合能參り、申さは濡手て粟米と申樣に相成申候、畢竟老公◎烈公御精忠の感せしむる所に可有御座と、兩人共感嘆致し申候、

○伊達一件の義、追々老公より御文通被爲在、遠州◎伊達宗城より御受申上候事には、私家來松根内藏と申者、是迄内密の義迄も爲任置申候ものに御座候、御家臣衆の内、是へ御尋被下候はゝ、乍恐御互に御文通不申上候共、却而早廻りに相分り候間、此上右樣御承知被遊候樣云々申上候に付、老公にも却而御安心被遊、併有志の者、身柄の者は勿論、吟味役以上のものにさへ無之、扨々外見の仕合に候得共致方無之、縱令先方より承り候共、有體に可申候云々御下知御座候に付、麻布迄◎伊達侯ノ邸麻布ニアリ罷越對面致候處、慷慨激烈の男◎松根内藏にて、文學も餘程有之樣子に相見申候、西洋砲術の仕懸けを、盛にいたし居り候折へ參り、初而對話致候得は、結◎結城寅壽一條の義、激怒に不堪樣子にて、彼を是迄生て御置被成候や、御開明一條も、御祈願にて晴候樣の手續にては、齒かゆく奉存候、何共乍憚是迄閣老へ御歎願の節、兩三人も御制腹被成候はゝ、早速晴可申奉存候と張込被申候處、帆◎板橋源介曰、私風情

のもの、何拾人枕を並候共無益、却而それは御不審も增候樣相成候間、先悦へ申候云々申候得は、成程左樣に可有之哉抔申候、我々風情の者、申納言樣◎烈公入御聽、主人◎伊達宗城迄斯々被仰遣候よし、扨々身に餘り難有仕合、何共申樣言葉も無之とて涙にむせひ申候、段段主人よりも內話有之、菊地氏◎爲三郎一件の義を、屋敷は御抱へ申振に拵候つもり、主人內命も有之間、一度家老へは御對談爲致候上にて、宇和島へ送り申度、此方にては何も不構、釰術にて抱候振りに、表向致置き申候、左樣御承知可被下候との咄に付、其旨駒邸へ申上候處、尊慮には、菊地抱に相成候共、此方にて用の節引戻され候樣、懸合可申云々御下知御座候間、又候罷越、追々の義申述候得は、得と相含居り候との申聞に御座候、依而芳之介を駿州迄、菊地迎に遣申候、〔頭注、芳之介と申人は、矢部駿州元家來なり、〕先つ此義大安心に御座候、

〔頭注、其後四月十七日の夜、難波田弘藏下着申樣には、菊地一件の義、老公より菊地◎爲三郎迄內命有之、外の義と違、決而他言有之候ては不相成、只實兄造酒藏へのみ、此度の內事申聞、以後の證に相成候爲、此一封兄方へ托し置候樣にとの尊慮に付、菊地義も、此度は是迄の心願と申大乘込にて、段々差圖に付、遠州◎伊達宗城の監察田中某へ逢候處、是は遠州殿より內命にても有之歟、逐一承知の樣子に御座候、併田中へ逢候事は、松根◎內藏へも他言有之間敷よしにて、田中は人物、且監察故歟、全遠州どのより外、手に明候義と相見申候、依て遠州侯は當月廿二三日の比御暇相濟、發途の振に候間、菊地幷庄印も、五月初に發許發足致し、國許にて仕恰出來候處へ御出に致度、其節は揃子宅御尋にて可然とのよし、田中申聞のよしに御座候、〕

○又候板橋申樣に、先達て御遣の七ヶ條辨解、駒邸へ入高覽申候處、佐賀、彥根、大越前、有馬、藤堂、伊達、會津、細川、薩摩等へは、爲見申度もの也との尊慮に被爲在候間、松根へ持參致候、是は國許同志のもの何誰と申者、政府相勤候節、極祕に相認候品に御座候得共、遠州公へも入御覽度持參致候迚指出候得は、早速遠州侯手元へ指出一覽致候處、侯にも大張込の由、其跡にて松根へ參り候節、先日の七ヶ條辨解、主人大に感激に不堪、今日藤堂◎高猷へ、右を持參致候ても不

苦候哉、承り候樣申聞御座候間、宜敷旨申候得は、直に持參被致候趣に御座候き、誠に野生の拙筆等、右樣御取扱被下候事本意也とて、板橋へも申聞候事也、松根申樣に、三月朔日歟に、主人登營の節、宰相樣◎慶篤へ御目通申上、御家政向等の義、御父樣◎烈公御繁昌に被爲入候內は、每事に御伺候執行被遊候樣、乍恐奉存候、尙又御父子樣御間、何歟御隔て申上候樣の氣味、無之にもあらす樣奉伺候處、右樣の義は、決て御取用不被遊候樣、乍恐愚慮仕候、私義兼て申納言樣◎烈公より御懇命を蒙り罷在候間、腹心を打明、不顧恐申上候云々申上候よし物語、終り不申候に兩人涙にむせひ申候、明君の御信友と申者は、流石感心の事と、今更には無之感嘆に不堪奉存候、松根へも對談致度振、板より申置候間、來月末には歸國被致候間、其前出府候樣申聞候也、

○仲街のもの暖氣に相成候ては、凌方如何に可有之哉との御配慮被爲在候處、過日吉成◎又衛門より野生迄被贈候詩作、尙又原田◎兵介より和歌、幷四疊半の內壹日步行候義、積り候得は二里半計に相成候と申、辛苦艱難の有樣文通、兩三數不顧恐奉呈上候處、御憐察被遊、御手製の御藥、獨りあんまの畫圖、御親ら御書被遊、右藥ら毒藥ならんと疑念生し申間敷間、蛤貝の中へわたをつめ、例の神發かなにて一書添遣候得は、山原安會◎山國長八郎、原田兵介、抔は存居り候間呑込可申、左樣とり計可申との難有尊慮の趣、內々入申候、慥に落手致申候、尊慮に、開明に相成候得は、相互に咄し笑候事可有之との御事もありき、右樣の義認候にも、感涙に堪不申候、

○又尊慮に、兩橋共斯迄骨折候ても、于今開明に不相成候得は、我等はとても、上の方は不首尾と相見申候、是上は我爲に心力を盡し、奸の爲に虜と相成候得は、宰相殿◎慶篤は獨奸の手に渡り、成長の後如何可致哉、是上は我等事はあきらめ、宰相を有志に傳り立呉候樣賴申候也、依てどの樣にも風を替へ奸氣を凌き、今二三年の處持こらえ、宰相殿爲に盡呉候事、我等への忠節也、此處よく〳〵辨へ、高橋へも申通候樣にとの御事にて、寔に以難有尊慮、右の御一條認候にも涙にむせひ、是にて筆を留ぬ、

〔頭注、感泣不已、內々親へも爲承申候所、一同落涙時を移しぬ、隣家之小山平次裏より參り親子けん

け◎かと氣取直に歸り、翌日來り云々故少々打明、ともく〳〵涙に咽き、嗚呼、

○又尊慮に、我等手元にてなをなつ計は腹心にて、其外一切心をゆるし兼、深夜書き物抔は、別て氣を附られ、寔に困り申候、今壹人十二三にて宜候間、有志の召使を見附くれ候樣賴申候也、尤曲直にも申付候、又表の役人へも申聞候半との、御事に御座候間、表の奸吏へ御謀り被遊候ては、却て奸女を入可申、扨もく〳〵相困り申候、左樣なれは伊東◎宗益へ申聞、伊より姉◎姉小路へ通し、姉より人を撰み差上申候方、宜御座候半と申上候へき、

○先達而奥御右筆組頭荒井甚之允より、御城付人見又左衞門へ被申候樣は、宰相樣◎慶篤も御成長被遊候得は、御連枝方御後見は、御入被遊間敷、如何御座候やの旨吹掛け有之、人見罷歸り、斯々と申けれは、政府中色を失ひ、內藤◎藤一郎幷佐野藤等大歎息のよし、是等を以勘考致候得は、本丹◎丹後守にて內藤賄賂云々も、いはれなき事にも有之間敷と推察致候、

○其後御下けの書に、丹◎本鄉丹後守も逆臣の賄賂を受候と申事、天下へ廣り候得は、流石御役人故、耻かしく相成、正へ荷擔も可致、若左も無之候はゝ、其沙汰紛々の上は、退職も可致哉、左なくとも以後奸說をは能き程に見合、取用候事はいたし申間敷、依ては月日幷印物員數は不言、老若大小監後宮等へ、右之說廣り候樣云々天降り候に付、帆喬◎板橋源介直に松根◎內藏へ參り、本丹、內一◎內藤一郎斯々の事申述候得は、早速伊達公耳へも入り候處、大憤りにて、其後登營の節、一席へも咄可申との含のよし、扨前文の義、名策無此上奉存候得共、前件の通稻富よりの手續に、公用も呑込候釣合、且は其手續より、內藤賄賂云々も分り候事に候得は、右の一策萬々一、本丹幷公用等の耳に入候はゝ、氣の毒千萬、依ては本丹を說入候義も、兎も角も伊印◎伊東宗益手へ一意に相任せ、若御開明の義、表にて支候節は、矢張後宮姉◎姉小路抔の手より、拵く候樣賴候方、手順も可宜と相談致候、黃物等持參にて、三月廿七日曉尼子◎長三郎出途に相成申候、

○四月七日の深更尼子歸來、其節は伊印幷是印◎是生も面談致候との由、其節の模樣には、姉もちと乘込候樣にも、相見へ申候得共、一體氣質六ヶ敷、尙更御用掛故歟、此度の一件引受ると申事は決て不申、依て伊

も彼是と祕策を盡し候よしに御座候、百哉貳百の黃印袂へいれ候迚、動き候女には無之、全く金錢に不拘、かねく〳〵ほしき品物にても見付け不申候內は、喜ひ不申風にて、此間薩州の御隱居◎島津齊宣より、拂に出候金の時計、八拾五兩にて相求め遣申候處、實に氣に入候樣子にて、袋を拵くれ候樣下け申とて、尼子見て參り申候、如何にも立派、音の能事膽をつぶし申候との趣也、其より說込候所、呑込と申候計にて、引受ると申事は不申候、併し腹心のおきせと申女は、伊◎伊東宗益大別魂の者にて、是より承り候處、隨分張込、壹人にて何歟骨を折候樣子に御座候得共、例の容易に口外不致人のよし、又候伊東尼子へ申樣に、外へは御他言御無用、孝經◎高橋多一郎は戀意故、孝へ計御咄可被下候、一體三月中浮も明き可申候、奥向等老君◎烈公の御模樣、殊の外宜敷候處、舊冬にも可有之哉、老公より一封、姉◎姉小路へ御遣被遊、夫も何の事やら不相分候得共、右の事ちと親玉◎德川家慶の耳へ入、尊慮觸ると申氣味に可有之哉、姉にて申候振には、舊冬駒込樣よりの御一書、わたくし大不取扱申候、六ヶ敷事も、よめさへ致候得は、どの樣にも懷に致可申候得共、自分不得手故、不圖他人の手に渡り、只今にては後悔なりと被申候、先つ申さは、上樣にては、水府樣御事は、むしのすかぬと申樣な鹽梅にて可有之と、どふやら推考仕候云云、既に舊冬よりの大かぶら矢は、伊印より僕も被聞申候處、一向に不相分旨答申候、幕へ御通路一條は、精々申上候處、扨恐入候事也、去月中尊慮には、其方等其程骨折候ても、晴天に無之は、天上へ我等能々不首尾云々之命有之、猶又其比姉より、極內々老公へ申上候樣には、天上より御直に伺候處、青閣◎老中青山忠良は天上不首尾に相成候間、追々退役にも可仕旨、內々の御咄也とて申上候よし、老公にては、もしや有志より歎願にても致し、其響きにて青閣、我等爲に骨を折り、不首尾に相成候事には有之間敷や、青閣は每度家へは出入もいたし候故、若左樣にも候ては氣の毒也と、殊の外御配慮の由、右一條極內々姉より申上候義を以、推考致候得は、姉も呑込、御咏方には、相違無之事と推察仕候、且尼子是生へ逢候處、打續御本丸へ詰切り大張込の樣子、おみつ樣◎德川家慶付妾へも得と申上候處、此御方も御はり込にて、姉へも懸け不申、壹人にて調ひ爲見候間、上樣の方は苦勞に致申間敷との

御事なれは、隙はとれ候得共、決て御苦心不被成候様、高橋様へも御申聞可被下との事のよし、輔藥二た包伊印へ託、表御役方をも可然相願云々申遣候處、御申越無之共、爰に引懸け有之と申事は、大抵には探り當り申候、其節は何分掛可申候得共、所詮姉の手より、表をも爲掛候外有之間敷、其方御都合宜御座候半、此節私此途に臨み、破れを取り候ては、御成就は乍恐御六ヶ敷と奉存候故、靜に根強く押貫候積りに御座候間、其含にて御待可被下候、高橋も此上被押込候事、後宮にても至極苦勞に被致候間、何分にも相凌、役人抔へは賄賂にても遣候樣致し、御役付にても被成候樣噂申候、此間御遣被成候鱒、初而拜味仕候、生涯右樣の魚食候事無御座、三人にて打寄御賞翫申上候、跡を二た切仕舞置申候處、私留守の節家内にて、御庭同心へ御歯向の爲振舞候所、賞翫は不斜候得共、此品は水戸歟越後抔に無之ては、無之品の味也、水戸表より御貰歟抔被申罷歸申候、尤此男は私も使申候處、又職分の義故、ちと水戸云々は後悔致申候、堀内藏頭にも香味付られ、水戸鱒云々被疑申候位に御座候間、此上は一段極祕に仕事仕候間、暫の内は御國へ御通路も斷ち候まゝ、板橋樣(源介)へも一切御目に懸り申間敷と、存念相決申候、高へも宜敷願度候、若無據節は、用人を孝經(高橋多一郎)迄差下し可申候、且又奸家より後宮抔へ手を入候事は、一切無之樣子に相見申候、手を廻候得は、早速に相分り申候間、右樣の處は御心勞被成間敷云々、

其節三保山より、幽玄(坂)迄被贈候ふみ之覺、

御細々との御文之樣拜見致られ、よ程御あたゝかに相成られ得共、御手まゐ樣にも、折からの御障も御座不被成御目出度さ、左樣に御座候得は、此程は御目に掛り御嬉しさ、其節御咄御座候高橋よりの御屆物被下候御事忝、誠によき御品にて、如何程もゝ忝、類燒後いまた壹つも御座なく候御品にて、幾久しく萬々年も所持いたしられ御事と、かつゝ忝存られ、右御禮之事、御序によろしく御賴申られ、目出度かしく、

此しなま事ゝ御麁末成御事に御座候へとも、御目に懸度さ、御序之節よろしく御屆被下候樣に、御賴申られ、なをゝせつ角時かふ御厭被成候樣に、そんしられ、めて度かしく、

其節平三郎(中村)より之文通、入用の處のみ相記申候、

一本丹(本郷丹後守)家來被參候節申候は、決而御苦勞御無用に被成、尤四五日以前、中山殿(信守)主人宅へ被參、朝五ツ時分より晝時迄內談有之、併是は御障りに相成候儀に者無之候得共、藥にも不相成、其跡へ罷出咄合致候處、一々主人へケ樣〳〵と申樣にも難相成、追追小石川樣御模樣も違可申と奉存候、當九月迄には、無相違御定事に仕度、左樣御承知之上、御待被下候樣、被申候事に御座候、右に付當月廿五日方に者、主人右御屋敷へ罷出、直に相願候積り之由に御座候、左樣御承知可被下候、

一伊印樣(伊東宗益)より、是生を御殿へ御登に被爲成候積り、一昨日金印を以被仰越候、右一件も、十三日方に者相分り可申、何れ私共當月末に者罷下り、子細之義は其節申上候間、左樣御承知之事、

四月九日

○伊達侯(宗城)今月廿五日方江戸發駕に相成候よし、依て松根內藏方へ印物遣可申とて、小手誂置候處、漸急き今十六日朝出來參申候間、一刻も早く間に合候樣と存、同日夜落合誠三郎へ托し、板橋(源介)迄爲差登申候、其節絖町(本康宗圓)へ暫く音信不通、尙又御緣組御治定の義、いつの比に相成候や、少しも承り度、赤銅へ浪に龍のふち頭、(大小一柳友善作)外に肴料一包相添、內書記の摸樣承り吳候樣文通、左之通、

先達而は鳥渡出府仕り、御程合伺、可得拜眉心事に罷在、平三郎差上相伺候處、如何にも深更に相成、參堂も恐入、且往來共六日之日積り、旅中草忙旁にて素懷を不果、今更遺憾至極に奉存候、委細は三溪君(伊東宗益)へ申上歸鄕仕候、扨御手蔓之方、今程如何之御模樣に被爲在候哉、打絶御不音申上候段、宜しく御取なし奉願候、將又宰相殿(慶篤)御緣組御治定抔は、いつの比御吹出しにも罷成候哉に可有御座や、御程合も御內々奉伺度、御序之節何となく御探り被成下候樣、偏に奉願候、當地殊之外靜謐に罷在候間、此段は御含置可被下候、只今い使出立に差掛り、草々相認候間、乍憚御推覽奉希候、書外拜顏之節と草略申上候、頓首、

四月十六日夜　　小杉庄九郎(高橋多一郎)

小栗榮壽樣(本康宗圓)　閣下

尙々時下不順之氣候、折角御自愛被爲在候樣奉祈候、此ふち頭在所製のものに而、餘り〳〵見苦敷は御座候得共、爲膨置候間、御慰迄に入御覽申候、御笑留被下候はゝ、大慶此事に御座候、以上、

別啓申上候、御藥度々御差下し、每度難有仕合に奉存候、打續快く相成、畢竟御藥の効驗とは乍申、貳拾年來今日之如く平らに罷成候事、實以驚入、愚家一同拜謝不堪、御厚禮申上候事に御座候、然る處此節取急候書き物へ、必至と取懸り候得は、又々催し有之、亦々出來物よりうみ出、食物ちと難澁仕り、尙又快寐も成兼候位には御座候得共、氣分爲差事も無御座候處、此砌御藥無之候間、何卒乍御面倒、此者へ澤山頂戴仕度奉存候、此品餘り乍失敬、御家內樣迄懸御目申候、御笑留可被下候、御兼約之粟野膳も近日出來候間差上可申候、何も取急き草々申上候、

四月十六日夜

幽囚中御下け被遊候按摩之圖、

導引覺書圖書　御親書之寫

如此して齒を叩神を集ること三十六兩手にて如此頸を抱兩の耳を塞き食指を以て項を□(◎原本一字空白)すること二十四度

如此左右の手を以て天柱捺すこと各二十四口傳

口中にて舌を以て上膓の左右をまわすこと三十六するときは津自らたまるを分て三口となして硬物をのむ如くして呑下す

左右交々如此擊こと各三十六

兩の手にて如此くしん堂を摩ること三十六數ふ多を以て妙とす

兩の手にて如此くうつこと三十六

如此兩手を搓ゆる〳〵と息を吹き出すこと五度して後手をさゝえあげ亦た項を按すること九次

兩の手を以て鉤の如く前に向て兩の足うらを抱へあぐること十二再ひ足を收て座

一、毎朝起テ、無言ノ中水ニテうがいシ、兩ノ手ニ受テ、其水ニテ目ヲ洗フ事三度、次ニ水ニテ顔ヲ洗ヒ、東ニ向ヒテ三度、息ノアラン限リ吹時ハ、逆上セズシテ眼氣ヲマス、次ニ兩ノ手ヲ開キ、前ニテ手頭ノ當リ合程ニ、左右共廻シ、手ヲ廻シナガラ、足ヲ帶ダケニ上テ、歩行スル事五十足、又同樣ニシテ、尻ヲカヽトニテ打ナガラ、歩行スル事五十足、次ニカヽトニテ歩行スル事五拾足、次ニ左ノ腕ヲ、右ノ手ニテ打事百度、右ニノ腕ヲ、左ノ手ニテ打事同斷、

一、毎寐ル時、アヲニ寐テ、足ヲ上テ、股ノ開ク限リ開キアヲル事十度、次ニ歩行スル如ク動ク事五拾度、足ノ大指ヲ動ス事百度スル時ハ、能快寐シテ逆上セズ、

以上御親筆之寫、

幽囚の者如何やはあらんと、乍恐駒邸老君御案し被遊、板橋下りの節、御自ら御製被遊候千金錠といふ御藥、幷獨りあんまの書圖迄かゝせ給ひ、暖氣にも相成候はゝ、嚥や堪かね候半、如何にも命か苦勞になるとの尊慮に(被脫カ)爲在、此藥も毒藥ならんと、疑察も可有之候間、例の神發かなにて認め、蛤の貝の內へ入れ、夫れそれへ振わけ、蛤の中にて音もしては、人に氣を附られ候まゝ、綿を入遣候樣、眠られぬ時是を用候得は、快寐也、開天になり候はゝ、互に咄候事澤山可有之候、今しはしの處、如何樣にも凌可申樣傳へ(よと脫カ)の、難有き思召の程、讀にも涙にむせひ讀兼申候、早速衞卒の義人へ、原田(兵介)より、山國(喜八郎)の出入のもの何の某といふものへ託、三月の末に、幽獄の內へは達申候、何れも感涙に堪かね、たひ〳〵の厚恩を拜し泣沈けりと風の便、

御藥爲戴候節、囚獄中文通を載す、

昨夜風書到來、先以老君(烈公)より御藥幷案摩仕樣等御繪圖御下け、御同樣難有とも何共、可申上樣無御座、涕涙計に御座候、今朝沐浴仕り拜し申候、御藥は今晚例之通り、裏より御廻し申上度候、其外帆(板橋源介)下り孝(高橋多一郎)一書中、委細相分り申候、御推察可被下候、帆は分り兼候處、誰候哉、如何、板の事か、天下の諸侯御聞及、武練專之儀、海防御立論之事、尙又御高論御座候樣仕度、先つ入御覽申候、御藥はよほと上品と相見申候、四疊半中藥氣餘程匂ひ申候、以上、

三月廿七日　原田拜

東先生　座右

春日偶成

久背火輪面若灰、梅花時節不看梅、腊魚遮莫月三片、煎茗那愁日二杯、造篆長傳程邈能、綴書直獻鄒陽才、愧無器局似先哲、空對春風涕泗催、

伏乞正斧　敏愼稿(吉成事)

〔頭注、此詩は二月中老(烈公)より贈られ候處、囚裏の苦想像、苦悶の餘り呈候處、公にも殊の外御苦勞被遊、前文御藥幷按摩圖被下置候也、〕

和南園生(吉成又衞門)獄中春日偶成之芳韻、兼呈囚獄諸先生、

春風不解吾心恨、開得藝園千樹梅、夢裡猶誦心友句、床頭久拋舊交杯、傳言天下張三眼、窓痛廟謨廣九才、身讓呑舟羞漏網、徒論國事涕泗催、

春日偶成(二月十九日父子兄弟蒙譴責)

志願未成又遇春、舊朋多是獄中人、弟兄昨日就輕典、愧負水城烈士倫、

右寄

吉先生、兼呈囚獄諸君、伏乞正斧、

愛　諸　拜

御藥着船、御同樣如此、九泉之底迄も御心被爲盡候儀、絕言語奉感銘候、御同意御胸中奉恐察、涕涙難禁奉存候、寸心五絕御叱覽、なか〳〵難說盡候得共、鄙情御察可被下候、諸兄御覽後、孝經(高橋多一郎)へも何その御序に、極密御示奉願候、尤他見堅く無用仕度、其段も被仰遣被下候樣奉願候、如仰三分弱之魚ヌヱ候御膳等、人心樣々に御座候、橘鞍兄よりの貴書奉謝候、乍略相束貴答仕候、略儀御免可被下候、且鞍兄御投入被下奉謝候、是又乍序御禮得貴意候、人見(又左衞門)へ御後見の事掛候ては、丗門始め一統勤り不申抔と、山簾を引留候は差見へナレハ、左樣之申立に成候而は、是又決斷の妨と成可申歟、彼是考候得は、未た白とも黑とも口引位歟、諸君貴考如何、何卒相伺度奉存候、外虜之事、御同意憤懣仕候、是迚も右之不決斷に而は、大抵想像仕候、尤天下之公論も難捨、先つリキミ居候而も、腹は囚室中の如く、ヘコ〳〵歟、貴考如何、」孝近作感吟仕候、寫置申候、但乎仄對句等、左の意味にては如何、千株を千樹、故人贈を心友句、第六句を窓痛廟謨、(此字とくとは不仕候、)虜九才、二字得とは不仕候得共、三の對にて、七才子抔より無理こぢ付、尙又宜御考可被

下候、第七句身讓呑舟羞漏網ナトカ、」飯懸合之義云云承知仕候、懸合事毎度不得手、言葉落多、其上まじめに成過候て、熟く參不申、乍去いつも諸君へ計御讓申候樣に而恐入候間、先つ口開可仕奉存候、相伺度事、雨山に候得共、無限候間草々、」砲陣世界に絹布三弦、御同意不堪涕涙候、此節氣力老衰、西書抔讀兼候を、押張讀候てさへ大疲れ、七日も斷食致候者の樣に相成申候、千金錠を用候而、格別氣力を得申候、拙作諸兄御覽後、孝へも一同御廻可被下候、

〔頭注、千金錠は、老大君御手製の御藥の名也、〕

〔頭注、西書とは、囚獄の中央に鈴木居り候處、放心致し候故、何事も通達不相成、鈴の處を關と名付、東西と分れ、東組より西組へは、事情も通兼候よし、〕

老痾倦且憊、日永緩禽聲、倚柱頻思睡、看書何異肯、玉丹才送下、神氣頓澄清、肌骨須臾換、微風兩腋生、服藥得驗

病軀與世久相懸、何異幽明途杳然、仁澤暗霑雲霧底、自疑恩露及黃泉、其一

身如孤鳥在籠樊、齡似斜暉看欲昏、衰病自甘囚室骨、難期他日報深恩、其二

滿天黃霧日濛々、豈料深仁幽處通、報國羞無雄志遂、空將涕淚答淵衷、其三

忽見仙丹落碧空、回生神劑仰奇功、何方一匕鑒天下、更仰雲收海日紅、其四

聞說廟堂修保障、神功應在洗腸臟、碧翁何日起軒岐、幸慰來蘇天下望、其五

無題伏乞鄙斧　會先生隱名
原田號也　觀　旭　拜
環翠賢兄兼呈道中諸國賢兄各座下、

孝書貳枚、西書三枚返納、あんまの圖いつにても宜候間、御用御濟拜借、稽古仕度奉存候、アン傳◎安藤傳藏とは誰の事に哉、伺度奉存候、」勝野作◎豐事被仰下奉謝候、」橘兄貴作拜見、奉感吟候、又々孝作御廻、是又感吟仕候、和韻も仕度候處、程遠にて御盡被成候樣奉存候、サフ書に板屏向のぞき候事相見候處、心得に成候事に候はゝ、伺度奉存候、如何、

觀　旭　拜

次光大兄所寄芳韻、

無月無花再度春、感時遙想故鄉人、至難却在程嬰節、濟事知君絕等倫、

拜恩賜、

九尺寰區歲月長、老夫力病氣揚々、手翻史籍座深室、心近江湖憶玉堂、閑見流鶯穿綠葉、忽驚歸雁落雲章、那圖暗有仙丹錫、盥嗽南瞻拜末光、　吉成隱名

伏乞朔正　愼　堤　稿

先以實に不存寄恩光、獄中へ及候段、感涙に沈候迄に御座候、扨又愚作貴兄迄入御覽申候處、不計南上仕候由、甚以赧面仕候、併本懷至極之義、申上候辭も無御座候、貴兄迄御禮申上候事に御座候、御胸中多事御紛擾之所、御高作御示被下、反覆吟誦、奉感吟候、日々詠吟、大に氣力を養申候、別而奉厚謝候、御和韻心に一絕奉呈候、御一笑可被下候、扨老驥伏櫪、志在千里候得共、犬馬之齒五十一に相成候得は、萬一牢中に而黃泉客に相成可申哉も難計義、左候迚辭世を賦し候心得にも無之、是は當歲旦の作に而、例之通わけなしに御座候得とも、貴兄之御盡力に、每々奉感服候間、何共乍失敬御贈り申上候、御披見之折は、僕へ御對顏と思召被下候得は欣然不啻、死而結草可申、右之積りにて呈候事故、萬一餘人に被知候ては、嗤笑成事に御座候、全く貴兄御披見被下候而已、實以奉願候、愚孃之事被懸貴慮、過日譯て被仰下候趣、千々萬々奉謝候、乍併其任實に不輕事に有之、且第一醜顏不器用不才、如何にも安心不仕候間、三兄へ讓り申候處、是も謙退之言葉等有之、熟談如何と苦心仕候、卑衷無伏臟申上候、不惡思召可被下候、御深志之段、御禮難筆紙につくし、乍不本意禿筆草々申上候、」時事就中外夷之儀等、得貴意度件如海山御座候得共、冗長に相成候間不申上候、時下爲邦家御自愛、可爲肝要候、頓首、

初夏初三　左　愚　再　拜

光大兄　玉机下

丁未歲旦、二首

聞說神世千萬歲、鴻荒渾沌但濛々、清昇濁降天柱立、皇化駸々西而東、勇披雲霧驅龍蛇、百敷皇朝稱百數、猶曰九重、肇開橿原宮、草昧垂範祭政一、規模胡必與周同、盛德炫耀覃遐邇、英特輔弼燮理功、心存敬畏修典刑、摸造神器不離躬、卜都畿城文物改、四境再薰葦原風、小碓英豪冠千古、草薙威靈耀無窮、三韓自一歸皇化、苞茅綿々歲不空、綱維赫々由淳朴、一朝左道來西竺、厭王欺世惑帝王、大連遠識獨號哭、嗟使四

海億萬人、惑溺終身委屬顰、馬子橫虐古今無、掩蔽日月折坤軸、休疑天道是耶非、皇天安使全福祿、大姦立殪黼座前、餘威煽々夷赤族、中宗洪業如日昇、能推赤心置人腹、十萬虎賁震雪山、肅愼一敗長貢服、鳳翔千仞魚躍淵、民不索福自多福、物換星移有汚隆、皇勳雖不復可逐、刀伊賊虜蒙古夷、霹靂靈粉悉魚肉、猫眼螫毒厲虎狼、奚爲廟謨闕乾剛、武尊大連今在否、充國貳師善平羌、春王正月歲丁未、物光維新序舊章、威膽蠻貊寶釰利、明照宇宙神鏡光、能令人々磨銳氣、神州英風暨八荒、

其二

城闕晨上衣冠臣、玉堂茅屋迎陽春、家々依舊尋遺範、兒孫先酌獻老親、波捧紅日天色闊、山戴白雪地容新、黃鸝數聲隔隣墻、梅花未綻薄精神、人言丙午莫過慮、粒米狼戾饒鮮鱗、芳樽肴核玉堂夕、主人愛客延衆賓、杯盤狼藉酒如泉、微醺沈醉似座船、宛轉娥媚弄琴瑟、絃々聲發四隣傳、大絃金波涵巖窟、小絃銀錢落龕前、曲成朗暢驚閭里、何人聞之不傾耳、雖云無由覺春光、聲來恰似歡歲始、誰傷空闕屠蘇杯、故鄉老稺今在否、人唁曠濶日如年、吾驚瞬息移光晷、男子一身委邦家、那戚幽尼尋餘室、包胥泣血秦出軍、蘇武囓雪奉漢使、三旬九食腹雖飢、忠義如飴充骨髓、人情反覆如落花、世路險危涉潮水、楚人皆醉平不醺、驥謂蹇驢冠爲履、失義憑逼五姓榮、踏仁伯夷空餓死、灌面試看齊々民、世態險夷常如此、君寃不雪臣子羞、何忍負國耻青史、即今曷事繆黑白、千秋須能知順逆、三省苦愧斗筲才、唯期丹心如金石、所學宇宙第一人、千載師友聖賢籍、儻棄秋實摘春筆、胸藏萬卷是何益、

吉成隱名　敏　愼　稿

數ならぬ身の、水くきのかすならねはとて、被懸貴意御尋問被下、不淺奉謝候、誠やせさらぼひ候得共、煩敷事無之、無異に罷在申候、御休心可被下候、先以御安健奉賀候、一別已來汐路遙にへたてたる島にさすらふ如くにて、唯風の便りのみ樂み相待申候、毎厠のかたへにはし居して、書をひろけ古の人を友とし、竹林栗杉の外、眼に遮るものもなく、居眠半分に消日仕候、扨追々御紛骨、金の御手配、旁御辛勞之程深察仕候、きぬ羽織にておどり御見物、酒肴等は御羨敷候得共、御心盡の程は、うかるひとやにあるよりもと、存はかりに御座候、此上御精力御周旋所希候云々、

はれぬ思ひにあかしくらしける程に、四年(弘化)の五月にもなりぬ、頃しも雨さへつれ〳〵とふりつゝきけれは、はるかに中なごんの君(烈公)思ひやり奉りて、

あわれ君はれせぬそらの五月雨に
かきりなく世を思ひますらん

曇らしな君か光りやますかゝみ
鹿しまの神もてらしみそなへ

端午前日　金　絲

高橋君

○同十七日夜深更、難波田弘藏下着、江南模樣承り候處、菊地同道にて罷下り申候、尤爲三郎儀は笠間迄參り、兄に對面致度積りにて、私は是迄罷出申候、爲三郎事も、當月初に江戸へ到着、伊達の目付田中某といふ者に爲引合、愈御抱に相極り申候、松根(藏内)も一切不存振にて、君命監察へ下り、萬端監察さへ呑込候得は、外は構不申由に御座候、伊達侯(宗城)も當月廿五日御發駕、七月初ならては御國入には不相成由に御座候間、爲三郎事も、其比江戸發足致候樣にとの申聞に有之候、其外彼方にては厚き世話にて、內外差支候事有之候得は、何成共申聞候樣、吳々も被申候よしに御座候、尚又老大君(烈公)より兄造酒藏へ、御內々御親書御下けに罷成、開明迄の內、內々抱に相成候振にて、賴置候事に候間、右の義は決而他言致間敷云々、依て今晚笠間迄造酒藏參申候、爲三郎豫州へ趣候に付、此間懸物曲候金子拾五兩、矢張用途として御遣に相成、拜謝に不堪樣子に御座候、其外所々に借財有之候處、是をも片を付候て、西上致度由にて、又々少しにても、御才覺被下候樣にとの事に御座候、尤明朝は早く出立仕候間、俄の儀にて御才覺御六ヶ敷御座候は丶、又候御品にても拜借仕度奉存候と被申候處、品も無之、俄の才覺甚六ヶ敷候間、板橋(源介)迄書面差出し、托し置候金子の內より、十圓も遣吳候樣相認、難波田(弘藏)直に出立致申候、此日三浦宅にて大要參り、朝より鷄鳴迄會議、歸り候得は難波田待居り、彼是致候得は、東方しらみ申候得き、

○同廿三日夜、落合誠三郎(增子金八)下着、事の樣子を承り候得は、近日平三郎(中村)罷下候間、其節逐一可申上事

に御座候、廿七日方には、是生おみつ樣御部屋へ被爲上候に付、例のごかぼふ、澤山に御遣被下候樣との事にて、尤平三郎儀其比留主に相成候得共、金次郎へ打合置候間、御入費は有之候得共、是非爲御登被下候樣にとの、くれ〳〵も傳言に御座候と申き、糀町本康樣◎宗圓よりの御藥も持參致申候と、貳た袋遣くれ申候、

平三郎より文通、

御書翰奉拜見候、糀町◎本康宗圓えの御狀奉畏候、御口病今程如何被遊候哉、每度奉恐察候、則御藥貳た袋奉差上候、私とも來る廿五日方に、出立仕候心得に罷在候、廿六七日方には御目通之上、委敷申上候積に御座候、本鄕樣◎丹後守の一件、委曲仰被越、御尤の御儀と奉存候、既に今日も鐵四郎事被參候事に御座候、遠山樣◎半左衞門へも主人今夕可參筈之處、風にて罷出兼、明夕罷出候積りに御座候、尤一昨日遠半樣へは私共罷出、御目通りも仕候、尤此間中鐵四郎對談意味合之儀、用人へ打合置申候事に御座候、此節伊東樣◎宗益是印樣◎是生の手に而、例のごかぼう御入用の由に而、此節幸便へ申上候、廿七八日迄には、御取急き是非爲御登被下候樣仕度奉存候、尤私共留主に相成候得共、委細金次郎呑込居候事に御座候、成丈數澤山にと申事に御座候、殊に金子爲御登に相成御書翰には、被仰下候儀無之候得共、定而右の義と奉存候、是印樣へも、旦那樣より御口上に而、遣し申候事に御座候、左樣思召可被下候、書餘御目通之上と、草々申上候、以上、

四月廿二日　忠三郎

小杉樣◎高橋多一郎

○同廿四日夜鷄鳴、町同心兵次郎といふ者へ託し、ごかぼう貳箱、并大唐紙百枚爲持、取急き爲差上申候、

○同廿七日夜平三郎下着、廿八日朝對面致候處、御模樣惡敷と申譯には無之候得共、此間奥御醫師樣の內貳人、小普請被仰付、伊東樣◎宗益にも此節御廣式女中對談は御扣へ被遊候樣、大奥より爲響られ、五六十日の內は、御殿へも御上りに不相成との趣に御座候、尤此方樣へ關係仕候儀には無之、有馬侯◎慶頼へ御守殿被爲建候處、御地面狹く候に付、御隣家の屋敷を御添地に相成候趣、もはや御判談相極り、已に吹出す一段に罷成候處、右大名より伊東樣本康樣◎宗圓其外御醫師貳

人へ、吳々も御賴有之、御添地無之樣、伊東樣專ら御骨折被成候處、奥より、右の義は御揚地不及樣俄に矢か入、其事相止申候處、表方御役人樣、幷有馬樣大に御立腹にて、御探り被成候處、外御醫師貳人はしくじり、本康樣何の事も無之、伊東樣全く奥の御釣引宜敷故、却て奥より身を持、五六十日女中對談扣候樣被吹掛申候、依て此砌は是生樣計御使被成、却て御潛み被遊候趣に御座候、伊東樣は右の儀御咄無之候得共、金次郎內々已に、おは、樣も御心配のよしに御座候と被申候、三保山樣には此節殊の外御骨折、奥向御模樣も御齒に御口◎原本改竄字體不文明被成兼候、燒餅加減の意味も有之歟にて、帆になり風になり、深く御配慮に被爲在、實に感心とも申上樣無之候、一體此間中御目論みにて、上樣◎德川家慶濱御殿へ被爲成、御守殿樣被爲召候樣の御含にて、おみつ樣◎德川家慶侍妾を抱込、彼是と御內策有之、至極宜參候處、一橋樣◎齊禀御逝去、打續紀州樣の御姬樣御逝去、未た御吹出しは無之候得共、御內輪大御取込にて、濱御殿一件も八月迄御延引に罷成申候、よつて此儘にては致方無之とて、此節三保山樣萩澤を御遊說、其上おみつ樣をこしらへ、上樣御淋しく被爲入候に付、御守殿樣長御逗留被遊度との、御內策被爲在候哉にて、色々と御工夫被遊候御事にて、急に例のごかぼう、おみつ樣へ獻上致、水府の產物にて、爲御笑申、ひた〳〵と水府樣の御事、持掛可申との御含の由に御座候、併此事もれ候ては大切故、くれぐれも御配慮に被爲在候、私共下りに付、是生樣奥へ罷出、平三郎◎中村近々御國へ罷下り候由に御座候處、何そ御土產に、御事情少も相分り候得は、爲持遣申度と申上候得は、三保山樣あれは是と御工風被遊候處、急急には、此節抔是と申事分りかね、扨々と御心遣ひ被遊候、其節三保山樣被仰候は、高橋抔、嘸國許にて待兼居候事ならん、わらは一端被賴候上は、一日も心に不離、どふかなして心願叶遣度、心の內にては晝夜忘れは不致候得とも、なか〳〵急々には參不申、被賴候方にては、却て日夜心を痛め居候まゝ、高橋へ得と申遣吳候樣にとの、くれ〳〵御傳言のよし、是生よりの咄に御座候、扨々恐入候事也、私共是生へせつきに參候節は、度々しらにもせつき兼候間、此間は情咄にて持掛申候、尤御國の御噂出候折に有之、高橋樣尼子樣抔、此節の御くらし御察申上候、別て高橋樣御役離

れの後は、御痛敷奉存候、近比御勝手の方は、莚けしきのもの御取交、御すき被成候位にて、御甲冑に槍壹本のみ漸御座候、御さし替の御大小も、ある事もあり無き事も御座候由、御着服は先日御出被成候通の御仕合、御當地にては、ちと御質素過候位に御座候、外に御晴れの御品迚は、大抵御しちに御入被成置候由、其外御同志樣迚も、四ケ年來此方、大分の御物入にて、目も當られぬ樣御困究被成候、却て私共は味噌用人致居候間、凌安く罷成申候、御國表の御家中樣を考候得は、扨々と御痛敷存候事也と申候得は、是生涙に堪かね、私も長年に相成り、明日にもしれさる命に候得は、一日も御早くと、明暮念し候得共、扨々思ふ樣に不參、夫れは〳〵御痛ましき事也、其御中にて、私共迄度々御惠み被遊候御心中、御主樣の御爲とは申ながら、何共申上樣無御座候、三保山樣等へも、得と御咄可申とて、例の一本槍の老尼故、感涙にたえさる樣子に御座候、左候得は、直樣右の咄を三保山樣へ申上候よしにて、三保山樣前文の事に被及候趣に御座候と申き、

○本郷(丹後守)の方は如何に有之哉と尋候得は、公用人太田(專左衞門)へは再三對談仕候處、過日諸文通差上候通にて、私方は醫師、小石川樣は御大病人の御見通に御座候、中山(信此間罷出、長談有之樣子に御座候處、藥にはなり不申候得共、矢崎謙介等申合、主人へ御心願の趣、精々吹込候處、只今にてはとちらへも不向と申內、餘程此方へ首をまけ加減に御座候と申き、近日鐵四郎(稻富)も被參、得と對談仕候筈に、公用人共へ談置申候間、甘く出來候半と奉存候、一體本郷は、自分にては働き不申、人にやらせ候方、勝手の由に御座候、大岡主膳正樣(忠固)は若年寄にて第一人物の由、尤決斷のよき御人に御座候、併本郷樣さへ呑込候得は宜とて、都て進て御取計被成候由に承り申候、此度の事も、矢崎太田等より、主膳樣の公用人へ、斯々示談致置、主人々々對面の節は、廉々御咄合にても、大岡樣は丹後樣呑込候故、用人迄內通有之事と被思召、御挑掛り精々御骨折、御埒明可申との、公用人共內含に御座候、併右に付銀座町常磐亭へは度々連參、大惣に遣ひ掛不申候ては、不都合に御座候間、度々罷越申候、先達て主人宅へ專左衞門罷出候節、細々と被談候處、七月より十月迄の內には、多分御成就に可相成と

奉存候、若や左も無之節は、私共は退役可仕候、先達て申上候水府調云々、丹後樣よりかり寫吳候樣、是又屹と約束仕候間、手に入次第奉差上候間、左樣御承知可被下旨被申候、

○本康樣(宗圓)へ上り候處、此間の御ふち頭の御禮、宜敷と申事に御座候、一件も扨々埒明不申候、御緣組もなか〳〵急々被仰出不申ては、來年は申年にて、如何かと存候、未た懸り御役人も出來不申候、其よりは宰相樣(慶篤)御成長被遊候間、三連(三連枝)を打離候策考置候間、御國へ參り伺候樣との事、

本康より文通、

伏讀其後は御□(原本一字空白)遠、愈御勇健被成御靜勤、珍重奉存候、然者此間者委細被仰下候趣謹承仕候、御口中兎角御同邊に御座候よし、御藥兩樣共調合差上申候、先つ當分之內は、御定用に御用可被成候、其內には御全快可被成候、且此度は御ふち頭御品品御惠投被下、御配慮之段深く痛入候、御內事一件も、當節は先々靜に相成候、兎角埒明兼申候、上向より少〳〵吹出しに相成候はゝ、取計方可有之候得共、先つ其儘によとみ居候趣に御座候、

一御後見一件、委細平印(中村平三郎)へ相咄置申候、何にも追々御解下地にならては、全濟不仕義と奉存候、急調に御工風悪敷と奉存候、今少し御時節御祈奉存候、略文御報相認申上候、又々其內追々可申上候、早々以上、

卯月廿四日

尙々委細平印へ申談候、得と御聞可被成候、藥居(ママ)御保養察入申候、明發達奉祈上候、

おいのより是生迄文の扣へ、

返々くれ〳〵も、はよふよき御返事申度、夫のみ思召御出被成候、めて度かしく、

御文のやう拜見申〳〵、いよ〳〵御まえ樣にも御さへ〳〵敷御めて度さ、平三郎樣事、ちか〳〵に御國へ御出のよし、右に付よき御左右御聞被成、こなたにてもどふそと思召、色々と御工風被成、日日右の御事のみ仰られ御出被成候得共、いまた是と申御事も御申かね被成、あれ是と御かんかへ御出被成候、高橋樣へ御逢被成候はゝ、あつう〳〵宜しく、此程も色々御もらひ被成、ゑ事に御氣の毒に思召候、此段御まえ樣よろしく御賴あけ申候、めて

度かしく、

伊　の

是生樣　人々御返事

新綠壓軒、杜鵑啼血、當此長日、起居何似、僕自蒙譴、絕謝人事、俯仰一室、鬱結難解、昨夜有白衣載酒自南方來者、開樽試之、頓截割窮愁、氣味快銳、所謂鈐菱春也、今也、明君幽別邸、師友就囹圄、其他免貶者、僅々屈指矣、僕亦不肖、不能挽回國家之正氣、何以與妻子同起臥爲安佚乎、日夕不堪憤悱、感慕尤切、乃分所得之樽、以湔諸彦之幽鬱、唯願澆下磊落之胷次、開招萬古之心胷、則幸甚々々、

四月念九日　　愛　諸拜稿

右伏呈東湖先生座前、兼呈欽園先生（◎今井金右衛門）各乞慈斧、

逢ふ事もならの小川に浪たちて
　幻ならて渡る夜もなし

○五月二日平三郎出立其節爲持遣候筆のへ文通之扣、

其後者御樣子も相伺ひ不申候得共、益御さる〳〵敷入らせられ、御めて度存上らる〳〵、兼々御苦勞被成下候一條も、稍御模樣よろしく相成候得共、いまた御同前に有らせられ候との御事、扨夫に付而も、お定樣御事不計も御卒去被遊候事、返す〳〵も御殘多さまにそんし上らる〳〵、お前樣御心中嘸かしと、乍陰御さつし申上候、私事も如何なる御因緣に御座候や、海山を隔り居候遠境卑賤のものに御座候處、重き御方樣迄、あれ是と御目を懸させられ、寔に〳〵難有き身に餘り、何とも申あけよふも無御座候、相伺候得は、御まへ樣も此せつは、御下り被遊候との御事、申上候迄にも御さなく候へとも、此上御心盡し樣のほと、何分にも願上らる〳〵、たゝ〳〵私共心願と申は、中納言樣（◎烈公）御登城被爲在候の外、餘念御さなく候まゝ、此段は厚く御含み遊し、其御方々さまへも御取なしの程、宜しく願上らる〳〵、此度平三郎罷下り、是迄もあれこれと御心切樣被下、私とも心中を深く御さつし、よき樣に御扱ひ被成下候段、御禮筆にも盡しかたく存らる〳〵、寔々不遠慮なから、御深志之程にたへかね、一筆相認御禮申上度さ、取急きあら〳〵申上候、めて度かしく、

五月二日　　多　一　郎

筆の樣人々

尙々時こふ折角御いとひ遊し候樣念しらる〳〵、此品餘り少々なから懸御目度さ、委細平三郎より申上候、目出度かしく、

是生へ返事の扣へ、

御こまやかなる御文の樣拜見申らる〳〵、まつ〳〵折からの御障もあらせられす、御機嫌克入せられ、御めて出度御悅申上候、毎度厚う御禮仰越され、あれにては寔に〳〵赤面致らる〳〵、斯迄厚く御せ話戴き候まゝ、何がなと存候得とも、扨々心に任せす、御氣の毒樣に存らる〳〵、扨また此度者、平三郎罷下り、段々の御噂伺候得は、三保山樣御事、大奧向之御模樣御齒に御出遊し兼候意味も、一と通ならす被爲在、此節は帆に成風になり、あれこれと御心を盡させられ、日夜御痛心も遊し被下候との御噂奉伺、乍陰涙にむせひ、私共身に取りては、何とも申上樣も無御座候、感激にたえかねらる〳〵、私事も御存樣の通、遠方へ隔り居候まゝ、時々御容體も不被窺、且又聊のもの成とも獻し申度、明暮心に離れ不申候得とも、四ヶ年來の危難にて、御耻しき事なから萬事心に任せす、是計はどふも寔に御氣の毒にて、心を痛め居らる〳〵、是は〳〵寔に輕少にて、御耻しき御事に存候得とも、御まえ樣御見立にて、何なりとも御求め遊し、御さし上被下候樣にと、偏に〳〵御取扱さまの程、願上らる〳〵、委細は平三郎より申上候まゝ、あら〳〵申上候、めて度かしく、

五月二日夜　　多　一　郎

是生樣　人々御返事

尙々おいの樣へもよろしく、此包封御序に御遣可被下候、尙私よりもよろしくと願上らる〳〵、

稻富氏へ文通之扣、

謹啓、梅雨中とは乍申、濛々敷空合に御座候處、益御清榮被遊御起居、恭賀之至に奉存、且先達は不計得拜眉、難有仕合奉存候、其折も寔々御對話申上度奉存候處、旅中草忙、遺憾此事に御座候、扨又弊鄕一條之儀、被爲懸貴意、御周旋被成下候由、拜謝に不堪奉存候、折を見合上堂御禮可申上筈之處、此砌別而世路險難、可申上樣無御座、心緒萬端楮表に難盡、書外平三郎口頭へ相託申候、草々申上候、頓首、

五月二日夜認む　　高橋多一郎拜上
稻富鐵四郎樣　閣下

尙々は略す、

○五月十二日公便にて、板橋◎源介より書狀之扣へ、
中村◎平三郎難波田◎弘藏持參の尊書、一々拜見仕候、先以何も樣御安全奉賀候、云々之御親書御下けに相成候間、差下し申候、其外尊兄幷兩橋へ之御封書着下申候、御落手可被下候、外に復正へも御下けに相成候間、宜御取扱奉願上候、扨又御地絹布着用、御免に相成候義、御承知被遊候由に而、拾ヶ年以來綿服にて、皆々絹布はなくし候處、又々絹布に相成候得は、くめん能物は悦ひ候得共、くめん不宜者は多く、第一是節いろ〳〵御物入にて、內願申立候砌、絹布御免は相當不致、依而御晴天迄其儘に御指置難被遊、去る二日阿閣老◎正弘へも御封書にて、仰遣され候よし、依而は何とか御沙汰被遊候故、今之內水戶有志共は、木綿買入置候樣、內々申遣候樣にとの御事、縱令阿閣より無御沙汰とも、當年は必木綿はいつれ候故、今之內買入置、損には不相成との御事に御座候處、右阿閣へ被仰遣候義、御尤には御座候得とも、如何に可有御座哉、乍恐何卒

右樣之儀は、先々御構不被遊候方可然と奉存候、太田◎丹波守と石州◎鈴木石見守と、二百石に五百石の御加增、幷朝比奈悴病身御奉公之出來ぬものへ、白銀被下等、御腹立之御樣子に御座候、御尤至極と奉恐察候、
一中村下り、此節之樣樣委細御承知、何れにも埒明不申、御同樣に困り申候、本丹◎本郷丹後守至極宜、いつれ專左◎太田專左衛門へは、近々面會之積りに御座候、其上に而家老へも面會可仕と奉存候、尙又稻◎稻富鐵四郎へ相談の上、御目附同役へも、面會仕度所存に御座候間、右樣御承知可被下候、
一目貫爲御差登、落手仕候、いつれ何方へ歟遣道も可有之奉存、御預り置申候、雲上へも愚生より一切呈不申候間、御心配被下間敷、扨是生大病、是にはこまり申候、何れ六ヶ敷事に御座候、併筆印◎筆の御座候得は、大丈夫に御座候、大藩之義委細承知仕候、御尤に御座候、小子も松根◎內藏の外は參り不申、甲の儀高肉に而は、九位懸り候由、扨々差支申候、高肉に無之哉、雲上よりは三半四位にて出來候由、尤しころなし鉢計に御座候、高肉に無之とも宜候間、四五位に而出來候は〻、八九月まて宜御座候間、御誂置可被下候、

○御遣切のよし、扨々困り申候、いつ方へも緣の切不申樣には圖計に御座候、菊◎菊地爲三郎へも都合二拾相渡申候、本丹へも五拾餘遣申候て、殘少に相成申候、尤本丹の方も、追々染込候樣子に御座候、左樣御承知可被下候、委細は專左面會之上可申上候、以上、

五月十九日　　帆喬より

小杉賢兄

同便平三郎より遣候書狀之扣、

一翰奉呈上候、兎角不順之氣候に御座候得共、彌上々樣益御機嫌克被遊御座、恐悅至極に奉存候、然者先日者得拜顏、萬々難有仕合に奉存候、四日夜無滯着仕候間、乍恐御安心被成下候樣奉存候、着後早速彼是承り候處、ごか印持參にて、廿九日に登城可仕筈に候處、紀伊樣◎齊彊より是印◎是生へ御用之趣急に被申越、廿九日は延日に相成、朔日にごか印計指上、二日に登城仕候處、登城中大病に相成、翌日三日かごにて下宿仕候由承り、早速樣子見に參り候處、誠に大病之樣子、委敷承知仕候へは、痛風に有之よし、取臥罷在、言舌は相分り不申、眼は相果候哉、書物等もさらに相見え候樣無之、誠に差支候事に御座候、尤事柄之儀は、御城中之儀には無滯相濟候樣承り候得共、併是以吉樣より伺候義にも無之、右に付早速筆印樣◎筆のへの御書狀、都合宜御目通相願候、五六日に御主人御百日忌に候間御取込、右相濟、是宅◎是生へ御出に相成、來八日に相濟候樣手續仕候、委細に相願つもりにて、其一件御苦勞に者相成不申、伊印樣◎伊東宗益御指圖に而、金次郎等馳步行候事に御座候、猶又糀五一件、丹之一件、遠山一件、いろ〳〵取込、且遠一件は、私ともへ罷出候樣被御申聞に付、近日內罷出候積りに御座候間、必御心配不被遊候樣仕度奉存候、委細之義者、又々子細に申上候間、御苦勞之上、御上府は御免可被下候、雙方共委細に相譯り次第に申上候間、左樣御承知に仕度、先つは取急き相認候間、乍恐亂筆等御宥免遣下置候樣奉願上候、以上、

五月六日認　　平三郎より

小杉太守樣

尙々萩樣へ御禮書狀可指上之處、誠に多用故、是度は御免相願度、乍恐御序に宜被仰上可被下候、
小六樣へも右同樣、宜奉願上候、以上、

戸田子より被贈候詩歌、

きかまほしときはの山の時鳥
　木隠そなき峯の一こゑ

浦の時鳥を待に聞えす

いふれともきかてあかしの時鳥
　よるあたなみや聲隔らん

五月雨晴るゝを待といふことを

五月やみわれまつの戸にあこかれて
　寐覺にものを思ふ頃かな

むかしよに侍し時したしき人のなみの道おろ

そかならすとなん聞えけれは

弓矢取るその身計りはかくそあらまはし
　よにますら男の道しるへかな

窓外空濛樹色幽、風枝帶淚懸牆頭、
不知霖雨有何恨、應是多情助百愁、

卯月廿七日雨中作、御一唫々々々、丙丁々々、

小櫻月毛

右小櫻月毛は、〇〇〇の節、上より被下置候を貯置候まゝ、御廻し申候、上下の用途何やかやにちらし候て、予も大慶云々也、依而いなみ不申受納し、同志の人々にも分ちぬ、頗る南上の費を助ぬ、

遠路近路橋巻之四

〇是生大病之事返す〳〵も苦勢に相成、十二日夜三浦より書面參り、是生病氣に付ては、御國の大社へ祈願致度云々、依て直樣鹿島へ人を遣し可申存候所、此節漏泄も如何と、極ひそ〳〵其夜小山松太郎を賴み、靜の太神宮へ御初尾等奉納、病氣平癒の御祓御供等相受、直樣爲登可申心掛候處、折惡敷徹行する者無之、彼是とあがき居候所へ飛札來る、

稻村平三郎より書札、

先日是生大病之趣申上置候處、去る九日夜死去仕候、十一日葬送に相成候由に御座候、誠に殘念なる事に者御座候へ共不得止事、併先日も申上通り、跡之儀は筆野（お定どの召遣にて、是迄盡力致候人也、定夫人卒去後御次へ出る）へ爲任候樣、兼々是生遺言のよしに御座候間、左樣御承知可被下候、打續入替り新手に罷成候儀者、如何なる事と苦心仕候、且此間八日に本郷用人矢崎謙介へ罷越、委細對談仕候所、色々次第柄之儀者、追々可申上候、遠山樣（半左衛門）へ者近日之內參候筈に御座候、尤主人同道に御座候間、ちと延日に罷成候事と奉存候、此節は大奥向、其筋別而大御取込之よし、既に一ツ橋樣御觸出之日、御相續之御養君（齊壽）又候御逝去之由、左樣な事も如何と苦心のみに御座候、是生事外に殘置候事柄も有之、右仁も黃泉へ趣候事、如何計か殘念に存候事と愚察仕候、巨細之儀者三度日上金へ申上候間、左樣思召可被下候樣奉願候、以上、

五月十四日（弘化四年）

尙々渡邊樣（萩吉隱居、安藤樣へも尼子、宜敷云々、

板橋（源介）より書通左之通り、

一書申上候、薄暑之節愈御勇健被爲成御座奉恐賀候、御地此節之御模樣如何、結（結城寅壽）滅祿愼み隱居に可相成と、此方奸府に而決定之趣、內藤（森一郎）より極密加治左馬承り候由、物語に御座候處、未た何等之沙汰も無御座や、英臣（吉野抔も、今一段やられ可申よしに御座候へ共、埒明不申候、此節英臣出府仕候處、願者實母大病之由、他所に罷在候もの故、實之大病に御座候や、又結（結城寅壽）の內策用向等

相分り不申候、

一是印◎是生死去之儀、委細者中村◎平三郎より可申上筈に御座候、伊印◎伊東宗益此節手を引居候へ者、是印は大切之人物に御座候處死去、扨々殘念、併是生も死去之程難計と存候や、跡繼を田安公之後宮へ拵置、相果候由にて、田奥よりの文も一覽仕候處、文面にては委細呑込居候樣子、尚又是印跡へ筆の相續、彼之屋屋へ引移候事故、是同樣、諸事手續も可有之、必々御心配被成まし〳〵奉存候、

一本丹◎本郷丹後守之方も相替儀無御座候、此節阿閇◎阿部正弘公用◎公用人と本丹公用と、公同士打合に相成居候由、本公用も張込居候間、右樣御承知可被下候、遠山◎半右衛門面會之儀、先方へも申込置候處、いつにても不苦、尤夜中抔ひそ〳〵參呉候樣にとの事、併御停止中は差支候事に御座候間、いつれ近日罷越、委細模樣承可申候、

一先便之御親書入書狀、無相違御落手被下候哉、御品物甚心配仕候、◎原本此間約三字燒き抜きたり蓋し高橋多一郎か忌憚を避けてかくなしたるものといふ、以下燒き抜きと註たるもの皆同じ、福政◎福地政次郎等へも早速御取計被成下候儀と奉存候、何も〳〵不面白事のみ故、何卒云々

塒明申度候、御地芝居大繁昌之由、何卒折々御見物にても被成候て、此上奸氣御凌專一と奉存候、取込草々頓首、

五月十四日　帆經◎板橋孝經君◎高橋

〔頭注、弘化丙午◎三年八月廿八日◎廿九日ノ誤武家傳奏兩卿より所司代へ左之通り、

近年異國船時々相見候趣被聞召候、雖然文道能修、武事全整之時節、殊に海邊防禦堅固之旨被聞召候間、御安慮候へ共、近頃其風聞屢々にて、彼是被爲懸叡念候、猶此上武門之面々、不侮洋蠻之小寇、不畏大賊、宜籌策有之、神州之瑕瑾無之樣、精々指揮候而、愈可被安宸襟候、此段宜有御沙汰事、〕

四月十九日御認之新批下ケ大意左之通、

一姉の小路は、此方に花◎花の井も居り、我等儀を惡敷者不存候、天奏より所司代へ云々始而見申候、大名にて武備可也に整申候は、鍋島◎齊正黒田◎齊溥細川◎齊護伊達遠州◎宗城、武事を好申候者、薩摩修理大輔◎齊宣藤堂◎高猷眞田信濃◎幸貫堀田備中◎正篤其外松平越前、青山◎青山忠良も參六敷故、不叶思召候故可拔、其跡は堀田、間部◎詮勝も悪敷と計も申兼、京所司代抔、又は今少し、若くは大久保加州◎忠愨抔云々、

一是生死去後、同人より託置候田安公之後宮喜奴より、是生への文なりとて、是生召遣何某といふものより、中村平三郎迄遣候文左之通、喜奴者江月院召遣、

入梅なからむら〳〵しき御天氣に御座候、まつまつ御まゐ樣何の〳〵無御障り樣、御氣丈樣にて御めて度御悦申上候、此程者一寸なから參り候て御めもし樣、御無さたの御申譯やら、色々御咄も申上かしく、大好物之御馳走さまにて有かたくそんし上らる〳〵、扨其節御内々御咄の御事、上り候はゝさつ速瀧浦樣〔頭注、瀧浦は老女也、母なるへし、〕へ申上候所、錦承知樣遊し、御連井樣◎おるい即ち松平慶永の生◎松平慶永へ參り申樣、過日外御用にて遠山殿◎半右衛門へ罷出候處、水府の事しか〳〵のよし、如何成候哉と被申候間、ちと驚き、正より入候や、奸より入候やも難計候まゝ、私共一昨年掛り被仰付、彼地へも罷下り親覽仕候處、なか〳〵此のまゝにては、今以不治よしに承り申候と申候へは、なる程内に悪敷もの有之、此儘にては不相濟と申事の由承り申候、云々程も相知れ不申ま、もし御まゐ樣御願書のよふなるもの御座候はゝ、御ちんに入度存上らる〳〵、被遣被下候へはよろしく、夫とも御座なく候はゝ、御認め御上候てはいかゝと存上候、瀧樣へ申上候所、夫かよろしかろうと御仰に候まゝ、一寸此段申上候、早々

目出度〳〵もし、

返す〳〵せつかく御いとひ遊し候やうに、そんし上らる〳〵、めて度かしく、

◎上包是生樣　用事　喜ぬ

○五月十八日夜四更、關與左衛門◎大野謙介隱名來る、直樣模樣承り候處、爲差御變も無之、先つ御平に御座候、監察一手にては、調もの等とふに〳〵指出し、今や遲しと相待候處に御座候、此間牛抱◎牛抱勇次郎は、御小人目付北野省吾之隱名なり、安藤へ參り申樣、過日外御用にて遠山殿◎半右衛門へ罷出候處、水府の事しか〳〵のよし、如何成候哉と被申候間、ちと驚き、正より入候や、奸より入候やも難計候處、なか〳〵此のまゝにては、今以不治よしに承り申候と申候へは、なる程内に悪敷もの有之、此儘にては不相濟と申事の由承り申候、云々程も相知れ不申

候間、咄を切申候處、何れより入候や云々咄に有之候と、安傳(◎安藤傳藏)へ申候由、愈稻富(◎豐四郎)一手の內策廻り候事と心中歡喜致候、勝野(◎豐作)事も此間、小石川樣の女野中筆〔頭注、筆は勝野緣者の娘にて小石川へ勤居候由〕を呼下し事情承り候處、十一月比御前髮御取被遊候御下組にも可被爲在哉との事に御座候、此度は先日の御禮、尊答も可申上と奉存候由の處、不得拜顏して、書通のみ恐入候事候間、近々常陸の知行所へ廻りに出申候間、其節參堂得拜顏候迄、御無沙汰候段、宜敷申上呉候樣、申聞に御座候云々、安藤も追々盡力、北地紀行御早く御廻し被下候樣との事に御座候、〔頭注、寬政年中天下謙野次(◎木村謙次)幕府之臣近藤十藏(◎守重)僕と成り、蝦夷地へ參り申候時の紀行也、〕下曾根(◎金三郎)先生へも度々罷出、能折掛向に相成候間、そろそろ咄出し、私共は仙臺者之由申上置候所、一體は水戶のものに御座候所、中納言樣(◎烈公)乍恐御寃罪被爲蒙候付、歎願に罷出、四年この方御當地に落魄いたし、可然しるへも有之候はゝ歎願もいたし、萬分之一も老大君(◎烈公)御寃御解の御はしにも可相成哉と、辛苦をも厭ひ不申、斯の體にて世を過し、先生御門下に罷成、段々赤心をも御打明申上歎願仕、御手蔓をも相願候積りにて、是迄御隨身申上、御流義相學ひ候事に御座候と、一生懸命になりて申出し候得者、先生も流石感激の樣子にて、吾子の御心ざし感入申候、我等も仙臺ものには無之、水府の方と最初より見受、口には不出罷過候處、今日の御赤心相伺候上は、此上共無御心置御相談可申候、既に我等も、水府樣か樣被爲成候事扨々歎ヶ敷、乍不及御早ふ御開明に致度心掛居候へ共、なか〳〵急には參り不申、實父紀伊守へも度々咄申候所、是又內心その心得に有之候間、何とか工風も可有之、云々に御座候(下曾根先生は大名衆も至極御用ひ被遊候仁に御座候、此間營中にて松平越前樣(◎慶永)右樣の有志へは近付に成度とて、御申込にて御對面被成候事に御座候、)と申候間大きに安心、吉次郎相談之上、吉次郎事炮術執心に付、御隨身云々文通遣す、其節種梅記の墨帖一軸添へて贈る、文面跡へしるす、

○下曾根曰に、此節大諸侯にて出府、水戶樣の御事、殊の外骨折候由に承り申候、多分細川侯(◎齊護)ならんと推察仕候、去暮中も片山某と云もの出府、水府の御事しか〳〵と、事情聞步行申候由、土浦の藩中大久保要人宅へも、度々被參候而之咄に御座候、

一目附の山口內匠は、伊達遠州(◎宗城)の實弟のよし、是人も有志にて、盡力有之樣子に承り申候、

日下部伊三次より文通、

〔題注、日下部は太田村學館守、洗雪を志し出奔潛匿、所々へ歎願仕候事、忠義血誠可感可感、〕

御安泰被爲入候儀者奉敬承候事、唯々時勢猶依然、如何計御配慮被爲在候半哉、奉恐察候、將又賓屛(濱田平介隱名)方に而內聞仕候、可惜可歎事も有之、殘念奉存候、乍去其餘之御事者、先々御順之由、猶此上毫之障り礙も無御座樣仕度奉存候、今般事情少々承り候事共、川上君(荻吉隱名)迄貴答旁申上候間、乍恐御尋被遊可被下候、將南潛士無事、月初發軔に相成候間、乍恐御安心可被遊候、去歲庄內侯(◎酒井忠發)云々之所、就國後大に遺憾に致居候處、光陰如梭、此廿六日彌參府之由に御座候、是迄格外之效も無之候へ共、就國前金井氏態々袁常へ相訪、御模樣得と承候由、少敷無異にも非候半歟、今般何となく相探見可申歟奉伺候、細川侯(◎齊護)も在府に御座候、是も早春其臣片山なるもの、巨窪子へ態々參り、事情被承候事に御座候、最早夏も過半候處、上下之幽屈萬萬憂悶いかゝ、何分不日に青天白日奉祈候、恐惶謹言、

五月十七日　　實稼再拜(日下部隱名)

高敎君(玉楊下)

再啓時暑御自愛、御運策御尤奉存候、信越大地震後、種々災異等傳聞、內外多事之世の中に、不相成候へ者宜敷奉存候所、杞憂に不堪奉存候、別紙淸朝忠愍公(◎陳化成)殉難小傳畫像共に二枚、麾下之士より借寫し申候間指上申候、

丁未端午

五日迚待こし空は晴乍ら
　猶浮雲のへたつ筑波峰

勝野より兼々被賴居候胄緘等出來候間、爲指贈り申候木村謙次蝦夷紀行一冊寫出來安傳(◎安藤傳藏)へ贈る、

荻野吉次郎より下曾根(◎金三郎)へ文通之扣、

未得鳳眉候へ共、一翰啓上仕候、甚暑之節に御座候所、益御勇健被爲渡奉恐賀候、扨當今外虜覬覦彌益に罷成、神州片時も御弓斷不相成時、別而銃炮之道

尤急務之至と奉存候、銃炮御高名之程、兼々傳聞仕居候間、拜顏仕度年來之心事に御座候處、當節關與衞門儀、御流義へ入門仕候由、野生事甚未熟に者御座候へ共、別而執心之道に御座候間、折を以何卒拜顏、萬々相伺度存候、此壹軸〔頭注、軸は種梅記、墨帖、御筆、〕先君より拜受仕置候もの、處、幸與衞門出府に付ては、呈上仕度奉存候、御落掌被下候はは、大慶不斜奉存候、書餘縷々拜顏之上と、乍失敬呈愚札候、頓首謹言、

六月十八日　　荻吉次郎君寬（花押）

下曾根金三郎樣

板橋源介より書通、

一本鄉公用◎本鄉丹後守公用人より云々丹ゐ申遣候處、委細承知、併右之儀、丹より者口出し相成兼候、何卒將軍樣◎德川家慶より被仰出候樣左候へは何分含居候旨、就夫ては、おみつ樣◎德川家慶侍妾御里、西丸將軍御腹跡部惣左衞門〔頭注、西將軍御腹はおみつの方、跡部茂右衞門と覺也、〕へ云々歎願いたし候樣にと、極密公用人より申聞有之旨に而、公用より直に右跡部方へ申込候得者、丹にて云々含居られ候事に御座候間、早速可取計旨、是又委細承知之よしに御座候、一遠山半左衞門へ面會之儀申込置候處、不苦候間密々參り候樣、併此節少々取込之儀有之候付、其內沙汰有之筈にて、いまた面會不仕候へ共、一昨廿六日稻富◎稻富四郎遠山へ罷越、云々咄合吳候處、是又御後にては、云々の儀口出しは相成兼候得共、上より相掛り候節は、何分含居可申候、尙又當御家政之內、不正不當之儀も有之候はゝ、委細に承知いたし居度旨、申聞候由に御座候間、何卒辰年已來不正之儀、巨細に相認遣度奉存候所、尊兄思召者如何、相伺度奉存候、且又監察にては、何之譯にて天狗騷き立候哉、その譯柄もいまた得と不相辨樣子にて、唯今に矢張天印◎天狗は不宜と、心得居候樣子にて、中平◎中村平三郎も天印に者無之哉と、心配之樣子に相聞申候、其上遠山の口うらにては、一件に付暇等に相成、不首尾の族より、彼是手を盡候儀者、右之怨を含候て、彼是盡力仕候儀に可有之哉と、心得居候樣子、左樣に大健◎大野健介等より持込候儀者、大監之方に而者用ひ不申儀と奉存候、扨々殘念至極に奉存候、依而當御政事之內不當之儀とも、巨細に認遣し、成程

天◎天狗之申聞尤と心得候樣壹丹に相認、尙又面會之儀、委細相含爲置候樣仕度奉存候、何卒御了簡之上、幕へ者少しも差障り無之樣、御文作之御草稿、爲御指登奉願上候、監察之外者是迄之通、歎願致置候方、勿論宜と奉存候、尤稻富氏にて可然挨拶仕候間、此後水國之儀に付、監察之掛り候儀も有之候はゝ、極密可申聞候旨、遠山申聞之由に御座候間、右樣御承知可被下候、

一是印◎是生匡齋殊の外御盡力、田安の奥と後宮にて手を盡候由、委細は中平より申上候筈、當時之模樣にては、公方樣の御腹さへ解候得者、成就可仕奉存候、餘者追々可申上候、

五月廿八日認む

尙々阿勢◎阿部讃州正弘◎松平輔胤へ御問答被遊候由に而、高橋へも申遣、了簡申上候樣にとの尊慮に御座候間、則差下候間、得と御了簡之上否相伺度、尤當分者何事も御扣へ、追々御晴天之上、御調練等も御始之方可然、尙高橋より了管振申來次第、御受可申上旨、一ト通呈置申候、御尤至極に者御座候へ共、乍恐阿勢等へ、右樣之儀御問答は、先つ御扣被遊候樣、仕度事に御座候、併いつ頃御晴天と申御程合も不相分候へ者、彼是思召は御尤至極、扨々恐入候次第、片時も御早ふ御晴に仕度、御同意苦心之至に御座候、

御胸中奉恐察候へは、夜中快寐も不相成位に御座候、兎角否相伺度、早々申上候、御覽後御火中可被下候、此御親書御覽相濟候はゝ、爲御指登奉願候、此後御受呈候節指支申候間、何分御返却奉願候、以上、

一板橋より高橋へも爲見候樣にとの御親書、御意味は、御醫師惣髮、諸公子御紋所、御調練、綿服等之儀に付、阿閣老幷讃州侯へ御問答之始末、且大臣共私門を張候儀御立腹にて、只今之內少つゝも押付改候樣可致歟、又は晴之後を待候方歟、決兼候との御旨儀なり、四月十八日御日付、

六月廿日鐵炮町へ好便にて相屆候由にて、中村より之一封左之通り、

一翰呈上仕候、甚暑之砌に御座候得とも、愈上々樣益御安健被遊御座、恐悅至極之御儀奉存候、且先日

大謙(大野謙介)◎下り候節呈出候處、定而御手元へ相屆候儀と奉存候、其砌一封失念仕、依而三度(三度飛脚)◎へ指出候處、是又相屆候儀と奉存候、扨先日九日城御方樣へ御目にかゝり、委細者別紙之通りに御座候間、御賢察奉願候、殊に廿四五日方までには、姉樣(姉小路)◎一件も委細に相譯り可申と待居候事、是又相譯り次第申上度、猶此節者留守居後誠に取込にて、無寸暇罷在候間、左樣御承知可被下候、此御藥者、粉藥者常に御用可被下候、丸藥は御腹痛之樣之砌、御用被成候て可然旨、被申付御事に御座候、則指上申候間、御落手可被下候、先達て御厚意に罷成候殘金子、今日指上申度心得に御座候處、如何にも間に合兼、尤彼是手操のみ仕候事に御座候、此後之幸便に相納度奉存候、右樣御承知可被下候、遠(遠山半左衛門)◎方も相譯り、定而金田樣(板橋事)より御申送相成候義と奉存候、本印(本郷丹後守)◎も委細に相譯り、是は居り之事故、何れ御藥之元祖か先方にて、此方之藥事專一と奉存候、當時金印日々相掛り、骨折之事に御座候、今日者留主居後少々手透に而、主用合藥着を致候間に、相認呈上仕候位之儀に有之間、誠に麁文恐入候事に御座候、何れ當月末迄、宜敷御幸便申上度、如此御座候、以上、

六月十七日　稻村忠三郎(中村事)

小杉庄左衞門樣

同便相屆候三保山より宗益(中村)◎迄被贈候文之扣、

兎角揃兼候時からに御座候へ共、いよ〳〵御手前樣も御さへ〳〵敷御めて度、左樣に御座候へ者、昨日は部屋之者上け、くわしく御左右も承りよろしく、いろ〳〵御地そう共戴候と申、色々吹てう致候、何角御せわの御事御きのどく、其上御反物御品々戴き、ま〳〵御きのどく乍去時節之品にて、類燒後着かへもなくと申、ことの外有難り、私へも御かざり付の御しな御うちわ、御珍ら敷御茶碗、かつ〳〵御取揃被下忝、しかしなから何共御禮之申樣もなく、御きのどく成御事にそんしり、乍去植木はすき故そばへ置、日々なかめり、御隱居樣御始へ御目通り申上候、あつく御せわ樣戴候とて、ことの外〳〵有難り、御目には掛り不申候へ共、御願申り、此品は不宜候得共、有合にまかせ、御女郎樣御ふだん召にも成候半と、御目

に懸けり、

一平三郎と申御人へも、いの(三保山附女中)◎御目にかゝり、くわしく御はなしも承り參り、委細承り、被遣候御品も、先々御預り申り、一の川〔頭注、由是觀之、一の川はお光の方なり、前文お定の方は誤り歟、又御召使は總て一の川と唱申候歟不審々々、お定の方は、文恭公御召使おらくの方の姪也、お定の方父は、押田近江守、おらくの方の父は押田藤次郎、當將軍御腹なり云々〕も誠に何の御あいさつもなくこまり候まゝ、又御さは向をくふう致候と、そんしりまゝ、右之御返事、平三郎へ申遣し候と存居候、夫に而よろしくや、御手前樣へ申り、何そ品物取つくろい、其上にて申出し候と存候まま、少々手間とれ候、よろしく御願申り、部屋之者へまことにく、存懸も無御座候事、とふも何共御挨拶のいたし樣もなく、御歸し申候のも如何とそんじ、先にあれは戴かせ候まゝ、重而あの樣成御事被成候ては、もはや御手出しは致不申候、御手前樣よりよろしく御願申り、めて度かしく、

宗益樣　三保山

水野何某といふもの亡命し、故郷に歸りける時、名古曾の關にて讀けるとて、或人より被贈ける、けふゐは憂も勿來の關越ていはて忍の里に住まし〔頭注、水野鐵太郎儀、寺社御改正の元〆相勤、閉居致居候所、瑣細の品にて御暇に相成、其後江南へ差出し、諸方へ盡力致候もの也、〕

月日、某頓首再拜、呈書戶君執事(戶田蓬軒)◎曩者辱賜書及歌詞、書辭慇懃、有踰骨肉、歌詞亦風調妙絕、比託切當、忠愛之情、靄然形于字句之外、拜讀不置、感慨備至、僕與執事別、屈指既經四年、而執事之音容、宛然尙在睫眉、日夜不能無景仰之念也、忽憶、甲辰(弘化元年)◎正月、執事奉命將如江戶、前一夕、延政府諸僚於玉堂、置酒留別、僕亦以辱下僚、得列席末焉、竊聞深憐君夫人離居、且開拓北地等之高論、越五月、納言公(烈公)◎遽中輩語、傳國於今公(慶篤公)◎執事亦獲罪幕府、幽於邸舍、爾後管小接踵、綱維紊亂、正議之士、貶竄粗盡、兩邸隔絕、事變殆不可測、臣子豈安寢之時、僕不肖才力綿薄、不能挽回頹瀾、進退維谷、竟流涕于茅屋之下、仰天呼冤、未能使風雷擊齊臺、孱弱遠遜於婦女、固可愧怍、而日月如流、倏過三期、客歲暮

府出執事於禁錮、今春歸鄉、先太儒入倚門之情、執事一身之喜可知也、僕舍距執事之新居、僅數百步、可跂而望、欲日夕上堂、而復聞有司禁塞、不許他人往還、家鄉歩武之地、忽爲天涯、世道之變、可勝慨哉、雖然天地之正氣未竭、豈無剔盡而復、天定而勝人之日乎、則晤言之期、其可卜也、乃賦短篇、聊述鄙懷、伏謝執事之眷顧、且以期他日之約言、心緒萬端、書不盡言、伏仰亮炤、某頓首再拜、

玉輿自一向南去、每遇歲時思若焚、國歩艱難險於氷、人情反覆轉如雲、誰知滄海鯨鯢躍、獨嘆綺筵弦管聞、梅雨濛々何日霽、仰天號泣憶明君、

右伏乞刪正

弘化四丁未五月既望　高橋愛諸再拜謹稿

先達而者玉詠拜讀被仰付、難有仕合奉存候、御逸作奉感佩候、日々拜讀、格別消長日申候、又々拜吟被仰付候樣奉存候、偶作一兩首仕候所、例之爲出任、綱衞門御批點奉仰候、

述懷

永らへて甲斐無世とは成にけり同じ囚獄に在まし物を

心てふ物に形の有もせは斯る憂世を如何渡らむ

端午有感

思出る其古えの菖蒲草葺かふるにも袖そ萎るゝ

里の名もよしや常磐の松の戸は君か操のかさしとそ見る

よしゆき拜草

右の返しとて風の便に被贈候うつし、

弘經ぬし◎高橋多一郎の、なからへて甲斐なきよとはなりにけると、よみておこしける返しとて、

永らへて甲斐も有覽い勢の海の千尋の底の玉を拾はゝ

同し人の端午の歌の同し心を、

思ひ出て引にも袖を絞けり昔に香る軒の菖蒲に

横きる雲のふかきをなけき、晴まつ夜半のうき

思へ、忘るゝことのいつかわと、仰て空を祈ける

折になん◎へとひとの用ゐ方を誤るは水戸人の通弊なり今一々之を註せず、

日本の名にし絶すは雲晴て光をみせよ天地の神

打付に待かへしくそ思ゆる晴て澄ぬる秋の夜の月

又このころ月のあかゝりける夜

君臣の晴ぬ思に見とたに知てや空に月そ清けき

心てふ之御詠、御言葉御姿御趣意共全備、格別にも可有之、幾度か致感吟候、實に御絕吟と、乍不案内予は感し候、扨又此頃の癖言にて、いつも〳〵同し樣なる意味に、兎角落入候事に者候へ共、又綱衞右之通出來候間、乍汗顏御笑の種に爲御見申候、萬々宿痾全快、意想罷在候節と別紙相副、草々不具、

みな月十四日記す　戀哉

御返し

此里の松をかさしも耻しやたつと計の細き操に

山松のよに埋れし下枝の身操てふ名を聞も耻し

仲街の矢野◎唯之允より初而之音信有之扣、

天津空晴やらて、うき年月を重て、今は秋風そ空吹渡る初雁の便りに、君かおこせにし、深きなさけの玉章を見れは、たかねになく鹿の友こふ聲と、有明の月に夜すからあかして、浦こくふねのよるへなき身は、うきめかりもしを波、あまの袖にもおとらしな、ぬれにそぬれて色かへし、君か衣をいつしかは、ほしなんわきにみをつくし、たてる功のいさましき、君か言葉をまつ風の、音つれのみをいのりこそすれ、武藏野の月、さしも明らけきを、五月雨の雲にしおふわれ給ひ、いやへたゝり、今はいかにやますらんと思ひつゝけはべりて、

さやかなる月は雲井に閉られて嘸永からめ五月雨の空

親しき友の、君の爲せちに心をつくし給ふと聞、おふひなるいさをしそありなんとて、

君ならて誰かは越ん北の海の身に孀高き山をせ負ておなしき人の、臣の道にいたく心なやまし、身にいたつきもありときゝけるまゝに、

厭へかし君か命の永かれとけなはけぬへき身にも祈は雪はあつして竹杖たるといへる言葉を思ひ出て、

吳竹の雪に埋て撓めともひちに耻し益良男の道

私住む宿のさま、君にしらせまほしとてかくなん、

笹かにの糸のみ繁き我宿は月影もさへ潛み洩きぬ

思ふ事かひあらて、またの秋ともなりぬれは、物悲しきの餘りに、

言つてよ囚やの軒に秋風のそや立ぬ迚渡る雁金

日本に神の座すや君と臣の道も絕へき時し救て

御一笑可被下候、　ひとやの常ゆき◎矢野唯之允拜

高橋兄

會澤先生◎安詩作、

千波原上練兵休、華服繁絃日々稠、聞說江城虞海寇、萬邦黎獻上徽猷、　右夢世事

先憂憶昨役吳孫、忽見絃歌逐日繁、偉績未全銷

鑠盡、一聲遙聽震乾坤、　遙聞原上演銃
、竹樹鬱葱烟幾重、幽窓不借情人封、風傳青柳祠頭
皷、鳩喚常磐山上鐘、飛花昨惜殘紅敗、嫩梁日添
新綠濃、曲肱誰擬周公夢、至樂閑評勝萬鍾、

閑居　　曙光庵陳人

○六月廿四日爲土用見舞、書翰幷印物等若干認め、尼子長三郎獨歩にて、上途いたし候處、炎暑如何にも難凌、廿六日朝御留守居町稻富◎鐵四郎やしきへ着す、忠三郎◎中村平三郎大悦にて、既に此間中どなた樣なり、御出府に相成候もの哉と、伊東樣◎宗益御初め御待兼被遊候所に御座候、尼子申候樣には、先達て御心付之御藥御差下し、早速仲街へも入申候處、伊東氏深切之程には何れも感激、涙にむせひ申候由に候間、先樣へも御禮の儀は宜賴申候、して其後は如何に候や、高橋も事情承り度、日夜渴望致居申候と申候へは、能折御出府被遊候、伊東樣も此節御嫌疑も不被爲在、晝夜の御周旋に御座候、杉浦金次郎◎伊東宗益用人も私共一同腹を合せ、何事も伊東樣へ申上候故、本丹◎本郷丹後守も遠山◎半左衞門の方も、伊東樣胸一ツより御運策に相成申候、此間伊東樣にも、餘り〳〵一件埒明不申候付御心附にて、文恭院樣◎德川家齊御意入の老女藤澤と申人、只今隱居致し經定院と申て、本所に御住居被成候處、文恭公御代派◎羽カきの御人にて、只今以上樣◎德川家慶にも、何儀に寄す御取用被遊候由、それは〳〵寔に御大造に、御暮し被遊候御方に御座候、伊東樣眞闇三方に思ひ切、二度迄御乘出し遊はし、そろ〳〵例の御上手にて、御持掛ケ被遊候處、水府樣御事は、我等も御親しく御出入も仕り、別て御馴染深く御座候、其後御樣體も伺ひ不申候所、御愼みは至極御別段に被爲入候との御噂何候間、今程は御登營も相濟候半とも存候處、左樣にも無之由、扨々御痛敷御事に御座候、此儀は姉◎姉小路さへ呑込候へは、出來可申候云々、伊印申候は、委細之儀は水府表高橋何某と申ものより、指出置候平三郎◎中村と申者有之、其外私用人杉浦金次郎と申者、右一件之儀に付ては、兩三年骨折罷在、委細承知仕候間、近日之內乍恐御目通り相願、是より可申上候迎歸宅被致、四五日過印物取調、金次郎平三郎同道にて、本所の經定院樣宅へ罷越候處、御住居等いかにも華美にて、女の召遣計も六七人有之樣子に御座候、おつ〳〵御目通り仕候へは、宗益殿御家來と申はそなたか、又そちのは

高橋の隨身のものに候やと、威高き樣子にて御挨拶に御座候、私共初て右樣の御席へ罷出、場おくれか致し、平伏のみ仕、ろく〳〵御挨拶も申上兼候處、金印は流石諸大名へも手廣く出這入致候故、夫々宜敷御挨拶申上候、其節經定樣御話に、此間宗益との御咄の趣、委細呑込申候、必々御遠慮なく、御兩人より御申聞云々、至極打解て出候間、御冤の起りあら〳〵申上、尙更暴政云々、士民三四年も入獄仕居候旨、しかしかのよし申上候へは、夫程之儀姉の小路耳に入候へは、決て打捨へきわけは無之候へ共、如何致候事や、聞は聞程忠節のもの也、夫を何ツ迄も、其樣むこく致置候ては、第一公邊の御大政も相濟不申事なり、姉の小路事は我等部屋子にて養育致し、取立候ものに候所、至て下の情に通し候者故、斯迄御政事掛をも被仰付候譯也、右樣の事なと至て氣か附、理非分明なる人也、一體は輕き者の娘に候へ共、發明故御取立被遊候儀にて、水府樣御事は私等度々御同道仕、別て御親しく候まゝ、御愼之儀は御痛敷奉存候、當時關白殿御附の女中□□◎原本二字空白福岡なり、と申ものより、〔頭注、本文殿下御附女中福岡、佐渡奉行相勤候中野又兵衞妹之由、愚按るに、中野又兵衞は佐渡奉行は不勤、天保六の比仙石騷動在り、其節川路彌吉◎聖謨中野又兵衞寺社方留役也、其節の勤勞才發上聞にも達、人の知る處也、川路は佐渡をも勤、水越侯◎水野忠邦執事の時、又引歸され し有志の人也、老公へ金山細工云々、此人ならん、傳聞の人の誤ならん歟、中野又兵衞は當時御持筒頭也、川路左衞門尉は奈良奉行也、又按に中野又兵衞は經定院宿分の由、追て咄有之趣也、〕中納言樣◎烈公御登城被爲在候樣仕度旨、度々歎息承り申候、此者之咄にて、御愼み御宜被爲入候と申事承りき、此人の兄は佐渡奉行勤候ものにて、中野又兵衞と歎申人に御座候、佐渡の金山の金堀の圖をこしらへ、金堀の辛苦難艱の有樣を、よく細工いたし候品を、御愼の御慰にと、其女中より指上申候節、我等拜見いたし申候き、此女中なと至極御爲の儀申上候樣也、其後は打絕御噂伺不申候、今程は御登城も被爲在候哉なと存候所に候へ共、只今の御咄、扨々御殘念の御事也、此廿五日には、芝への上使も相勤申候間、御殿へ上り候まま、姉の小路へも委細に申聞可申候、先ツは小路の腹を得と聞、不承知にても我等幾重にも申含め、其上我

等同様に、老女の比丘尼義圓院抔と申もの五人有之候處、此ものへは上様にても、御懐を御明かし被遊、又我々より申上候事、多分御聽濟遊し被下置候間、此儀は姉不承知にても、我等御受合申上候間、決て御苦勞には不相成必す卿登城被遊候様相成候間爲御任可被成候様、宗益殿へも被申候か宜しく候、已に當春御側へ罷出候節、上様御意被遊候者、我等程不運のものはなし、三家は何れともいつれも幼年、相手にならぬ、扨々困ると被遊候事御座候、其節の様の時、水府様御隱居云々得と申上候へは、折も能く、御聞濟被爲在候御事と奉存候、一旦御憤りは被爲在候得共、近頃は御年を御召し被遊候故、別て御和らかに御成被遊候云々なと、御話御座候て罷歸り申候、其後金次郎度々罷出、色々咄合候由之所、經定様曰、此事は、本郷◎丹後守とのへ爲呑込置度もの也と被申候間、其儀はケ様ケ様、公用人矢野謙介太田專左衞門抔申もの抱込、日日の様に往來御座候、尚又丹後殿御妾之里何某は、宗益懇意の者に御座候間、是より丹の本心も承り候處、何分にも相含申候、已に此間小石川様身柄の者印物取調、兩三度罷出候所、在宿致候へ共、逢ひ不申歸候位に御座候云々、申上候へは、夫は御都合宜敷出來申候、我等も此度の一件心に籠て、乍不及力を盡し申候積りにて、堀の内御祖師様へ願を掛け、已に昨日御圖を取らせ申候處、それは〳〵誠に吉事のくしにて、悦に堪へ不申候とて、差出し爲見申候間、宗益へも拜見爲致可申とて、貰ひ罷歸申候、其節の咄に、御殿へ上り候儀、姉の小路へ問合候處、當月末は西丸御庭御出來にて、上様御成被遊候旨、來月四日五日方宜と、姉より云々に付、左様相成候由、且小石川の萩澤とは、別て御懇意之由にて御座候間、萩澤も御守殿様◎齊修簾中御義理のある御中、左様等閑に致候ては不相濟、是へも得と可申聞との事に御座候云々、御圖心切に遣吳候間、兒戲に均しく候へ共、先きの懸念至誠に感し記ぬ、

第九十六大吉

雞逐鳳同飛
高林整羽儀
棹舟須濟岸
寶貨滿船歸

にはとりほふわふをおふてとふといふ事はめて度事なり
高きはやしにとまり羽根をつくろふことなり
よくふねにのりてきしにつく
如くよを渡る事やひ〳〵と心のまゝなるべし
まんきんもふねにつんてかへるへしとなり

○伊東様◎宗益も春中より嫌疑を御さけ被成候所、後宮の方ももはや御構なく、先達てそろ〳〵お上り被遊候處、折節暑氣の砌、御部屋々々々戸障子をはつし明はらひにて、何御咄も出來不申姿に有之候間、直様下り可申と、うか〳〵致居候處、三保山殿遠くより見掛け、かいどりの兩すそを、兩手にて引揭け、廊下を駈て被爲入候由、宗益様も能折と御悦ひ遊し、御逢被成候處、直に御出にてよろしく、近比何の御氣遣も無御座、同志のもの幾たりも出來申候云々、よつて春中より御逢不被成候故、何れ是と御咄も御座候よし、三保山様には打續き御盡力、斯長く相成、賴に致候ものは死果、我身に取り高橋へ對し、餘り氣之毒に存候へ共致方なく、嘸や國元にては痛心、あがく様にも思召れ候事ならんと、明暮察甲候、お滿様◎お光ノ宛テ字も例の御氣質にて御柔弱、何事も果敢取不申候間、此間よりお花様御召遣、後宮無雙の佳人、尤氣性強也云々、水府様しか〳〵の事御歎き申候へは、私も委細承知いたし居候、夫は如何と申候へは、お定殿病中より、私へしか〳〵の由、三保山殿骨折、どふそ高橋の心願も叶えて遣し度、是のみ云云咄有之、御咄無御座候共、成丈上様の御側は、御取なし申上候ま〻、御氣遣無之云々、三保様曰、夫は夫は寔に安心仕候、お定様と云御方は、明日死候迄も性かたしかにて、斯迄御盡力被爲在候氣特の御人哉と、三保山様も流石御感激被成候由、其節お花様御咄に、上様にては、近比別て御年を召候ま〻、お和らかに被爲入、第一御自慢にて、三代將軍以來の賢將軍の思召に被爲入候間、何事もお崇め申上す候ては參り不申候、中納言様◎烈公は御別段、誰知らぬものも無之、御如才は無之候へ共、當春に相成、兩度迄御呈書被遊候所、琉球或は異船の事の様、ちらと奉伺候處、上様には三代將軍以來云々にて被爲入候御腹に御座候所、御政事等之儀、御差圖之様に取れ候哉、御呈書出候節は、御不滿之様に、御側なから奉伺、此儀は何とか申上度もの也、水府様あれ程御如才なく被爲入候へは、上様は上様に被遊候方、却て思召に叶はせられ、御宜御座候半、御如才なきにも御似合不被遊と、御懐を御打明御申談之由、お花様申様、此上何分にも盡し可申積りの所、乍恐上様にて、誰より被賴候と被遊候節、如何可申上や、三保山様曰、私事も小石川姫君様◎齊修簾中とは云々、依て兼々御賴み、尚又御國許

の御實母英想院殿◎烈公の生母外山氏 よりも度々文參り、是迄お定樣御一同、ひづを抜切申候へとも、未た御解不被遊、扨々困り候と申上候云々申候由、依て英想院殿文をは高橋へ申遣し、早速我等迄遣し呉不申候ては、唆付ものに相成申候まゝ、宜御賴申候との儀に付、それは極の御出來、寔に御安き御事也、早速申遣可申云云、何事も又々手を經候ては、埒明不申候間、高橋よりも直に文遣し候ても不苦候間、其振に御申こし被成候樣にと被申候よし、尚又姉◎姉小路の召遣お福も、近々伊東宅迄下け申度、內含に有之候處、いの◎三條山附女中此間下り、又々二番町◎伊東宗益へお福下り候樣にては、世上も如何敷候まゝ、外々の宅へ下り候樣仕組可申と、內はなし致候由申候き、上樣濱御殿御成も、愈八月に御極めに相成候、其節は御守殿樣御同行被遊候御內含の由、勿論萩澤◎御守殿附老女 事、あれ是と御叮申上候由に御座候、

○田安一位樣◎齊匡には、去夏中より御取掛りにて、一分始終御承知、至て御張込被遊候、是生より段々託し申候、喜奴◎田安附女中 事瀧浦◎田安附老女 へくわしく申上候故、瀧よりおるい樣一位公御召遣、大へ水府之事しか〳〵の由、申納言樣◎烈公再御登營云々申上候へは、夫れはとうにとう委細承知いたし申候、一位樣にも去年中より、彼是と御世話も被遊候へき云々之趣、去午五月御附渡邊能登守へ、歎願書幷七ヶ條指出し申候へは、直樣御加筆被遊、大將軍迄は出候云々、渡邊より響有之候き、此きぬと云女は、元より水府一件の事は委細存居候由、忠三郎◎平三郎中村面會之節、如何致候て、元より御承知やと尋候へは、私里方は四ッ谷の川村に御座候、水戸樣御國の御方々、入替り立替り御宿を申上、紀州樣御骨折之儀も何分存居、此間瀧浦さまへは申上候、宿元よりも賴も御座候所、其節は口出しもならぬ勢故、夫なりにて置申候云云、江月院樣も、一位樣へ度々御上り、右之事被仰上、先日は越前樣◎松平慶永被爲入候節、江月院樣御前へ出、水府樣御咄に相成、越前さまにも、殊の外水戸樣へは御張込にて、少しも早く御開明に致度候、併我々共如何樣骨折候共六ヶ敷、扨々困と越前樣被遊候へは、おるい樣被仰候は、左樣には候へとも、小石川御守殿樣◎齊脩 より御願被遊候へは、造作もなく御出來被成候との、御含の由に御座候間、御住居樣には御兄弟樣の御仲故、常磐橋樣◎松平慶永 より、中納言樣右樣被爲入候儀を、御打捨被遊候ては、哀公樣◎齊脩 への御義理も被

爲在候まゝ、是非御願被遊候樣、御進め申上候へは、小石川樣には萩澤も有之、最早より御願被遊度御心願に被爲入候まゝ、流石御打捨には相成ましく、依ては私より、御住居樣へも申上候まゝ、其御含に被遊候樣、越前樣へ申上候得者、越前樣にも成程能御了簡也、左樣ならは御進め云々、御賴申候と被遊、其使は祇園院、文恭院樣御代園山と申候老女、今比丘尼也、同人事、以前小石川樣へは、御緣談或は御內願等之儀有之節、お定殿より御內密御使に被參候人にて、其文も御內、老公の御手元より拜見仕候事有之き、此御人小石川町に御住居被成居候付、私共幷金次郎◎杉浦も度々參り、事情委細に御咄申候へは、殊之外御張込、近日常磐橋へ上り、しか〳〵の儀可申上候へ共、書付もの無之候ては、空に相成候旨御申聞に付、日夜駈歩行之中にて、寸隙無御座候處、伊東樣◎宗益へ御執筆にて御認被遊、尚又紀州樣御盡力之儀も、御聞れ申候間、是又廉計も認候樣申參候間、先達て御遣被下候書付相添、御廻し申上候、祇園院樣と云御人は、誠に深密に屆過候位の御人に御座候、經定院樣も、水府之御方初め、百姓共數十人獄屋に入難儀致候由、夫れか埋れて居候を、我等比丘尼の身にて、陰なから救ひ助命致候へは、嘸や後生にも可相成、是のみ剃髮致候ものゝ、役也と被遊候、義園院樣もその御含に御座候、罷出候每度入費有之、此間中右騷きにて、晝夜不寐に駈廻候事に御座候、然處伊東樣より、如何樣にてもと被遊、御助力に罷成、尚又稻富氏◎巖四郎よりも、大切の場合也とて、知行所より爲差登、當季凌申候、左樣思召可被下候、伊東樣も此の樣に手の廻り候事、是迄も覺え不申候、流石御三家樣と申は恐敷もの也、是にて決て出來ぬと言事は無之、何卒此勢のさまを、御國の人に爲見申度と度々被仰候、今少し手を廻し、經定院殿一兩度も御殿へ出候上には、高橋を爲呼登、大造にして對面爲致不申しては不相成、此段は只今◎脫カより含居候樣申遣へし云云、長三郎◎尾子事上着、翌朝より伊東幷義園等よりも、逢申度候まゝ、早速御光臨云々、稻富よりは、その宅に寓居致候間、日々の便有之處、夏支度一切無之、單物一枚にて罷越候間、急に甲州屋を呼、古もの求申候處、丈短くよごれ申候間、直樣洗ひ張に遣し、兩三日隙取れ候間、俄に中暑の振にもてなし取伏申候處、奥より御藥幷種々の物被下、よふ〳〵かたびら出來候所、是迄と違ひ、小川町麹町本所貳番丁へ參候事は、手土產又は日々の入費も多分相掛り、金次郎よりは

兩國納涼被誘申候所、不快之振にて一切外出不致、平三郎計差出申候、此度は如何にも上途金無之、三浦等打寄七囚はし持參致候所、平三郎燒附候砌故旁差支、不手持にてはづし申候由、○本郷丹後守の方にては、毎日の樣太田專左衞門より往復有之、近日御目附方へ、水府暴政吟味掛り出來候旨申候處、當にも不相成候と存、日下伊三次を呼、監察の方を探り申候所、此節鈴木健次郎掛り被仰付候由申候間、稻富四郎より遠山半左衞門の用人を呼、內々探り申候へは、御咄申上候儀にも無御座品に御座候所、鈴木健次郎掛り被仰付、跡一人は健次郎へ撰御懸に罷成候へは、喜多野省吾と申者、是は麻布まみ穴に居申候、僞名牛抱と申候て、辰年此かた掛りに罷成候男にて、水君も罷下り申候人に御座候、大抵右兩人にて相分り可申候へとも、事に寄候へは、御國表へ差下し申候間、其節は私共より、御內々申上候、尙更先方へ參候御方の御名前も、相伺可申候云々、此度小石川にて、何歟役人共騷かしく候處、內々加治左馬之介より、內藤々一郎へ持込探り申候へは、廿二日阿閣正弘より、士民のもの、御日柄も立候へは、何とか御扱振も可被有之云々、御達に相成申候、愈天狗の仕業也、此樣に天の申事通り候ては、迚も六ケ敷とて、色を失ひ申候由、依て讃州松平賴胤より書取を以、云々の譯申候趣なり、追々探の所、讃州より指出候書付は、御目附方へ相廻り候歟の趣、遠山用人口氣に見え申候、依て掛り出來候事ならん、右の騷の所へ、仲町獄屋の圖面、遠山込平三郎持參す、其節申樣に、暴政之儀は無相違候はゝ聞申度、尤流浪致候天狗より聞候ては、申立に不相成候間、只今勤居候士林より承り申度云々、依て板橋源介事、御祐筆相勤、國の事も委細承知致候間、是より申上へしと申上候へは、夫れはくつ竟なりと被申、近日御出に相成候筈に御座候、本郷用人曰に、中山信守と云人は、主人も左樣申候か、門地計りきみ、外家老御同樣御取扱にては差支云々、我等播磨守松平賴繩實弟なり抔申、御使の方は二の次に御座候、誠に馬鹿な男なりと屋敷中咲申候、幾度罷出候共、決て御苦勞に不相成候、此間は內藤等、三度程大造の印物持參にて被參候處、主人在宿に候へ共斷逢不申候、印物は受置申候、何程參候共、決て御苦勞に不相成候云々申候由、

士民一件、御聲掛り有之候事、心に當り申候、此廿

六日仲町獄屋へ、御徒目付蔭山又十郎一間切立入、炎暑之砌、只上りもの不案梅なる品差出候へは、早速御申出可被成候、此暑氣實に御養生御大切に御座候云々、初て達相成申候、廿二日御吹掛より、氣味惡しく相成候事と相見え申候、

○六月廿九日之御親書、七月五日謹て拜受す、

御詠拜領す

通路の二の橋は有ぬれと蹈見る度に危かりける、

本丹本鄕丹後守より水國の探索申付、其者より取調指出候書付、極密內見に遣し候扣、侍中の臣太田專左衞門と云者の手より、極密得たり、前中納言殿公烈御愼御隱居被爲仰蒙候根源は、先年御在國中、別て文武共御勵御出精にて、且御家中上下共諸藝を被爲勵、格別思召深に付、一統其意に准し、我劣しと專ら武門に志し、然處段々增長に及ひ、御國城內へ、弘道館と唱文武稽古場造立に有之、文學始め弓馬鎗劍柔炮術に至る迄、右場所にて稽古いたし、右出精之趣、附ては種々新法被申出、士民とも迷惑難澁致候儀も、間々有之候へ共、右者義公殿光圀に御習被成、從來の流弊を御立直し被成度思召に候得共、元來御勝手向不如意にて不任思召且文武之道年來未熟に相成候を歎敷被思召、相勵候樣にとの御手段にて、於御在國、或獅子狩と號し山野へ致出張、陣立双方へ立別れ、鳥獸抔弓鐵炮にて討留、又は鎗を以突留候抔、近鄕近在へ風聞有之候に付、御領民を始め、他領之人民老若とも、態態見物に罷越候程の取沙汰、又は寺院破却之一條、是は不行跡之僧共を、退轉せんか爲取行候思召之所、悉小才之御家臣、中納言殿之御深慮を取失ひ、譬へは不法の寺院、破却被申渡候節は、不行跡之僧計退轉可致筈之所、我意位勢に任せ、無罪之僧迄追拂ひ、寺院打剛候抔、不法被行候由にて、無罪之僧共深く相歎き、江戶表へも出府之上、夫々歎願致し候哉、自然公儀にも御安心不被爲在、右等之風評、四方に流布致し候儀に付、御愼御隱居にも相成可申場合に至り、既に御愼中、駒込御下屋敷におゐて御行狀之樣子、御一間に御籠有之、長髮麻上下着用、朝暮雨戶を引錠外し、闇夜之如く被成置、御食事之節は、燈を持て爲給候樣、何事も附家來取扱に任せ、聊御我儘成事共は無之、右樣御身之上に被爲成候も、御家臣之中不實之者、定て御見當り、御推

量可有御座儀に候得共、毛頭其氣色なく、御一身之失也と、只恐入候事と、朝夕被思召、右御愼御免已後、當節に至り候ても、先年御心得違之事共、深く御恐怖之御樣子にて、諸事內輪御仁意而已と、專ら風聞相評申候、

○平三郎より、御目附遠山半左衞門殿迄入內見候仲町押込之繪圖扣へ、

◎原本此間牢獄の圖あり今省略之

〔頭注、右幽囚の圖は、關與衞門よりも、大久保◎要を以て阿部閣老◎正弘筒井紀州◎政憲へも差出す、筒の方は下曾禰威遠より差出す云々〕

慶長十四年以後、蟄居にて囚獄同樣、別屋敷へ座敷牢出來、大小共引上、押籠之前例なし、監察幷衞卒三十人餘、不寐番なり、後見之砌と申、暴政とも云へし○矢立筆墨紙引上けの事○糸針所持不相成事○火箸引上け之事○小刀幷きるとふし、張かね引上之事○髮結之節下役立合、四疊半へ同心立入候事、幷爪取候節も同斷、但下役共立合之節、辭儀不禮之仕末不少、勿論辭儀致候者も有之事○病氣又三里等艾點致候節も、醫師へ爲見候砌、必物頭徒目付立合にて、醫師內へ入、樣子等一見の事、但藥は同心共煎し持參之事○物頭日々、朝暮過と兩度見舞之節は、無刀にて來る、御預け者之例之由○物頭同心とも、朝夕寒暖の咄のみ、其役替等之事は一切不致、此方より申候へは、甚迷惑の樣子也、同心共當未年に相成候ては、世上咄等致、格別慰みにも相成候事、何れも御目附方を兼候樣子に見ゆ○食傷かくらん等の節、夜中抔は別て藥用意無之、指支候間、手當等度々物頭へ賴候へ共、只今に手當不致打捨置、急に腹痛有之候ても、醫師を乞ひ候迄にて、朝申立候ても、極夕或は翌日抔、全快之上醫師參り候事、一同歎息致候事○日々煎し茶、兩度位被下筈之由之處、圖に認候通り、格子の間へ茶碗を出候へは、同心共出候儘、土瓶よりつき込、又其次々へ次廻しに致候段、不敬の取扱之事○朝晝は平汁香之物、夜食は八杯豆腐の平香之物にて指出候處、かふれ椀或はかけ椀、犬猫同樣之御取扱一同歎息之事、但物頭藤田繁藏組に限り、都てかよひ盆にて致、士の取扱也、茶も同組は、去午正月より直に指出候處、其外組筋は百日餘過候て、漸々一日一度

つ、指出候事、附り塀和角之允組、安松太一郎組は、實意を以無伏臟いたはり取扱有之、其外は無禮等言語同斷之振舞之事、併惣組貳百人餘之內には、義氣有之、實情なる者も相見候得共、相組の奸卒を兼、壹人にて働にもならぬ勢も相見候事、又奸卒數人有之、萬事落度をひろい候者も有之、是は政府幷監察より、內意を受候由、其外衞卒の內には、日々出候ても辭儀不致、四疊半前を、無遠慮どた〳〵通用、不禮至極の者有之事○下役共繪圖の通、三尺の板椽日々通用致候へ共、目と目を見合候ても、是迄一度たりとも辭儀致候事無之、不禮之段物頭も噂致候事○四疊半へ入候て不苦候品、火鉢杉火箸共渡る、夜具茶碗書物、是は間柄より指越候へは、物頭改之上、御目附方へ小頭指出、一枚每に改候て、當人々々へ小頭より引渡候事、引替の節も同斷○艾ひゝ紙は、入用次第御渡になる○たらひ、てうず鉢、手拭かけ、草ほうき渡る○烟草相用不苦、間柄より取寄候族も有之事、

○六月廿九日御親書御下けに相成候、惣髮等之儀に付、長野の口氣始て承知、晴迄は構不申云々、暴政取調置候樣云々、不疾錄◎不愼錄ノ事カ安食より廻し申候半、見置可申云々、仲町之者へ、此藥遣し候樣可扱云々の御意味なり、

國友◎與五郎より之書面扣、

呈一書候、土用中に者冷氣過候而、何となく寒心之處、責而殘暑に而も有之樣致度奉存候、愈御安泰奉賀候、其後御樣子も不致承知候處、追々傳聞候へ者、爲差御次第も無之、戲場揷花茶湯和歌等之類、至て御風流に御消日之由、御尤に御座候、外之事は兎も角も、茶湯者眞似形のみにて、深入者御無用に可被成候、右者大に害心術候ものに候間、例之老婆心に而及御文通申候、但當座通世之爲に者、何事にても不苦とは申ものゝ、品によりては不知不識、常の則に從ひ候事有之もの故、一寸得貴意候、扨又此間者令弟より御傳達、美絹御投惠、小生儀も本意に者候へ共、定而少々之內を、御配分に相成候半、每度御厚意奉感佩候、むだによごらし候も可惜事故、御親書抔の表裝にも致候はゝ、兩樣共宜敷可有之と、珍藏致置申候、右之儀者家族へも口外不致候間、御安心可被下候、扨老尼◎是生も達世之由、老年と

は申なから、可惜人物、南紀已來愛妾と申、旁鬼角横ナワレ候勢、是も天に可有之歟、扨々憤惋千萬之事に御座候、右之替りに相成候人物も、有之由に者候へ共如何、近來之模樣は如何、好音も無之哉、如此長日くらしかね申候得共、定而いつもの通り、いそゐては出來ぬ抔の所に可有之哉、如何々々、御示敎可被下候、琉球之說抔者無之哉、近來出入之人も無之間、別而世上の風說も疎に相成、彼是と臆度致のみに御座候、佐賀にて舟を焚と申儀、實說ならは大變なる模樣に御座候、幕議愈左樣にも候はゝ、迚も英明抔の御出現は、柚子の葉落る時には有之間敷や、苦心々々、貴兄に者時勢も御洞見有之候半、ちと御示敎可被下候、峰夫人(齊修)簾中不時之御登營と申事を、風と承り候所如何、實說にも候はゝ、定而御婚儀抔之事にも候半、是又如何、何を申も管中窺天に候間、當今之事情も測りかね申候間、孫太郎へ御一書可被下候、今日農事片付候て、色々認もの致候間、亂書御推覽可被下候、貴答待入候、頓首、

六月廿一日　　浮學生(國友隱名)

敬鄉賢兄(高橋字)

丙午六月閱邸報、慨然賦三首、

細柳營前氣已蘆、休嗤烽火燭甘泉、有司畢竟曉時勢、肯把虜船爲賈船、

出好奧戎同一船、足食足兵海爲田、履霜今見堅氷至、早旣朶頤三百年、

三眼由來宇內望、寧知更作醉眠鄉、生民膏血如泥土、歲々年々飮犬羊、

炎熱如焚、淸風故人不至、酷吏得々來、勉强援筆爲高敬鄉、　善庵克(國友與五郎)稿

有客善歌我更和、有酒善醉我亦酡、鷄鳴何處天地晦、風吹倒山雨傾河、此時謝客又絕酒、不醉不歌奈秋何、

偶成書爲高敬卿、　善庵克草

仲町より遣し候書附扣

十貫目御憤發、乍恐御胸中を奉恐察候へ者、御尤至極被爲在候處、追々御衆論も御座候通り、却而御損而已立候儀、眼前之勢に候へ者、どの樣にも御喰留置申上度、且精々申上候迚、頻りに御留申上候計にて而、御服に入候所却而如何、孝(高橋多一郎)も追々無如

才至誠を盡し候儀、又麥(幕府)事情之儀も、御承知に被爲在候ての上、御憤懣之餘り、遂に御發し被遊候儀と恐察仕候へは、不得止御事に者候へ共、尙又厚く東湖へ相談相掛け、麥內外之事情をも、尙更よつく申上、御腹へとつくり入候樣の御合藥は有ましくや、乍然先達而も兩田(藤田戶)御厭ひ、必構ひ申間敷云々抔、御沙汰も被爲在候由に候へ者、定而御直に者、風程にも淸香を仰候儀は無御座候半、左すれは此方より、口を切候儀不相成事と被存候へとも、孝より再應申上候にも爲致、又何と歟良劑之心付、可有之哉も難計、返す〳〵如才は無之儀と存候へ共、此後益御大切之儀に候間、得と御相談之御座候樣にては、如何仕候もの哉、此事のみ心附に任せ申上候、猶賢考所仰候、頓首、

安　島(彌次郎)

原田(兵介)先生兼呈諸先生

○六月十五日貳番町主人(伊東宗益)より、良藥貳種幽囚之者へ迚被贈ける、幽囚の人何れも有難、以詩歌謝之、

刀圭妙手異尋常、醫世神方仰扁倉、遙境曾無半面識、深情忽見一囊香、回春久望密雲散、緩后空嗟夏日長、四海何邊不瀑熱、淸風頓入肺腸凉、

右得良藥服言懷、　金澤憩齋

親しき友のもとより、氷さとうちふものとさる內にてあるよしにて、丹といへる藥を贈られしにこたえて、

あまひこの氷室より社分(ちけめ)暑さも共にとくへからまし

昔聞國を癒せし醫師ありと今汲てまし赤き心を

桑原翠陰(幾太郎)

風ならて、かよひつへくもなか町の、關の戶さしはかたけれと、月かけとゝもにやもり來にけん、水無月の末つかた、友とちのもとより、人目つゝましう、包み籠たるものおこせたり、松風のくるやおそきとひらき見れは、文いと細やかに、いふせき事もとくはかり、鳥のあとさやかに書つらね、見るも凉しき氷さとふと云ものをなん、おくられける、蘇武かむかしも思ひいてはへりて、

降來つる雪の惠も斯と社古へをさへ思合すれ

江戶の何かしとかや聞えし人の、世をはゞかりて、人知れすわか君(烈公)の御ために、こゝろはせふかく、おのれ等かひとやのおきふしをさへ、うしろめ

たくおもひ、はる〳〵とおくれりけるなりとて、二くさのくすりをそ、友とちのもとよりおこせける、さしもやん事なき藥にしあれは、露の身もはた、たのむるのみならす、いとたのもしくなんおもほゆれは、

なとて斯深情そ荒磯海濱の眞砂の數ならぬ身に

幾重なる關を隔て隅田川渡るとなしに通ふま心

文月初二日　金孫拜◎金子孫次郎

高橋ぬし

先達而者御詠歌拜見、不堪感吟候、乍延引序故御返歌氣取、左に懸御目申候、いゝ度事は限なく、舌は廻らす、御一笑々々、

相みんと思ふ心そ彌增る色香も深き君か言の葉

なやましき世にしも有哉斯る時磨け益良男大和魂

梓弓囚やにと社思ふらめ猶引しほりいるそ益良男

武藏野に猶分入て紫の赤き心を世にあかしてよ

遠方にすめる人の、日比いとおさ〳〵しく物し給ふとさへきくに、おのれらをしもおしみつゝ、藥をなんおくりこしける喜しさに、

は山なる下草にたに思入ておく白露の心床しき

百草の枯るやは厭ふ武藏のゝ薄紫におき增れ露

矢野常之◎唯之允

一盟友寄示其述懷詩、即步韻答其盛意、

生平迂拙慍群肖、踼踔泥塗豈特焚、闔國一朝誤步趣、引荒累歲亂風雲、草扉歌就尙今存、戈下結纓嘗昔問、有二百年覆載在、記魯叟語父兼君、隔絕人間更再憂、容身板室暑如焚、虫鼠據陰盡迫側、圊坑密席氣畏問、震雷俄焉思驚睡、鵬翼有時蓋爲雲、欲援涼冷驅幽熱、日坐北窻對此君、　桑原翠陰

○七月十一日三度飛脚到來、大健◎大野健介より藥種數品、書面爲差儀も無之間不記、稻村◎中村平三郎より書翰左之通、

先日中者尼子樣◎長三郎御微行に而委細相伺候、此方之御模樣も、逐一御聞に達し候儀と奉恐察候、其後迚も同樣にて、追々宜敷事と奉存候、扨本所經定樣◎經定院之一件、とふに〳〵御上りにも可相成之處、御殿に而御指令有之、追々延日に者相成候へ共、今日抔多分御上りに相成候樣子伺置候故、是又左樣に思召可被下候、遠◎遠山半左衞門の方も此度は、兎も角も仕方相立候含之積りに被申聞候間、是又御安堵之一

廉にも可相成哉、且當時心配仕候儀は、金田樣へ板橋事相願置候儀計に而、御拔の一件計、苦心仕候事に御座候、外々の手續柄之類は、幾重にも宜敷、併巨細之儀者、近日之內相分次第、早速申上候心得に御座候、乍去此間阿部樣◎正弘より御吹拔、小石川樣にては、此節所々へ手を廻し候樣子にて、油斷は難相成時節に有之候得共、打負候存寄は無之候間、左樣思召可被下候、此節私共も中暑に而少々不宜、尤取臥候程の儀にも無之、乍恐御安堵可被下候、猶當月下旬方に、加吉樣等貳三人樣も、御微行有之哉の由、御申越奉畏候、併大君御微行之儀は、追而申上候事に御座候、先つは御容體伺旁大略、御高免之程偏に奉願上候、以上、

七月七日出す　中村忠三郎

小杉庄左衞門樣　几下

○七月十二日夕雲上◎烈公より天降候御手製御藥、赤沼へも手蔓有之候はゝ、配分致候樣、併もれ候はゝ、不便なから遣し不申樣にとの、難有尊慮被爲在候處、北郡に安島貢、黑澤才介と云義人有之候間、何方よりとも不申、御藥三種遣し、赤沼へも夫れ〳〵配分致呉候樣申越、野村彝之介夜行致候へは、安貢拜戴仕候、其節之物語に、此間中爲解兼申候事御座候間、鳥渡出府、御程合伺可申奉存候所に御座候、去月廿六日天野參政より、石神村岡引を御內々御呼出し、火附御疑心にて入牢仕居候四印介事一件委細御尋、且又用達壹人、黑才知音之者へ罷趣、出牢一件は、參政衆へ歎願も致候へは、何と歟御扱振も有之云々、よつて金子何程かし呉候樣との事に有之候所、如何致候ものやと存、相窺可申上とは思案も仕候所、却而奸氣凌にも相成候間、取集めかし遣し申候、過日參政へ罷出候處、對談相濟、出牢一件は我等骨折而殺しは不致候間、安堵致候樣尙又遣もの等之儀は、矢張我等前にて包、差出樣にとの存分、しらに被仰候間、奥樣御始め、若樣御家來衆迄、夫れ〳〵御附屆申罷歸り、不思議を打居候處に御座候、左候へは、幕の方より云々にて、どふしても動き候處故、働き振り爲見候儀に相見申候、且又只今黑才へ結城◎寅壽より使にて、金子貳拾程才覺致呉候使參申候付、如何可致哉、一向眞闇どこらがそこらや不相分居候處ゟ、南情云々相分申候と申き、三政云々天野の奸策にて、行掛の駄賃に〇をしめ、我働